

T A M A N A C I T Y M A S T E R P L A N

玉名市 都市計画マスタープラン

交流・快適・安全・自立

人と自然がひびきあう 県北の都 玉名



平成26年 3月
熊本県 玉名市



玉名市長 高 寄 哲 哉

ごあいさつ

本市は、平成 17 年の 1 市 3 町（旧玉名市、旧岱明町、旧横島町、旧天水町）の合併から来年で 10 年を迎えます。

この間、玉名市民はもとより県北地域住民の念願であった九州新幹線鹿児島ルートの特設全線開通による新玉名駅の開業をはじめ、国道 208 号玉名バイパスの特設全線開通など、本市の発展には欠かすことのできない社会資本の整備が整いました。一方、市民の皆様の利便性を最優先した地上 4 階建ての市役所新庁舎も来年 1 月の開庁を目指し、工事が順調に進んでおり、本市の都市環境も大きく変貌してきつつあります。

しかしながら、高度経済成長期に整備された公共施設をはじめとする都市施設の老朽化は著しく、長寿命化などの改善を含めた対策が喫緊の課題となっており、また、これからの少子化による人口減少や超高齢社会、地球環境問題、防災対策などにも対応した都市づくりを進めていかなければなりません。

このような社会情勢の変化を背景に、この度、玉名市における将来のより良い都市づくりを目指すための基本方針等を定めた「玉名市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

この「玉名市都市計画マスタープラン」は、上位計画である県の都市計画区域マスタープランや玉名市総合計画をはじめとする各種関連計画を踏まえ、概ね 20 年後を想定した本市の都市づくりの理念や目標などの基本的な方向性を示すものであります。

今後は、この計画を基本方針として、市民の皆様に「玉名市に住んで良かった」と言われるまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。

最後になりましたが、「玉名市都市計画マスタープラン」の策定にあたり、熱心にご審議いただきました玉名市都市計画マスタープラン策定委員会並びに玉名市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップなどを通して貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様と関係各位に対し、心から深く感謝し厚くお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

【 目 次 】

序 論	はじめに	
第 1 章	玉名市都市計画マスタープランについて	1
第Ⅰ編	現況編	
第 1 章	本市の概況及び上位・関連計画	5
第 2 章	市民意向の把握	53
第 3 章	都市づくりの課題	79
第Ⅱ編	全体構想編	
第 1 章	都市づくりの方針	83
第 2 章	分野別まちづくり方針	93
第 3 章	中心拠点を取り巻く今後のまちづくり	133
第Ⅲ編	地域別構想編	
第 1 章	地域別構想	137
第Ⅳ編	計画の実現に向けて	
第 1 章	実現化方策	177
(巻末) 参考資料		

序 論 はじめに

第1章 玉名市都市計画マスタープランについて

1-1 計画の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条第2項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられる計画であり、各市町村が創意工夫のもとに、市民の意向を反映させつつ、地域の特性を踏まえて定める都市計画の基本的な方針として、平成4年の都市計画法改正により創設されています。

玉名市（以下「本市」とします）は、熊本県の北部に位置し、阿蘇外輪山を源流とする菊池川の恵みをうけ、豊富な水と緩やかに広がる玉名平野を有し、小岱山と金峰山系の山々、そして豊穡の海有明海を望む、恵まれた自然の中に息づく歴史と伝統文化を伝える田園都市です。平成17年10月3日に1市3町が合併し、平成23年3月には九州新幹線が全線開通したことから、熊本県北の玄関口となる新玉名駅を有する都市として、市民のみなさまが「住んでよかった」と思えるまちづくりに取り組んでいます。

さらに、本市では平成24年3月に第1次玉名市総合計画後期基本計画の見直しにより、本市の将来像として『人と自然がひびきあう県北の都 玉名』を目指し、様々な取り組みを進めているところです。

また、これからのまちづくりにおいては、都市と農山村、市街地と田園地域などと分けて捉えるのではなく、一つのまちとして一体的に考えることが重要です。それに伴い、都市計画マスタープランも都市計画分野だけではなく、ソフト面も考慮した総合的なまちづくり方針としての役割も大きくなっています。

このような背景を踏まえ、玉名市都市計画マスタープラン（以下「本計画」とします）は、総合計画などの将来像や都市計画の基本的な方針、玉名都市計画区域マスタープランなどの上位計画に則したうえで、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設や景観など、都市を構成する様々な要素に関して、総合的・長期的な方向性をまとめます。

1-2 計画の対象区域

本計画では、行政区域全体を対象区域とします。

都市計画マスタープランは、原則として「都市計画区域」を対象に計画するものですが、本市は1市3町が合併した都市であることを踏まえ、対象区域を設定しています。

1-3 計画の期間

本計画の期間を平成26年度からの20年間とします。

ただし、都市計画に関する情勢やまちづくりの意向の変化を受けて、必要が生じた際は適宜・適切な見直しを行うこととします。

1-4 計画の構成

本計画は、本市全体のまちづくりのあり方を定める「全体構想」と、本市を6つの地域に区分し、地域ごとにまちづくりのあり方を定める「地域別構想」により構成します。

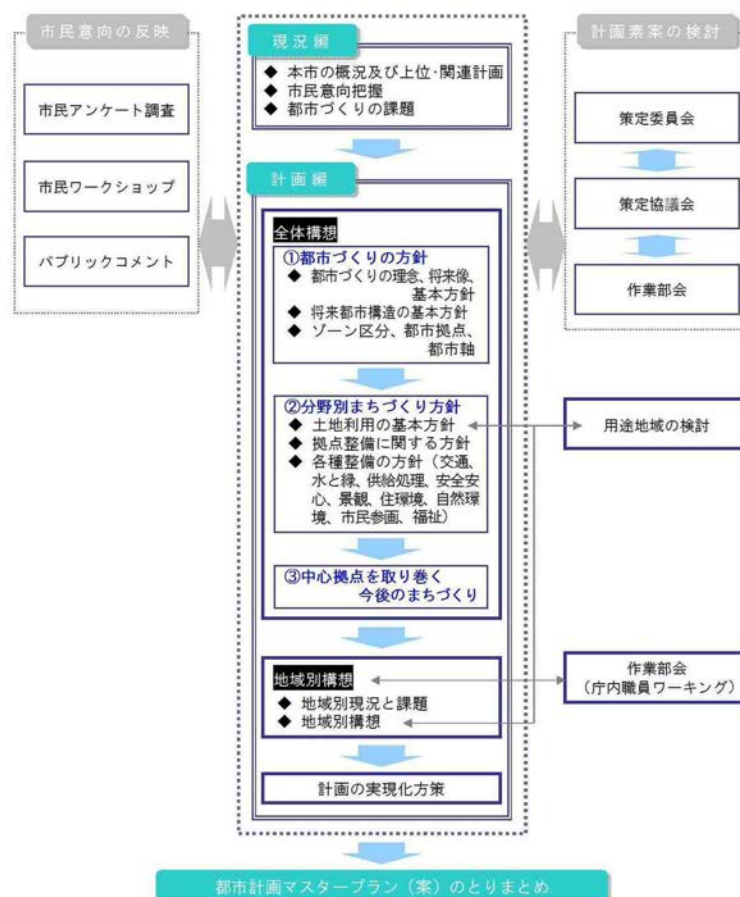


図 都市計画マスタープランの構成、策定手順

1-5 計画の策定体制

本計画は、策定する上で「策定委員会」と「策定協議会」の2つの組織を中心に、市民意向を取り入れながら検討しました。

「策定委員会」は、学識経験者、関係団体役職員、関係行政機関などによって構成され、計画検討の舵取りの役割を担い、「策定協議会」は、会長（建設部長）、庁内関係各部長により構成され、計画の実質的な部分について検討しました。また、必要に応じて、本庁・各支所の若手職員などで構成する「作業部会」での意見収集も行いながら、本計画を策定しました。

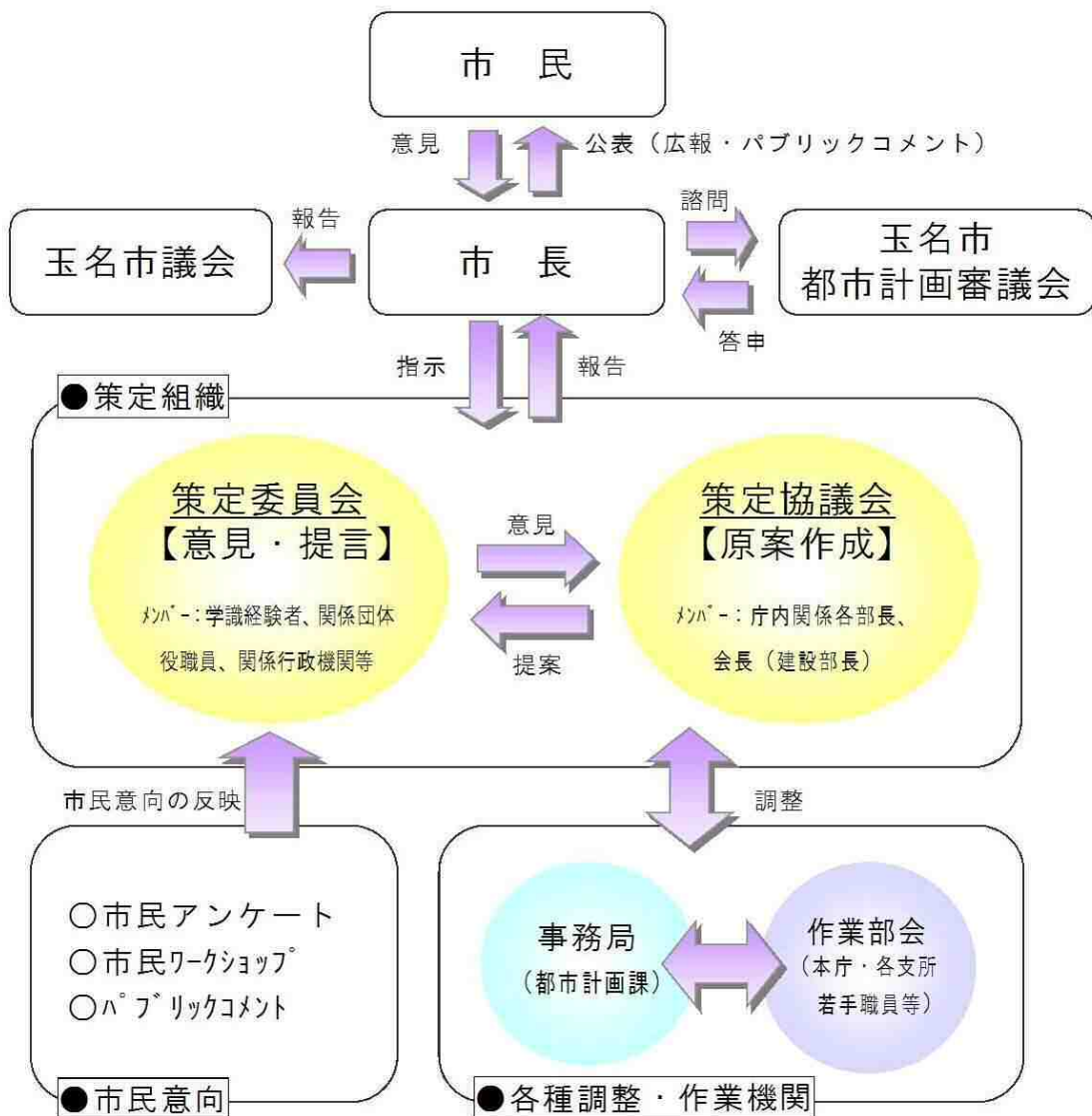


図 都市計画マスタープラン策定にあたっての検討体制

第Ⅰ編 現況編

第1章 本市の概況及び上位・関連計画

1-1 本市の概要

1-1-1 位置

本市は熊本県の北西部に位置し、西は長洲町と荒尾市、北は南関町と和水町、東は山鹿市と玉東町、南は熊本市と接しています。

市域の面積は約152 km²、南北の距離は約17km、東西の距離は約14.5kmです。

本市は熊本都市圏と福岡都市圏の中間に位置し、ＪＲ鹿児島本線や九州縦貫自動車道、有明フェリーなどを近隣に有しており、さらには平成23年3月12日、九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、新玉名駅が開業しました。

表 周辺市町及び県の人口・世帯数

	人口	世帯数
玉名市	69,541	24,344
熊本市	734,474	302,413
荒尾市	55,321	20,898
山鹿市	55,391	19,308
長洲町	16,594	6,051
和水町	11,247	3,624
南関町	10,564	3,681
玉東町	5,554	1,825
熊本県	1,817,426	688,234

出典：H22 国勢調査

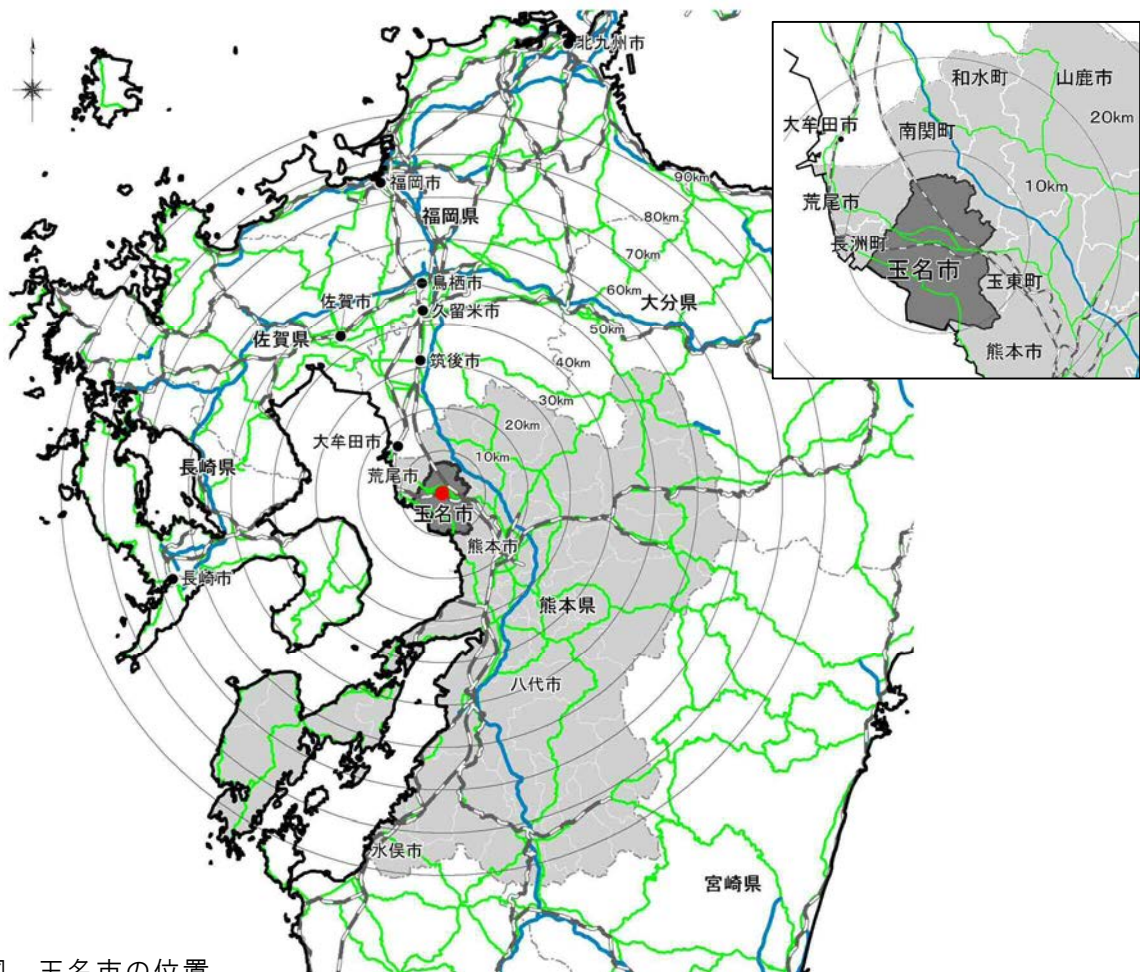


図 玉名市の位置

1-1-2 地勢

本市は、有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然環境や多数の古墳を始めとする数多くの歴史的資源に恵まれています。また、本市の主な作物は米、麦が中心で、イチゴ、トマトなどの施設園芸や、ノリやアサリなどの水産業が盛んに行われており、県内有数の産地です。さらに、天水地区では、地形及び自然条件から柑橘類が特産物となっています。

また、市の北部、小岱山の麓には1300余年の歴史と泉質の優秀さを誇る玉名温泉を有しています。市の南部、有明海を望むみかん園の裾野にある小天温泉は、夏目漱石の名作「草枕」の舞台としても知られています。

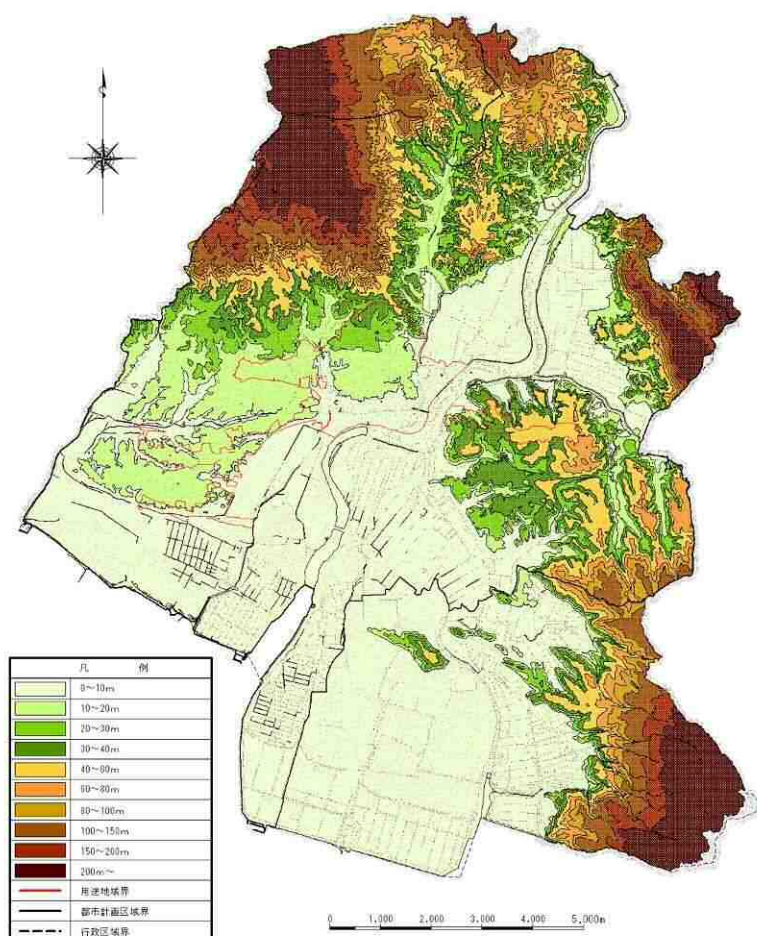


図 玉名市の地形



出典：玉名市ホームページ

1-1-3 歴史

(1) 沿革

玉名地方の歴史は古く、縄文時代から天恵の地として知られ、弥生時代・古墳時代になると早くも大陸と交流をもち、その後、荘園の発達とともに産業が興り社寺などが造営され、この地方の中心として基礎づくりが確立されてきました。

戦国時代になり、諸大名の争奪の地となり焦土と化しましたが、加藤清正が入国して、治水と干拓に力を入れ、広大な新田を得て当地方は穀倉地帯として人口も増加し、細川54万石の統治下になると、文化・経済・商業の中心地として繁栄を極めました。

明治以降は、経済面の開拓が著しく、干拓による米の生産、養蚕業の振興、鉄道の開通とともに次第に発展してきました。

昭和29年4月に玉名市、昭和35年10月に天水町、昭和40年4月に岱明町、昭和43年11月に横島町がそれぞれ市・町制を施行し、近年を迎えました。

平成16年11月に玉名地域1市3町合併協議会が設置され、数回に及ぶ協議会などを経て、平成17年10月3日、1市3町による玉名市が誕生しました。

合併に伴い、平成24年3月30日より「旧玉名市（三ツ川地区を除く）＋旧岱明町」が新しい玉名都市計画区域として適用されています。なお、両区域の統合に伴い、新たに「大栄地区」も区域に編入しております。

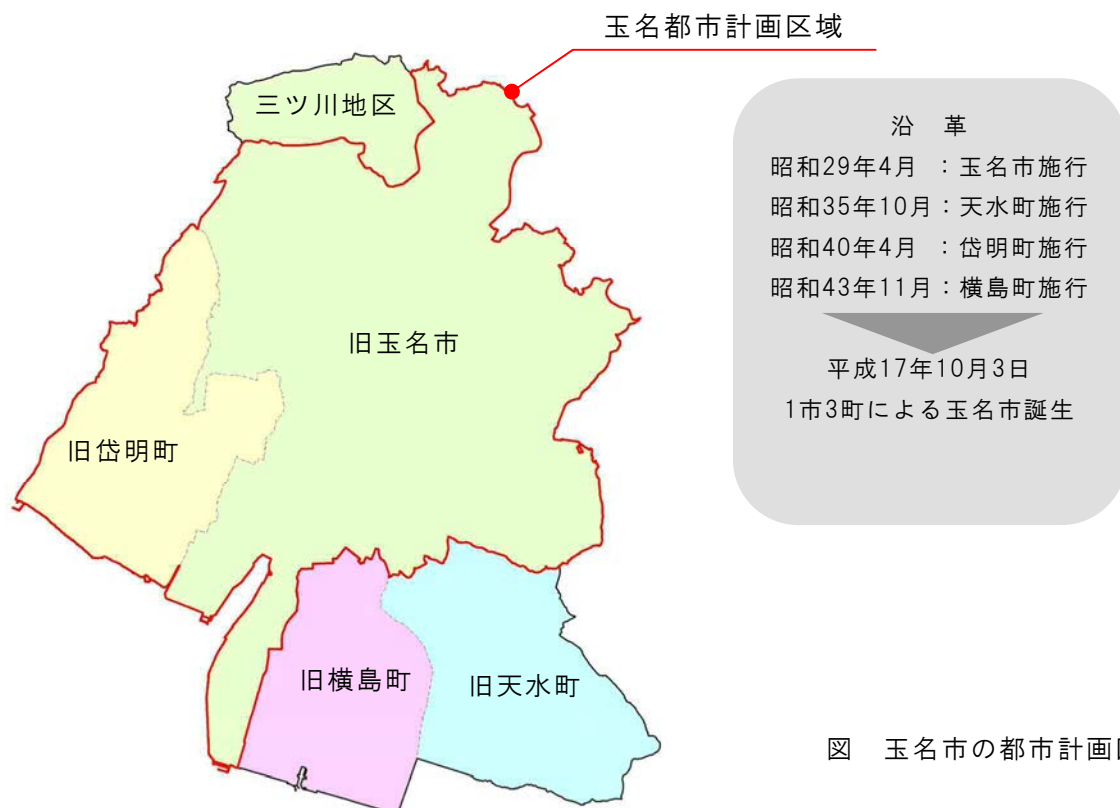


図 玉名市の都市計画区域

（２）歴史

玉名地方の歴史は古く、阿蘇外輪山の北西斜面に源を発する菊池川が有明海に注いだことから、縄文時代から天恵の地となり、縄文、弥生、古墳時代には貝塚や古墳、環濠集落が点在していました。

日本書紀には「玉杵名（たまきな）」の里として名を残しています。平安時代には「たまいな」と呼ばれ、現在の玉名になったと考えられています。

古くから開けた玉名には、由緒ある祭りが多く伝え残されています。伝統ある祭りの他、風俗的行事や儀式、海にまつわる祭事など、里と海が一体になっている多彩な祭りが受け継がれています。

玉名地域は、菊池川がもたらす水運と、豊かな土壌に恵まれていたため古くから人が住み、全国的にみても菊池川流域には装飾古墳が集中して見られます。出土品の中には、朝鮮半島由来の耳飾り、装飾品などが見られ、海外との交流もうかがえます。

玉名温泉のある立願寺には、7世紀後半、郡の役所や倉院が置かれ、港までの官道も整備されていました。高瀬や伊倉の港は、時代の変遷とともに貿易拠点として栄えており、中国や東南アジアとの交流も盛んで、ポルトガルの大砲もここで陸揚げされるなど国際交流の拠点ともなりました。江戸時代に入ると、菊池川流域の良質な年貢米は、高瀬から大阪まで運ばれ、高瀬米として米相場を左右したほどだったと伝えられています。俵ころがしや高瀬商人たちの商家の裏にある高瀬裏川には当時の石橋や石垣が今も残り、多くの遺跡に繁栄の跡が残っています。



高瀬船着場跡



旧玉名干拓施設



石貫ナギノ横穴群

1-1-4 広域的に見た本市の位置づけ

- ◆ 荒尾～阿蘇地域を結ぶ県北における都市連携軸の一拠点として位置づけ
- ◆ 山鹿、菊池とともに広域温泉郷を形成

「九州新幹線新玉名駅を活かした広域的な振興方策の調査研究報告書」(H15.3)より、県北における本市の位置づけを整理します。

本市は、荒尾市～菊池市を結び、阿蘇地域へとつながる広域連携軸を形成する県北における拠点の一つとして位置づけられています。

また、本市の観光の中心である玉名温泉は、山鹿温泉、菊池温泉とともに、“広域温泉郷”を形成しています。

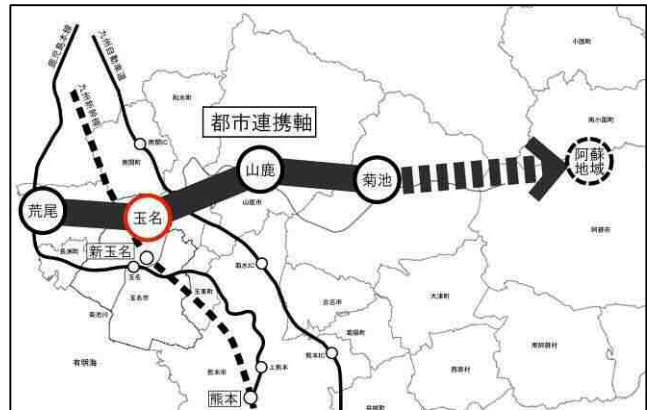


図 県北広域都市連携軸

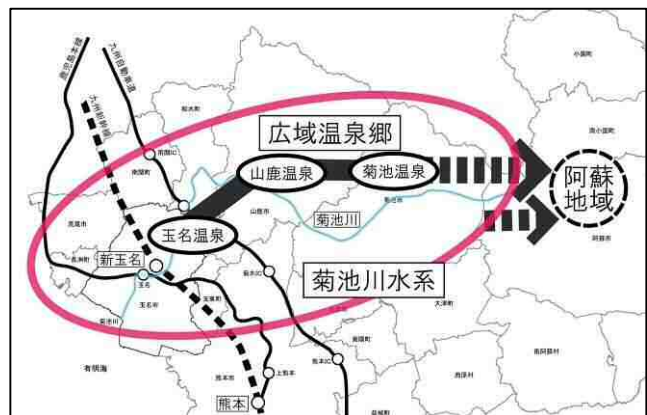


図 広域温泉郷と菊池川水系

出典：九州新幹線新玉名駅を活かした広域的な振興方策の調査研究報告書（H15.3）

1-2 人口指標

1-2-1 人口・世帯数

- ◆ 人口は平成12年をピークに減少傾向、世帯数は増加傾向
- ◆ 玉名地区に全体の6割以上の人口が集中している
- ◆ 横島、天水地区における人口減少率が高い
- ◆ 用途地域内で人口増加、用途地域外で人口減少
- ◆ 周辺市町よりも人口減少率は小さい

本市の平成22年時点の人口は69,541人、世帯数は24,344世帯となっています。人口は平成12年をピークに減少に転じている一方、世帯数は年々増加傾向にあり、核家族化や一人暮らしのお年寄り世帯の増加が顕著となっています。

地区別にみると、玉名地区43,822人(63.0%)、次いで、岱明地区13,932人(20.0%)、天水地区6,509人(9.4%)、横島地区5,278人(7.6%)となっており、玉名地区に全体の6割以上の人口が集中しています。平成7年から平成22年の動向をみると、中心部である玉名地区が最も人口減少率が小さく、横島、天水地区において人口減少率が高くなっています。

表 人口・世帯及び世帯人員

	区域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H7～H22 増加率
人口 (人)	市全域	72,900	73,051	71,851	69,541	100%
	玉名地区	45,341	45,648	45,341	43,822	63.0%
	岱明地区	14,507	14,609	14,180	13,932	20.0%
	横島地区	5,886	5,774	5,487	5,278	7.6%
	天水地区	7,166	7,020	6,843	6,509	9.4%
世帯数 (世帯)	市全域	21,459	23,089	23,721	24,344	100%
	玉名地区	13,993	15,307	15,779	16,163	66.4%
	岱明地区	4,215	4,461	4,613	4,783	19.6%
	横島地区	1,465	1,464	1,436	1,496	6.2%
	天水地区	1,786	1,857	1,893	1,902	7.8%
世帯人員 (人/世帯)		3.40	3.16	3.03	2.86	-
						-15.9%

出典：H22国勢調査

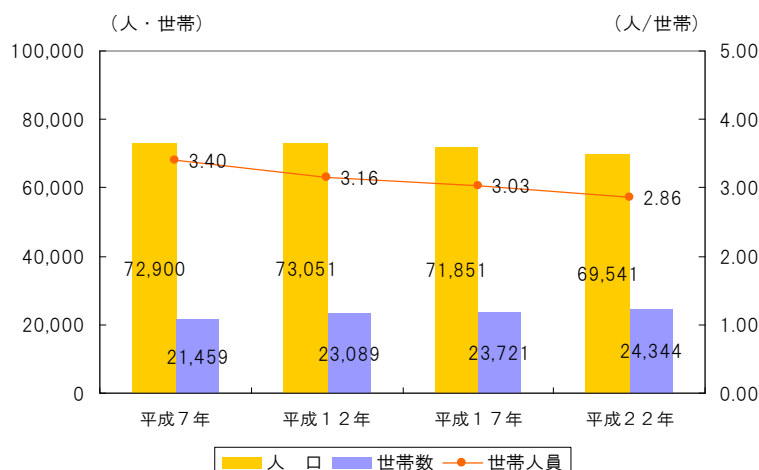


図 人口・世帯数・1世帯当り人口 出典：H22国勢調査

表 核家族世帯※数（単位：世帯）

区域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯数	11,240	11,890	12,799	13,348	13,501

出典：H22国勢調査

表 単独世帯※数（単位：世帯）

区域	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
単独世帯数	2,556	3,155	4,428	4,844	5,839
うち 高齢単身世帯※数	1,060	1,358	1,717	1,990	2,412

出典：H22国勢調査

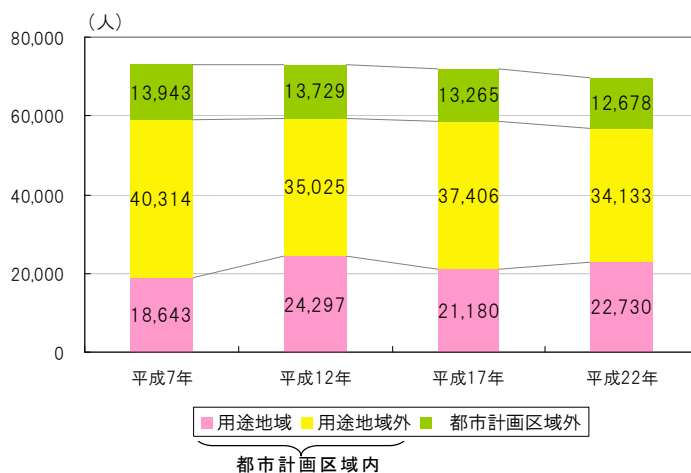
都市計画区域内外及び用途地域内外における人口をみると、平成22年時点で都市計画区域内に56,863人（81.8%）、うち用途地域内：22,730人（32.7%）、用途地域外：34,133人（49.1%）、都市計画区域外に12,678人（18.2%）となっています。

平成7年から平成22年における人口増減率をみると、用途地域内の増加、用途地域外の減少が顕著となっています。

表 市街地区別人口

区 域	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	H7～H22 増加率
行政区域（玉名市全域）	72,900	73,051	71,851	69,541	-4.6%
都市計画区域	58,957	59,322	58,586	56,863	-3.6%
用途地域	18,643	24,297	21,180	22,730	21.9%
用途地域外	40,314	35,025	37,406	34,133	-15.3%
都市計画区域外	13,943	13,729	13,265	12,678	-9.1%

出典：H22国勢調査

図 市街地区別人口
出典：H22国勢調査

核家族世帯

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「男親と子供から成る世帯」、「女親と子供から成る世帯」の合計。

単独世帯、高齢単身世帯

「単独世帯」とは、世帯人員が一人の世帯をいう。「高齢単身世帯」とは、65歳以上の者1人のみの世帯をいう。

周辺市町の人口をみると、熊本市を除いたほとんどの市町が減少傾向にあります。また、平成7年から平成22年の人口増減をみると、本市の減少率（-4.6%）は周辺市町と比較してやや低くなっています。

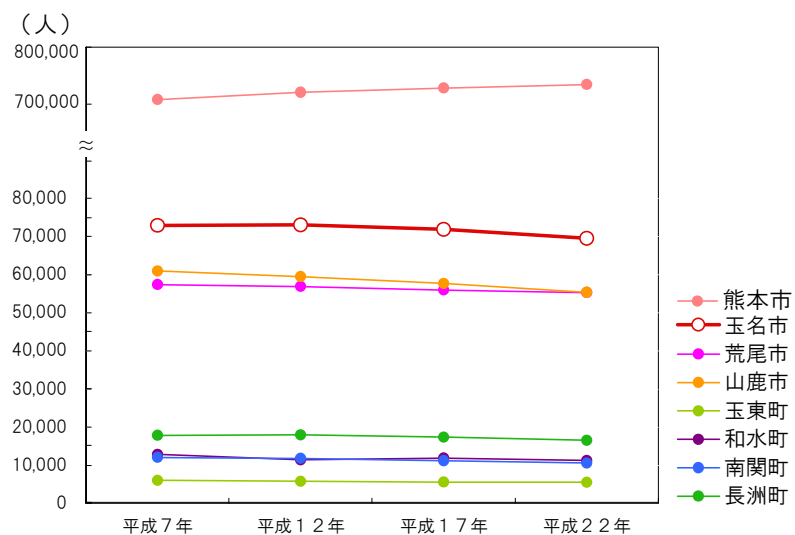


図 周辺市町の人口

出典：H22国勢調査

1-2-2 年齢階層別人口

- ◆ 少子・高齢化が進行
- ◆ 4人に1人以上が高齢者
- ◆ 横島地区と天水地区の高齢化率が3割を超えている

平成22年現在の年齢階層別人口をみると、年少人口（0～14歳）は9,107人、生産年齢人口（15～64歳）は40,962人、老年人口（65歳以上）は19,322人となっており、65歳以上人口比率が27.8%と4人に1人以上が高齢者となっています。

平成7年から平成22年の推移をみると、年少人口の減少及び老年人口の増加がみられ、少子・高齢化が著しいことが分かります。

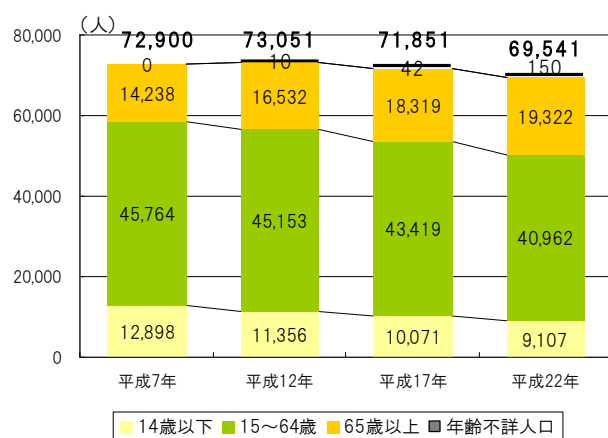


図 年齢階層別人口

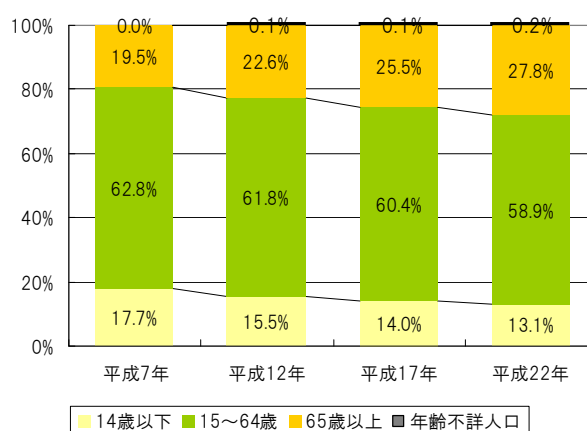


図 年齢階層別人口比率

出典：H22 国勢調査

地区ごとの年齢階層別人口をみると、老年人口比率が横島地区と天水地区にて30%を超えており、高齢化率が高くなっています。（H22. 10. 1現在）

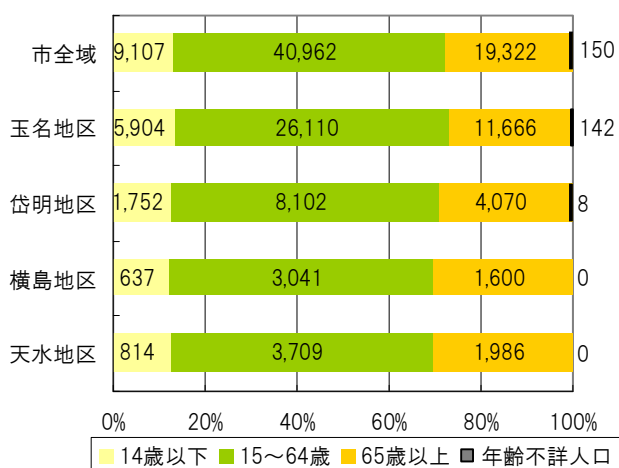


図 地区ごとの年齢階層別人口

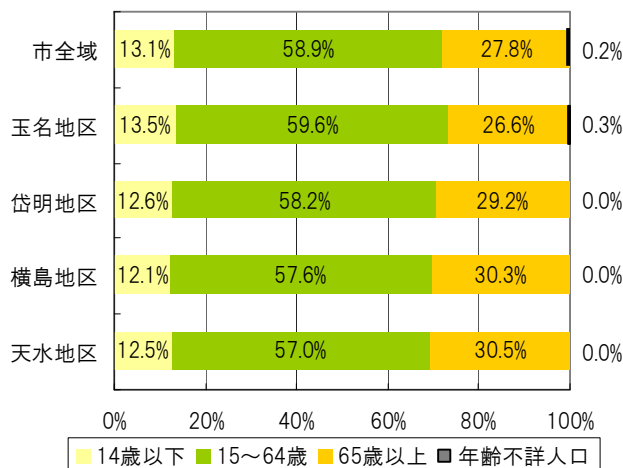


図 地区ごとの年齢階層別人口比率

出典：H22 国勢調査

1-2-3 人口動態

- ◆ 社会増減、自然増減ともに減少傾向
- ◆ 自然増減は、年々減少の幅が拡大傾向

本市の人口の社会増減（転入・転出）及び自然増減（出生・死亡）をみると、ともに流出超過が続いており、特に自然増減は年々減少幅が大きくなっています。

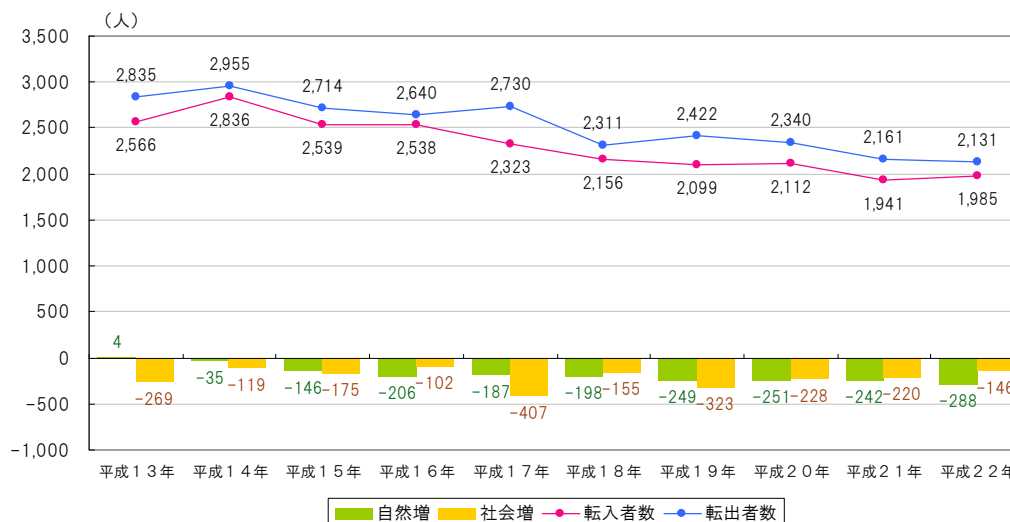


図 人口動態 出典：H22 国勢調査

1-2-4 流出人口の動向

- ◆ 平成7年以降、一定して流出超過となっている
- ◆ 流出・流入先ともに熊本市が大きな割合を占めている

平成22年現在、本市における流出人口は11,533人、流入人口9,245人とやや流出超過となっています。また、経年変化をみると、平成7年以降一定して流出超過の傾向がみられます。また、流出・流入先は、ともに熊本市が最も高く、その他は荒尾市や長洲町とも結びつきが強いことがうかがえます。

表 流出人口の動向

	常住地による就業・通学者数 (人)	流出		従業・通学地による就業・通学者数 (人)	流入		就業・通学者比率 (従/常) (%)
		就業・通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・通学者数 (人)	流入率 (%)	
平成 7 年	39,680	14,821	37.4	37,390	12,531	33.5	94.2
平成 1 2 年	39,688	15,614	39.3	37,823	13,749	36.4	95.3
平成 1 7 年	37,964	15,376	40.5	35,865	13,277	37.0	94.5
平成 2 2 年	36,049	11,533	32.0	33,990	9,245	27.2	94.3

	流出先														
	流出率第 1 位			流出率第 2 位			流出率第 3 位			流出率第 4 位			流出率第 5 位		
	市町村名	流出数	流出率	市町村名	流出数	流出率	市町村名	流出数	流出率	市町村名	流出数	流出率	市町村名	流出数	流出率
平成 2 2 年	熊本市	3,667	10.2%	長洲町	1,715	4.8%	荒尾市	1,553	4.3%	和水町	891	2.5%	南関町	626	1.7%

	流入先														
	流入率第 1 位			流入率第 2 位			流入率第 3 位			流入率第 4 位			流入率第 5 位		
	市町村名	流入数	流入率	市町村名	流入数	流入率	市町村名	流入数	流入率	市町村名	流入数	流入率	市町村名	流入数	流入率
平成 2 2 年	熊本市	2,194	6.5%	荒尾市	1,925	5.7%	長洲町	1,279	3.8%	和水町	703	2.1%	玉東町	632	1.9%

出典：H22 国勢調査

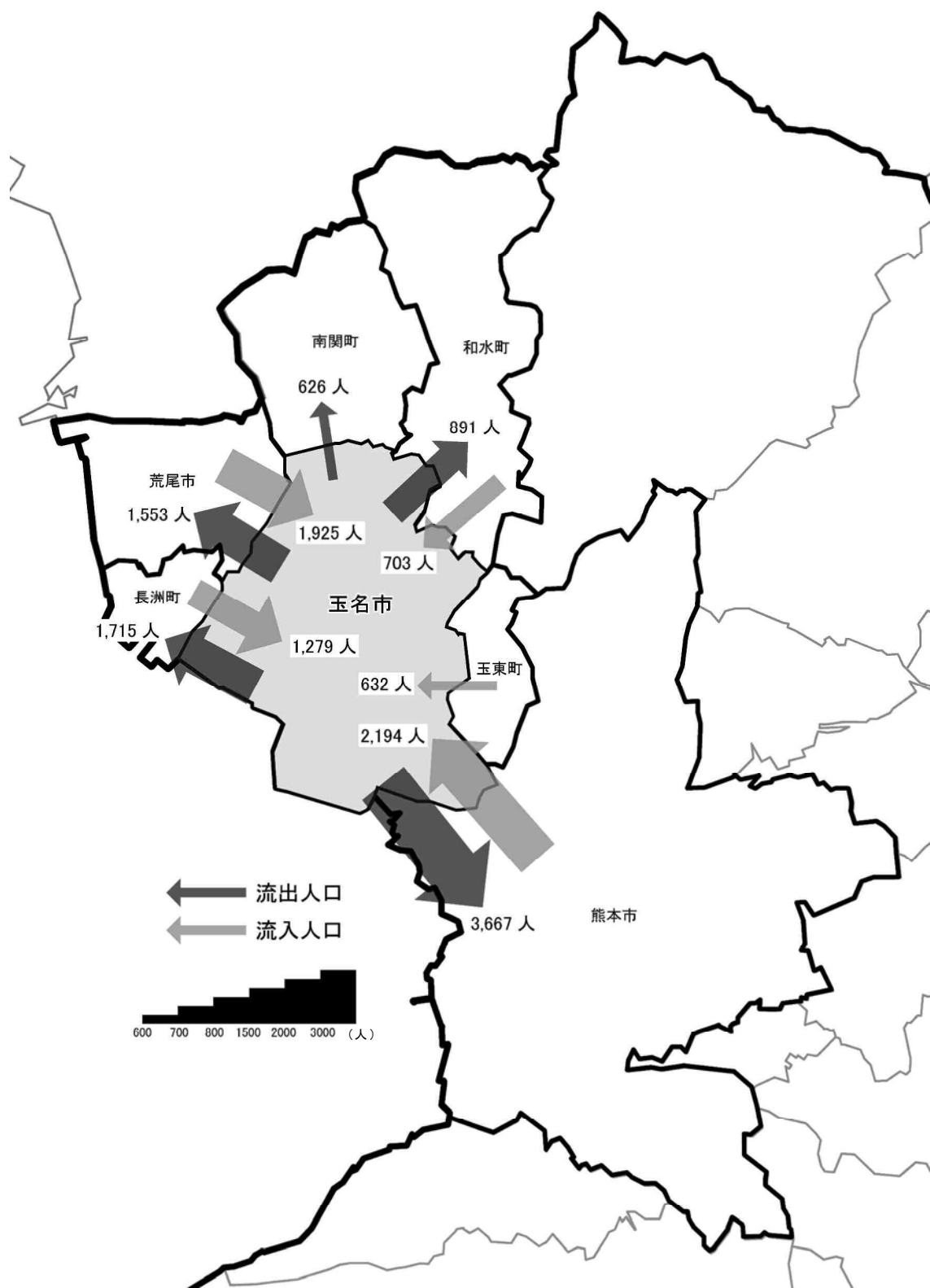


図 流出入の状況

1-2-5 人口集中地区(DID)の推移

- ◆ 低密度な市街化が進行
- ◆ 用途地域における面積割合は年々増加

人口集中地区（D I D）※の人口と面積の推移を見ると、人口、面積ともに近年増加傾向にあるものの、人口密度は40人/haを下回っており、低密度な市街化の進行がみられます。また、用途地域に対する人口集中地区の比率をみると、平成22年において面積41.8%、人口55.4%を占めており、用途地域におけるD I D地区の面積割合は増加しています。

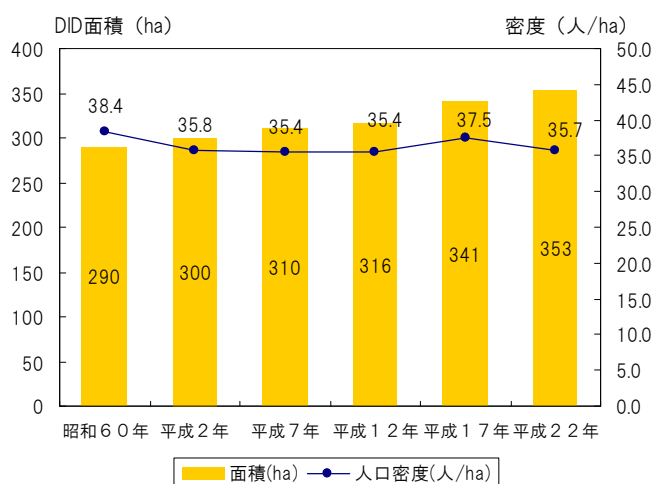
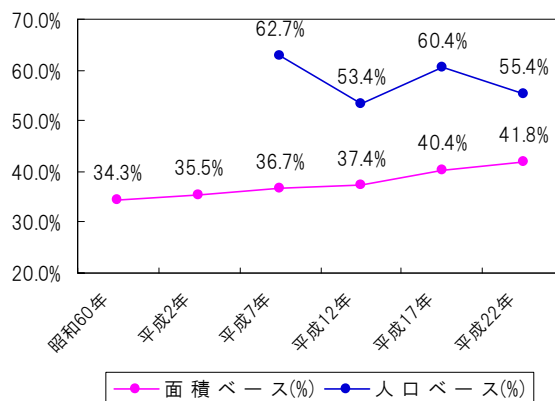


図 DID面積と人口密度図

図 用途地域に対するD I Dの比率
出典：H22 国勢調査

凡 例	
	昭和60年
	平成2年
	平成7年
	平成12年
	平成17年
	平成22年
	用途地域界

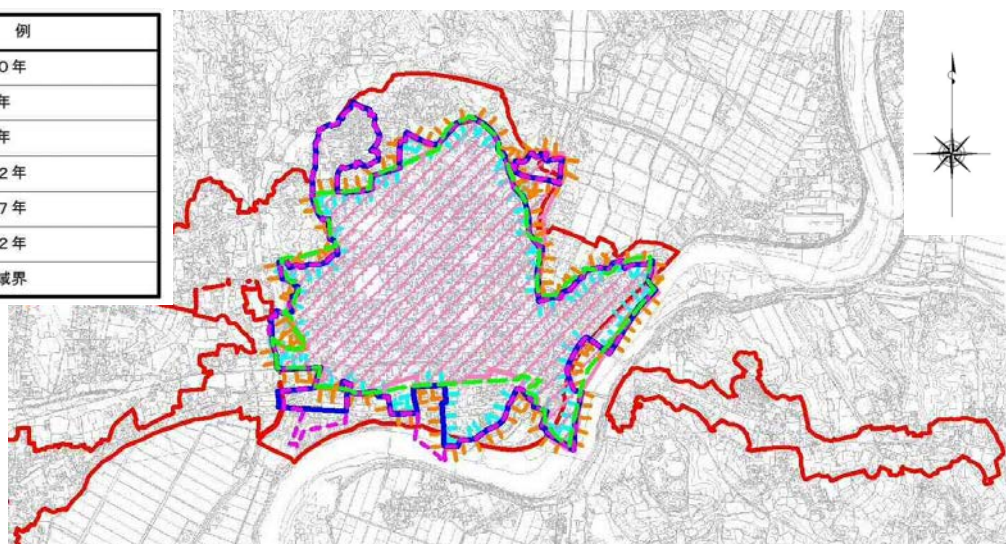


図 DIDの変遷 出典：H22 国勢調査

人口集中地区（D I D：DENSELY INHABITED DISTRICTS）

都市的地域（特に人口密度の高い地域で、広い意味での市街地を指す。）の特質を明らかにするための指標であり、①原則として人口密度が1km²当たり4,000人（40人/ha）以上の基本単位区などが市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

1-2-6 推計人口

- ◆ 人口減少傾向が今後も続くものと推計
- ◆ 平成27年には老年人口が30%以上になると推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、今後も人口減少傾向が続くものと推計され、本計画の目標年度（計画期間：平成26～45年度）に近い平成47年（2035年）には、現状（平成22年：69,541人）と比較して、15,130人減の54,411人と推計されております。

また、65歳以上の老年人口は、平成37年をピークに減少に転じると推計されますが、老年人口比率は年々上昇し、平成47年（2035年）には、現状（平成22年：27.8%）と比較して、9.5ポイント上昇の37.3%に達すると推計されております。

一方で、14歳以下の年少人口は年々減少し、平成47年（2035年）には、現状（平成22年：9,107人）と比較して、3,387人減の5,720人と推計されますが、年少人口比率は平成37年（2025年）以降、10%程度で推移すると推計されております。

表 推計人口

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)	平成47年 (2035年)	平成52年 (2040年)
総数（人）	69,541	66,815	63,933	60,821	57,629	54,411	51,091
（年少人口）0～14歳	9,107	8,189	7,322	6,608	6,065	5,720	5,393
（生産年齢人口）15～64歳	40,962	37,814	34,750	32,285	30,265	28,406	26,366
（老年人口）65歳以上	19,322	20,812	21,861	21,928	21,299	20,285	19,332
年齢不詳	150						
年齢別割合（％）	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
（年少人口）0～14歳	13.1	12.3	11.4	10.9	10.5	10.5	10.6
（生産年齢人口）15～64歳	58.9	56.6	54.4	53.1	52.5	52.2	51.6
（老年人口）65歳以上	27.8	31.1	34.2	36.0	37.0	37.3	37.8
年齢不詳	0.2						

出典：国立社会保障・人口問題研究所

1-3 産業指標

1-3-1 産業3部門別就業者数

- ◆ 第1次産業の割合が大幅に減少
- ◆ 第3次産業の割合が過半数を占める

平成22年の産業3部門別就業者数（分類不能の産業：345人除く）は、第1次産業：5,426人（17.0%）、第2次産業：8,310人（26.0%）、第3次産業：17,883人（55.9%）と、第3次産業が過半数を占めています。

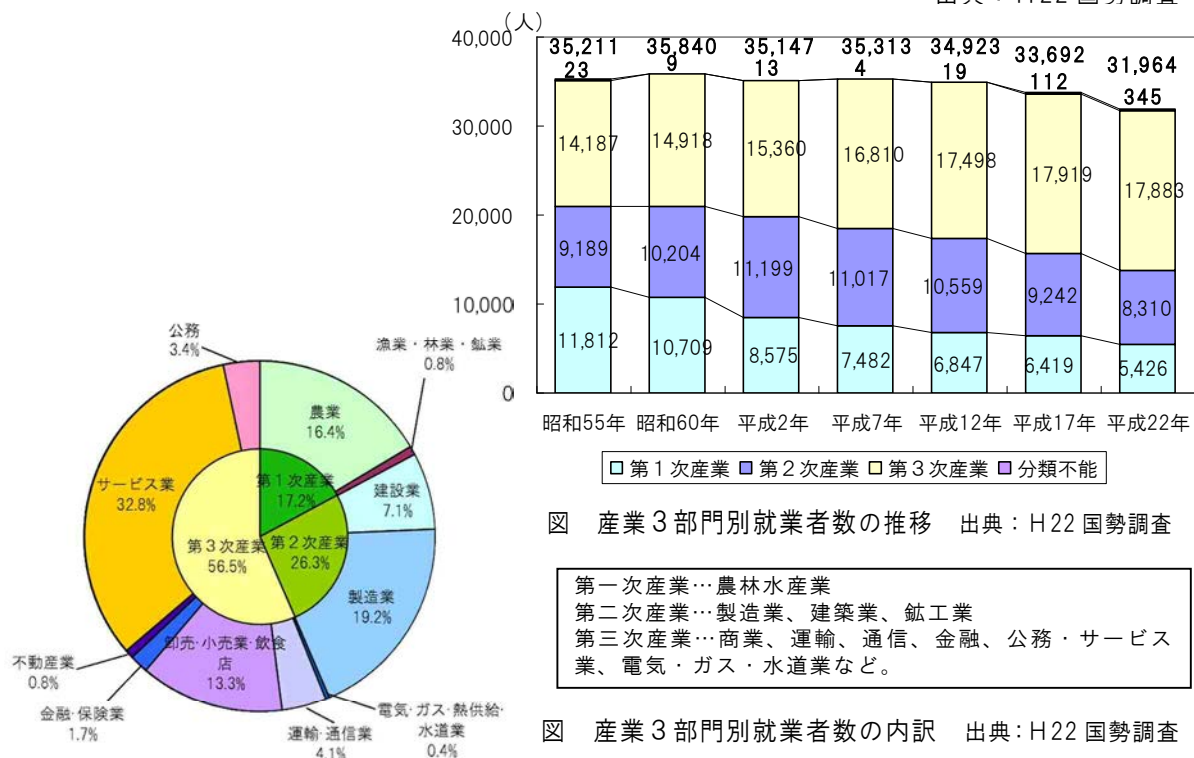
昭和55年から平成22年の経年変化をみると、第3次産業の割合が年々増加している一方、第1次産業の割合は－16.5ポイントと大幅に減少しています。

また、産業大分類別就業者数をみると、サービス業（32.8%）、が最も多く、次いで製造業（19.2%）、農業（16.4%）となっています。

表 産業3部門別就業者数の構成比

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能		合計 (人)
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
昭和55年	11,812	33.5%	9,189	26.1%	14,187	40.3%	23	0.1%	35,211
昭和60年	10,709	29.9%	10,204	28.5%	14,918	41.6%	9	0.0%	35,840
平成2年	8,575	24.4%	11,199	31.9%	15,360	43.7%	13	0.0%	35,147
平成7年	7,482	21.2%	11,017	31.2%	16,810	47.6%	4	0.0%	35,313
平成12年	6,847	19.6%	10,559	30.2%	17,498	50.1%	19	0.1%	34,923
平成17年	6,419	19.1%	9,242	27.4%	17,919	53.2%	112	0.3%	33,692
平成22年	5,426	17.0%	8,310	26.0%	17,883	55.9%	345	1.1%	31,964
熊本県（H17）	100,095	11.5%	193,175	22.1%	570,915	65.3%	9,686	1.1%	873,871

出典：H22 国勢調査



1-3-2 農業・水産業

(1) 農業

- ◆ 農家数（戸）、就業人口は年々減少
- ◆ 1戸当たりの平均経営面積は拡大傾向
- ◆ 農業総生産額は、平成12年以降ゆるやかな減少傾向

平成22年における農林業センサスによると、本市の農家数は4,083戸、就業人口は5,845人と、平成2年以降、農家数、就業人口とも減少傾向を示しております。

一方で、販売農家（経営耕地面積が30a以上または農産物販売額が50万円以上の農家）1戸当たりの平均経営面積は155a／戸（※100a＝1ha）と、近年では拡大傾向を示しています。

また、本市全体の農業総生産額は平成22年で約10,414百万円と、平成12年以降減少傾向にありますが、農家数や就業人口と比較すると緩やかな傾向を示しています。

さらには、販売農家が年々減少する中で、離農者の農地が耕作放棄地化せず適切に守られている要因の一つとして、大規模経営販売農家の増加が挙げられます。

表 農家数及び農業就業人口などの推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
農家数（戸）		6,424	5,601	5,185	4,771	4,083
農業就業人口（人）	男	4,923	4,190	4,119	3,662	3,064
	女	5,705	4,503	4,245	3,577	2,781
	合計	10,628	8,693	8,364	7,239	5,845
うち自給的農家数（戸）		1,014	807	838	1,145	1,124
うち販売農家数（戸）	専業			1,367	1,300	1,243
	第1種兼業			848	735	520
	第2種兼業			2,132	1,591	1,196
	合計	5,410	4,794	4,347	3,626	2,959

出典：農林業センサス など

※平成2年及び平成7年の専業、第1種兼業、第2種兼業の値については不明。

表 販売農家数及び経営面積の推移

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
販売農家数（戸）		5,410	4,794	4,347	3,626	2,959
販売農家の経営面積（a）	田	459,623	424,078	406,084	355,088	321,275
	畑	36,665	31,375	28,725	26,841	23,636
	樹園地	168,499	152,331	139,700	127,271	112,327

出典：農林業センサス など

表 農業総生産額の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
農業総生産額（百万円）	12,891	13,462	13,849	12,251	10,414
旧玉名市	5,226	5,298	4,879		
旧岱明町	1,694	1,559	1,782		
旧横島町	3,260	3,539	4,301		
旧天水町	2,711	3,066	2,887		

出典：市町村民所得推計報告書

※平成22年の値は、未公表の状態のため、平成21年の値を計上。

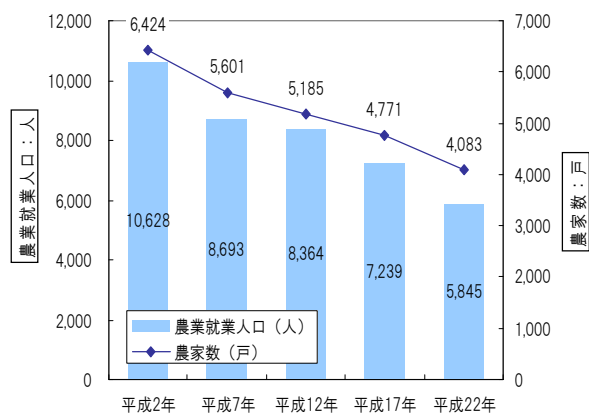
※平成17年以降については、市町村合併の関係で玉名市合計に一括計上。

表 大規模経営販売農家の推移

経営面積（ha）	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0
平成12年（人）	46	2	0	0
平成17年（人）	68	12	3	0
平成22年（人）	64	39	6	8

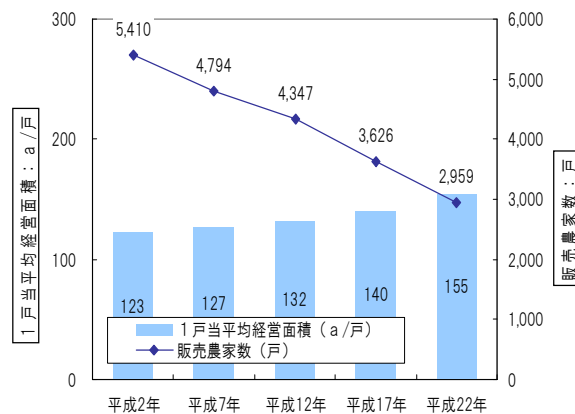
出典：農林業センサス など

図 農家数及び農業就業人口



出典：農林業センサスなど

図 販売農家数及び1戸当平均経営面積



出典：農林業センサスなど

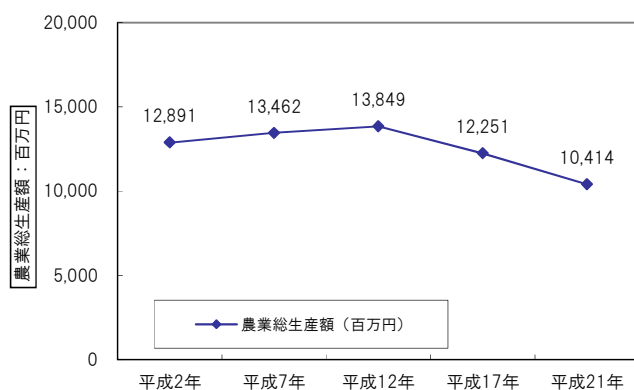


図 農業総生産額の推移

出典：市町村民所得推計報告書

(2) 水産業

- ◆ 主要な海産物（アサリ、のり）の生産量・生産額は年々減少傾向
- ◆ 経営体数についても、年々減少傾向

本市の主要な海産物（アサリ、のり）についてみると、アサリは、漁場の環境変化に伴う不漁等により、年度によってバラつきがみられるものの、年々減少傾向にあります。のりは、アサリほどの減少率ではないものの、同様に減少傾向にあります。

平成24年度の経営体数は、アサリ：86戸、のり：65戸と、いずれも年々減少しております。水産業の維持とともに資源管理、漁場管理などが課題となっています。

表 アサリ生産量・生産額・経営体数の推移

年度	岱明漁協			滑石漁協			大浜漁協			横島漁協			総 計		
	生産量 (t)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (t)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (t)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (t)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (t)	生産額 (千円)	経営体 (戸)
平成17年	775.0	249,639	492	345.0	122,142	80	405.0	132,661	179	286.0	93,986	129	1,811.0	598,428	880
平成18年	304.0	130,118	390	64.0	24,369	70	130.0	47,549	120	61.0	21,985	66	559.0	224,021	646
平成19年	226.0	88,135	150	82.0	26,931	190	84.0	28,902	95	15.0	7,862	54	407.0	151,830	489
平成20年	491.0	191,091	230	83.0	35,272	95	107.0	37,546	113	128.0	51,376	76	809.0	315,285	514
平成21年	1.1	642	50	0.0	0	0	8.4	4,336	59	1.6	917	27	11.1	5,895	136
平成22年	71.9	30,378	219	19.6	8,193	50	0.0	0	0	0.0	0	0	91.5	38,571	269
平成23年	81.1	24,225	151	8.8	2,318	45	3.0	88	30	0.0	0	0	92.9	26,631	226
平成24年	39.8	12,204	86	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	39.8	12,204	86

表 のり生産量・生産額・経営体数の推移

年度	岱明漁協			滑石漁協			大浜漁協			横島漁協			総 計		
	生産量 (千枚)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (千枚)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (千枚)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (千枚)	生産額 (千円)	経営体 (戸)	生産量 (千枚)	生産額 (千円)	経営体 (戸)
平成17年	95,773	799,692	41	65,022	555,906	28	86,884	686,341	29	10,582	93,486	2	258,261	2,135,425	100
平成18年	77,673	638,258	37	52,341	415,755	24	65,203	464,126	28	8,195	63,822	2	203,412	1,581,961	91
平成19年	85,177	718,222	36	51,403	439,358	23	78,102	617,337	28	12,456	114,464	2	227,138	1,889,381	89
平成20年	61,532	531,787	33	34,730	284,017	17	59,851	501,209	26	9,637	83,896	2	165,750	1,400,909	78
平成21年	56,583	529,082	28	33,656	291,988	16	57,250	469,287	24	12,278	115,461	2	159,767	1,405,818	70
平成22年	69,145	644,294	28	36,468	331,080	16	70,194	600,840	24	12,604	117,700	2	188,411	1,693,914	70
平成23年	58,665	538,050	28	28,180	265,882	14	55,841	511,257	23	14,566	139,101	2	157,252	1,454,290	67
平成24年	49,429	367,171	27	23,188	162,289	14	55,357	402,558	22	15,346	126,050	2	143,320	1,058,068	65

出典：玉名市資料

※「経営体数」については、各対象年にアサリ採取に従事した漁業従事者の数。

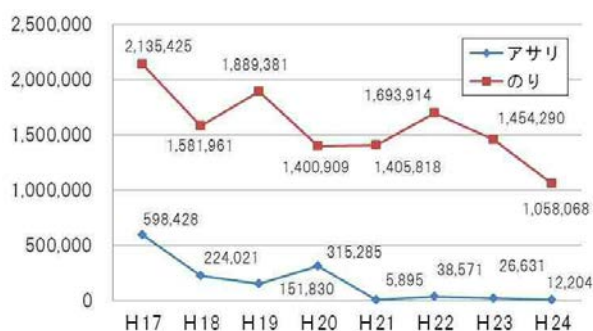


図 アサリ・のり生産額（千円）

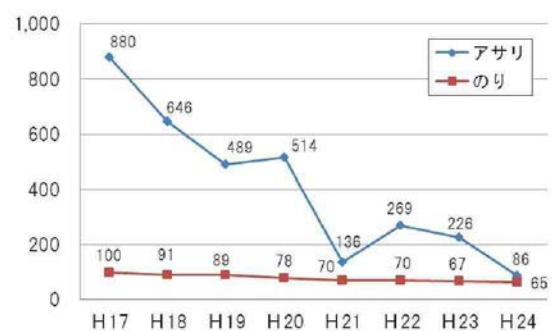


図 アサリ・のり経営体数（戸）

1-3-3 工業

- ◆ 事業所は、年々減少傾向
- ◆ 製造品出荷額は、平成22年に増加

平成22年における工業統計調査によると、本市の事業所数は76件、製造品出荷額59,694百万円となっています。

平成17年から平成22年の経年変化をみると、事業所数は平成19年から減少傾向、製造品出荷額は平成18年より減少傾向にありましたが、平成22年において増加へと転じています。

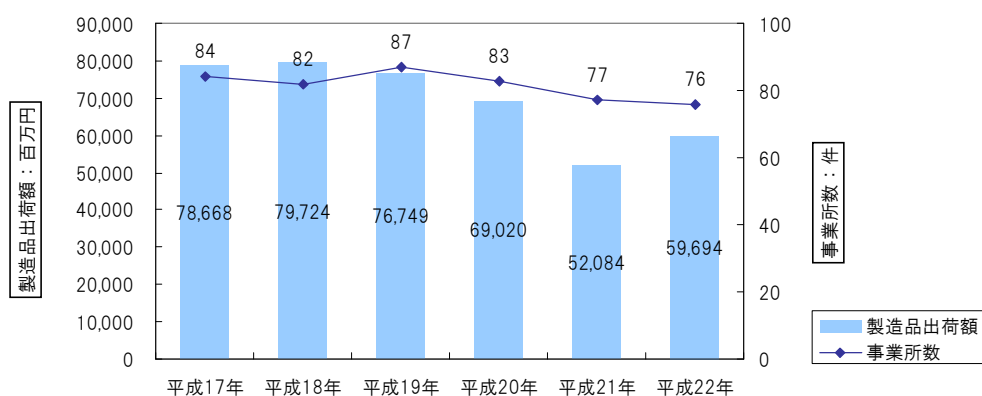


図 事業所数・製造品出荷額の推移 出典：H22工業統計調査

※製造品出荷額は、総合卸売物価指数によりデフレーター補正（基準：平成21年）を実施。

1-3-4 商業

- ◆ 事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向

平成19年における商業統計調査によると、本市の事業所数は829件、年間商品販売額89,834百万円となっています。

平成14年から平成19年の経年変化をみると、事業所数、年間商品販売額ともに減少傾向にあります。

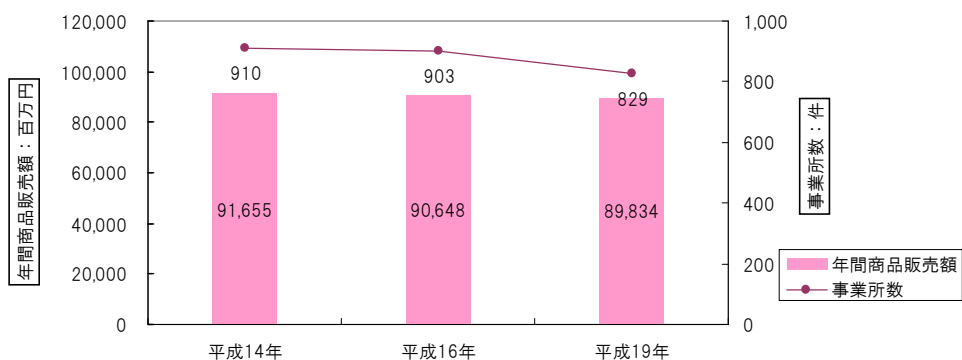


図 事業所数・商品販売額の推移 出典：H19商業統計調査

※商業販売額は、消費者物価指数によりデフレーター補正（基準：平成19年）を実施。

1-3-5 観光業

◆ 観光施設の利用客数は減少傾向

主要な観光レクリエーション施設における利用客数は、平成23年で約138万人であり、平成17年をピークにやや減少傾向にあります。

施設別にみると、利用客数の多い順に“草枕温泉てんすい”、“蛇ヶ谷公園”、“裏川水際緑地”、“大衆浴場 玉の湯”となっています。また、平成16年からの利用客数の推移をみると、“小岱山ふるさと自然公園”、“立願寺公園 しらさぎの足湯”の利用客数が近年大幅に増加しています。

表 主な観光レクリエーション施設の利用客数 （単位：人）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
市立歴史博物館 こころピア	15,114	16,655	12,806	13,435	12,914	13,007	9,199	9,301
立願寺公園 しらさぎの足湯	11,245	21,846	24,321	25,457	23,500	23,900	23,770	23,650
玉名温泉 大衆浴場 玉の湯	178,616	186,513	182,355	189,045	190,480	201,755	202,637	218,581
小岱山ふるさと自然公園	12,663	14,999	17,648	15,054	16,908	16,606	25,062	28,903
蛇ヶ谷公園	355,475	364,055	349,560	359,100	348,630	373,555	278,850	302,170
裏川水際緑地	280,000	329,100	335,000	302,000	317,000	321,000	313,000	251,000
鍋松原海水浴場	19,047	17,160	11,808	8,386	7,366	8,116	7,130	6,148
小天温泉 草枕温泉てんすい	368,441	373,518	353,311	360,693	332,089	309,269	331,271	325,630
蓮華院誕生寺奥之院	194,087	183,138	174,713	188,120	179,868	169,985	178,025	163,747
繁根木八幡宮	45,540	49,850	52,850	53,350	53,900	53,900	53,900	54,000
合計	1,480,228	1,556,834	1,514,372	1,514,640	1,482,655	1,491,093	1,422,844	1,383,130

出典：H23熊本県観光統計表など



1-4 土地利用指標

1-4-1 土地利用現況

- ◆ 自然的土地利用が市全体の78.4%
- ◆ 農地が全体の約5割、宅地は全体の1割程度
- ◆ 市全体の約2割の住宅用地が用途地域内に集中

本市の土地利用構成比を見ると、自然的土地利用は78.4%となっており、中でも農地(田・畑)が全体の約5割を占めています。内訳をみると、田の割合が最も多く30.7%、次いで、山林22.0%、畑18.4%の順となっています。都市的土地利用では、住宅用地が8.7%と最も大きく、次いで道路用地5.4%となっています。

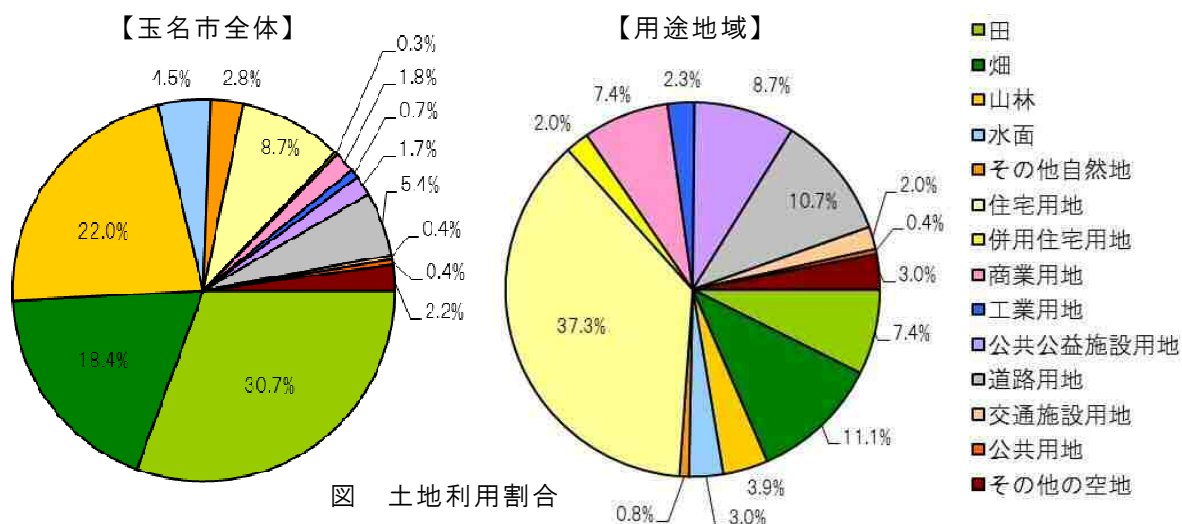
市街地区別にみると、用途地域内は都市的土地利用が約7割となっており、市全体における住宅用地の約2割が集中していることが分かります。用途地域外、都市計画区域外においては、農地などの自然的土地利用が約8割を占めています。

表 土地利用別面積

単位：ha、%

区分	自然的土地利用							都市的土地利用											合計	
	農 地						小計	宅 地				公共 公益施設 用地	道路 用地	交通 施設 用地	公共 用地	その 他の 公的 施設 用地	その 他の 空地	小計		
	田	畑	小計	山林	水面	その他 自然 地		住宅 用地	併用 住宅 用地	商業 用地	工業 用地									小計
用途地域計	62.1	94.0	156.1	32.9	24.9	6.8	220.7	314.9	17.2	62.6	19.6	414.3	73.6	90.6	16.5	3.7	0.0	25.6	624.3	845.0
	7.4%	11.1%	18.5%	3.9%	3.0%	0.8%	26.2%	37.3%	2.0%	7.4%	2.3%	49.0%	8.7%	10.7%	2.0%	0.4%	0.0%	3.0%	73.8%	100.0%
用途地域外計	2,959.9	1,396.7	4,356.6	2,501.7	486.2	275.8	7,620.3	733.7	20.0	194.1	75.9	1,023.7	143.4	467.0	36.0	57.9	0.0	207.7	1,935.7	9,556.0
	31.0%	14.6%	45.6%	26.2%	5.1%	2.9%	79.8%	7.7%	0.2%	2.0%	0.8%	10.7%	1.5%	4.9%	0.4%	0.6%	0.0%	2.1%	20.2%	100.0%
都市計画区域計	3,022.0	1,490.7	4,512.7	2,534.6	511.1	282.6	7,841.0	1,048.6	37.2	256.7	95.5	1,438.0	217.0	557.6	52.5	61.6	0.0	233.3	2,560.0	10,401.0
	29.0%	14.3%	43.3%	24.4%	4.9%	2.7%	75.3%	10.1%	0.4%	2.5%	0.9%	13.9%	2.1%	5.4%	0.5%	0.6%	0.0%	2.2%	24.7%	100.0%
都市計画区域外計	1,657.2	1,322.1	2,979.3	825.9	168.5	139.3	4,113.0	282.6	2.9	18.0	16.8	320.3	41.8	272.3	4.7	5.9	0.0	94.0	739.0	4,852.0
	34.2%	27.2%	61.4%	17.0%	3.5%	2.9%	84.8%	5.8%	0.1%	0.4%	0.3%	6.6%	0.9%	5.6%	0.1%	0.1%	0.0%	1.9%	15.2%	100.0%
合 計	4,679.2	2,812.8	7,492.0	3,360.5	679.6	421.9	11,954.0	1,331.2	40.1	274.7	112.3	1,758.3	258.8	829.9	57.2	67.5	0.0	327.3	3,299.0	15,253.0
	30.7%	18.4%	49.1%	22.0%	4.5%	2.8%	78.4%	8.7%	0.3%	1.8%	0.7%	11.5%	1.7%	5.4%	0.4%	0.4%	0.0%	2.2%	21.6%	100.0%

出典：H23都市計画基礎調査



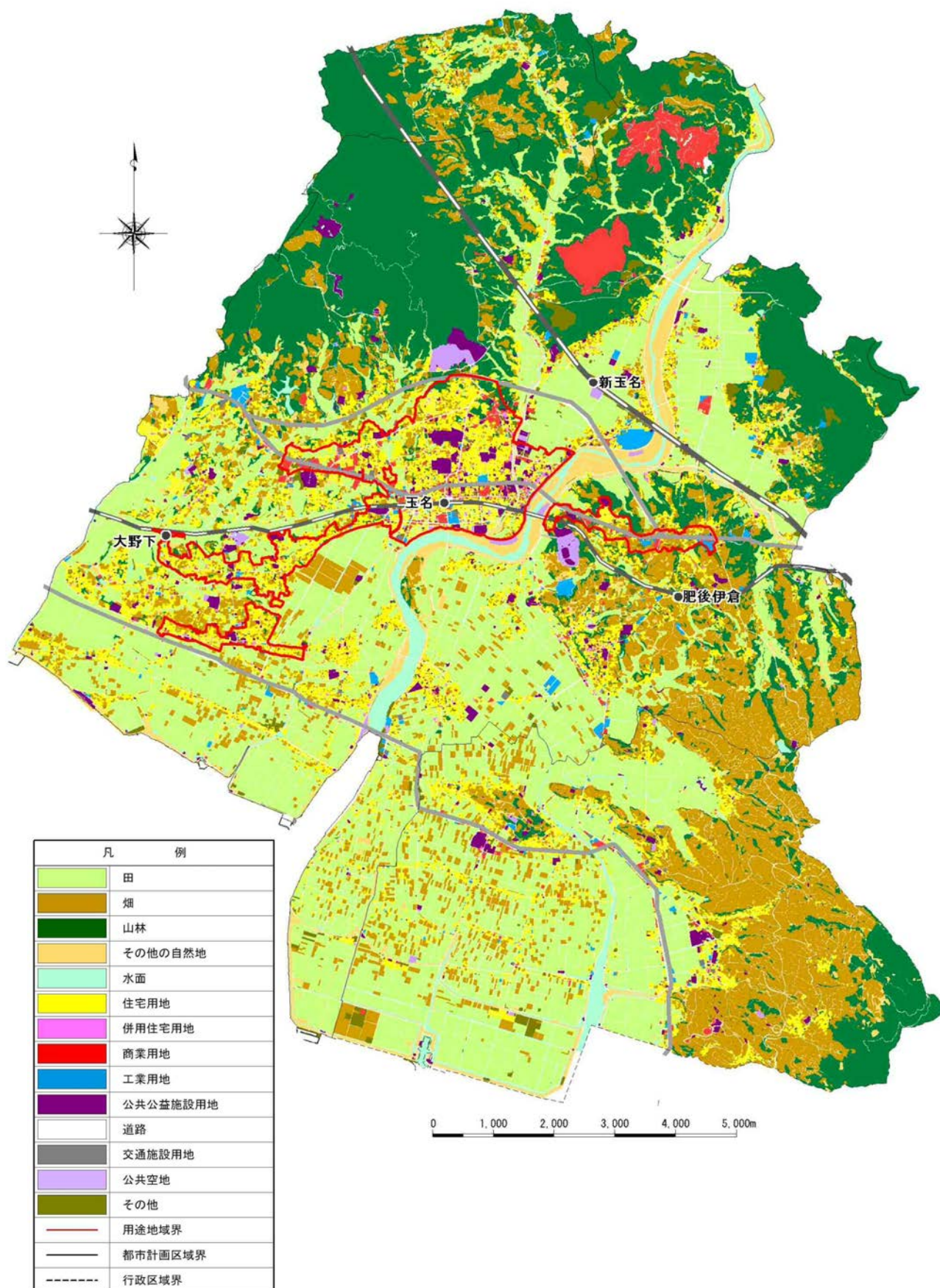


図 土地利用現況 出典：H23 都市計画基礎調査

1-4-2 土地利用コントロール状況

(1) 都市計画区域の指定状況

- ◆ 玉名都市計画区域が市の約7割に指定（10,555ha）
- ◆ 都市計画区域にて、用途地域指定（845ha）

本市の都市計画区域の指定状況をみると、市面積の約7割にあたる10,555haが玉名都市計画区域に指定されています。また、都市計画区域内において適切な土地利用の規制・誘導を行うため、玉名地区、岱明地区の一部に用途地域（845ha）が指定されています。

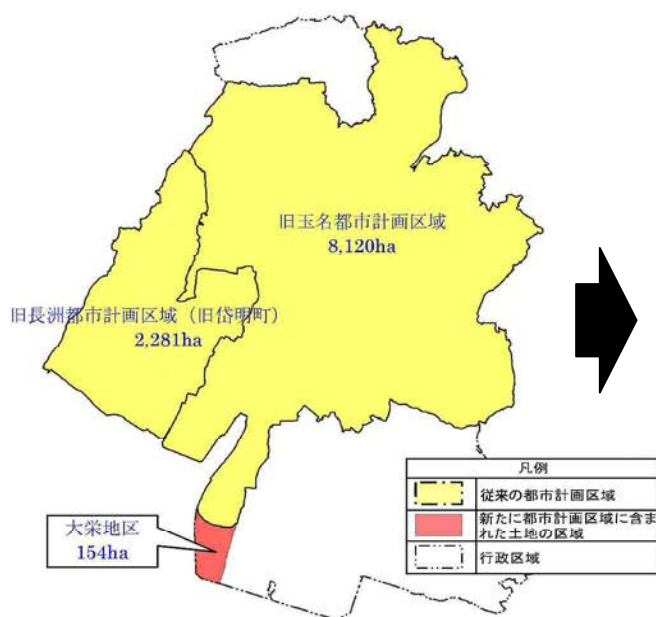
なお、都市計画区域については、合併を契機として、平成24年3月30日に「旧玉名市（三ツ川地区を除く）及び旧岱明町」を新たな区域として見直しており、それに伴い、新たに「大栄地区（約154ha）」を編入しております。

表 都市計画区域の状況

	面積(ha)	割合(%)
行政区域	15,253	100.0%
都市計画区域	10,555	69.2%
用途地域	845	5.5%
用途地域外	9,710	63.7%
都市計画区域外	4,698	30.8%

表 用途地域の指定状況

	用途地域	面積(ha)	割合(%)
住居系	第一種低層住宅専用地域	145	17.2%
	第二種低層住宅専用地域	10	1.2%
	第一種中高層住宅専用地域	142	16.8%
	第二種中高層住宅専用地域	65	7.7%
	第一種住宅地域	246	29.1%
	準住宅地域	24	2.8%
	合計	532	74.8%
商業系	近隣商業地域	19	2.3%
	商業地域	83	9.8%
工業系	準工業地域	71	8.4%
	工業地域	40	4.7%
合計	合計	845	100.0%



《変更前の都市計画区域》



《変更後の都市計画区域》

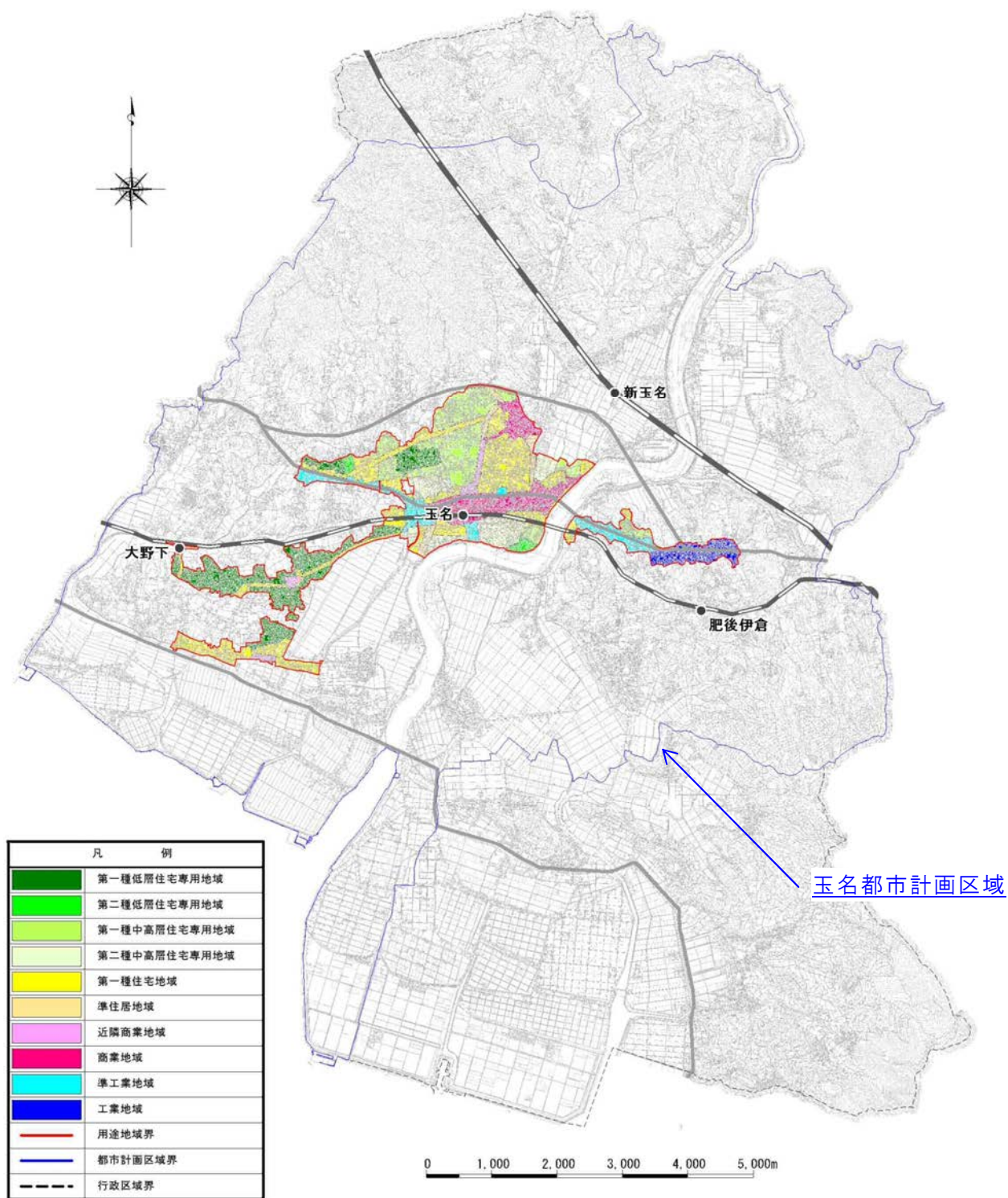


図 用途区分 出典：H23 都市計画基礎調査

(2) 法適用

◆ 行政区域の 9 割以上が農業振興地域

行政区域15,253haのうち9割以上を農業振興地域（14,305ha、平成24年12月1日現在）が占めています。

また、県立自然公園として、市北部の小岱山県立自然公園、市南東部の金峰山県立自然公園が指定されています。

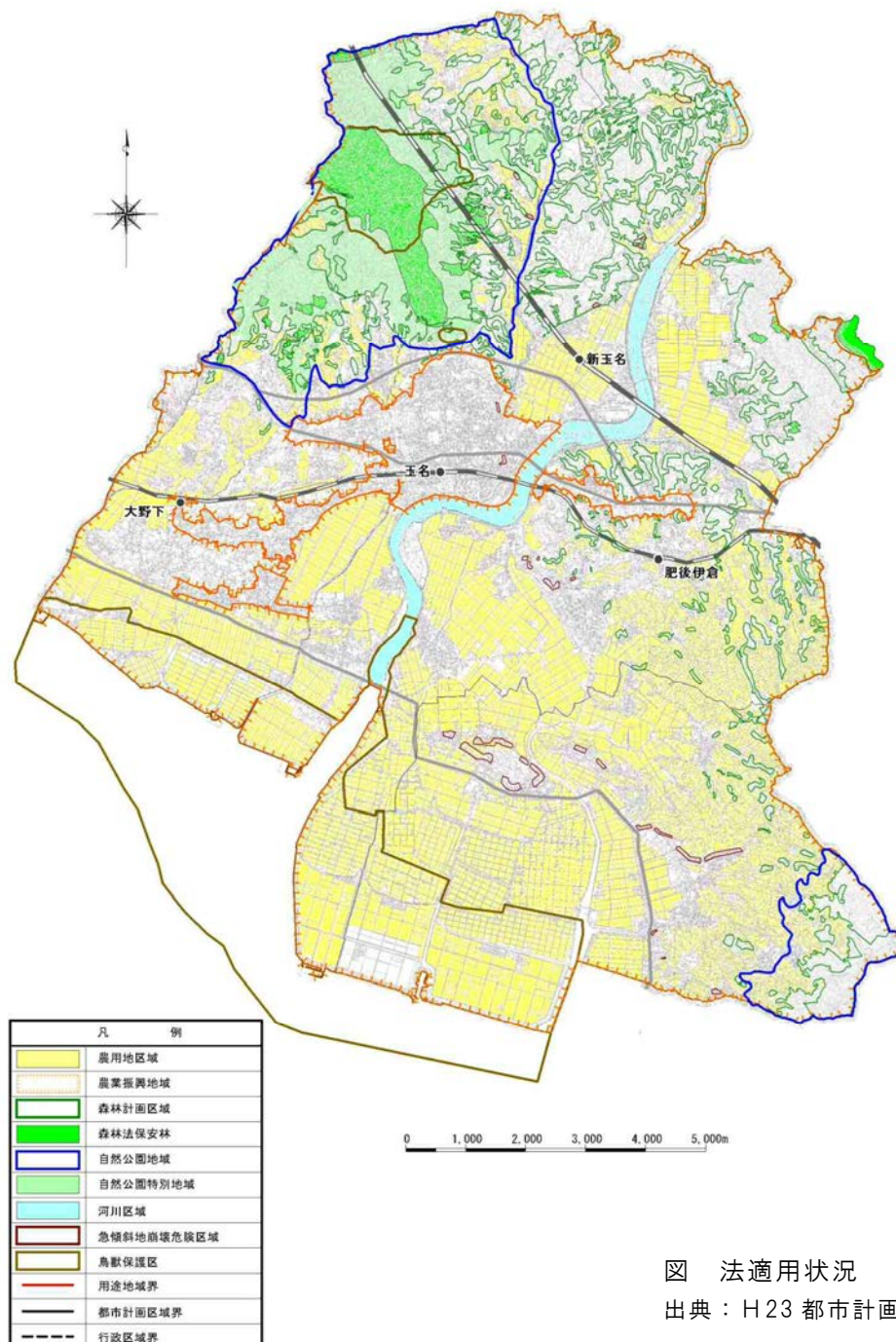


図 法適用状況

出典：H23 都市計画基礎調査

1-4-3 開発動向

(1) 新築動向

- ◆ 住宅系の新築件数が約7割を占める
- ◆ 新築件数は年々増加傾向

新築着工件数は年々増加傾向にあり、平成23年の本市における新築着工件数は330件、そのうち住宅が最も多く（235件、71.2%）、次いで商業（24件、1.2%）、工業（4件、7.3%）となっています。

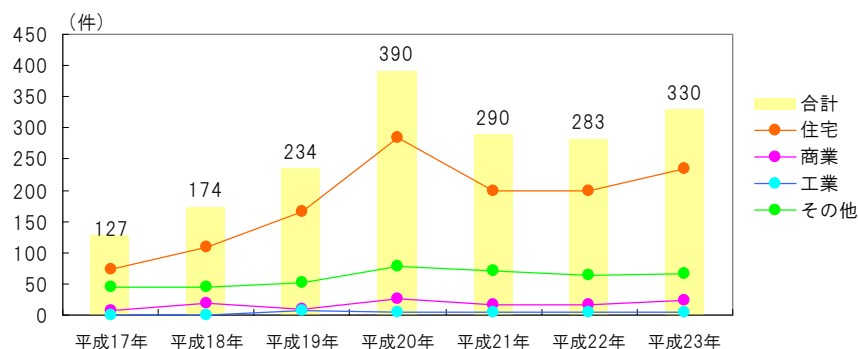
また、平成17年～平成23年の7年間の新築着工件数を市街地区別にみると、市全体1,828件のうち1,534件（83.9%）が都市計画区域内となっており、そのうち、用途地域内では594件（全体の32.5%、都市計画区域内の38.7%）、用途地域外では940件（全体の51.4%、都市計画区域内の61.3%）となっており、都市計画区域内で用途地域外における新築着工が多い状況にあります。

表 新築着工件数の推移

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計	割合
住宅	市全体	74	109	166	284	198	199	235	1,265	69.2%
	都市計画区域内	55	80	148	242	189	180	196	1,090	59.6%
	用途地域内	9	28	65	110	91	74	78	455	24.9%
	都市計画区域外	19	29	18	42	9	19	39	175	9.6%
工業	市全体	1	1	7	4	4	4	4	25	1.4%
	都市計画区域内	0	0	5	4	4	4	4	21	1.2%
	用途地域内	0	0	1	2	2	0	0	5	0.3%
	都市計画区域外	1	1	2	0	0	0	0	4	0.2%
商業	市全体	8	18	10	25	17	17	24	119	6.5%
	都市計画区域内	6	15	8	22	15	16	21	103	5.6%
	用途地域内	2	9	5	13	6	10	8	53	2.9%
	都市計画区域外	2	3	2	3	2	1	3	16	0.9%
その他	市全体	44	46	51	77	71	63	67	419	22.9%
	都市計画区域内	30	27	35	65	66	48	49	320	17.5%
	用途地域内	9	2	10	17	15	12	16	81	4.4%
	都市計画区域外	14	19	16	12	5	15	18	99	5.4%
合計	市全体	127	174	234	390	290	283	330	1,828	100.0%
	都市計画区域内	91	122	196	333	274	248	270	1,534	83.9%
	用途地域内	20	39	81	142	114	96	102	594	32.5%
	用途地域外	71	83	115	191	160	152	168	940	51.4%
	都市計画区域外	36	52	38	57	16	35	60	294	16.1%

図 新築着工件数の推移

出典：玉名市資料



出典：玉名市資料

(2) 農地転用動向

- ◆ 用途地域内の農地転用件数が近年減少傾向
- ◆ 都市計画区域外の農地転用件数が近年増加傾向

本市の農地転用状況をみると、平成17年から平成22年の6年間で1,305件、面積677,185m²となっています。転用用途別にみると、6年間のうち最も住宅が多く、件数面積ともに全体の5割前後を占めています。

農地転用が行われた位置をみると、用途地域内では近年減少傾向にあり、平成22年には全体件数の32.9%となっています。一方、都市計画区域外において平成18年以降増加傾向にあり、平成22年において全体件数の15.8%を占めています。

表 農地転用件数、面積の推移

単位：件、m²

	住宅用地		工業用地		公共用地		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成17年	97	37,512	15	12,465	5	4,347	180	107,721	297	162,045
平成18年	94	46,518	6	1,874	0	0	73	38,425	173	86,817
平成19年	107	44,306	5	3,484	14	13,218	67	76,493	193	137,501
平成20年	154	67,286	0	0	6	3,955	80	59,522	240	130,763
平成21年	112	41,608	0	0	8	5,327	54	22,464	174	69,399
平成22年	142	50,790	4	1,971	8	6,323	74	31,576	228	90,660
合 計	706	288,020	30	19,794	41	33,170	528	336,201	1,305	677,185

出典：H23 都市計画基礎調査

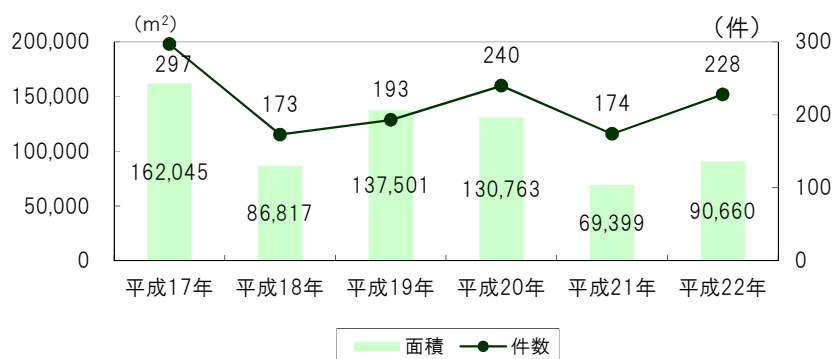


図 農地転用件数、面積の推移

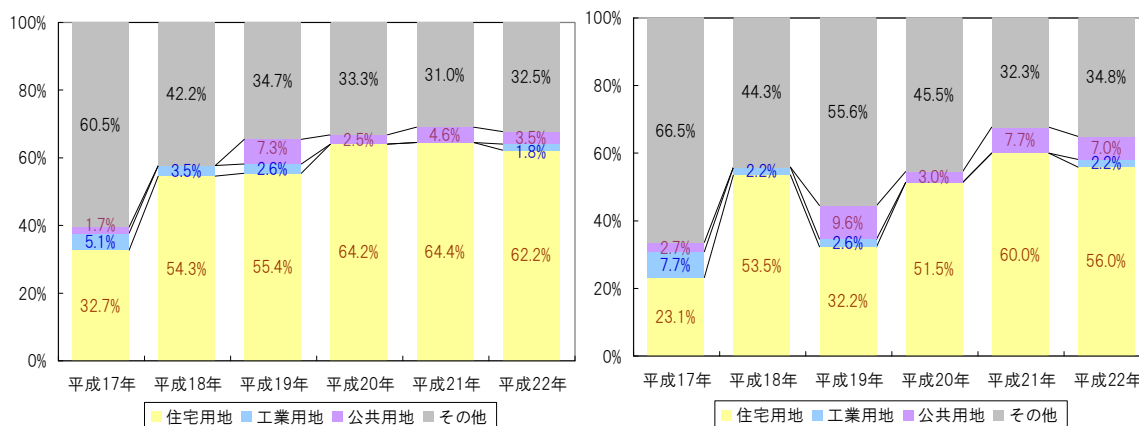


図 用途別の割合（件数）

図 用途別の割合（面積）

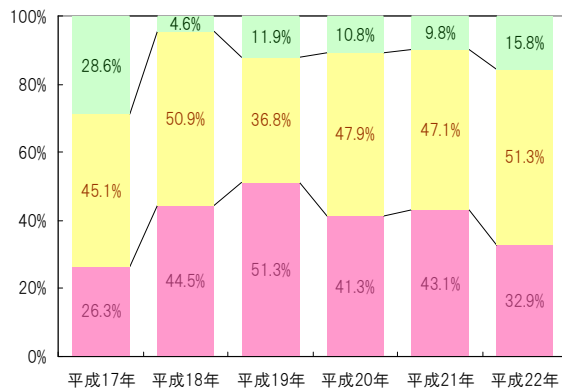


図 市街地区別の割合（件数）

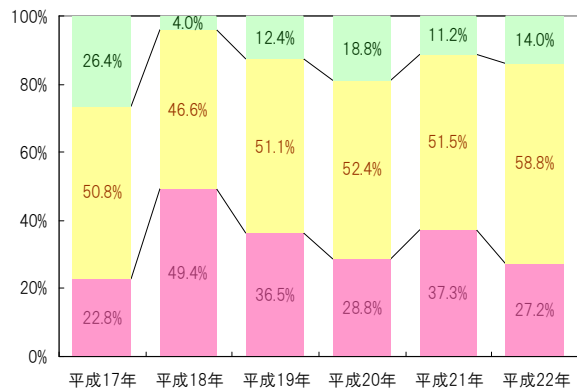


図 市街地区別の割合（面積）

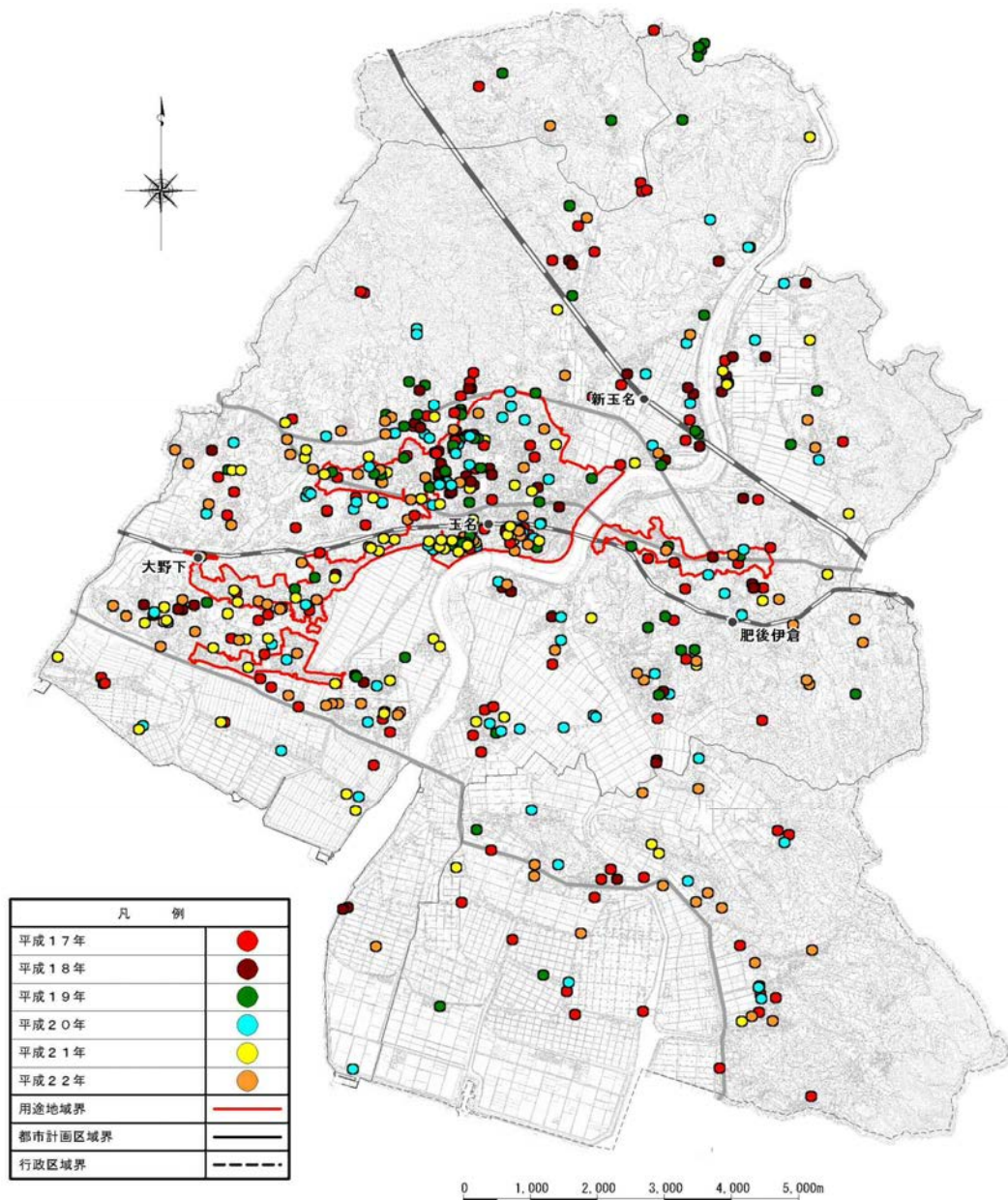


図 農地転用状況（H17～H22） 出典：H23都市計画基礎調査

(3) 宅地開発などの状況

- ◆ 7件の宅地開発などが行われている
- ◆ 国道208号沿道に、土地区画整理事業が集中

宅地開発などの状況をみると、7件行われています。そのうち、土地区画整理事業は3件行われており、松木地区、六田地区、下河原地区とＪＲ鹿児島本線南側に集中しています。

また、公有水面埋立事業は3件であり、うち2件は高道漁港周辺にて行われています。

表 宅地開発などの状況

	事業方法	事業面積 (㎡)	事業期間	主な用途	人 口	
					現在	計画
1	松木地区土地区画整理事業	290,000.0	S49～S62	住宅	583	3,410
2	六田地区土地区画整理事業	231,800.0	S57～H3	住宅	351	1,800
3	公有水面埋立事業	18,510.7	H7.7.3～H12.1.31	その他		
4	公有水面埋立事業	5,793.7	H7.12.28～H17.11.30	その他		
5	公有水面埋立事業	1,343.3	H11.4.27～H14.4.26	その他		
6	下河原地区土地区画整理事業	46,425.0	H11.12～H20.3	住宅	20	300
7	その他	11,078.0	H12～H13	町営住宅		
合計		604,950.7			954	5,510

出典：H23 都市計画基礎調査

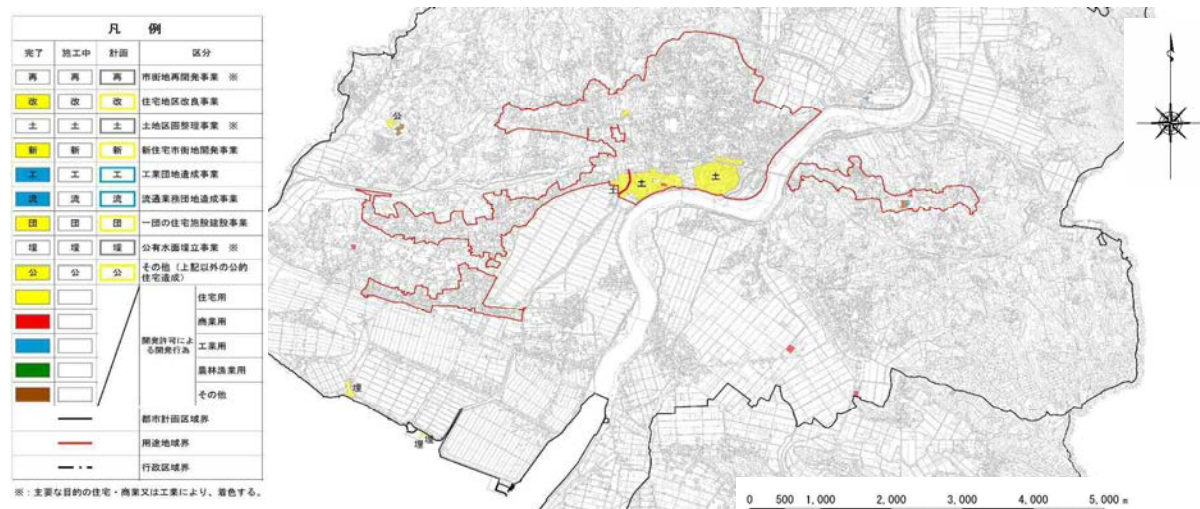


図 宅地開発状況

出典：H23 都市計画基礎調査

1-5 都市施設指標

1-5-1 道路

(1) 都市計画道路の整備状況

◆ 都市計画道路の整備率は66.1%

本市の都市計画道路は、20路線、総延長48.58kmが計画決定されています。平成25年3月31日現在、そのうちの11路線、総延長15.91kmが改良済みとなっており、概成済み区間（16.22km）を含めると、整備率は66.1%となっています。

表 都市計画道路の整備状況（H25.3.31現在）

	都市施設名称	計画延長 (km)	幅員 (m)	整備状況 (km)			整備率※ (%)
				改良済	概成済	未整備	
1	3.4.1 築地中線	0.50	20	0.00	0.00	0.50	0.0%
2	3.4.2 築地大倉線	4.37	16	2.86	1.51	0.00	100.0%
3	3.4.3 玉名駅立願寺線	2.17	16	2.17	0.00	0.00	100.0%
4	3.4.4 寺畑山田線	1.05	16	0.00	0.00	1.05	0.0%
5	3.5.5 前田東線	0.20	12	0.00	0.00	0.20	0.0%
6	3.5.6 後田横町線	0.96	12	0.00	0.00	0.96	0.0%
7	3.5.7 立願寺南岩原線	1.29	12	0.54	0.00	0.75	41.9%
8	3.5.8 玉名駅平嶋線	1.96	12	0.95	0.00	1.01	48.5%
9	3.5.9 玉名駅下町線	1.27	12	0.86	0.00	0.41	67.7%
10	3.4.10 築地立願寺線	2.39	16	2.39	0.00	0.00	100.0%
11	3.4.11 立願寺横町線	1.33	16	1.33	0.00	0.00	100.0%
12	3.5.12 亀甲中線	0.42	12	0.42	0.00	0.00	100.0%
13	3.4.13 高瀬大橋中線	2.52	16	1.41	0.00	1.11	56.0%
14	3.2.14 長洲玉名線	6.24	30	0.00	6.24	0.00	100.0%
15	3.3.15 玉名バイパス線	8.47	25	0.00	8.47	0.00	100.0%
16	3.4.17 大野下駅鍋線	1.59	20	0.00	0.00	1.59	0.0%
17	3.4.19 長洲岱明線	3.82	16	0.00	0.00	3.82	0.0%
18	3.4.7 沖洲金山線	3.95	12	0.00	0.00	3.95	0.0%
19	3.3.16 岱明玉名線	3.75	22	2.65	0.00	1.10	70.7%
20	3.4.20 下河原尾崎線	0.33	16	0.33	0.00	0.00	100.0%
	合計	48.58	—	15.91	16.22	16.45	66.1%

出典：玉名市資料

※整備率は、概成済み延長も含めて算出

整備状況について

計 画：都市計画決定された道路延長。

改良済：以下の区間の延長の合計。

- ・道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
- ・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長

概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道（概ね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を要する道路）を有する区間で、その現道に対応する都市計画道路延長。

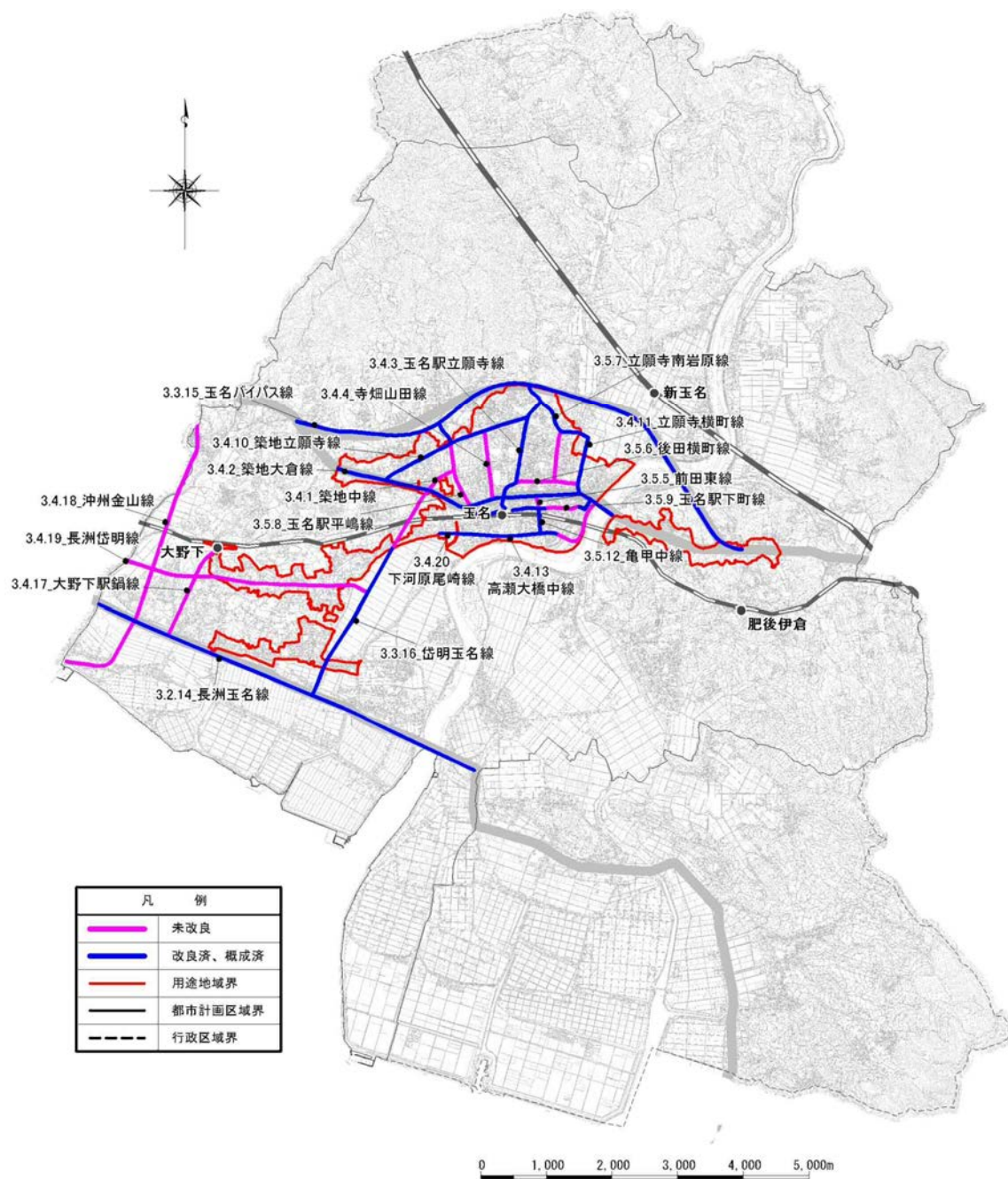


図 都市計画道路整備状況（H25.3.31現在） 出典：玉名市資料

1-5-2 公園緑地

(1) 都市公園の状況

- ◆ 都市計画決定された公園の整備率は100%
- ◆ 都市計画区域住民一人当たりの都市公園の敷地面積はやや標準値を上回る

平成24年3月31日現在、本市の都市公園は、54箇所、都市計画決定面積623,478m²となっており、計画面積に対する供用面積整備率は100%となっています。個別にみると、桃田運動公園の整備率が97.7%となっています。

また、都市計画区域住民一人当たりの都市公園の敷地面積をみると、都市公園法施行令第1条の2^{*}に定められている標準値10m²に対し、本市は11.8m²（平成22年都市計画区域人口56,863人で算出）となり、標準値をやや上回っています。

表 都市公園一覧

公園種別	図面番号	公園名	計画面積(m ²)	供用面積(m ²)	整備率(%)	公園種別	図面番号	公園名	計画面積(m ²)	供用面積(m ²)	整備率(%)
総合公園		5.5.1 蛇ヶ谷公園	186,000	214,501	100.0%	街区公園	24	12.2.9 一本松公園	235	235	100.0%
		箇所数 1	186,000	214,501	100.0%		25	12.2.10 高津原丘の上公園	277	277	100.0%
運動公園		6.5.1 桃田運動公園	193,000	188,500	97.7%		26	12.2.11 高瀬ポケットパーク	123	123	100.0%
		箇所数 1	193,000	188,500	97.7%		27	12.2.12 立山健康広場	3,995	3,995	100.0%
地区公園		4.4.1 岱明中央公園	65,180	65,180	100.0%		28	12.2.13 山下公園	3,909	3,909	100.0%
		箇所数 1	65,180	65,180	100.0%		29	12.2.14 雲雀ヶ丘第1公園	1,659	1,659	100.0%
近隣公園		3.3.2 古閑近隣公園	11,341	11,341	100.0%		30	12.2.15 雲雀ヶ丘第2公園	1,223	1,223	100.0%
		箇所数 1	11,341	11,341	100.0%		31	12.2.16 雲雀ヶ丘第3公園	2,187	2,187	100.0%
街区公園	1	2.2.1 河崎児童公園	1,420	1,420	100.0%		32	12.2.17 雲雀ヶ丘健康広場公園	2,055	2,055	100.0%
	2	2.2.2 伊倉児童公園	2,500	2,500	100.0%		33	12.2.18 睦合区第1公園	708	708	100.0%
	3	2.2.3 糠峯児童公園	1,050	1,050	100.0%		34	12.2.19 睦合区第2公園	292	292	100.0%
	4	2.2.4 柊の木児童公園	2,200	2,200	100.0%		35	12.2.20 北前原区公園	584	584	100.0%
	5	2.2.5 横枕児童公園	1,651	1,651	100.0%		36	12.2.21 扇崎公園	4,874	4,874	100.0%
	6	2.2.6 宮の下児童公園	895	895	100.0%		37	12.2.22 下河原公園	1,418	1,418	100.0%
	7	2.2.7 亀甲児童公園	5,066	5,066	100.0%		38	12.2.23 中尾の里児童公園	646	646	100.0%
	8	2.2.8 松木東児童公園	2,357	2,357	100.0%			箇所数 38	68,158	68,158	100.0%
	9	2.2.9 松木西児童公園	2,395	2,395	100.0%	都市緑地	1	松原可川緑地	6,600	6,600	100.0%
	10	2.2.10 松木南児童公園	2,795	2,795	100.0%		2	本堂山緑地	5,721	5,721	100.0%
	11	2.2.11 上立願寺児童公園	1,315	1,315	100.0%		3	大倉可川緑地	11,069	30,973	100.0%
	12	2.2.12 梅林児童公園	1,957	1,957	100.0%		4	裏川水際緑地	15,199	15,199	100.0%
	13	2.2.13 浜田児童公園	1,632	1,632	100.0%		5	俵ころがし水際緑地	2,905	2,905	100.0%
	14	2.2.14 大相公園	2,736	2,736	100.0%		6	鶴の河原可川緑地	18,543	18,543	100.0%
	15	2.2.15 中公園	2,474	2,474	100.0%		7	滑石可川緑地	12,197	12,197	100.0%
	16	12.2.1 糠峯コミュニティー公園	720	720	100.0%		8	溝上可川緑地	2,848	3,261	100.0%
	17	12.2.2 糠峯東児童公園	410	410	100.0%		9	津留可川緑地	6,268	6,268	100.0%
	18	12.2.3 おおみなど児童公園	3,550	3,550	100.0%			箇所数 9	81,350	101,667	100.0%
	19	12.2.4 ひろしま児童公園	1,716	1,716	100.0%	広場公園	1	10.2.1 市民広場公園	7,100	10,308	100.0%
	20	12.2.5 はまばで児童公園	1,750	1,750	100.0%		2	10.2.2 立願寺公園	2,695	2,695	100.0%
	21	12.2.6 小田街区公園	2,100	2,100	100.0%		3	10.2.3 新玉名駅前広場	8,654	8,654	100.0%
	22	12.2.7 築地西山公園	584	584	100.0%			箇所数 3	18,449	21,657	100.0%
	23	12.2.8 安楽寺児童公園	700	700	100.0%	合計		箇所数 54	623,478	671,004	100.0%

出典：H23都市計画基礎調査

都市公園法施行令第1条の2

市町村（特別区を含む。）の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10㎡以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5㎡以上とする。

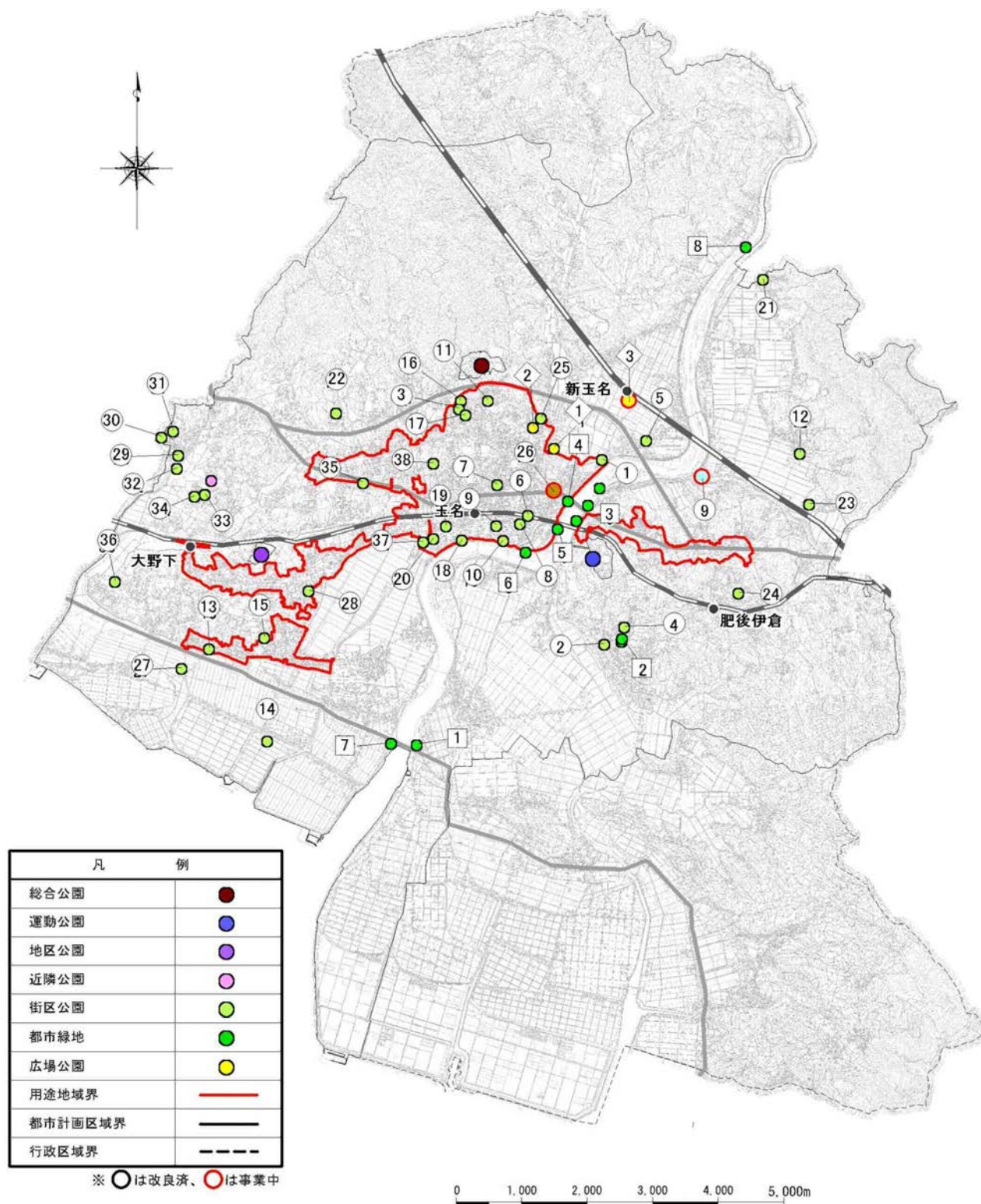


図 都市公園整備状況（H24.3.31現在）
出典：H23都市計画基礎調査

1-5-3 上・下水道

(1) 上水道

- ◆ 行政区域内における上水道普及率は69.7%（平成22年度時点）
- ◆ 山間部における整備率が低い

本市の上水道の普及率（行政区域内人口に対する給水人口の割合）は、平成22年時点で69.7%であり、平成17年以降、1.4ポイント上昇しています。

給水区域（完成済）は、平野部においてはほぼ全域をカバーしていますが、山間部については、未整備の状況にあります。

表 上水道整備状況

年度	行政区域内	給水区域内	給水人口 (人)	普及率		日平均 給水量 (m³)	1人当り 日平均給水量 (ℓ)
	人口※	人口		(行政区域内)	(給水区域内)		
	(人)	(人)		(%)	(%)		
平成17年	72,713	57,980	49,679	68.32	85.68	12,703	255.7
平成18年	72,401	57,737	49,855	68.86	86.35	12,774	256.2
平成19年	71,841	57,384	49,987	69.58	87.11	12,898	258.0
平成20年	71,373	58,050	49,849	69.84	85.87	12,677	254.3
平成21年	70,835	57,056	49,219	69.48	86.26	12,596	255.9
平成22年	70,369	56,697	49,056	69.71	86.52	12,731	259.5

※行政区域内人口は各年3月31日時点の人口

※給水区域内人口及び給水人口については、上水道のみの値

出典：玉名市資料

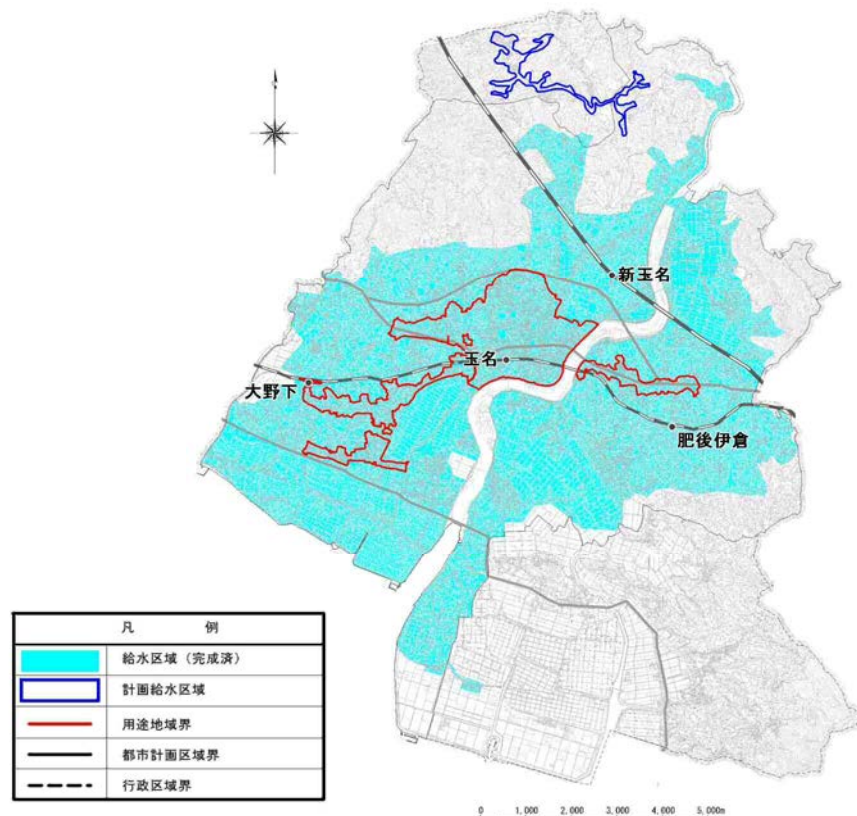


図 上水道整備状況

出典：H23都市計画基礎調査

(2) 下水道

◆ 処理区域の整備率は70.5%（H24年度時点）

本市の公共下水道は、玉名処理区と岱明処理区からなり、それぞれの整備率は73.4%、66.4%、市全体で70.5%となっています。また、本市では現在、公共下水道のほか農業集落排水及び浄化槽の整備を進めています。

表 下水道整備状況(H25.3.31現在)

種別	名称	都市計画 決定年月日	区分	処理区域					下水管渠（幹線管渠）			
				計画決定 (ha)	事業認可 (ha)	整備済 (ha)	供用開始 (ha)	整備率 (%)	計画決定 (km)	事業認可 (km)	整備済 (km)	整備率 (%)
公共下水道	玉名市公共下水道 (玉名処理区)	H24.3.30	汚水	926.0	872.0	679.9	679.9	73.4%	20.7	20.7	20.3	98.1%
			雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共下水道	玉名市公共下水道 (岱明処理区)	H24.3.30	汚水	652.0	477.0	433.2	433.2	66.4%	24.9	24.9	24.9	100.0%
			雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			汚水	1,578.0	1,349.0	1,113.1	1,113.1	70.5%	45.6	45.6	45.2	99.1%
			雨水	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出典：玉名市資料

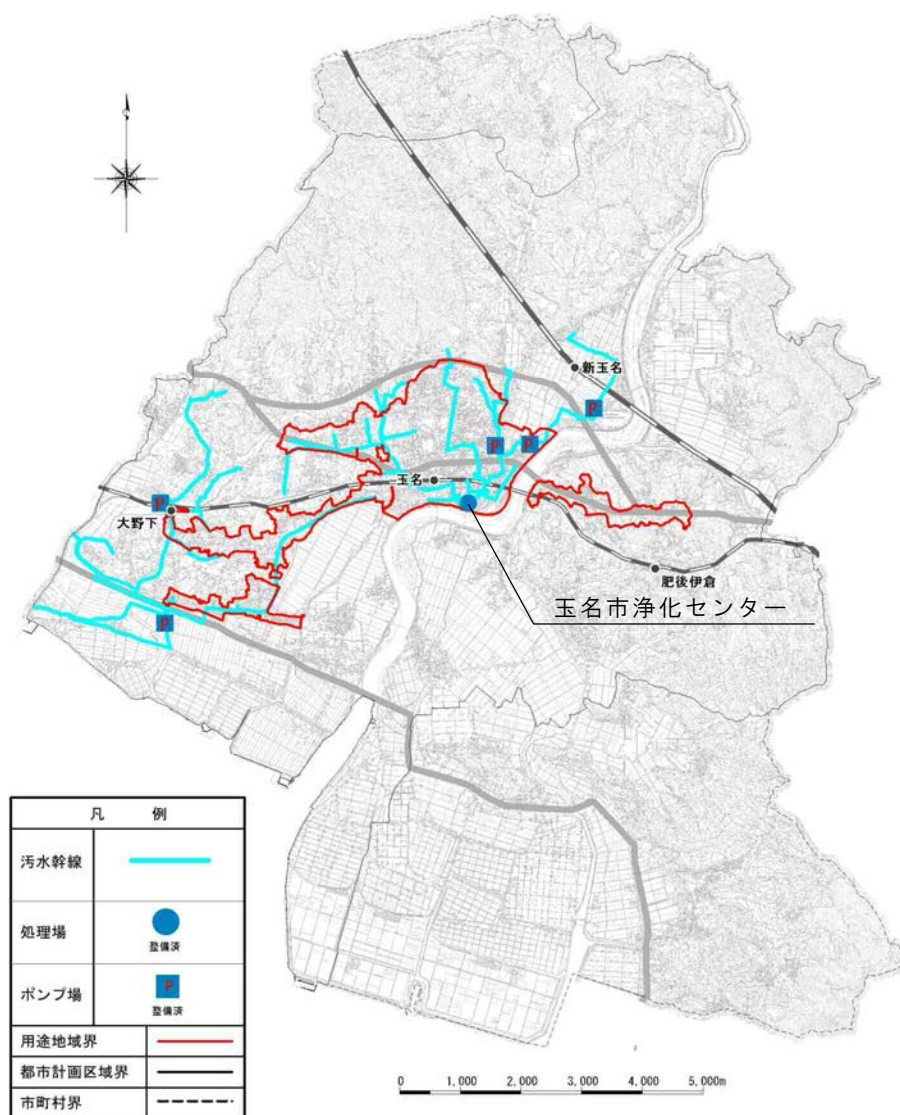


図 下水道事業計画図 出典：玉名市資料

1-6 生活基盤状況

1-6-1 公共公益施設

- ◆ 玉名地区、岱明地区、横島地区、天水地区それぞれに主要な施設が立地
- ◆ 玉名地区においては、用途地域内を中心に主要な施設が立地
- ◆ 岱明地区、横島地区、天水地区においては、支所周辺に施設が集積

本市は1市3町が合併した都市であるため、玉名地区、岱明地区、横島地区、天水地区それぞれに行政施設や教育施設、文化施設など主要な公共公益施設がみられます。

なお、玉名地区においては、用途地域内を中心に主要な施設が立地し、旧3町（岱明地区、横島地区、天水地区）においては、支所周辺に施設が集積しています。

表 主要公共公益施設

分類	名称	分類	名称
行政施設	1 玉名市役所本庁	教育施設	1 玉名町小学校
	2 岱明支所		2 築山小学校
	3 横島支所		3 滑石小学校
	4 天水支所		4 大浜小学校
医療・福祉施設	1 公立玉名中央病院		5 豊水小学校
	2 公立玉名中央病院附属健診センター		6 八嘉小学校
	3 玉名市福祉センター		7 伊倉小学校
	4 玉名保健センター		8 梅林小学校
	5 岱明ふれあい健康センター		9 月瀬小学校
	6 横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」		10 玉名小学校
	7 天水保健センター「ふれあい館」		11 石貫小学校
	8 静光園老人ホーム		12 三ツ川小学校
	9 天水老人憩の家		13 小田小学校
	10 伊倉児童センター		14 大野小学校
	11 玉名地域保健医療センター		15 睦合小学校
体育施設	1 桃田運動公園総合体育館		16 鍋小学校
	2 玉名勤労者体育センター		17 高道小学校
	3 蛇ヶ谷公園		18 横島小学校
	4 岱明B&G海洋センター（プール、体育館など）		19 玉水小学校
	5 岱明中央公園グラウンド		20 小天小学校
文化施設	1 玉名市文化センター（公民館）		21 小天東小学校
	2 玉名市民図書館		22 玉名中学校
	3 岱明町公民館		23 玉南中学校
	4 岱明図書館		24 玉陵中学校
	5 横島町公民館		25 有明中学校
	6 横島図書館		26 岱明中学校
	7 天水町公民館		27 天水中学校
	8 天水体育館		28 熊本県立玉名高等学校
	9 歴史博物館ころろピア		29 熊本県立北陵高等学校
	10 玉名市民会館		30 熊本県立玉名工業高等学校
	11 勤労青少年ホーム		31 玉名女子高等学校
その他	1 玉名斎場		32 専修大学玉名高等学校
			33 九州看護福祉大学

出典：玉名市ホームページ

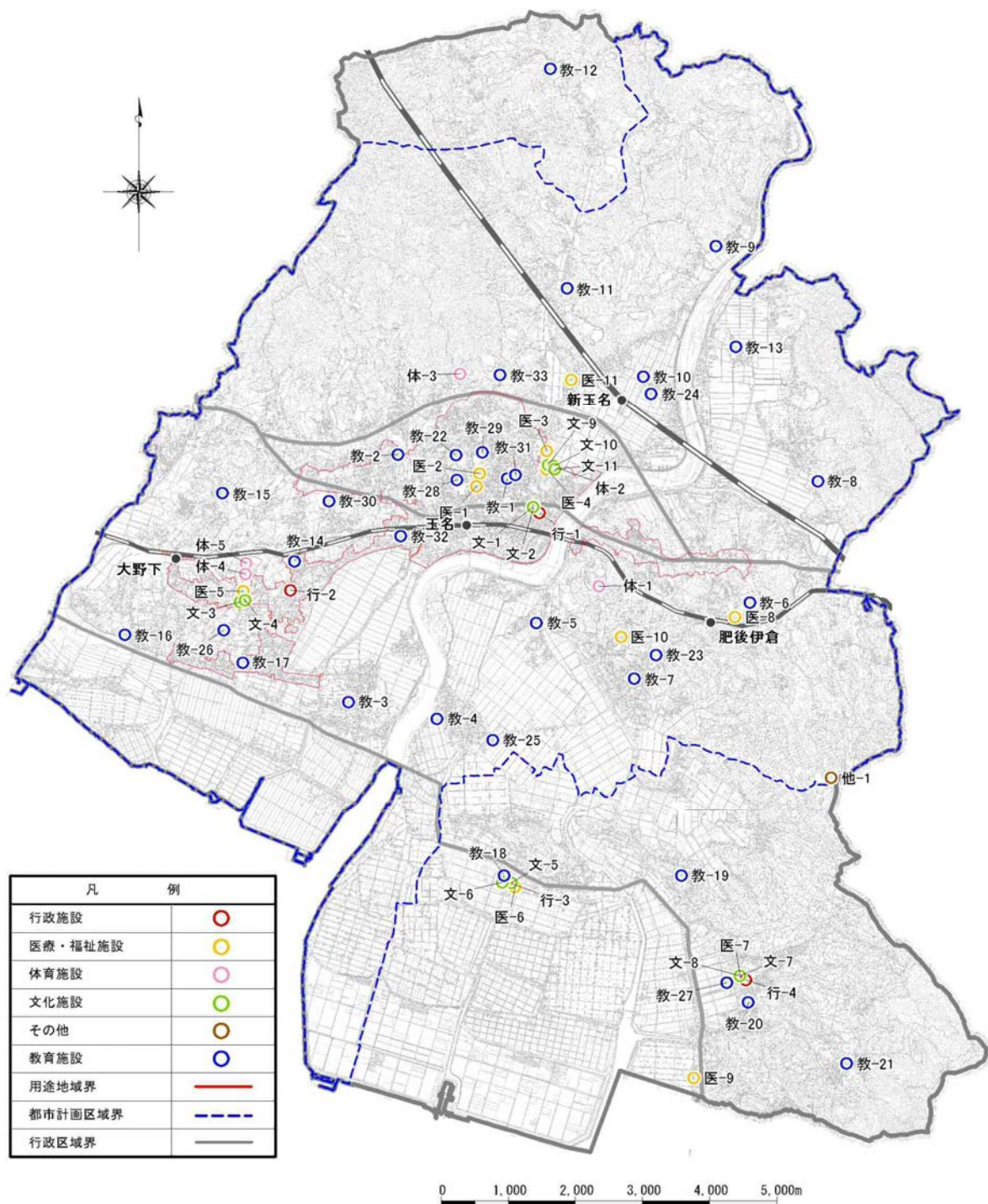


図 主要公共公益施設 出典：H23都市計画基礎調査

1-6-2 公共交通機関

- ◆ バス及び鉄道が市民の生活の足として機能
- ◆ バスによって、各地区の拠点及び周辺市町と連携
- ◆ 平成23年3月より九州新幹線新玉名駅が開業

本市の公共交通機関は、鉄道及びバスが主で、ＪＲ九州の運行する鹿児島本線（玉名駅、肥後伊倉駅、大野下駅）を基軸とし、九州産交バスがＪＲ玉名駅を中心に、各地区や玉名温泉など主要な観光地、周辺市町をつなぎ、市民の生活の足として機能しています。

※横島地区及び岱明地区の一部については、平成25年10月よりこれまでのバス路線が廃止され、新たに予約制乗合タクシーが導入されています。

また、広域的な連携軸として平成23年3月より九州新幹線新玉名駅が開業しています。

表 市内を運行する路線バス（産交バス）利用者数の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者数	1,078,151	1,038,595	1,003,795	984,119	977,589

参考：玉名市資料

※各年度の利用者については、前年の10月～当該年の9月までの集計。

表 主要駅乗降者数の推移

年度	ＪＲ玉名駅			ＪＲ肥後伊倉駅		
	定期	定期外	総数	定期	定期外	総数
平成18年度	1,489,400	618,400	2,107,800	157,200	40,800	198,000
平成19年度	1,503,600	610,100	2,113,700	152,600	45,200	197,800
平成20年度	1,499,000	605,000	2,104,000	154,000	43,000	197,000
平成21年度	1,427,400	563,500	1,990,900	147,200	40,330	187,530
平成22年度	1,458,600	570,000	2,028,600	150,600	40,000	190,600
平成23年度	1,399,400	475,300	1,874,700	137,600	41,800	179,400
平成24年度	1,461,000	474,200	1,935,200	129,800	41,500	171,300

年度	ＪＲ大野下駅			新玉名駅		
	定期	定期外	総数	定期	定期外	総数
平成18年度	233,600	63,100	296,700			
平成19年度	230,600	64,700	295,300			
平成20年度	220,600	64,600	285,200			
平成21年度	206,400	61,200	267,600			
平成22年度	202,200	60,800	263,000	6,400	17,500	23,900
平成23年度	178,400	59,500	237,900	105,800	256,900	362,700
平成24年度	172,800	57,800	230,600	117,100	263,200	380,300

参考：玉名市資料

※各年度、当該年度の4月～翌年3月までの集計。

※定期の値については、定期利用者数に2を乗じた値である（乗車数、降車数）。

※平成22年度の新玉名駅については、平成22年3月12日～31日までの累計。

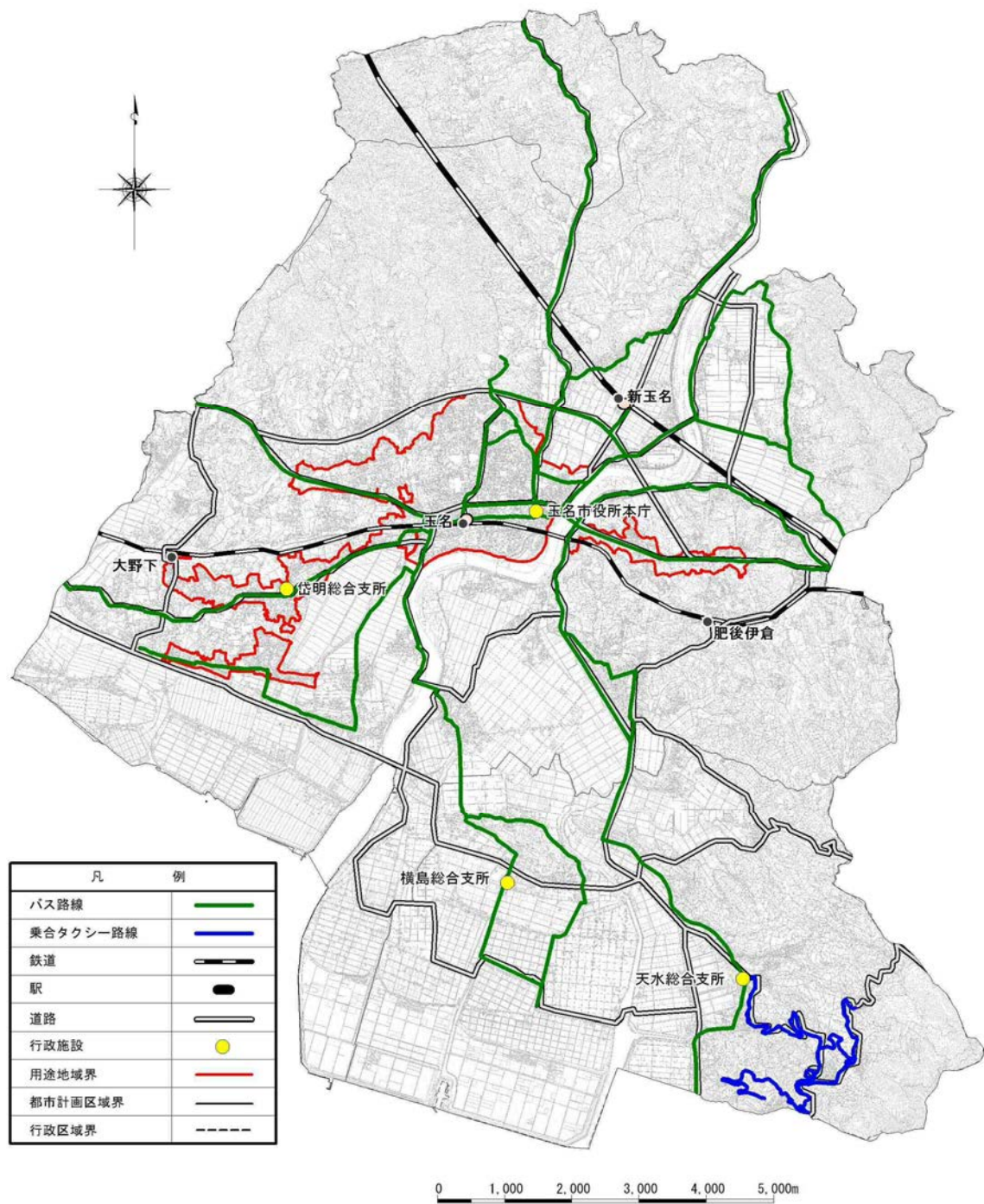


図 公共交通網 出典：H23都市計画基礎調査

1-6-3 地価

- ◆ 国道208号沿いの地価が高い
- ◆ 用途地域外において地価の低下率が小さい

本市の地価をみると、現玉名市役所に近い地点（玉名5-2:玉名市繁根本字北131番1）にて最も高く、71,800円/㎡となっており、全体的に国道208号沿いの地価が高い傾向にあります。

平成12年から22年の地価推移をみると、高瀬地区内の地点（玉名5-1：玉名市高瀬字本町250番1）における地価が大きく低下しています。

用途地域内外にて比較すると、用途地域外において地価の低下率が小さくなっています。

表 地価の推移状況（各年7月1日現在）

		価格（円/㎡）			地価変動率 （H12→H22）
		平成12年	平成17年	平成22年	
地価公示	玉名-1	54,000	44,800	36,400	67.4%
	玉名-2	(40,800)	35,200	30,400	(74.5%)
	玉名-3	42,000	35,800	30,000	71.4%
	玉名-4	18,000	16,800	14,900	82.8%
	玉名-5	15,000	14,300	12,700	84.7%
	玉名5-1	153,000	91,000	51,500	33.7%
	玉名5-2	187,000	128,000	71,800	38.4%
熊本県地価調査	玉名5-3	25,300	22,400	19,600	77.5%
	玉名(県)-1	48,300	42,500	35,000	72.5%
	玉名(県)-2	45,000	39,500	32,000	71.1%
	玉名(県)-3	(51,000)	40,000	33,600	(65.9%)
	玉名(県)-4	34,000	30,000	24,800	72.9%
	玉名(県)-5	30,000	26,500	19,500	65.0%
	玉名(県)-6	18,200	16,800	14,500	79.7%
	玉名(県)-7	13,000	12,500	11,000	84.6%
	玉名(県)-8	11,000	10,300	9,400	85.5%
	玉名(県)-9	7,200	6,700	6,100	84.7%
	玉名(県)-10	7,900	7,400	6,900	87.3%
	玉名(県)-11	17,000	13,800	10,500	61.8%
	玉名(県)3-1	15,400	12,700	10,000	64.9%
	玉名(県)5-1	(140,000)	110,000	64,000	(45.7%)
	玉名(県)5-2	24,000	21,900	18,100	75.4%
	玉名(県)7-1	71,000	56,000	45,000	63.4%
	玉名(県)9-1	(15,000)	(13,100)	10,000	(66.7%)

出典：地価公示・熊本県地価調査

※（ ）は、調査地点が変わった箇所

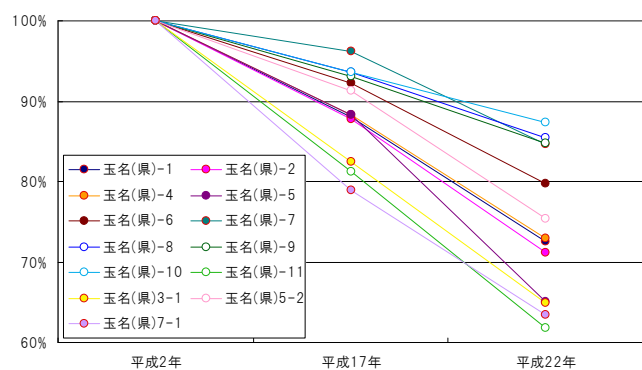
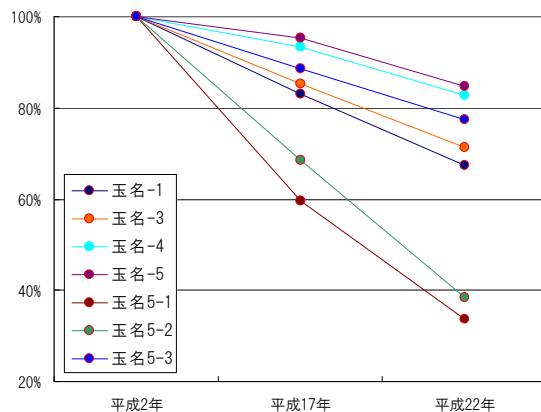
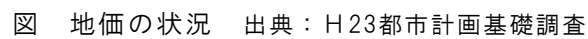


図 地価の変動率の推移 ※H2を基準（100）とする。



1-7 その他

1-7-1 既往災害状況

◆ 繁根木川、唐人川周辺において、水害が多く発生

水害は、繁根木川及び唐人川周辺に多く発生しており、平成13年から平成22年にかけて、床下浸水家屋などの水害が発生しています。

また、建物火災の発生状況（半焼以上の建物火災）については、平成18年以降、年6件前後発生しています。

横島地区、天水地区などにおいては、急傾斜地崩壊危険区域が指定されていますが、近年、大規模ながけくずれなどの発生はみられません。

災害対策としては、“玉名市洪水避難マップ”、“玉名市高潮避難マップ”の整備や緊急情報の発信のほか、火災などに関する緊急情報などを携帯電話・パソコンのメール機能を活用して配信する“玉名市安心メール”などがあります。

表 主な浸水発生状況

	年月日	被害件数(戸)			備考
		床下浸水家屋	床上浸水家屋	流出倒壊家屋	
1	H13.6.9	1	-	-	
2	H13.7.12	1	-	-	
3	H18.6.26	71	13	0	
4	H18.7.23	77	25	0	自主避難7箇所11世帯20人
5	H19.7.7	2	2	0	
6	H22.7.14	2	0	0	

参考：玉名市資料

表 主な建物火災発生状況

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
建物火災発生件数※	12	6	5	6	3	6	11

参考：玉名市資料

※「建物火災発生件数」については、半焼以上の建物火災件数。

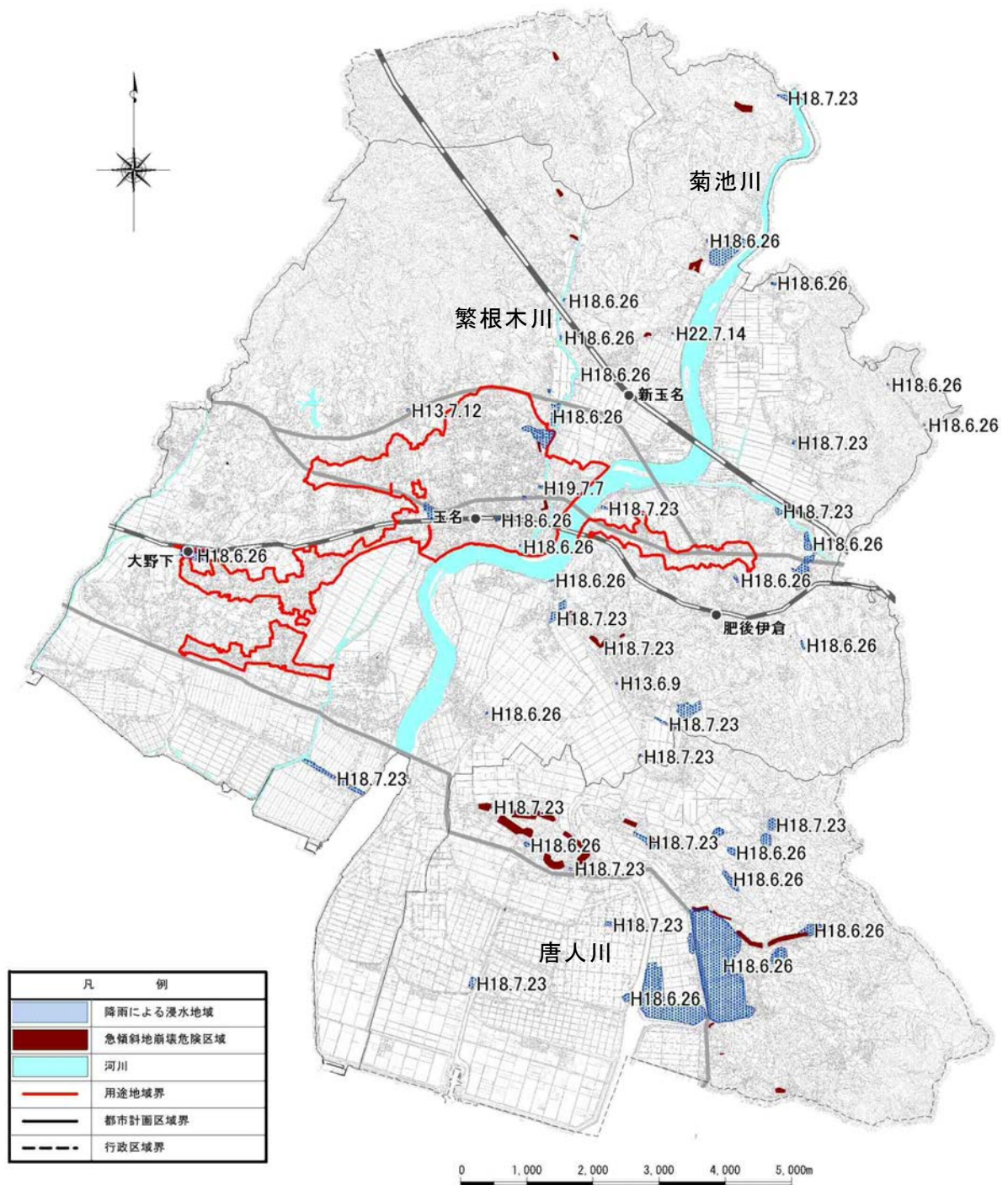


図 水害履歴分布 出典：H23 都市計画基礎調査

1-7-2 景観要素

- ◆ 菊池川のハゼ並木や松原海岸などの豊かな自然景観を有している
- ◆ 市役所周辺に歴史的景観が集中

本市は、山や海をはじめとする良好な自然に囲まれており、菊池川のハゼ並木や有明海、松原海岸、干潟などの豊かな自然景観を有しています。

また、歴史的景観に関しては、市全域に分布していますが、特に現玉名市役所周辺に集中しています。

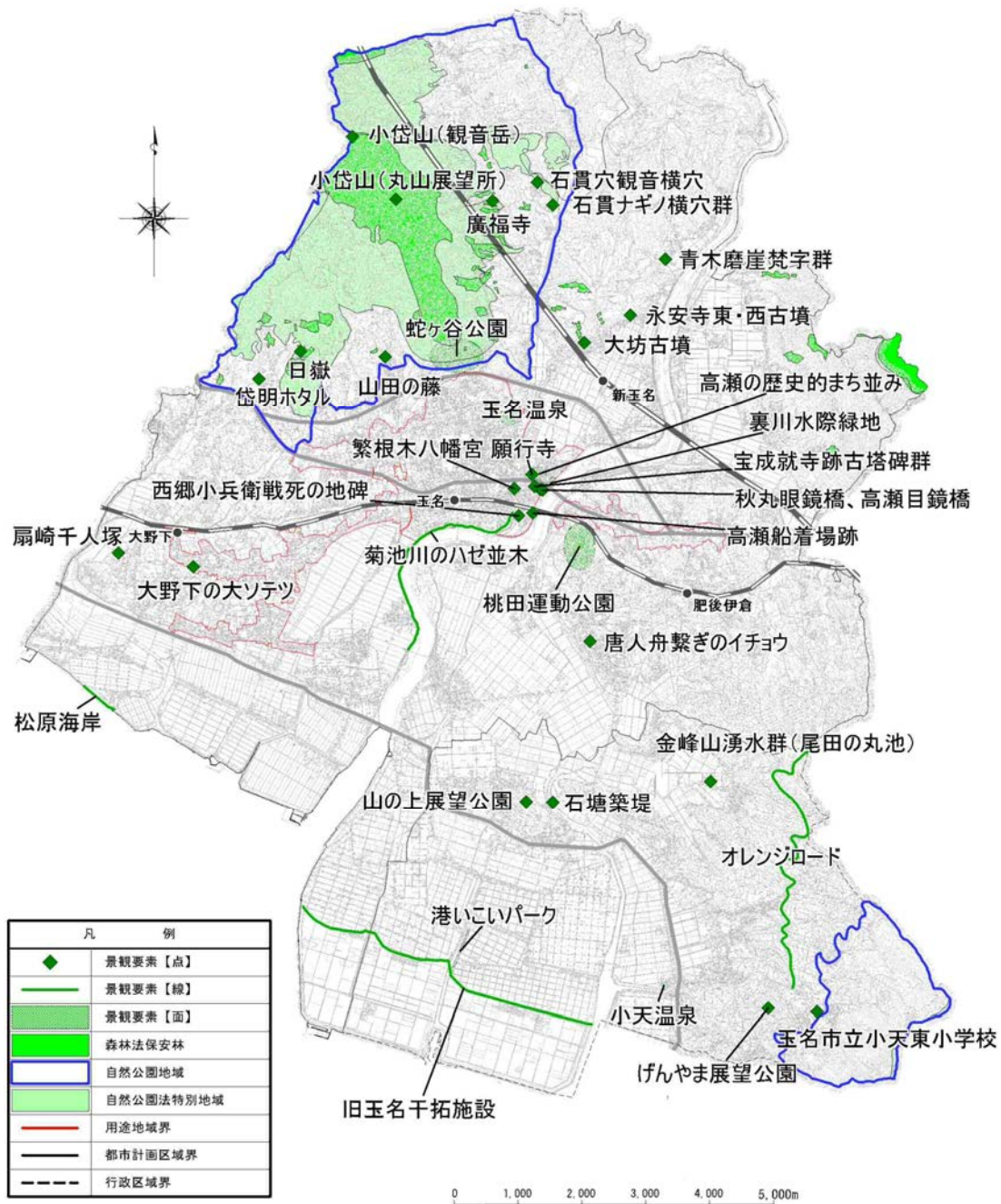


図 景観要素分布 出典：玉名市資料、H23都市計画基礎調査

1-7-3 文化財

- ◆ 文化財は指定・登録併せて149件指定
- ◆ 自然や歴史など多岐にわたる文化財が指定

本市の文化財指定状況は、指定・登録併せて149件となっています。（H24.3.31現在）その内訳は、国指定文化財9件（旧玉名干拓施設、大坊古墳など）、国登録記念物1件（菊池川堤防のハゼ並木）、国登録文化財7件（梅林天満宮、熊本県立玉名高等学校本館など）、県指定文化財13件（高瀬目鏡橋、経塚・大塚古墳群など）、市指定文化財73件（伝左山古墳、高瀬船着場跡など）、市登録・選択文化財46件（玉名郡倉跡、孝女つやの碑など）と内容は自然や干拓遺産をはじめ歴史的な文化財など多岐にわたっています。

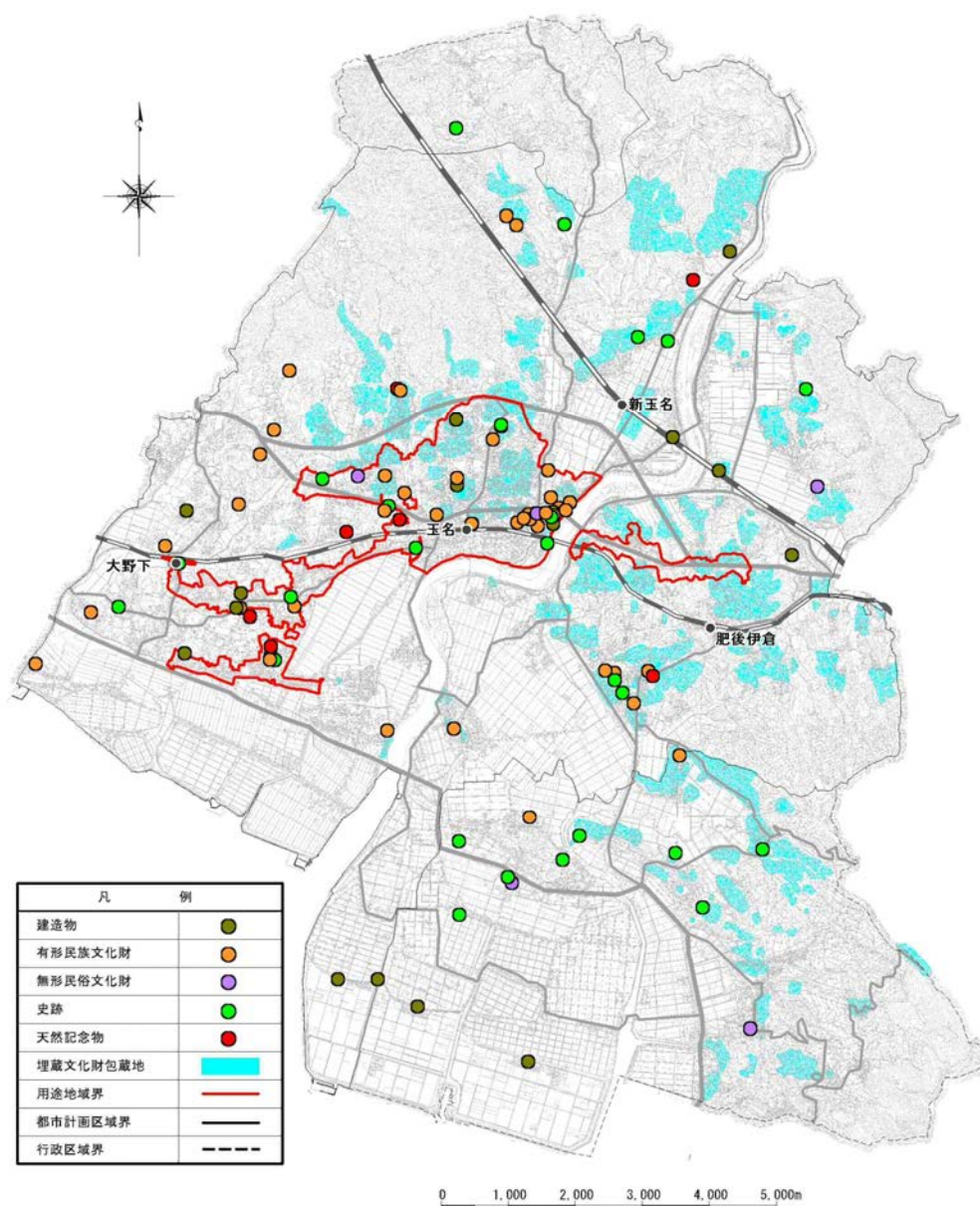


図 文化財分布 出典：玉名市資料、H23都市計画基礎調査

1-8 上位・関連計画のまとめ

(1) 将来像・都市構造

- ①豊かな「もり」と共生する躍動的でコンパクトな都市づくり【熊本県基本方針】
- ②人と自然がひびきあう 県北の都 玉名【玉名市総合計画】
- ③潤いある住まい都市玉名【旧玉名市住宅MP】

(2) 土地利用

- ①農地集積の加速化による生産基盤の強化【幸せ実感くまもと4力年戦略】
- ②ゾーン（市街地、田園、中山間、臨海）【玉名市総合計画】
- ③交通結節点（JR玉名駅、九州新幹線新玉名駅）【同上】
- ④拠点（中心、地域、文化、交流、観光、クリエイション）【玉名都市計画区域MP】
- ⑤ゾーン（市街地、農業、自然保全、田園居住）【同上】
- ⑥新庁舎周辺【新庁舎建設基本構想】
- ⑦新玉名駅周辺地域【新玉名駅周辺地域等整備基本計画】
- ⑧中心市街地【旧玉名市中心市街地活性化基本計画】
- ⑨ゾーン（利便性を活かした都市型住宅ゾーン、新拠点ゾーンなど）【旧玉名市住宅MP】

(3) 都市施設

- ①新幹線効果の波及による地域振興【幸せ実感くまもと4力年戦略】
- ②幹線道路ネットワーク等の整備【同上】
- ③広域交通ネットワーク及び生活道路網の整備【玉名市総合計画】
- ④「15分構想*」の推進【同上】
- ⑤公園・緑地の整備【同上】
- ⑥上下水道などの整備【同上】
- ⑦治水の強化【同上】
- ⑧主要な施設（道路、公共下水道、河川）の整備【玉名都市計画区域MP】
- ⑨地域の実状に適した汚水処理対策の推進【同上】
- ⑩火葬・斎場などの施設・設備の充実【同上】
- ⑪九州新幹線新玉名駅周辺アクセス道路の整備推進【同上】
- ⑫バス路線の統廃合【同上】

(4) 防災

- ①自助・共助・公助*による地域防災力の向上【幸せ実感くまもと4力年戦略】
- ②学校施設の耐震化の促進【同上】
- ③災害に強いソフト・ハードの基盤づくり【同上】
- ④浸水区域（洪水及び高潮避難マップ）【洪水及び高潮避難マップ】
- ⑤地震発生時に通行を確保すべき道路の指定【建築物耐震改修促進計画】
- ⑥建物の耐震性の向上【同上】

※太文字：玉名市総合計画における重点施策

15分構想

市内のどこからでも中心市街地まで15分以内に到着できる道路交通体系を実現する構想。

自助・共助・公助

自助とは、家庭で日頃から災害に備えたり、災害時、事前に避難したりするなど、自分で守ること。共助とは、地域での災害時要援護者の避難協力や、地域の方々との消火活動など、周りの人たちと助け合うこと。公助とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のこと。災害時には、自助・共助・公助が連携し一体となることで、被害を最小限にできるとともに、早期の復旧・復興につながるものとなる。

（５）自然環境及び景観形成

- ①熊本ならではの観光戦略の推進 【幸せ実感くまもと４力年戦略】
- ②九州各県や市町村等との連携による観光誘客の促進 【同上】
- ③地域にある歴史と文化の磨き上げと情報発信 【同上】
- ④素晴らしい景観の保全と活用 【同上】
- ⑤「みどりの創造プロジェクト」による新たな景観向上 【同上】
- ⑥「花の都 玉名」づくりの推進 【玉名市総合計画】
- ⑦「美しい景観都市 玉名」の実現 【同上】
- ⑧河川環境の保全 【同上】
- ⑨「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進 【同上】
- ⑩歴史・文化施設の充実 【同上】
- ⑪広域観光ネットワークの推進 【同上】
- ⑫観光資源の魅力創出 【同上】

（６）住環境

- ①買い物弱者※の解消と地域の移動手段の確保 【幸せ実感くまもと４力年戦略】
- ②県民総ぐるみによる地球温暖化対策とエコ活動の更なる推進 【同上】
- ③犯罪の起きにくい環境の整備 【同上】
- ④定住化などの推進 【玉名市総合計画】
- ⑤公営住宅の整備 【同上】
- ⑥教育環境の整備（老朽化した校舎などの改修・改築） 【同上】
- ⑦スポーツ・レクリエーション拠点の整備 【同上】
- ⑧商業活性化の推進 【同上】
- ⑨保健医療体制の充実 【同上】
- ⑩子育てを支援する生活環境の整備と安全の確保 【たまな子育てプラン】
- ⑪公営住宅の長寿命化及びライフサイクルコスト※の縮減 【旧玉名市住宅MP】

（７）その他

- ①メガソーラー※の立地促進とエネルギー関連産業の集積 【幸せ実感くまもと４力年戦略】
- ②留学生とつながる仕組みづくり 【同上】
- ③新エネルギー導入の推進 【玉名市総合計画】
- ④市民公益活動の支援 【同上】

※太文字：玉名市総合計画における重点施策

買い物弱者

住んでいる地域で日常の買物や生活に必要なサービスを受けるのに困難を感じる人たちのこと。

ライフサイクルコスト

建物にかかる生涯コスト。建物の企画・設計費、建設費などの初期投資と、保全費、修繕・改善費、運用費などの運営管理費及び解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のこと。

メガソーラー

出力１メガワット(1000キロワット)以上の大規模な太陽光発電のこと。

2-2 集計結果

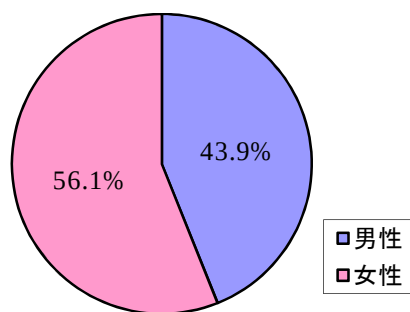
1. あなたご自身について

問1 あなたの性別は次のうちどれですか。＜1つだけ選び、番号に○印＞

回答者の性別は、“男性”43.9%、“女性”56.1%と女性の割合がやや高くなっています。

【全体】

選択肢	人数	割合
1. 男性	362	43.9%
2. 女性	462	56.1%
有効回答	824	100.0%
無回答（無効回答を含む）	8	
全回答	832	

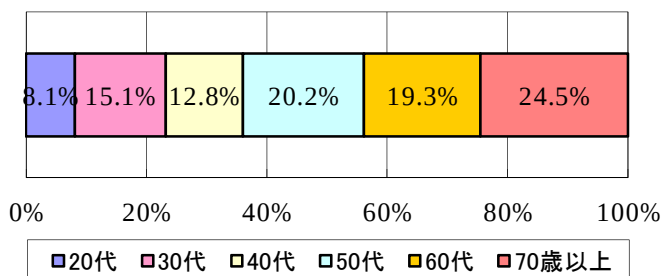


問2 あなたの年齢は次のうちどれですか。＜1つだけ選び、番号に○印＞

回答者の年齢は、“70歳以上”の割合が最も高く24.5%となっており、全体の約4分の1を占めています。次いで、“50代”20.2%、“60代”19.3%と、高齢者の割合が高い一方、“20代”の回答者は8.1%と1割以下となっています。

【全体】

選択肢	人数	割合
1. 20代	67	8.1%
2. 30代	125	15.1%
3. 40代	106	12.8%
4. 50代	167	20.2%
5. 60代	160	19.3%
6. 70歳以上	203	24.5%
有効回答	828	100.0%
無回答（無効回答を含む）	4	
全回答	832	



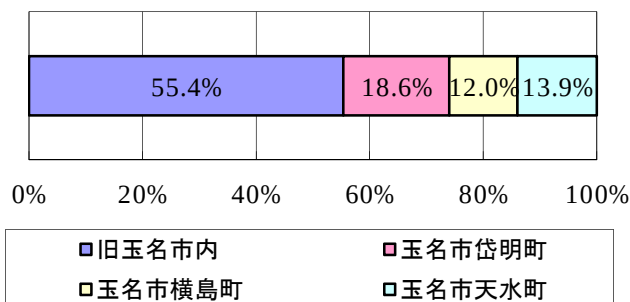
問3 現在のご住所をご記入ください。なお、ご記入にあたっては、記入例にならって、町名、大字名を（ ）内にご記入ください。

回答者の居住地は、“旧玉名市内”が最も多く55.4%と過半数を超えています。次いで、“岱明町”18.6%、“天水町”13.9%、“横島町”12.0%となります。

※各地区の回収率は、旧玉名市内（42.6%）、岱明町（39.9%）、横島町（37.9%）、天水町（43.6%）となっております（全体41.6%）。

【全体】

選択肢	人数	割合
1. 旧玉名市内	461	55.4%
2. 玉名市岱明町	155	18.6%
3. 玉名市横島町	100	12.0%
4. 玉名市天水町	116	13.9%
有効回答	832	100.0%
無回答（無効回答を含む）	0	
全回答	832	

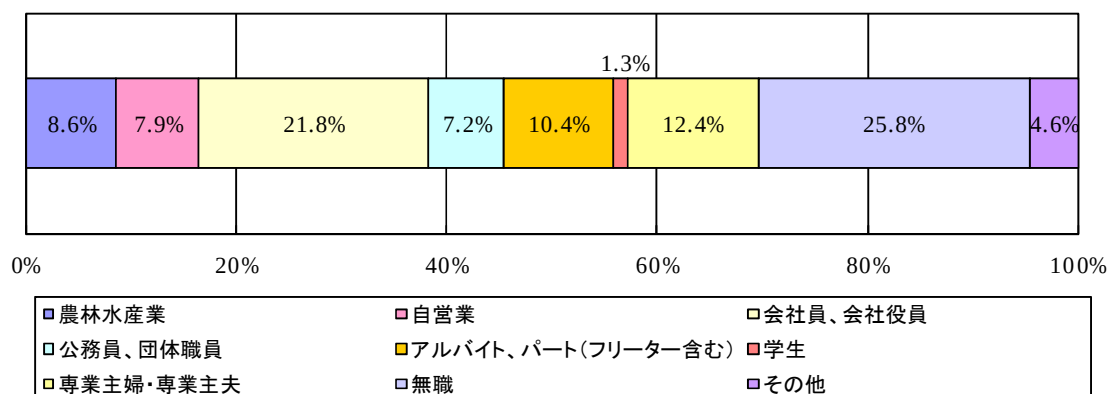


問4 あなたのご職業は次のうちどれですか。＜1つだけ選び番号に○印＞

回答者の職業は、最も高い割合を占める“無職”25.8%を除くと、“会社員、会社役員”21.8%、“専業主婦・専業主夫”12.4%、“アルバイト、パート（フリーター含む）”10.4%となっています。

【全体】

選択肢	人数	割合
1. 農林水産業	71	8.6%
2. 自営業	65	7.9%
3. 会社員、会社役員	180	21.8%
4. 公務員、団体職員	59	7.2%
5. アルバイト、パート（フリーター含む）	86	10.4%
6. 学生	11	1.3%
7. 専業主婦・専業主夫	102	12.4%
8. 無職	213	25.8%
9. その他	38	4.6%
有効回答	825	100.0%
無回答（無効回答を含む）	7	
全回答	832	



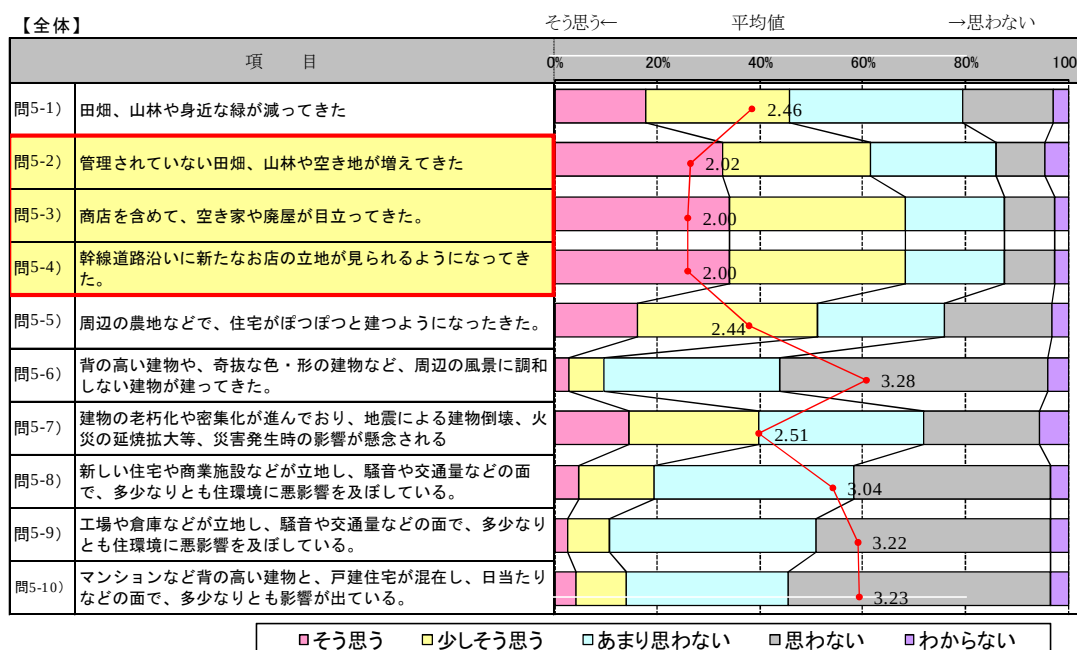
Ⅱ. 現在のお住まいの地域について

問5 現在お住まいの地域（問3で回答）の「土地・建物の現状」についてお聞かせください。

＜次の10項目について、あてはまる評価に一つずつ○印をつけて下さい。＞

お住まいの地域の土地・建物の現状について、“管理されていない田畑、山林や空き地が増えてきた。”、“商店を含めて、空き家や廃屋が目立ってきた。”、“周辺の農地などで、住宅がぽつぽつと建つようになってきた。”との意見が多くなっています。

一方、“背の高い建物や、奇抜な色・形の建物など、周辺の風景に調和しない建物が建ってきた。”、“マンションなど背の高い建物と、戸建住宅が混在し、日当たりなどの面で、多少なりとも影響が出ている。”の項目は、思わないとの回答が50%を超えています。



問6 現在お住まいの地域は、玉名市の発展を考える中で、どのような特徴を伸ばし、どのような役割を担うべきとお考えですか。＜3つまで選び、番号に○印＞

お住まいの地域の役割について、“豊かな自然を守り、活かした「環境にやさしいまち」としてのイメージ形成を担う役割”が最も高く 51.9%となっています。次いで、“特定の機能の専門性ではなく、「総合的な暮らしやすさ」を提供する役割” 35.8%、“海や山などを活かしたブランド性の高い「食料生産地」としての役割” 30.1%となっています。

一方、“市民の暮らしや観光を支える「交通の要衝（玄関口など）」としての役割”は 10.6%と最も低い割合となっています。

《ランキング上位3位》

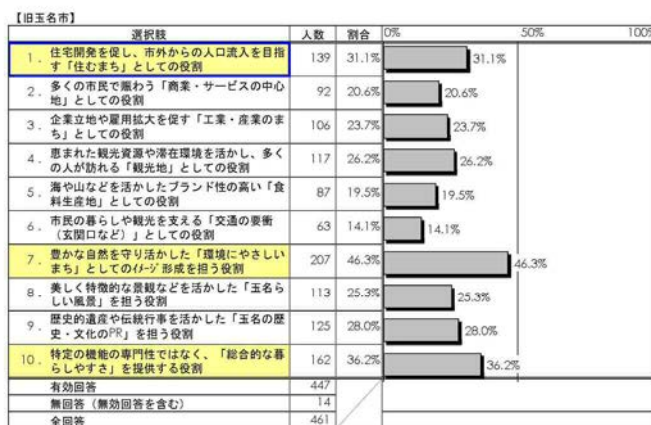
	項目	人数	割合
1	豊かな自然を守り、活かした「環境にやさしいまち」としてのイメージ形成を担う役割	420	51.9%
2	特定の機能の専門性ではなく、「総合的な暮らしやすさ」を提供する役割	290	35.8%
3	海や山などを活かしたブランド性の高い「食料生産地」としての役割	244	30.1%

【全体】

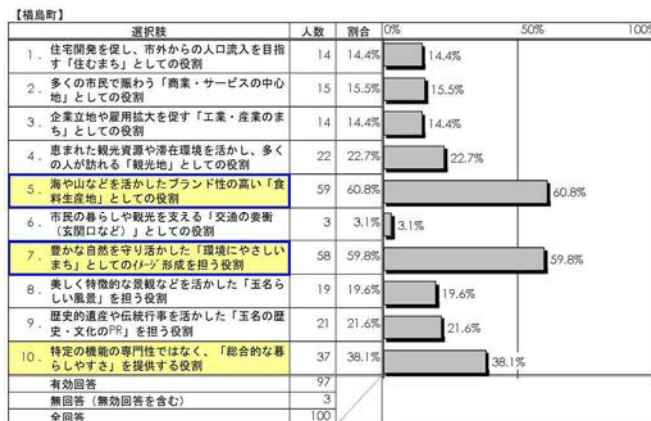
選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 住宅開発を促し、市外からの人口流入を目指す「住むまち」としての役割	216	26.7%	26.7%		
2. 多くの市民で賑わう「商業・サービスの中心地」としての役割	150	18.5%	18.5%		
3. 企業立地や雇用拡大を促す「工業・産業のまち」としての役割	187	23.1%	23.1%		
4. 恵まれた観光資源や滞在環境を活かし、多くの人が訪れる「観光地」としての役割	208	25.7%	25.7%		
5. 海や山などを活かしたブランド性の高い「食料生産地」としての役割	244	30.1%	30.1%		
6. 市民の暮らしや観光を支える「交通の要衝（玄関口など）」としての役割	86	10.6%	10.6%		
7. 豊かな自然を守り活かした「環境にやさしいまち」としてのイメージ形成を担う役割	420	51.9%	51.9%		
8. 美しく特徴的な景観などを活かした「玉名らしい風景」を担う役割	218	26.9%	26.9%		
9. 歴史的遺産や伝統行事を活かした「玉名の歴史・文化のPR」を担う役割	191	23.6%	23.6%		
10. 特定の機能の専門性ではなく、「総合的な暮らしやすさ」を提供する役割	290	35.8%	35.8%		
有効回答	810				
無回答（無効回答を含む）	22				
全回答	832				

●地区別●

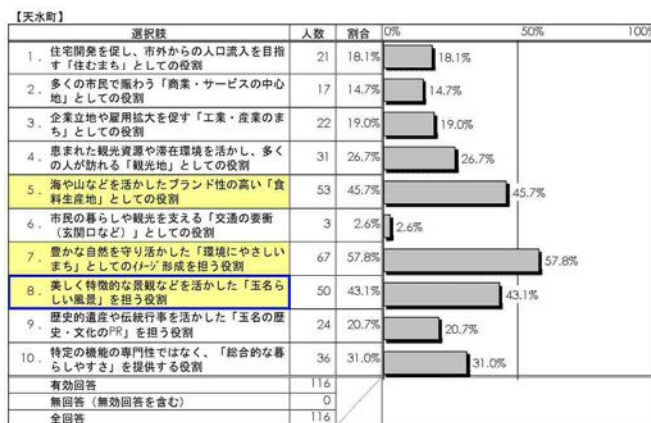
- 旧玉名市：“1）住宅開発を促し、市外からの人口流入を目指す「住むまち」としての役割”が3番目に割合が高く、他地区と比較し住に特化しています。



- 横島町：“5）海や山などを活かしたブランド性の高い「食料生産地」としての役割”と“7）豊かな自然を守り活かした「環境にやさしいまち」としてのイメージ形成を担う役割”が約6割と高い割合となっています。



- 天水町：“8）美しく特徴的な景観などを活かした「玉名らしい風景」を担う役割”が上位から3番目に高い割合を示しており、他地区と比較し景観を重要視している傾向が強くなっています。

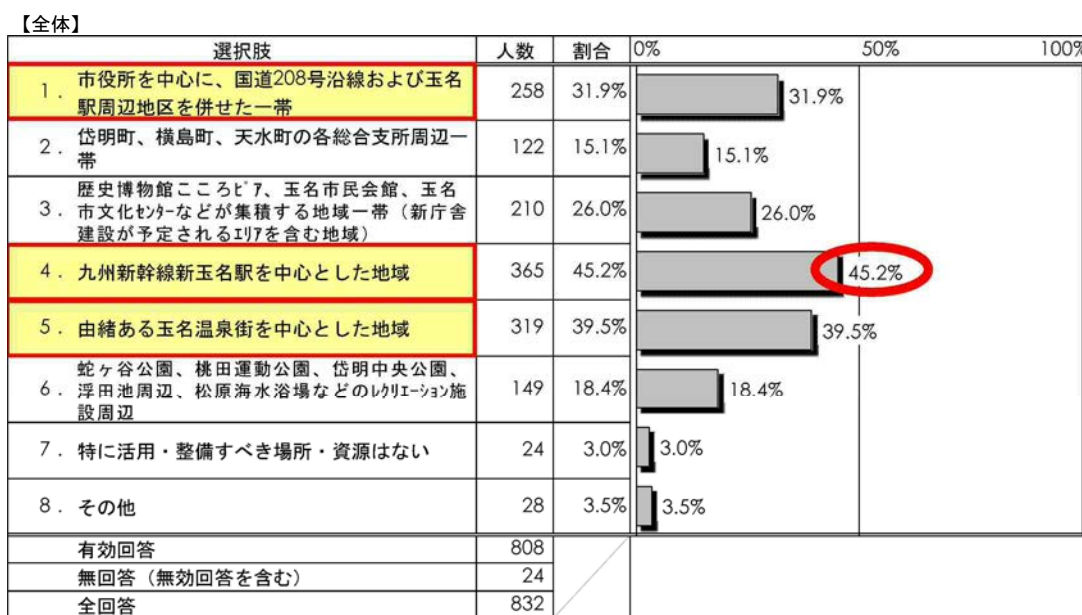


Ⅲ. 玉名市全体について

問7 玉名市全体の活性化や魅力化に向けて、重点的に活用したり、整備したりすべき「拠点」「軸」は何だとお考えになりますか。

■ 重要な「拠点（日常生活を送る上で様々な活動の足場となる重要な場所）」となる場所・資源 <※2つまで選び、番号に○印>

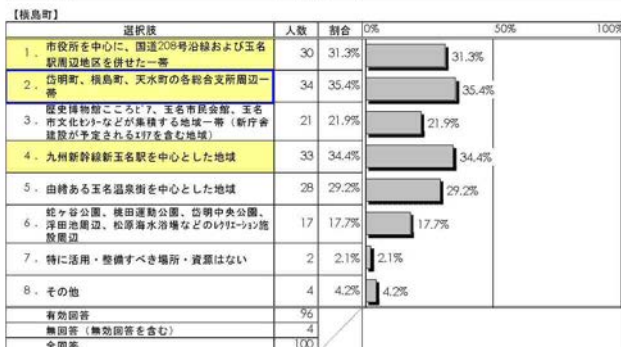
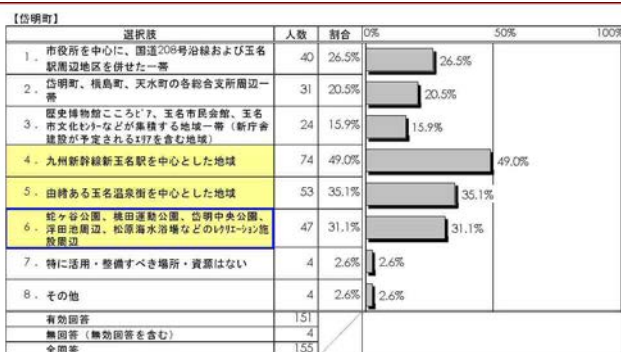
重要な拠点について、“九州新幹線新玉名駅を中心とした地域”との回答が最も多く45.2%となっています。次いで、“由緒ある玉名温泉街を中心とした地域”39.5%、“市役所を中心に、国道208号沿線および玉名駅周辺地区を併せた一帯”31.9%となります。



●地区別●

➤ 岱明町：“6）蛇ヶ谷公園、桃田運動公園、岱明中央公園、浮田池周辺、松原海水浴場などのレクリエーション施設周辺”の割合が高くなっています。

➤ 横島町：“2）岱明町、横島町、天水町の各総合支所周辺一帯”の割合が高くなっています。

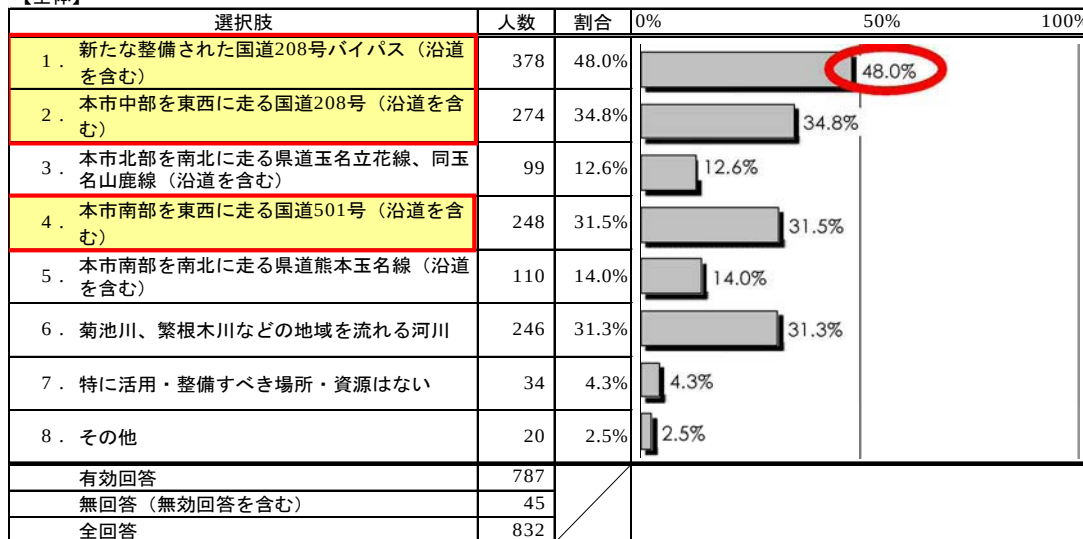


(次に「軸」に関してお聞きします。)

■ 重要な「軸（都市間の物流や市内での移動、良好な景観形成上、重要な要素となる道路や河川）」となる場所・資源 <※2つまで選び、番号に○印>

重要な軸について、“新たな整備された国道208号バイパス（沿道を含む）”が重要という意見が最も多く48.0%となっています。次いで、“本市中心部を東西に走る国道208号（沿道を含む）”34.8%、“本市南部を東西に走る国道501号（沿道を含む）”31.5%となります。

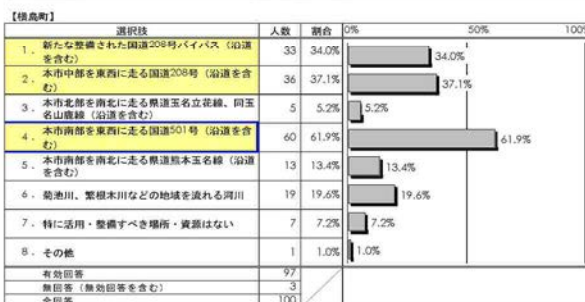
【全体】



●地区別●

➤ 旧玉名市：“6）菊池川、繁根木川などの地域を流れる河川”の割合が高くなっています。

➤ 横島町、天水町：“4）本市南部を東西に走る国道501号（沿道を含む）”の割合が高くなっています。



IV. 将来の玉名市の「土地利用(土地の使い方)」について

問8 「玉名市の住宅地の環境向上」のためには、どんなことが重要だと思いますか。＜2つまで選び、番号に○印＞

玉名市の住宅地の環境向上について、“お店や働く場が近くにある便利な住宅地の形成に向けた取り組み”が重要という意見が最も多く 48.1%となっています。次いで、“高齢者が安心して暮らせる住宅地の形成に向けた取り組み” 44.9%、“身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善” 41.6%となっています。

【全体】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 美しい街並みとなるような景観づくりへの取り組み	221	27.1%	27.1%		
2. 身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	339	41.6%	41.6%		
3. 住宅と住宅以外の建物（工場など）の混在による住宅地の環境悪化の防止	69	8.5%	8.5%		
4. 日照が確保され、敷地にゆとりのある住宅地の形成に向けた取り組み	86	10.6%	10.6%		
5. <u>お店や働く場が近くにある便利な住宅地の形成に向けた取り組み</u>	392	48.1%	48.1%		
6. 高齢者が安心して暮らせる住宅地の形成に向けた取り組み	366	44.9%	44.9%		
7. 公営住宅の住宅地としての環境改善・向上に向けた取り組み	41	5.0%	5.0%		
8. その他	10	1.2%	1.2%		
有効回答	815				
無回答（無効回答を含む）	17				
全回答	832				

●地区別●

➤ 旧玉名市：“1）美しい街並みとなるような景観づくりへの取り組み”の割合が他地区と比較し高くなっています。

➤ 横島町：“4）日照が確保され、敷地にゆとりのある住宅地の形成に向けた取り組み”の割合が他地区と比較し高くなっています。

【旧玉名市】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 美しい街並みとなるような景観づくりへの取り組み	142	31.3%	31.3%		
2. 身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	180	39.6%	39.6%		
3. 住宅と住宅以外の建物（工場など）の混在による住宅地の環境悪化の防止	51	11.2%	11.2%		
4. 日照が確保され、敷地にゆとりのある住宅地の形成に向けた取り組み	48	10.6%	10.6%		
5. 店舗や働く場が近くにある便利な住宅地の形成に向けた取り組み	213	46.9%	46.9%		
6. 高齢者が安心して暮らせる住宅地の形成に向けた取り組み	205	45.2%	45.2%		
7. 公営住宅の住宅地としての環境改善・向上に向けた取り組み	0	0.0%	0.0%		
8. その他	28	6.2%	6.2%		
有効回答	454				
無回答（無効回答を含む）	7				
全回答	461				

【横島町】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 美しい街並みとなるような景観づくりへの取り組み	17	17.3%	17.3%		
2. 身近な生活基盤（道路、公園、下水道等）の整備・改善	45	45.9%	45.9%		
3. 住宅と住宅以外の建物（工場など）の混在による住宅地の環境悪化の防止	7	7.1%	7.1%		
4. 日照が確保され、敷地にゆとりのある住宅地の形成に向けた取り組み	20	20.4%	20.4%		
5. 店舗や働く場が近くにある便利な住宅地の形成に向けた取り組み	47	48.0%	48.0%		
6. 高齢者が安心して暮らせる住宅地の形成に向けた取り組み	43	43.9%	43.9%		
7. 公営住宅の住宅地としての環境改善・向上に向けた取り組み	0	0.0%	0.0%		
8. その他	5	5.1%	5.1%		
有効回答	98				
無回答（無効回答を含む）	2				
全回答	100				

問 9 「将来の玉名市の工業地」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。

＜1つだけ選び、番号に○印＞

将来の玉名市の工業地について、“地場企業の活動支援や助成制度（税金の減免措置等）の充実”が重要という意見が最も多く 38.6%となっています。

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 工業団地等の整備による新たな工業用地の確保	257	33.0%		33.0%	
2. 地場企業の活動支援や助成制度（税金の減免措置等）の充実	300	38.6%		38.6%	
3. 工場の敷地内緑化や、建物の美観促進、公害防止など、周辺環境との調和対策の推進	205	26.3%		26.3%	
4. その他	16	2.1%		2.1%	
有効回答	778	100.0%			
無回答（無効回答を含む）	54				
全回答	832				

問 10 「将来の玉名市の商業地」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。＜2つまで選び、番号に○印＞

将来の玉名市の商業地について、“様々な生活利便施設が整った中心市街地の整備”が重要という意見が最も多く 45.2%となっています。次いで、“郊外部やバイパスなど幹線道路沿いの商業施設の誘導”42.5%、“各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生”42.2%となります。

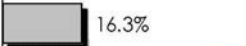
【全体】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 様々な生活利便施設が整った中心市街地の整備	367	45.2%		45.2%	
2. 各地域の日常生活に密着した商店街の維持・再生	343	42.2%		42.2%	
3. 郊外部やバイパスなど幹線道路沿いの商業施設の誘導	345	42.5%		42.5%	
4. 中心市街地の核となる新たな交流拠点（集会施設、スポーツ施設等）の整備	156	19.2%		19.2%	
5. 既存商店街の店舗ファサードや案内標識、駐車場、街なか広場などの施設設備	169	20.8%		20.8%	
6. イベントや散策マップ作成などのソフト事業の展開	91	11.2%		11.2%	
7. その他	18	2.2%		2.2%	
有効回答	812				
無回答（無効回答を含む）	20				
全回答	832				

問 11 「将来の玉名市の観光地」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。＜1つだけ選び、番号に○印＞

将来の玉名市の観光地について、“既存観光施設の有効活用や活性化”が重要という意見が最も多く 40.7%となっています。次いで、“自動車利用客に対応した環境整備（駐車場確保、案内板充実など）” 22.1%となります。

【全体】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 新たな観光施設の整備	129	16.3%			
2. 既存観光施設の有効活用や活性化	322	40.7%			
3. 各地域ならではの資源や歴史を活かした、個性的なソフト活動の展開	145	18.3%			
4. 自動車利用客に対応した環境整備（駐車場確保、案内板充実など）	175	22.1%			
5. その他	20	2.5%			
有効回答	791	100.0%			
無回答（無効回答を含む）	41				
全回答	832				

●地区別●

➤ 岱明町：“1）新たな観光施設の整備”の割合が高くなっています。

【岱明町】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 新たな観光施設の整備	30	20.8%			
2. 既存観光施設の有効活用や活性化	60	41.7%			
3. 各地域ならではの資源や歴史を活かした、個性的なソフト活動の展開	24	16.7%			
4. 自動車利用客に対応した環境整備（駐車場確保、案内板充実など）	27	18.8%			
5. その他	3	2.1%			
有効回答	144	100.0%			
無回答（無効回答を含む）	11				
全回答	155				

問 12 「将来の玉名市の農地、山林」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。＜1つだけ選び、番号に○印＞

将来の玉名市の農地、山林について、“まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき”が重要という意見が最も多く40.1%となっています。次いで、“開発による農地や山林の減少はなるべく抑えるべき”34.4%となります。

【全体】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	324	40.1%			
2. 開発による農地や山林の減少はなるべく抑えるべき	278	34.4%			
3. 地域活性化のための開発を優先させ、農地や山林が減るのはやむをえない	186	23.0%			
4. その他	20	2.5%			
有効回答	808	100.0%			
無回答（無効回答を含む）	24				
全回答	832				

●地区別●

- 旧玉名市：“2）開発による農地や山林の減少はなるべく抑えるべき”が最も割合が高くなっています。（他の地区は、全体と同傾向）

【旧玉名市】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. まちの大切な自然として積極的に保全し、現状の農地や山林は維持すべき	166	37.2%			
2. 開発による農地や山林の減少はなるべく抑えるべき	170	38.1%			
3. 地域活性化のための開発を優先させ、農地や山林が減るのはやむをえない	96	21.5%			
4. その他	14	3.1%			
有効回答	446	100.0%			
無回答（無効回答を含む）	15				
全回答	461				

V. 将来の玉名市の「都市基盤(道路や公園、上下水道など)整備」について

問 13 玉名市の「道路・交通の整備」に関して、大切な取り組みは何だと思
いますか。＜2つまで選び、番号に○印＞

道路・交通の整備について、“市街地・集落内における狭い道路の改善”が大切という
意見が最も多く 35.4%となっています。次いで、“市内の各地域を結ぶ県道、市道などの
域内主要道路の整備” 33.9%となります。

【全体】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 菊水インターチェンジと市街地を結ぶアクセス道路の整備	126	15.5%	15.5%		
2. 市内の各地域を結ぶ県道、市道などの域内主要道路の整備	276	33.9%	33.9%		
3. 市街地・集落内における狭い道路の改善	288	35.4%	35.4%		
4. 交差点の整備や駐車場の案内表示など、交通渋滞解消に向けた取り組み	180	22.1%	22.1%		
5. 歩道の段差解消や、交通安全施設（カーブミラー、街路灯など）の充実	252	31.0%	31.0%		
6. 市中心部～周辺部間を連絡するバス路線の充実	139	17.1%	17.1%		
7. 玉名駅（在来線）の駅前広場の改良や駅舎のバリアフリー化など、鉄道の利便性向上	212	26.0%	26.0%		
8. その他	38	4.7%	4.7%		
有効回答	814				
無回答（無効回答を含む）	18				
全回答	832				

●地区別●

➤ 天水町：“4）交差点の整備や駐車場の案内表示など、交通渋滞解消に向けた取り組み”の割合が高くなっています。

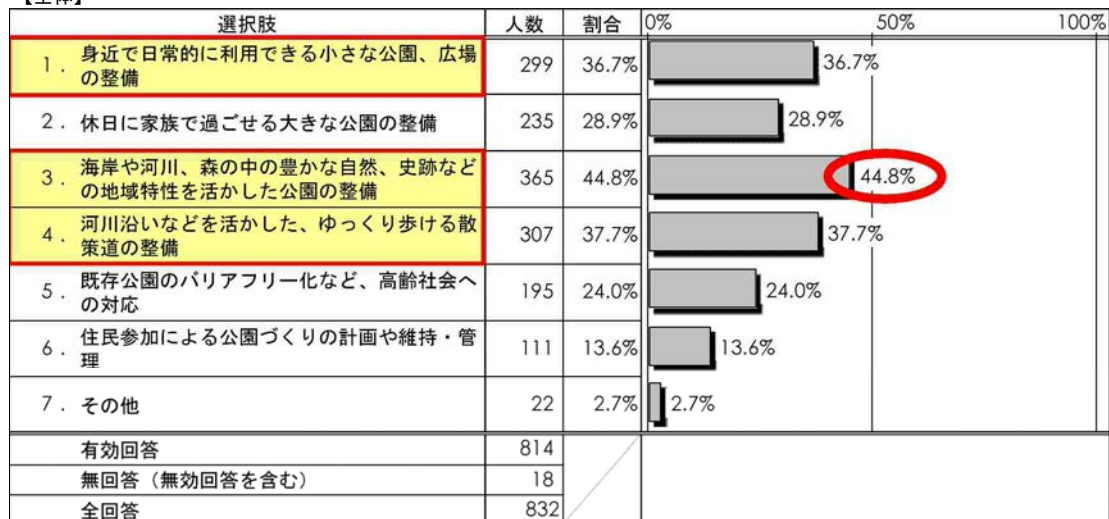
【天水町】

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 菊水インターチェンジと市街地を結ぶアクセス道路の整備	20	17.2%	17.2%		
2. 市内の各地域を結ぶ県道、市道などの域内主要道路の整備	53	45.7%	45.7%		
3. 市街地・集落内における狭い道路の改善	43	37.1%	37.1%		
4. 交差点の整備や駐車場の案内表示など、交通渋滞解消に向けた取り組み	28	24.1%	24.1%		
5. 歩道の段差解消や、交通安全施設（カーブミラー、街路灯など）の充実	23	19.8%	19.8%		
6. 市中心部～周辺部間を連絡するバス路線の充実	23	19.8%	19.8%		
7. 玉名駅（在来線）の駅前広場の改良や駅舎のバリアフリー化など、鉄道の利便性向上	21	18.1%	18.1%		
8. その他	3	2.6%	2.6%		
有効回答	116				
無回答（無効回答を含む）	0				
全回答	116				

問 14 玉名市の「公園・緑地の整備」に関して、大切な取り組みは何だと思いますか。〈2つまで選び、番号に○印〉

公園・緑地の整備について、“海岸や河川、森の中の豊かな自然、史跡などの地域特性を活かした公園の整備”が大切という意見が最も多く 44.8%となっています。次いで、“河川沿いなどを活かした、ゆっくり歩ける散策道の整備” 37.7%となります。

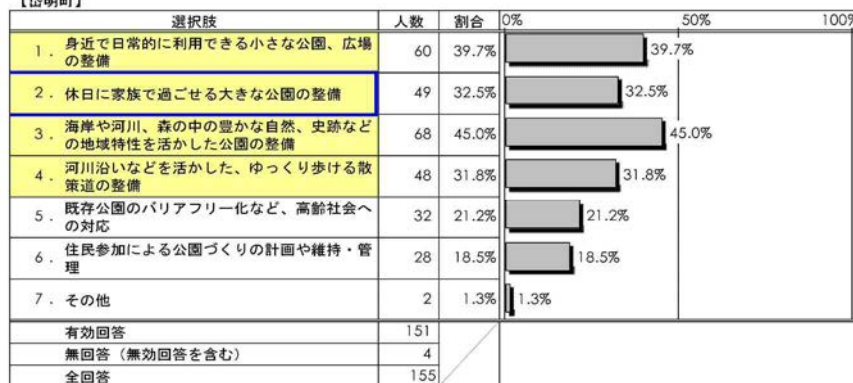
【全体】



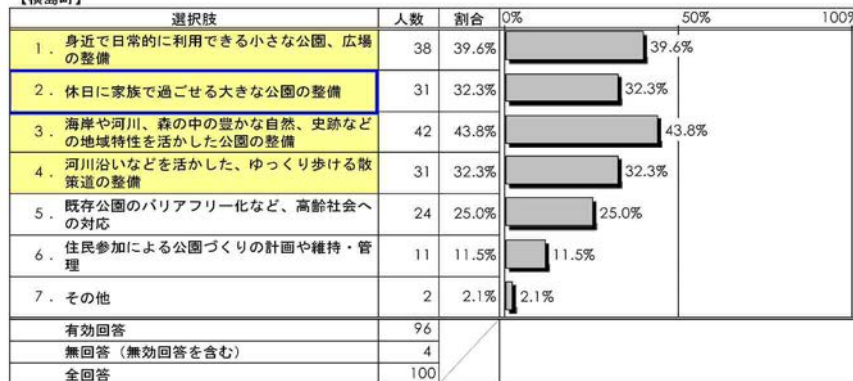
●地区別●

- 岱明町、横島町：“2）休日に家族で過ごせる大きな公園の整備”の割合が高くなっています。

【岱明町】



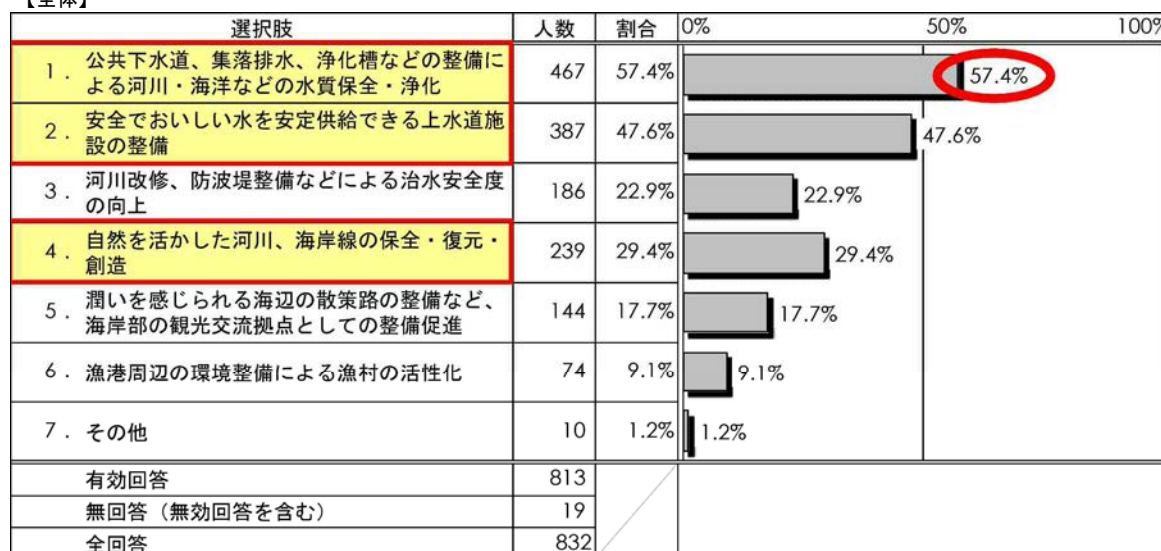
【横島町】



問 15 玉名市の「水環境に関わる施設の整備」に関して、大切な取り組みは何だと思われますか。〈2つまで選び、番号に○印〉

水環境に関わる施設の整備について、“公共下水道、集落排水、浄化槽などの整備による河川・海洋などの水質保全・浄化”が大切という意見が最も多く57.4%となっています。次いで、“安全でおいしい水を安定供給できる上水道施設の整備”47.6%となります。

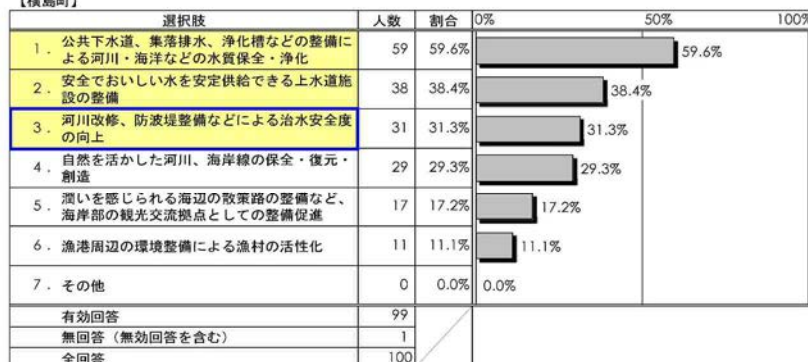
【全体】



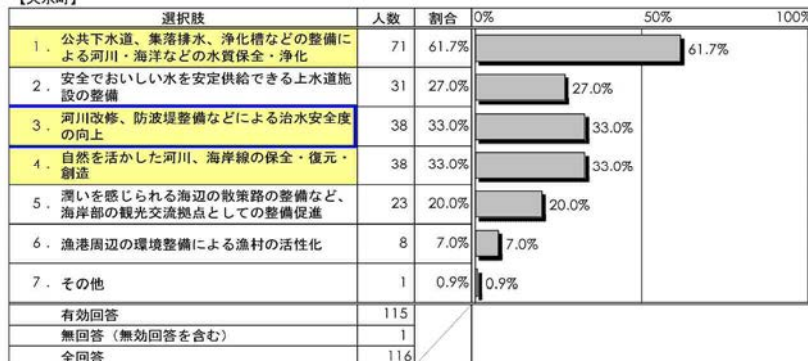
● 地区別 ●

➤ 横島町、天水町：“3）河川改修、防波堤整備などによる治水安全度の向上”の割合が高くなっています。

【横島町】



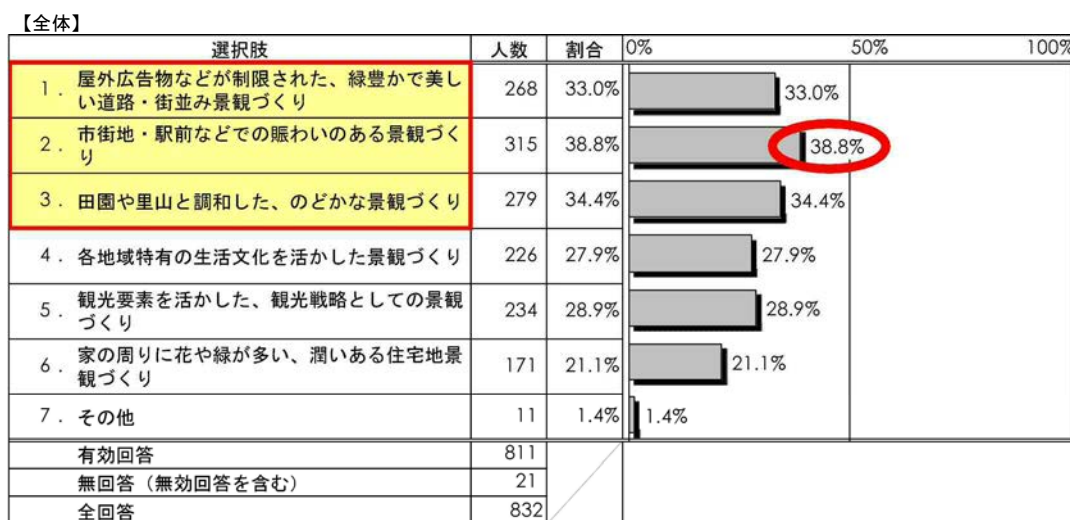
【天水町】



Ⅵ. 将来の玉名市の「街並み・景観や防災に関する項目」について

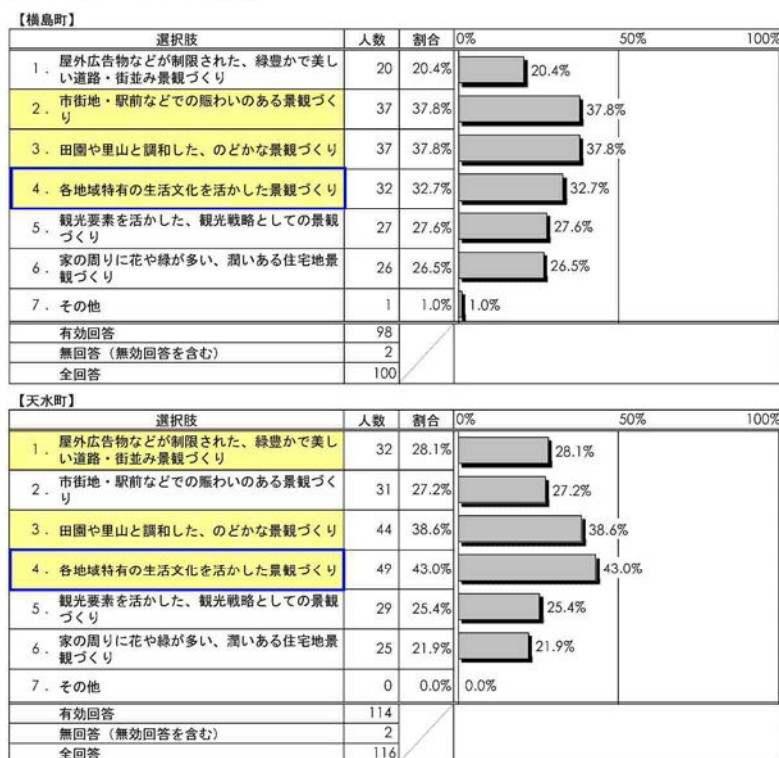
問 16 「将来の玉名市の街並み・景観」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。＜2つまで選び、番号に○印＞

将来の玉名市の街並み・景観について、「市街地・駅前などでの賑わいのある景観づくり」が重要という意見が最も多く 38.8%となっています。次いで、「田園や里山と調和した、のどかな景観づくり」34.4%となります。



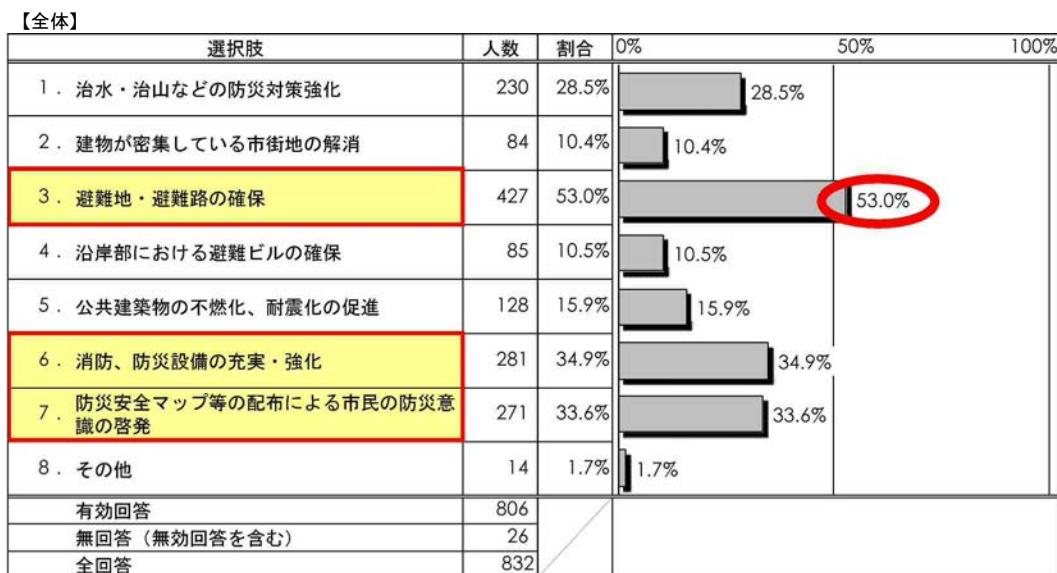
●地区別●

➤ 横島町、天水町：“4）各地域特有の生活文化を活かした景観づくり”の割合が高くなっています。



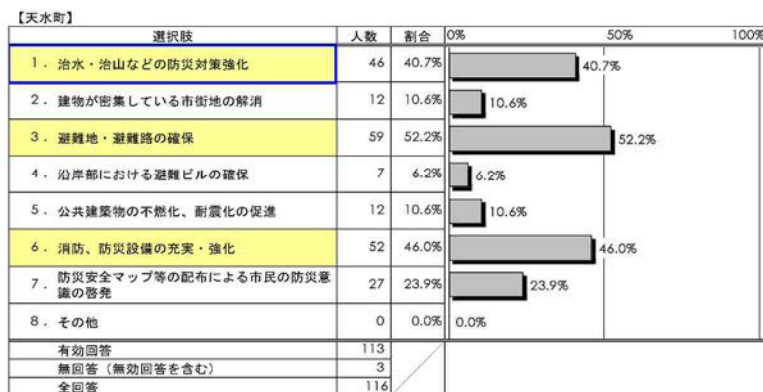
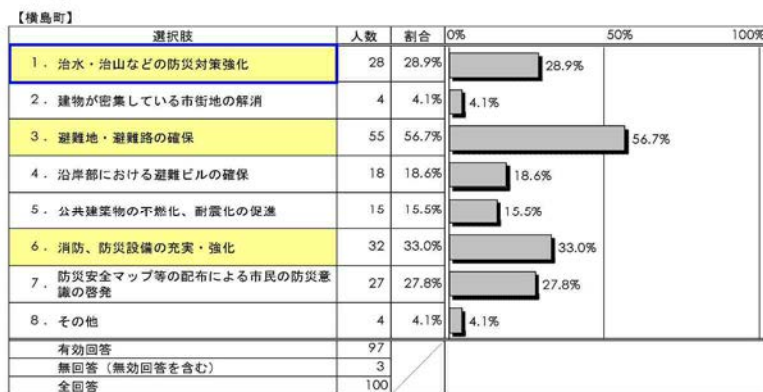
問 17 「将来の玉名市の防災」に関しては、どんなことが重要だと思いますか。〈2つまで選び、番号に○印〉

将来の玉名市の防災について、“避難地・避難路の確保”が重要という意見が最も多く53.0%となっています。次いで、“消防、防災設備の充実・強化”34.9%、“防災安全マップ等の配布による市民の防災意識の啓発”33.6%となります。



●地区別●

- 横島町、天水町：“1）治水・治山などの防災対策強化”の割合が高くなっています。



VII. 玉名市のまちづくりに対する「ご意見、アイデア、夢」について

問 18 最後に、玉名市のまちづくりについて、「ご意見、アイデア、夢」をお持ちでしたら、ぜひお聞かせください。

＜意見・提案したい分野に○印をつけた上で、自由にご記入ください＞

- ・住宅地 ・商業地 ・工業地 ・観光地 ・自然保全 ・街並み・景観
- ・道路・交通 ・公園・緑地 ・住民参加 ・防 災 ・公共施設 ・その他

玉名市のまちづくりについて、“観光地”に対する意見が最も多く 19.3%となっています。次いで、“商業地” 18.2%、“道路・交通” 16.0%、となります。

選択肢	人数	割合	0%	50%	100%
1. 住宅地	31	8.3%			
2. 商業地	68	18.2%			
3. 工業地	34	9.1%			
4. 観光地	72	19.3%			
5. 自然保全	28	7.5%			
6. 街並み・景観	39	10.4%			
7. 道路・交通	60	16.0%			
8. 公園・緑地	30	8.0%			
9. 住民参加	18	4.8%			
10. 防災	20	5.3%			
11. 公共施設	29	7.8%			
12. その他	44	11.8%			
有効回答	374				
無回答	458				
全回答	832				

※具体的意見（一部）は、次ページ以降に掲載しています。

主な自由意見(一部抜粋)

(1) 住宅地

■ベッドタウン

- ・天水町を熊本市のベッドタウンにすれば、人口は増えていくと思います。(50代男性・天水町)

■空き家

- ・全般的に、どこの地域においても少子・高齢化に伴って、空家空地が多く有り、少しでも有効活用できないものかと検討していただきたい。(60代男性・旧玉名市)

■その他

- ・現在の玉名市の状態は人口の多いところは更に人口が増え、少ないところは更に減っている様に見える。この状態を変える為に、団地などをつくりなるべく地域によって差が出ない様な対策をとってほしい。(40代男性・旧玉名市)
- ・観光では他市に見劣りするので、住宅地の環境向上に力を入れてもらいたい。(20代女性・旧玉名市)

(2) 商業地

■大型店誘致

- ・パチンコ店だった空き地など、まったく利用されず放置されている死んだ土地が目立ちます。そういった所に商業施設などを誘致するなどして老若男女が楽しめる町にすることも大切だと思いますよ。(20代女性・横島町)
- ・まずは「どこにでもある店」がそろふこと。そして、それらが出店できる環境、土地かなあ・・・と思います。(30代男性・旧玉名市)

■新玉名駅周辺の商業整備

- ・新玉名駅周辺に大型ショッピングモールを誘致し、新玉名駅で降車した客が「徒歩で」行けるようにすると良いと思います。公共交通機関があまりに少なすぎることで、景観が田んぼだらけなこと、非常に残念だと思います。(30代男性・岱明町)
- ・せっかく新幹線が開通したのにも関わらず、新玉名駅周辺に商業施設がないため、通過点にすぎないような気がします。(60代女性・旧玉名市)

■高齢者にやさしい買い物環境の形成

- ・郊外に大型店が進出して来ても、車に乗れない人(老人)は不便です。交通の便をよくして頂くか、近くに小売店が成り立って繁栄していく事も大切だと思います。老人も購買力はあると思います。(※余り遠くない店舗は集いの場の役目もあります。)(70歳以上女性・旧玉名市)

■既存商店街の整備・活用

- ・伊倉商店街が以前に比べてだいが店が減り来客数も減っています。バスが通る割には道がすごく狭く、利用しにくい環境となっています。ぜひ、伊倉商店街の整備を進めてください。
(30 代男性・旧玉名市)

■その他

- ・市役所が市民会館の方に行くのに腹が立ちます。現在地でどうにかならなかったのですか？商業の中心が変わりつつある。(60 代女性・旧玉名市)
- ・国道 208 号線通りに商業地を集約する。(70 歳以上女性・旧玉名市)

(3) 工業地

■工業誘致

- ・働く職場をもっと誘致し、若者達を玉名市内へ呼び込む。(50 代男性・旧玉名市)
- ・緑は多い方がいいが今の人は山などの維持しきれない人が多いので、余った場所があるなら工業地帯にしてこれから玉名で育っていく子供達の働く場所を作っておかないと、これから先、子供が玉名にいなくなるので、工業地帯にして多くの仕事がされる様に会社の誘致をしてもらって、活気ある玉名にしてもらいたい。(70 歳以上女性・旧玉名市)

(4) 観光地

■既存温泉地の再生・活性化

- ・玉名市の立願寺温泉、天水の草枕温泉等すばらしい、歴史のあるものを生かした誘客をもっと考えるべき。(50 代女性・旧玉名市)
- ・黒川温泉のような魅力・特徴ある温泉造りを行い、玉名市が多くの人が集まる観光地になればよいと思います。(40 代女性・旧玉名市)

■既存温泉と連携した観光

- ・玉名温泉と新玉名駅を中心に他県の人々(県内含む)が集まってくる町造りを行うべきだと思います。(50 代男性・旧玉名市)
- ・玉名温泉とその周辺地域の農産物との連携。(50 代男性・旧玉名市)
- ・荒尾、玉名、山鹿と一体化の観光ルートの設定。玉名だけでは観光としてなりたたないと思う。(50 代男性・旧玉名市)

■祭り・イベント

- ・8月の花火大会、6月のしょうぶ祭、11 月のはぜ祭等、メインの材料は沢山あるので、活かして欲しいと思います。ぜひ、玉名のため、故郷を守り次代に残し続けて欲しいと思います。
(40 代女性・旧玉名市)

■新しい観光資源の発掘

- ・玉名はこれといえる観光の武器がない。温泉といっても他にいろいろあるので特化したなにかが必要と思う。それを探さないと、通り道の市のままでしかない。(30代男性・旧玉名市)

■新玉名駅周辺整備

- ・新玉名駅周辺の環境整備(観光・文化・食等)を行い、県内外からの人を受け入れてほしい。(40代女性・岱明町)

■その他

- ・駅までのアクセス等(すべての観光地への)がいまいちわかりづらいと考えます。もう少し案内標識にも工夫が必要だと思います。(40代女性・天水町)
- ・店の看板、のぼりなど、多過ぎて美観が悪い。観光地を目指すのなら、美しい街並み、魅力的な街作りをしなくては、人は集まらないと思う。(50代女性・天水町)

(5) 自然保全

■自然保全

- ・無理に工業・商業化せず、自然あふれる田舎を残して住みたい町づくりをし、都会の人を週末に呼べるようなのどかな町を目指してほしい。(60代男性・旧玉名市)
- ・交通の便がとても良くなり、便利と感じる反面、このまま、緑が少なくなっていかなと疑問に思う事があります。(30代女性・旧玉名市)

■ごみ・環境衛生

- ・菊池川と有明海のかどに住んでいますが、大雨や台風の際は海岸や菊池川の石垣にごみがつもっています。上流から流れたちりごみは用水路にもたまって困っています。(70歳以上女性・旧玉名市)
- ・「きれいな町づくり」に対するPRを強化すべき。(70歳以上男性・岱明町)

■その他

- ・荒れた田畑、排水溝の整備が必要と思う。(50代女性・岱明町)

(6) 街並み・景観

■街並み

- ・今後も大浜地区における廻船問屋街の復元を進めていきたいと思っています。国道501号岱明町～天水町まで地域が連携してのまちづくりに取り組みたい。(50代男性・旧玉名市)

■ 景観

- ・国、県の河川、道路沿など都市の主軸、幹線は都市美と品格形成上重要なスペースであり、空間である。これらの空間を市民参加（個人の記念樹等として）のもと美しい景観づくりを行う。（40代女性・旧玉名市）

■ 空き店舗

- ・高瀬の町を歩いていると、あちらこちらに廃屋を見かけますが、どうにかならないものかと思わずにはいられません。（50代女性・旧玉名市）

■ その他

- ・民間依存でなく行政も提案、実施等主導し、みんなの理解、応援を得て結果が得られるよう頑張りたい。（70歳以上男性・旧玉名市）

（7）道路・交通

■ 道路・交通

- ・高齢者が安心して通れるバリアフリーや子供達が自転車で安心して通れるサイクリング道路もほしいです。（60代男性・岱明町）
- ・時間帯によるが、渋滞がひどい場所があるため、何か対策をしてほしい。（信号の変更や車線の変更など）（20代女性・旧玉名市）
- ・子供達が安心して通れる歩道を整備して下さい。（30代女性・旧玉名市）
- ・バイパスの街灯が少なすぎる。（40代女性・岱明町）

■ 公共交通

- ・運転免許証がありませんので、公共のバス電車の便を良くしてほしいです。電車は新幹線開通前位にしてほしいです。（70歳以上女性・岱明町）

■ 玉名駅と新玉名駅との連絡

- ・玉名駅と新玉名駅のアクセスをもっと良くしてほしい。（40代女性・横島町）

■ その他

- ・新玉名駅前の駐車場について、玉名駅前と同様、有料にすべきと思う。（20代女性・旧玉名市）

（８）公園・緑地

- ・公園等の施設で、遊んでいる子供達が少ない印象を受けます。遊具等の老朽化、補修等が行われていないことが原因ではないかという気がします。もう少し子供達が集まる様な環境整備を考えて欲しい。(60代男性・旧玉名市)
- ・各地域での日常で利用出来る身近な公園の整備。(30代女性・岱明町)
- ・菊池川を生かした公園作り(ウォーキング等の人たちも多いので)(50代男性・旧玉名市)
- ・自然が多い場所なので、そこを活用し、子どもから高齢者まで安全に過ごせる場所の提供があればと思います。(20代女性・岱明町)

（９）住民参加

- ・自分の特技を生かして、町づくりに参加できたらと思っているが、情報が少なく、また、限られた人ばかりなので参加しづらいと思う事がある。(50代女性・岱明町)
- ・高齢者の健康増進を図る取組を推進するための住民参加型モデル作り。楽しんで参加し健康増進すれば医療費などの軽減に繋がり、それを広報誌などで報告することで、その地域の絆と連帯感が生じ、大きな災害時も声を掛け合い避難ができるのではないかな。(70歳以上女性・旧玉名市)

（10）防災

- ・海の近くに住んでいるので津波対策を。地震が起こったときに心配です。(30代女性・岱明町)
- ・避難地周辺の道路整備の強化・対策(60代女性・旧玉名市)
- ・ひとり暮らしの老人、障害者等のサポートマップを作って、現状が地元の人誰もがわかるマップを作って欲しいです。(50代女性・横島町)

（11）公共施設

- ・「音楽の町玉名」の名にふさわしい施設の建設を希望します。(70歳以上女性・旧玉名市)
- ・公共施設としては、簡単にスポーツができる広場がほしい。(50代男性・旧玉名市)
- ・旧玉名市への公共施設が集中することに危惧を感じております。それぞれ旧町に重要な課題・目標・指針を掲げ、それに応じた公共施設を整備・建設してはいかが。(50代男性・岱明町)
- ・これから先はお年寄りの方が多くなりますので、老人施設やみんなが集まって話が出来そうな所が良いかと思います。(70歳以上女性・横島町)

（12）その他

- ・海山にかこまれ豊かな自然を持つ玉名市。子供から高齢者までが安全で安らぎを持って過ごせる町づくりを行ってほしい。便利さの中にも昔ながらの良い所をいかしつつ人の暖かさを感じられる町、玉名をアピール出来る様に町づくりをお願いしたいと思います。(30代女性・旧玉名市)
- ・変に観光とか工業とかに力を入れず、現在の姿を維持する努力が本当に大切。私の地域は高齢者が多く、日常の地域活動すら出来なくなっているのが残念。(50代女性・旧玉名市)
- ・菊池川を挟み、玉名市街及び北部と豊水、大浜といった地域での発展性が違う。もっと左岸の発展を考えるべきである。(50代男性・旧玉名市)
- ・玉名市全地域の上下水道の整備をよろしくお願いします。(20代男性・旧玉名市)

（参考）都市計画マスタープラン策定に伴う近隣市町イメージ調査

参考-1 調査概要

本計画の策定にあたり、近隣市町が抱く本市に対するイメージを把握する方法として、アンケート調査を実施した。

（１）対象市町

荒尾市、玉東町、長洲町、南関町、和水町

（２）調査項目

- ・「玉名市」のプラスイメージ
- ・「玉名市」のマイナスイメージ
- ・今後の「玉名市」に期待すること

参考-2 調査結果

（１）「玉名市」のプラスイメージ

【九州新幹線という武器がある。】

- 広域交通拠点である九州新幹線の駅と歴史ある玉名温泉があり、広域から観光客を誘致しやすい環境にある。

【県北地域の拠点都市として機能が集積している。】

- 県北地域の拠点都市として、商業施設、教育施設などが充実している。
- 高校・大学が多く若者が多い。
- 桃田運動公園や蛇ヶ谷公園などのレクリエーション施設が充実している。
- アパートやマンションなどの賃貸住宅が充実している。

【観光資源に恵まれている。】

- 温泉、花菖蒲、ラーメン、薬草、いちごなどの地域資源に恵まれている。
- 近年では露出が増え、内外への認知度が上がってきているように感じられる。

【官民一体のまちづくりが進んでいる。】

- 祭り、イベントなどが官民連携で行われているように見受けられ、市民と行政が一体となったまちづくりが行われていることがプラスイメージである。

（２）「玉名市」のマイナスイメージ

【商業が衰退傾向にある。】

- 中心部の工場・商業施設が閉鎖したことで、中心部の空洞化・経済の停滞が懸念される。
- 玉名駅から徒歩圏内の亀甲商店街は、昼夜共シャッターがしまっている店舗が多いため、寂しく感じる。

【温泉地としてのイメージが低い。】

○温泉地としてのイメージが薄い。湯けむりがない。観光資源が乏しい。

【交通アクセスが脆弱である。】

- 新玉名駅から在来線（玉名駅）までが遠い。
- 新玉名駅の周辺整備が進んでいない。
- 近隣市町村から新玉名駅へ行くにあたっての未整備区域の道路。
- 玉名バイパス線が開通したが渋滞する。

【その他】

○合併後数年が経過しているが、旧玉名郡地域の目立った変化が見られない。

（３）今後の「玉名市」に期待すること

【県北地域の拠点都市としてのリーダーシップの発揮】

- 荒玉地域（県北地域）の中心地となって欲しい。
- リーダーシップを取って欲しい。

【入込客数の増加に向けたリーダーシップの発揮】

- 新玉名駅、玉名温泉などと近隣市町の観光資源が連携し、荒玉地域への観光入込客数の増加をともに目指していくこと。
- 九州新幹線新玉名駅を有することから、近隣市町も含めた県北地域の玄関口として大きく発展していただきたい。
- 新玉名駅を活用した観光施策。
- 合併した岱明町、横島町、天水町との連携した施策。例えば、玉名温泉、小天温泉、草枕温泉で連携したイベントなど。

【広域的な交通体系の確立に向けたリーダーシップの発揮】

- 有明海沿岸道路の熊本県内への延伸について、関係機関への要望をともに続けていくこと。
- 玉名バイパス線の渋滞解消。

第3章 都市づくりの課題

3-1 主要課題の整理

3-1-1 人と人との交流、人と自然とのふれあいが求められています。

- ・本市は、古くからの都市の成り立ちから、「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」としての位置づけがあり、そうした役割を担うため、にぎわいと活気あふれる魅力的な商業・業務・文化・娯楽などの各種機能が集積し、快適性・安全性・利便性に配慮した都市施設が整備された都市として、必要な都市機能の配置・更新を図る必要があります。【県北地域の発展を主導する交流拠点都市としての対応】
- ・人口減少、少子・超高齢化による地域活力の低下が懸念されている中、九州新幹線の全線開業により、関西・中国方面からの観光をはじめとした交流人口の増加が期待されることから、本市の観光・歴史資源などを活用した、新たな交流の促進を図る必要があります。【新たな交流の促進】
- ・本市の土地利用は、市街地－郊外集落・田園地域－山間部・海洋部と構成されますが、それぞれの地域の特性・個性を発揮するため、市内南北方向のアクセス強化、市民間の連携強化などによる市全体の一体感のあるまちづくりを推進する必要があります。【市全体における一体感あるまちづくりの推進】
- ・本市の基幹産業である農業の振興を図るため、農地保全のための都市構造や土地利用のあり方を考えていく必要があります。【市街地外のあり方の検討】
- ・本市には、古代から中世を経て、近世に至るまでの日本史が凝縮されるような、誇るべき歴史資源が点在しています。また、小岱山や有明海、菊池川などの豊かな自然環境・自然景観があります。これらを次世代に引き継いでいくため、資源の保全・活用を図るとともに、市民や事業者の意識高揚を図り、様々な活動への参画を促進する必要があります。【歴史資源や自然環境の保全・活用】

3-1-2 住みやすい玉名・住み続けたい玉名が求められています。

- ・人口減少、少子・超高齢化が懸念される本市においては、定住人口の増加につながる新たな居住需要を積極的に呼び込むため、玉名市近郊の都市や新幹線沿線都市（博多方面、熊本方面）への通勤者の定住地や定年後の居住地としての受け皿づくりを進めていく必要があります。【定住人口の増加】
- ・本市においては、移動に際して自動車交通が主体となっており、結果として集積度の低い低密度の市街地を形成する要因となっています。一方で、これまで整備を進めてきた社会資本の維持更新のための費用増加も見込まれますが、厳しい財政状況の中、集中と選択による都市経営を進めていかなければなりません。このような状況においては、無秩序な市街地拡大の抑制を図るとともに、既成市街地における効率的で効果的な市街地更新を進めていく必要があります。【無秩序な市街地拡大の抑制と効率的で効果的な市街地の更新】

- ・新庁舎の移転整備や九州新幹線新玉名駅周辺における拠点形成が見込まれる中で、中心市街地においては、都市機能の維持・更新と拠点性のさらなる向上によるかつてのにぎわいの再生を図る必要があります。【中心市街地の再生・活性化】
- ・本格的な少子・超高齢社会を迎えるにあたり、移動手段を持たない市民の生活を支え、また環境への負荷が小さい地域公共交通を確保・維持していく必要があります。【人にやさしいまちづくりの推進】
- ・玉名市総合計画策定に伴う市民アンケートにおいては、多くの方が概ね「住みやすい」と回答しており、今後も住み続けていただくよう、市民生活に関わる「衣」「食」「住」のサービスの維持・強化を図る必要があります。【市民サービスの維持・強化】
- ・地球温暖化は、世界中の自然や生態系に大きな影響を与えており、地球温暖化の主な原因の一つとして、私たちの生活や産業活動の高度化からもたらされた二酸化炭素の排出が取沙汰されています。また、東日本大震災を境に節電の気運が高まっており、省エネルギーに向けた市民、事業者、行政一体の取り組みを進める必要があります。【環境負荷の少ないまちづくりの推進】
- ・雄大な自然景観や情緒あふれる街並み景観と調和したまちづくりが求められる中、こうした景観に配慮した方針づくりを進めていく必要があります。【景観まちづくりの推進】

3-1-3 安全で安心できる暮らしの実現が求められています。

- ・私たちは、平成7年1月の阪神・淡路大震災及び平成23年3月の東日本大震災などの大規模災害の発生により、自然災害の脅威を思い知らされました。こうした災害による教訓を踏まえ、市民の生命、財産を守り、安全な市民生活を実現するまちづくりに万全を尽くす必要があります。【防災を柱としたまちづくりの推進】
- ・本市は、その地理的特徴から、特に梅雨時期の大雨、台風接近に伴う大雨や高潮などにより、水害が発生してきました。また近年では、いわゆる「ゲリラ豪雨」により、河川や下水道の能力を超える雨が降り、浸水被害が起こりやすくなっています。こうした風水害に対する備えに対しても、万全を尽くす必要があります。【災害に強い都市の形成】
- ・自然災害以外にも、日常生活を脅かす火災や犯罪、交通事故などに対し、その抑止、抑制、被害軽減に向けたまちづくりを推進する必要があります。【安全・安心まちづくりの推進】
- ・安全で安心できる暮らしの実現を図るには、日常的に市民と接する機会の多い市行政を中心に、警察、学校などの関係団体が連携を深め、地域が一体となった施策を進めていく必要があります。【地域ぐるみの安全・安心の確保】

3-1-4 市民のまちづくりへの積極的な参加を促す必要があります。

- ・都市づくりにおいても、住環境整備や、公園道路などの整備及び維持管理、中心市街地活性化などの計画や整備・維持の場面において、行政だけでなく市民、事業者も含めた協働体制が不可欠です。そこで、まちづくりに関する共通の将来像を明確にしながら、その将来像を達成するために、市民と行政が補完、協力し合って進める協働のまちづくりを展開することが必要です。【協働のまちづくりの推進】
- ・史跡、名勝や伝統芸能、祭りを維持していくためには、地域コミュニティを維持することが重要です。そこで、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの育成に向けて、市民の誰もが気軽に参加できる様々な地域活動の場や機会を通じて、地域を担う人材・団体を育成する必要があります。【連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの維持】

第II編 全体構想編

第1章 都市づくりの方針

1-1 都市づくりの方向性（課題）



1-2 都市づくりの理念（目指すべき将来像）

人と自然がひびきあう 県北の都 玉名

1-3 都市づくりの基本方針

＜都市づくりの理念＞

人と自然がひびきあう 県北の都 玉名

＜都市づくりの基本方針＞

■基本方針 1

『人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり』

- 県北地域の発展を主導する交流拠点都市としてふさわしい都市機能の配置・更新
- 観光・歴史資源を活用した地域再生・活性化に向けた新たな交流の創出・促進
- 新市としての一体感のあるまちづくりの推進
- 1次産業の振興に向けた良好な農地及び漁場環境の保全・活用
- 誇るべき歴史資源の継承・活用
- 豊かな自然環境の保全・活用に向けたまちづくり活動の展開

■基本方針 2

『市民がいきいきと輝き続ける快適な都づくり』

- 定住促進に向けた総合的なまちづくりの推進
- 集約型都市構造への誘導（無秩序な市街地拡大の抑制、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、市街地の緑化や市街地など周辺緑地の保全、公共施設の効果的・効率的な管理運営など）
- 誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりの推進
- 全ての人が安全・快適に生活できるユニバーサルデザインに配慮した都市づくり
- 市民サービスの維持・向上
- 環境負荷の少ない低炭素型の都市の形成
- 景観に配慮したまちづくりの推進

■基本方針 3

『市民が安心して暮らせる安全な都づくり』

- 市民の生命、財産を守り、災害に強い都市の形成
- 地域、住民の力を活かした地域ぐるみの安全・安心の確保

■基本方針 4

『市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり』

- 市民と行政がともに知恵を出し汗を流す協働のまちづくりの推進
- 連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの形成

1-3-1 基本方針1 『人と人、人と自然がふれあう交流の都づくり』

本市は、古代より貿易港としての役割を担う水運で、経済交流、文化交流の拠点として繁栄を極めてきました。今日においても、県北地域の発展を主導する交流拠点都市として、周辺都市を牽引する役割が求められています。

また、九州新幹線新玉名駅が開業し、鉄道、道路などの交通利便性が高まることで、新幹線沿線都市をはじめ、多くの人を招き、もてなし、さらなるにぎわいと活気あふれる交流の創出が期待されます。

さらに本市は、有明海、菊池川、小岱山、金峰山系の山々などの豊かな自然に恵まれ、住む人々により育まれてきた地域の歴史・文化があります。今後も、地域に誇りを持ち、人や自然への思いやりを大切にするとともに、地域の伝統や文化をしっかりと守り、育み、後世に受け継ぐことが重要です。

そこで、人と人、人と自然がふれあい、活気を生み出す「交流の都」づくりを進めます。

○県北地域の発展を主導する交流拠点都市としてふさわしい都市機能の配置・更新

○観光・歴史資源を活用した地域再生・活性化に向けた新たな交流の創出・促進

○新市としての一体感のあるまちづくりの推進

○1次産業の振興に向けた良好な農地及び漁場環境の保全・活用

○誇るべき歴史資源の継承・活用

○豊かな自然環境の保全・活用に向けたまちづくり活動の展開

1-3-2 基本方針2 『市民がいきいきと輝き続ける快適な都づくり』

本市は、政令市である熊本市から、JR鹿児島本線で約20分、九州新幹線で約10分と交通利便性の高い都市であるとともに、玉名市総合計画策定に伴う市民アンケートにおいても、本市は概ね「住みやすい」という評価を頂いており、玉名市近郊の都市や新幹線沿線都市（博多方面、熊本方面）への通勤者のベッドタウンとしての潜在力を有しています。

また、近年の社会現象から、定年後に魅力ある環境の中で新しい暮らしを始める人も増加傾向にあり、本市は福岡市から九州新幹線で約40分と、時間距離では、福岡都市圏と適度に近接し、都市圏に住む子供世帯や友人とも交流しやすく、自然や歴史、豊かな食などの魅力ある環境を有しており、その有力な候補地であるとも言えます。

こうした状況を踏まえ、これからの時代においては、厳しい財政状況の中で、将来世代に引き継ぐ、活力ある持続可能な都市に向けて、集約型都市構造への誘導を進めていくとともに、誰もが安心していきいき暮らせる福祉のまちづくり、すべてのひとにやさしいユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり、市民ニーズに対するきめ細やかな対応、環境保全、良好な景観形成などへの対策を進める必要があります。

したがって、子どもからお年寄りまで、元気でいきいきと暮らせる「快適な都」づくりを進めます。

○定住促進に向けた総合的なまちづくりの推進

○集約型都市構造への誘導（無秩序な市街地拡大の抑制、公共交通への転換、道路の効果的整備による交通の円滑化、市街地の緑化や市街地周辺緑地の保全、公共施設の効果的・効率的な管理運営など）

○誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりの推進

○全ての人が安全・快適に生活できるユニバーサルデザインに配慮した都市づくり

○市民サービスの維持・向上

○環境負荷の少ない低炭素型の都市の形成

○景観に配慮したまちづくりの推進

1-3-3 基本方針3 『市民が安心して暮らせる安全な都づくり』

「快適な都」として住み続けられるまちの実現を支える基本的な事柄として、安全・安心が、すべての市民生活の基本であるとともに行政に課せられた最重要課題であると考えます。

また、「自分たちの街は自分たちで守る」という考え方を基本に、「防災」「防犯」「交通安全」のそれぞれの分野において、「自助」「共助」活動をサポートし、「安全で安心なまちづくり」へ向けた市民活動を啓発・促進する必要があると考えます。

それらの対策の一つとして、地震や都市型水害などの災害への備えや、市民全般に対してはもとより、子どもが安心して安全に遊ぶことができる、環境整備を進める必要があります。

このような活動を通じて、市民の減災・防犯などの活動を展開し、「安全な都」づくりを進めます。

○市民の生命、財産を守り、災害に強い都市の形成

○地域、住民の力を活かした地域ぐるみの安全・安心の確保

1-3-4 基本方針4 『市民の積極的な参加により、まちづくりを進める自立した都づくり』

これからの玉名市においては、市民一人ひとりが主体的に学び・行動することができる生涯学習を進めるとともに、市民と地域の信頼関係と連携のもと、地域コミュニティの輪を広げたまちづくりが求められています。

また、地域コミュニティを維持するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの育成を図る必要があります。

さらには、行政においては、限られた財源の中で、健全な財政運営を図りながら、魅力あるまちづくりを進める必要があります。

このように自己決定・自己責任において、市民によるまちづくりと的確な行財政基盤の強化により、「自立した都」づくりを進めます。

○市民と行政がともに知恵を出し汗を流す協働のまちづくりの推進

○連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの形成

1-4 将来都市構造の基本方針

都市構造とは、都市の骨格的な自然要素や土地利用をベースとして、都市機能の配置の概念を簡単に表したものであり、将来都市構造とは、現在の都市構造に将来像の要素などを加味したものです。

1-4-1 都市構造の現状と課題

本市は、北部の小岱山、東部の金峰山系の山々、南北に貫く菊池川、その菊池川が育む広大な平野、南部の有明海と、恵まれた自然環境に包まれた「やま・まち・さと・うみ」により構成されています。

また、本市は、旧玉名市と岱明町、横島町、天水町が合併して誕生しており、現状においても、旧町単位での生活圏の形勢が色濃く残っています。一方で、本市市街地は、国道208号沿道に東西方向に拡散し、交通動線としての道路は、南北方向の配置が脆弱な状況にあり、今後は、市民の生活利便性を高め、より便利で快適に生活できる環境を形成するために、全市を一体的に捉えたまちづくりが求められています。

1-4-2 都市構造の基本的な捉え方(ゾーンと拠点、軸の考え方)

本市の「やま・まち・さと・うみ」の個性と魅力を活かし、目指すべき都市像を踏まえ、将来の都市形成の基本的構成を「ゾーン」としてとらえ、それぞれの位置づけを示します。

また、集約型の都市構造を実現し、拠点性を備えた核となる地域とそれを取り巻く地域が特色を持ちながら相互に連携し、一体的な発展を目指した都市づくりを行うため、「拠点」を位置づけ、それぞれの特徴を示します。

さらには、それぞれの拠点が効果的に連携し、市域の一体的発展が図られるよう「都市軸」を設定します。

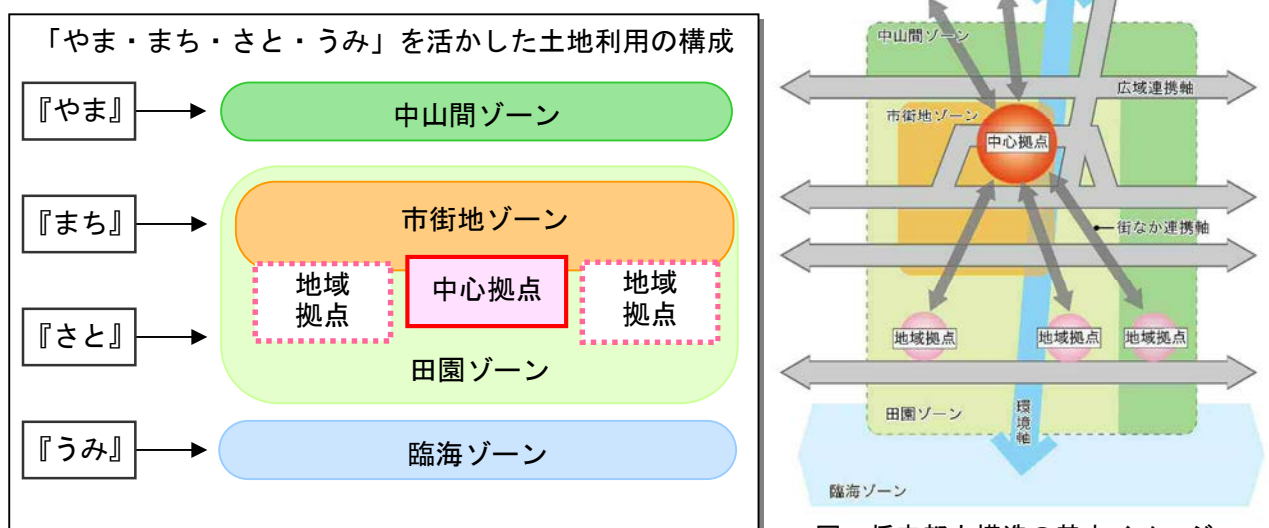


図 将来都市構造の基本イメージ

1-5 ゾーン区分（土地利用構成）

1-5-1 市街地ゾーン

国道 208 号玉名バイパスとＪＲ鹿児島本線に囲まれた区域は、本市の中心的な市街地を形成すべきゾーンであり、住宅、商業、サービス業、教育・文化、業務などの都市的機能の整備を重点的に進める「市街地ゾーン」として位置づけます。

特に、ＪＲ玉名駅周辺や現玉名市役所周辺、新庁舎周辺、九州新幹線新玉名駅周辺については、市民生活を支える各種公共公益サービスが集積した本市の「中心拠点」及び「交通拠点」として、各種機能の維持・更新を図ります。

また、用途地域を指定するエリアについては、計画的な市街地形成を重点的に進めるものとし、本市市街地としてふさわしい市街地環境の向上に努めます。

中でも、「市街地ゾーン」を東西に貫く国道 208 号沿道は、市民生活に必要な生活利便施設などの計画的な立地誘導を図ります。



玉名市役所

1-5-2 田園ゾーン

市街地ゾーン周辺の農地及び集落地については、「田園ゾーン」として位置づけ、本市の基幹産業である農業の振興や農地、自然環境の保全を図りながら、「市街地ゾーン」へのアクセス性を高めるなどにより、集落地などの生活利便性を高めていきます。

1-5-3 中山間ゾーン

本市北部の小岱山、東部の金峰山系の山間部については、豊かな自然資源や歴史的資産の宝庫であるとともに、特に天水地区における熊ノ岳・三ノ岳の丘陵地は、全国でも上位を争うトップクラスの生産量を誇るみかんの大産地です。

また、水源のかん養、地球温暖化防止など多面的機能を有することから、森林の多面的機能を活かした保全と整備及び中山間地域の農業振興を重点的に進める「中山間ゾーン」として位置づけます。

「中山間ゾーン」は、現在の豊かな自然・歴史資源の保全・活用を図るほか、既存施設などの効果的活用を図ることにより、新しい産業創出や観光の振興を目指します。



天水地区丘陵地

1-5-4 臨海ゾーン

本市南部の有明海沿岸部については、有明海の自然を活用した水産業及び臨海レクリエーションの振興を進める「臨海ゾーン」として位置づけ、漁場の保全と整備を進め、海苔やアサリなどの水産業の振興を推進します。さらに、有明海の景観を活かした保養レクリエーションや観光漁業などの振興を図ります。



有明海

1-6 都市拠点

1-6-1 中心拠点

中心拠点とは、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、現玉名市役所周辺、既存の商店街、新庁舎周辺を併せた一帯を位置づけ、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成（再生）を図ります。



新庁舎周辺

1-6-2 地域拠点

地域拠点とは、各地域で市民生活を支える機能や施設が集積している場所として、合併以前の各地域の中心地として住民サービスを担ってきた岱明支所周辺、横島支所周辺、天水支所周辺を位置づけます。地域拠点は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動の拠点として、既存施設などを活かした生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努め、中心拠点に次ぐ市街地の形成を図ります。



岱明支所



横島支所



天水支所

1-6-3 交通拠点

交通拠点とは、九州新幹線やJR在来線、高速道路などの広域交通ネットワーク、幹線道路、バス路線などの地域交通網の結節点として、また、様々な交流活動の中心として、本市の玄関口である九州新幹線新玉名駅周辺及びJR玉名駅周辺を中心とした各エリアを位置づけます。

九州新幹線新玉名駅周辺については、玉名市民や新幹線利用者の交流の場として、県北地域の玄関口として、観光案内などの情報発信機能や交流機能などの各種機能を誘導することにより、新たな交通拠点の形成を図ります。

また、JR玉名駅周辺については、中心拠点、観光拠点などの都市内拠点相互を連絡する公共交通への乗換え利便性の強化に向けて、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通車両の導入や駅前広場の再整備に向けた検討など、結節機能の向上を図ります。



新玉名駅



JR玉名駅

1-6-4 観光拠点

観光拠点とは、本市の観光地の中心となる場所として、由緒ある玉名温泉街や小天温泉を中心とした地域を位置づけ、風情ある街並みなどの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を図ります。



1-6-5 交流拠点

交流拠点とは、市内外の人が集い交流する場や様々な情報交流の場、また、豊かな自然とのふれあいの場として「九州看護福祉大学」、「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園など」、「松原海水浴場」などを位置づけ、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。



1-7 都市軸

1-7-1 広域連携軸

九州新幹線及び鹿児島本線をはじめ、九州縦貫自動車道（菊水インターチェンジが近接）、国道208号、国道208号玉名バイパス、国道501号及び県道玉名山鹿線などの路線については、本市はもとより県北地域をはじめ九州圏における交通の「広域連携軸」の一部を形成しており、物流や都市間交流を支える基盤として、さらなる活用を図ります。

また、これらの「広域連携軸」の中でも、菊水インターチェンジと街なかを結び、高速交通体系と市内の交通網を直結する県道玉名山鹿線については、その特性を活かし、新産業の立地誘導や既存産業の活性化を促進するとともに、JR玉名駅及び九州新幹線新玉名駅についても、交通拠点として、アクセス性・利便性の向上を図ります



国道208号バイパス



国道501号



県道玉名八女線



県道玉名立花線



都市計画道路岱明玉名線



菊池川

1-7-2 街なか連携軸

県道玉名八女線、県道玉名立花線、都市計画道路岱明玉名線など、市内の主要な各路線（県道、市道）を「街なか連携軸」として位置づけ、市内の主要な公共公益施設などを結び、市全域から「中心拠点」へのアクセス利便性を高める主要道路として、交通便利性・安全性の向上を関係機関との連携を図りながら取り組みます。

また、JR駅や生活バスなどの公共交通の利用促進策や交通の結節点となる施設の整備により利便性と安全性の向上を図り、中心拠点への機能集積と連携の強化を促進します。

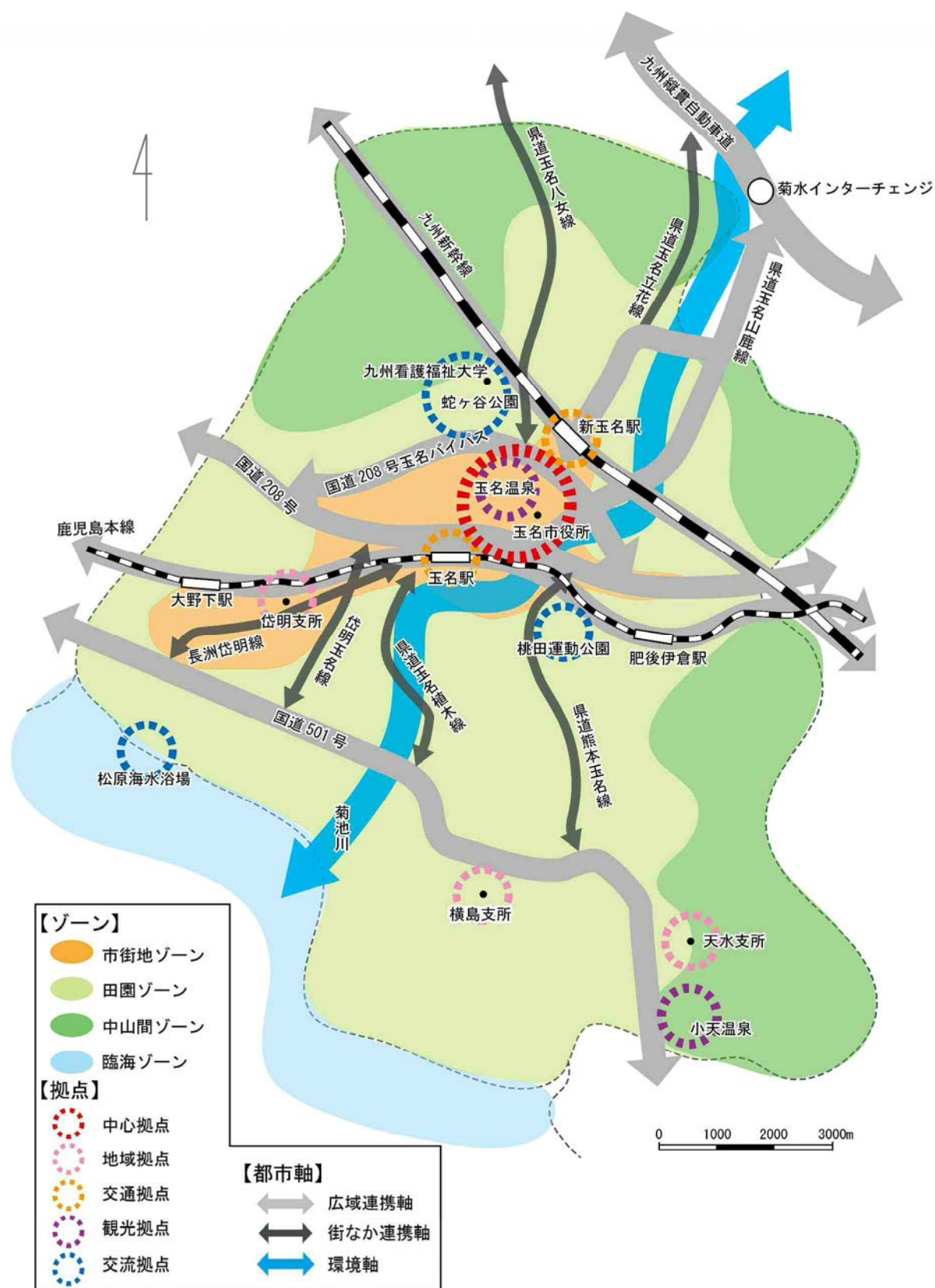
1-7-3 環境軸

菊池川などの河川空間は、市民にとっての貴重な自然空間であり、市街地中心部の緑地帯及び憩いの場となっています。

また、本市の都市構造においても、北部の山間部から、田園ゾーン、市街地ゾーンを流れ、有明海に注ぐ、本市南北を貫く重要な軸線でもあります。

そこで、「環境軸」として位置づけ、浸水などの災害に備えた河川改修を促進するとともに、生態系に配慮した多自然川づくりを推進し、生態系に十分配慮した環境共生の取り組みや、豊かな市民生活の実現や健康増進に向けた憩いの場として積極的な活用を図ります。

図一 将来都市構造図



第2章 分野別まちづくり方針

2-1 土地利用に関する方針

2-1-1 土地利用の基本方針

本市の土地利用区分は、将来都市構造の土地利用ゾーンと拠点形成の方針に基づき、各土地利用ゾーンの魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。

特に、「市街地ゾーン」については、本市の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなどそれぞれの地域特性に応じた土地利用区分を設定します。

なお、これら土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域の再編及び用途地域の見直しなどを行います。

2-1-2 都市計画による土地利用形成の誘導方針

(1) 都市計画区域の再編

都市計画区域は、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形を踏まえ、一体の都市として土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業などを行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域です。そこで、都市計画区域外となっている三ツ川地区、横島地区、天水地区においては、今後、地域の実情などに配慮しながら、一体の都市を目指し、都市計画区域のあり方について検討します。



図一 本市の都市計画区域指定状況

※ 赤枠が都市計画区域。三ツ川地区、横島地区、天水地区は都市計画区域外。

（２）用途地域の指定見直し

将来都市構造図で示した現玉名市役所及び新庁舎、ＪＲ玉名駅、九州新幹線新玉名駅などが立地する「中心拠点」及び「交通拠点」においては、県北地域の発展を主導する交流拠点都市として、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能※の充実を図るため、計画的な都市空間形成を推進します。

用途地域内（約 845ha）の 26.1％を占める自然的土地利用については、本市の居住エリアとしての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設（都市計画道路、上下水道など）整備※を推進します。また、用途地域内において用途混在の市街化が進行している地区については、適正な用途地域への変更について検討します。

新玉名駅周辺においては、将来の都市的土地利用への段階的かつ計画的な転換などを視野に入れながら、民間活力などの導入による開発の誘導及び適正な土地利用の推進に向けて、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討を行います。

新庁舎周辺においては、効率的な都市施設整備や様々な都市活動の展開に向けた都市機能の立地誘導を図るため、適正な用途地域への変更について検討します。

なお、国道 208 号及び国道 208 号玉名バイパス沿道の用途地域外で進行する市街化に対しては、無秩序な市街地の拡大を抑制するため、隣接する市街地との整合性を考慮しながら、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討します。

また、市町村合併に伴い、旧玉名市と旧岱明町の境界付近において、不整形な地区界が生じており、さらには、同じ用途地域において形態規制に関する不整合が生じていることから、一体的な土地利用展開に向けた用途地域の指定、形態規制の変更などについて検討します。

さらには、市街地内において、従前の工業機能の操業停止により、大規模な未利用地が発生し、その後、商業施設の立地が進んでいることから、土地利用との整合を図るため、用途地域見直しを検討します。

高次都市機能

周辺市町村を含めた広域圏を対象とした教育、文化、医療、行政、産業情報などの諸機能。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、その良好な環境の形成や保持のため、その地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要が定められる地域のこと。

都市施設整備

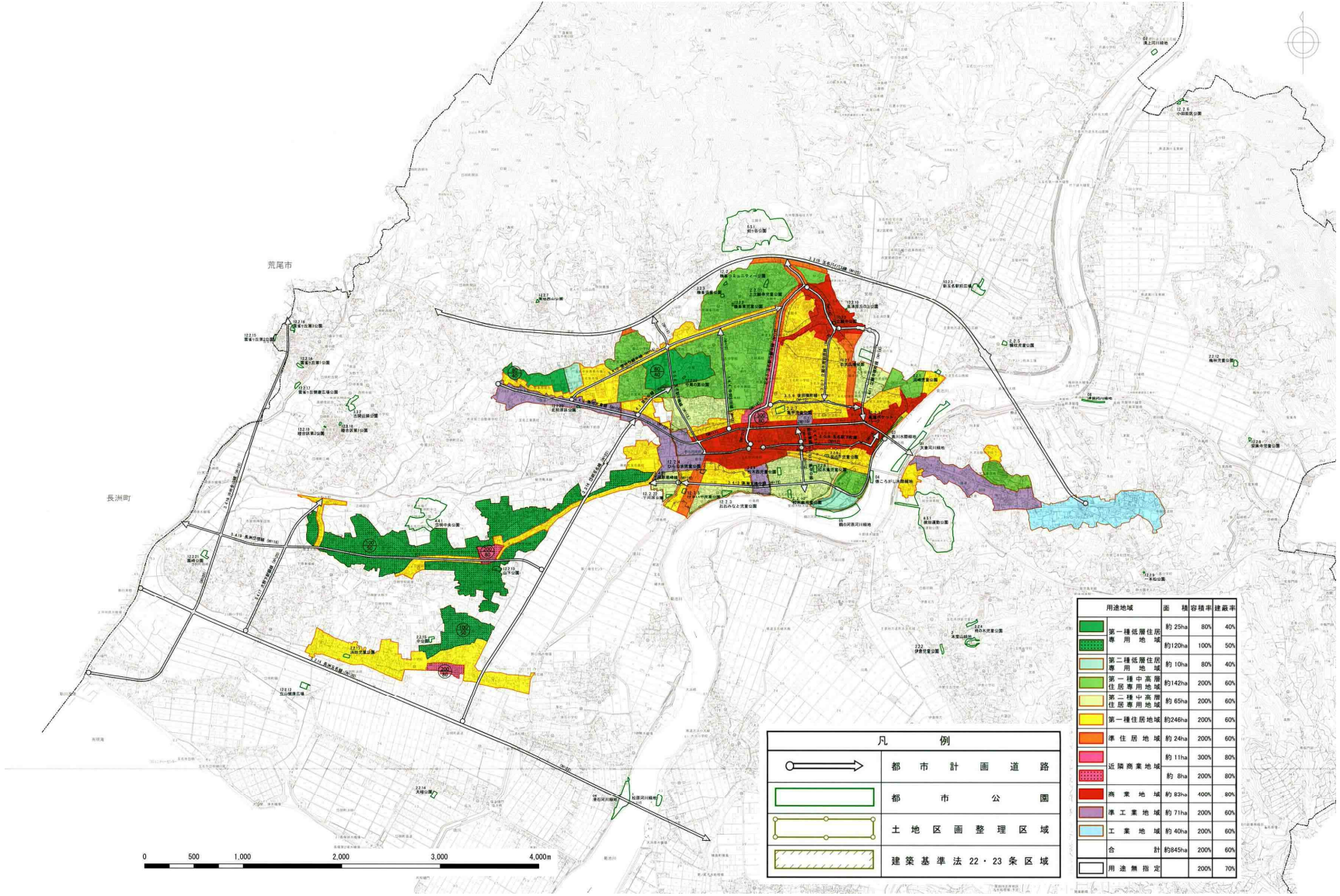
市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上をはかるため、都市施設を整備すること。道路、鉄軌道、公園、緑地、上下水道、河川などの整備がこれに該当する。近年では、情報・通信網なども重要な都市施設として位置づけ、整備されている。

表一 土地利用別面積（単位：ha、％）

区分	自然的土地利用							都市的土地利用											小計	合計
	農地			その他 自然 地	小計	宅地					公共 公益 施設 用地	道路 用地	交通 施設 用地	公共 用地	その他 の公 的 施設 用地	その他 の空 地				
	田	畑	小計			山林	水面	住宅 用地	併用 住宅 用地	商業 用地							工業 用地	小計		
用途地域計	62.1	94.0	156.1	32.9	24.9	6.8	220.7	314.9	17.2	62.6	19.6	414.3	73.6	90.6	16.5	3.7	0.0	25.6	624.3	845.0
	7.4%	11.1%	18.5%	3.9%	3.0%	0.8%	26.2%	37.3%	2.0%	7.4%	2.3%	49.0%	8.7%	10.7%	2.0%	0.4%	0.0%	3.0%	73.8%	100.0%
用途地域外計	2,959.9	1,396.7	4,356.6	2,501.7	486.2	275.8	7,620.3	733.7	20.0	194.1	75.9	1,023.7	143.4	467.0	36.0	57.9	0.0	207.7	1,935.7	9,556.0
	31.0%	14.6%	45.6%	26.2%	5.1%	2.9%	79.8%	7.7%	0.2%	2.0%	0.8%	10.7%	1.5%	4.9%	0.4%	0.6%	0.0%	2.1%	20.2%	100.0%
都市計画区域計	3,022.0	1,490.7	4,512.7	2,534.6	511.1	282.6	7,841.0	1,048.6	37.2	256.7	95.5	1,438.0	217.0	557.6	52.5	61.6	0.0	233.3	2,560.0	10,401.0
	29.0%	14.3%	43.3%	24.4%	4.9%	2.7%	75.3%	10.1%	0.4%	2.5%	0.9%	13.9%	2.1%	5.4%	0.5%	0.6%	0.0%	2.2%	24.7%	100.0%
都市計画区域外計	1,657.2	1,322.1	2,979.3	825.9	168.5	139.3	4,113.0	282.6	2.9	18.0	16.8	320.3	41.8	272.3	4.7	5.9	0.0	94.0	739.0	4,852.0
	34.2%	27.2%	61.4%	17.0%	3.5%	2.9%	84.8%	5.8%	0.1%	0.4%	0.3%	6.6%	0.9%	5.6%	0.1%	0.1%	0.0%	1.9%	15.2%	100.0%
合 計	4,679.2	2,812.8	7,492.0	3,360.5	679.6	421.9	11,954.0	1,331.2	40.1	274.7	112.3	1,758.3	258.8	829.9	57.2	67.5	0.0	327.3	3,299.0	15,253.0
	30.7%	18.4%	49.1%	22.0%	4.5%	2.8%	78.4%	8.7%	0.3%	1.8%	0.7%	11.5%	1.7%	5.4%	0.4%	0.4%	0.0%	2.2%	21.6%	100.0%

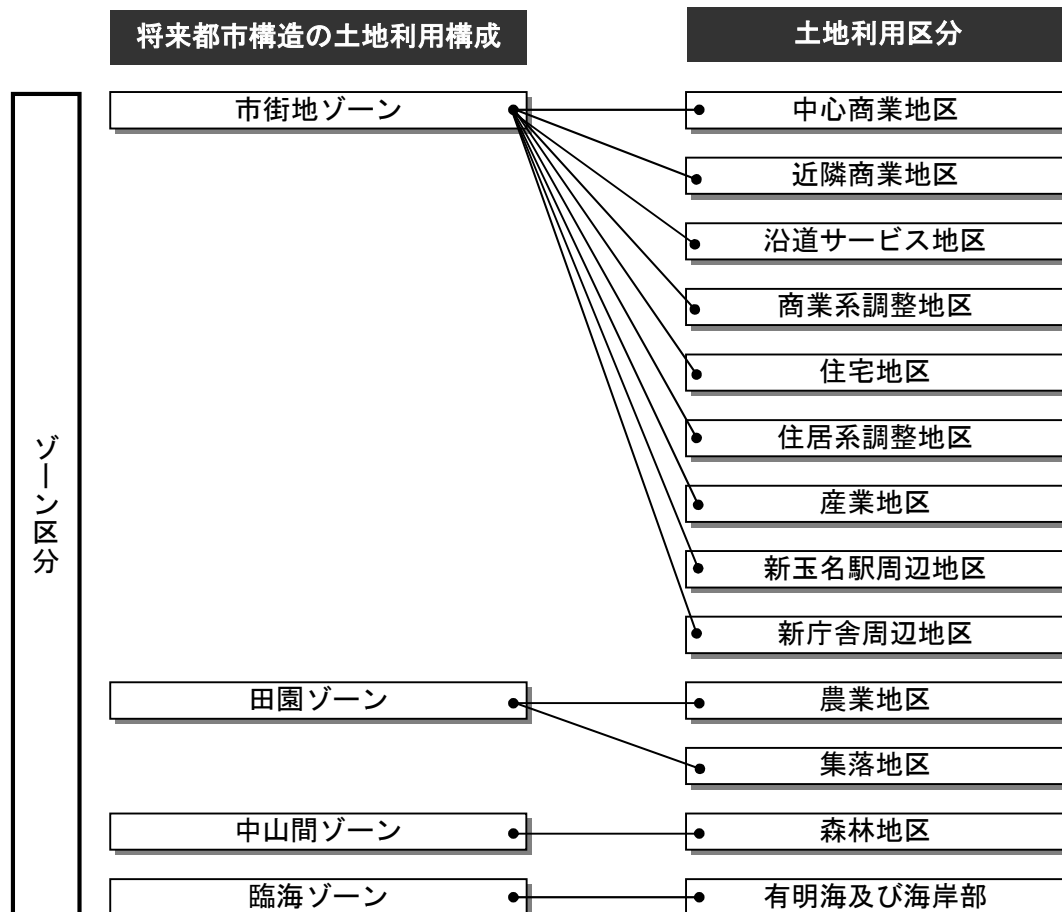
出典：H23都市計画基礎調査

図一用途地域（玉名市都市計画図、H24.3.30現在）



2-1-3 土地利用区分ごとの土地利用方針

本市の土地利用区分は、将来都市構造の土地利用ゾーンごとに、それぞれを構成する土地利用区分を設定し、本市の魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。



2-1-4 土地利用方針

(1) 主に「市街地ゾーン」を構成する土地利用区分

[中心商業地区]

○本市の中心拠点に位置づけられる現玉名市役所を中心とした国道 208 号沿道については、計画的な都市空間形成に努め、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るとともに土地の有効利用を進めます。

○JR玉名駅においては、少子・超高齢社会の到来や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車などを利用しやすい環境整備を、駅前広場などの都市施設整備と一体的に推進します。

- 現玉名市役所移転後の跡地をはじめ、公共施設跡地などの大規模空地や市街地に点在する遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、市街地中心部の都市機能を向上するため、土地の有効活用を図り、活力あふれる豊かなまちづくりの形成に努めます。
- 本市を代表する観光地である玉名温泉街については、観光入込客の増加に向けて、新玉名駅とのアクセス向上や来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。
- 既存の商店街については、商店街のにぎわい創出のため、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成を推進します。
- 基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ密集市街地（高瀬地区）については、地域住民が生活しやすく、市民にとって魅力ある地区として再生するため、地域コミュニティの維持・活用や伝統・文化の維持・保全、安全性の確保に配慮しつつ、地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進に努めます。



[近隣商業地区]

- ＪＲ玉名駅から西部商店街を經由し国道 208 号玉名バイパスを結ぶ都市計画道路玉名駅立願寺線沿道については、中心商業地区との機能連携を図り、利便性が高く魅力ある商業地の形成と、良好な街並み景観の形成を目指します。



[沿道サービス地区]

- 中心商業地区、近隣商業地区に近接し、準工業地域に指定する国道 208 号沿道においては、広域連携軸のポテンシャル※を活用したロードサイド型の商業施設（量販店・飲食店など）の立地も想定し、これら施設の誘導に誘導に努めます。



[商業系調整地区]

- 国道 208 号沿道における沿道サービス地区に隣接する「用途地域外」の地区については、土地利用の連続性や市街地としての一体性確保の観点から、適正な土地利用のあり方について検討します。



ポテンシャル

可能性、潜在能力のこと。

[住宅地区]

- 中心商業地区、近隣商業地区、沿道サービス地区以外の既成市街地は、住居系土地利用を主とし、中でも、中心商業地区に隣接した地区や幹線道路沿道の地区については、位置的な利便性を活かし、中密度住宅地を誘導・配置し、比較的密度の高い市街地形態を維持します。
- 上記以外の地区については、低密度住宅地を配置し、良好な居住環境の維持・誘導を図ります。
- 中心商業地区、近隣商業地区においても、商業・業務などの高次都市機能に居住機能を加えた複合的な土地利用を誘導し、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図ります。
- 住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区としての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設（都市計画道路、上下水道など）整備を推進します。

[住居系調整地区]

- 国道 208 号玉名バイパス沿道の住宅地区に隣接する「用途地域外」の地区は、無秩序な宅地化を抑制し、周辺の住宅地区との調和を図りながら、特定用途制限地域の指定などについて検討を行います。



住居系調整地区

[産業地区]

- 国道 208 号沿道において既に工場が立地している地区については、隣接する農業地区との共存に留意しつつ、菊水インターチェンジへの近接性・アクセス性を活かし、本市における産業立地を促進する場所として、さらには、雇用の維持・創出を図る地区として、周辺環境と調和した工業系の操業環境の維持に努めます。



産業地区

[新庁舎周辺地区]

- 新庁舎周辺地区においては、従来から歴史博物館ころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化に向けた用途地域の指定などについて検討します。
- 新庁舎周辺の農地については、土地利用の変化に対応した計画的なコントロールを検討します。



新庁舎周辺地区

[新玉名駅周辺地区]

○新玉名駅周辺地区（新玉名駅周辺整備構想（平成14年3月策定）における構想区域（35.6ha））については、「新玉名駅周辺地域等整備基本計画（平成18年2月策定）」の基本理念である「県北の拠点都市づくり」の実現を目指し、将来の都市的土地利用への段階的かつ計画的な転換などを視野に入れながら、適正な土地利用を推進するため、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討を行います。



○駅南側の幹線道路沿いについては、商業系や業務系の機能を中心に誘導するとともに、併せて地区内のインフラ整備※（道路など）を行い、情報発信及び交流機能の立地に繋げることで県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成に努めます。

（２）主に「田園ゾーン」を構成する土地利用区分

[農業地区]

○本市市街地外縁部の菊池川河口付近に広がる干拓により形成された田園地帯は、イチゴ・トマト・ミニトマトの施設園芸をはじめ稲作などが盛んな重要な農業生産基盤であるほか、豊かな自然環境や美しい田園景観の形成などにも大変寄与していることから、農業地区として引き続き保全に努めます。

○耕作放棄地については、担い手確保や経営環境の改善・充実と併せ、自然景観と調和した農地景観の形成と農地としての利用を促進します。

○農業地区は基本的に農用地区域に指定されているため、農地と宅地の混在を抑制し、計画的な農地の保全に努めます。



[集落地区]

○用途地域外（都市計画区域内）の既存集落などについては、環境の維持・保全に努めるため、地区計画制度※の適用、特定用途制限地域の指定、建築形態規制制度※の活用などを検討します。

インフラ整備

道路、鉄道、公園、下水道、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な都市施設の整備のことをいう。

地区計画制度

一定区域における公共施設や配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する計画（制度）。その内容は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、地域住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めるもの。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置についてきめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりを進める。

建築形態規制制度

敷地面積に対する建築物のボリュームや高さを制限し、調和のとれた市街地環境の形成を図るもので、建ぺい率制限、容積率制限、道路斜線制限、隣地斜線制限、日影規制の5つがある。

○その他農業地区内に形成される集落地については、各集落の歴史や文化、現在の集落形態などの地域特性に配慮しつつ、農地の保全との調和を図りながら、住環境の維持・向上に努めます。特に、玉名市定住化基本構想（スマイル構想）により抽出された4つの定住ゾーン（石貫・三ツ川地区周辺、睦合地区周辺、八嘉・梅林地区周辺、小天地区周辺）については、各ゾーンが持つ優位性を活かした定住促進施策の推進を図ります。

○集落地区は、交通アクセスが弱い地区でもあるため、利用者のニーズに応じて乗合タクシー※などの導入検討も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏の形成に努めます。



乗合タクシー

（3）主に「中山間ゾーン」を構成する土地利用区分

〔森林地区〕

○本市北部の小岱山に連なる丘陵地は、良好な自然環境であり、市街地の背景（借景※）となる景観要素でもあることから、豊かな自然環境とのふれあいの場、玉名らしい景観形成への活用、休息やレクリエーションの場としての活用を図ります。

○有明海を望む天水地区の丘陵地は、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地であることから、今後もその生産活動の維持を図るため、丘陵地の環境保全に努めます。

○森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しており、私たちの生活とも深く関わっていることから、その保全に努めます。



天水地区の丘陵地

○土砂災害警戒区域※もしくは急傾斜地崩壊危険区域※が部分的に指定されていることから、今後も引き続き原因地对策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

乗合タクシー

公共バスなどが運行されない地域における生活交通の確保を図るため、タクシー車両を使った乗合型の公共交通であり、集落が点在して需要が少なく、バス車両では運行ができない地域の生活交通を確保するために運行するもの。

借景

主に造園で使われる用語で、庭園外の山や樹木などの自然の景観を、庭の風景の一部として取り入れたもの。

土砂災害警戒区域

崩壊などが発生した場合に地域住民などの生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制の整備などを実施する、いわば、被害地对策を講ずるための区域。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないように、行為の制限や対策工事を実施する区域。

（４）主に「臨海ゾーン」を構成する土地利用区分

〔有明海及び海岸部〕

○本市の漁業低迷を打開するため、安全で安心な水産物の提供ができる漁場環境の再生が必要であり、その再生に向けて、河川環境や生活排水対策などが非常に重要であり、水循環を考慮した総合的な水産資源の保全に努めます。



○有明海に面した松原海岸にある松原海水浴場は、白浜と松林が美しい市内外から人が集う県北地域唯一の海水浴場であることから、レクリエーションによる交流機能の維持・向上を図ります。また、その豊かな自然を活かし、既存施設の有効活用や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備に努めます。

○松原海岸では、漁を楽しむことができる地引網の体験や潮干狩り、シャク釣りなどの体験型レクリエーションのメニューも多彩であり、関係機関団体との連携により、観光産業としての新しい水産業の振興を図ります。

図一土地利用方針図



凡 例		
〈市街地ゾーン〉		〈田園ゾーン〉
■ 中心商業地区	● 新玉名駅周辺地区	■ 農業地区
■ 近隣商業地区	● 新庁舎周辺地区	■ 集落地区
■ 沿道サービス地区		〈中山間ゾーン〉
■ 商業系調整地区		■ 森林地区
■ 住宅地区		〈臨海ゾーン〉
■ 住居系調整地区		■ 有明海及び海岸部
■ 産業地区		
		— 幹線道路
		— 鹿児島本線
		— 九州新幹線
		⇄ 九州縦貫自動車道
		○ 行政区域
		○ 都市計画区域
		○ 用途地域界

2-2 拠点整備に関する方針

2-2-1 拠点整備の基本方針

人口減少や少子・超高齢社会の到来、厳しい財政的制約、地球環境問題の高まりなど都市を取り巻く社会経済情勢が変化し、市街地整備・開発の重点が、新市街地を開発する拡大型から、住環境改善や商業活性化といった再生・拡充型にシフトしている状況を踏まえ、既成市街地を活かした拠点集約・機能連携による集約型都市※構造の構築を基本とした拠点整備を推進します。

また、各拠点の機能的役割や地域の歴史・文化の継承に配慮し、地域の資源や特徴を活かした整備に努めます。

2-2-2 拠点形成方針

(1) 中心拠点

中心拠点として位置づける「現玉名市役所周辺」、「新庁舎周辺」、「既存の商店街」においては、本市の主要な機能・施設が集積している場所として、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの機能集積を図り、安全で快適な利便性の高い魅力ある市街地の形成（再生）を図ります。

[現玉名市役所周辺]

○現玉名市役所をはじめ、公共・公益施設や生活サービス施設などが集積する現玉名市役所周辺においては、これら施設を活用した便利でにぎわいのある市街地の形成を図るため、計画的な都市空間形成に努めます。また、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の充実を図るため、土地の有効利用を進めます。



現玉名市役所周辺

○現玉名市役所移転後の跡地をはじめ、公共施設跡地などの大規模空地や市街地に点在する遊休地、空き家・空地などの未利用地においては、市街地中心部の都市機能を向上するため、土地の有効活用を図り、活力あふれる豊かなまちづくりの形成に努めます。

集約型都市

都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携した都市。

[新庁舎周辺]

- 新庁舎周辺においては、歴史博物館ころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化に向けた用途地域の指定などについて検討します。
- 新庁舎周辺の農地については、土地利用の変化に対応した計画的なコントロールを検討します。

[既存の商店街]

- 既存の商店街については、商店街のにぎわい創出のため、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成を推進します。

(2) 地域拠点

地域拠点として位置づける、合併以前の各地域の中心地として住民サービスを担ってきた「岱明支所周辺」、「横島支所周辺」、「天水支所周辺」においては、市民生活を支える機能や施設が集積している場所であり、それら機能・施設の維持・向上を図ります。

- 地域拠点は、地域住民の生活の中心であり、教育・文化活動やコミュニティ活動※の拠点として、既存施設などを活かした生活サービス・文化交流機能の維持・向上に努めます。
- 超高齢社会の到来や環境問題への配慮など、公共交通の重要性の高まりを踏まえ、地域拠点を起終点とした地域交通のあり方について検討し、交通空白地域の解消を図りながら、財政負担にも配慮した持続可能な交通体系の構築を目指します。

(3) 交通拠点

交通拠点として位置づける「九州新幹線新玉名駅周辺」及び「ＪＲ玉名駅周辺」においては、市内外の交通結節機能の中心として、さらには、本市の玄関口として、各種機能・施設の維持・向上を図ります。

[ＪＲ玉名駅周辺]

- ＪＲ玉名駅周辺については、中心拠点、観光拠点などの都市内拠点相互を連絡する公共交通への乗換え利便性の強化に向けて、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通車両の導入や駅前広場の再整備など、結節機能の向上を図ります。

コミュニティ活動

地域住民相互の協力と連帯による地域社会活動。

[九州新幹線新玉名駅周辺]

- 九州新幹線新玉名駅周辺については、県北地域の玄関口として、観光案内などの情報発信機能や交流機能などの各種機能を誘導することにより、新たな交通拠点の形成を図ります。
- 拠点形成にあたっては、適正な土地利用を推進するため、特定用途制限地域や用途地域の指定などについて検討を行います。
- 「新玉名駅周辺整備構想区域（35.6ha）」のうち駅前広場（4.0ha）を除く一般開発エリア（31.6ha）において、開発における諸手続きやインフラ整備などを市が支援することで民間活力などの導入による開発を誘導していくとともに、無秩序な開発とならないよう働きかけを実施します。
- 駅南側の幹線道路沿いについては、商業系や業務系の機能を中心に誘導するとともに、併せて地区内のインフラ整備（道路など）を行い、情報発信及び交流機能の立地に繋げることで県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成に努めます。
- 新玉名駅の駅舎イメージである「森の中の駅」を尊重し、周囲の田園風景との調和にも配慮した景観の形成に努めます。
- 新玉名駅の駐車場は、駐車台数が駐車可能台数を上回る状態が発生していることから、利用者の実態を調査した上で、目的に沿った利用の指導や、規模の再検討も視野に入れた有効策の実施に努めます。

（４）観光拠点

本市の観光拠点として位置づける「玉名温泉」や夏目漱石ゆかりの「小天温泉」においては、風情ある街並みづくりの醸成に努めつつ、交通の利便性や安全性の向上を図り、魅力的な都市観光空間の形成を目指します。

- 玉名温泉街については、九州新幹線全線開業と新玉名駅の開業効果を最大限に生かすため、広域的な観光連携も視野に入れ、観光入込客の増加に向けて、新玉名駅へのアクセス向上や来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。
- 観光拠点以外に市内に数多く残る文化遺産の調査を行い、保護が必要なものは文化財指定や整備を進めるなど、地域での保存・活用の取り組みを図ります。併せて歴史、文化活動グループと連携を図り、郷土の歴史と文化について幅広い見識を持ち、文化財保護と活用の核になる人材の育成に取り組みます。

(5) 交流拠点

交流拠点として位置づける「九州看護福祉大学」及び「蛇ヶ谷公園や桃田運動公園などの公園など」、「松原海水浴場」などにおいては、人や自然との交流の場として、また様々な情報交流の場として、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。

[九州看護福祉大学]

○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。



○本市は「大学を活かしたまちづくり」を市の基本施策の1つとして掲げており、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくりなど様々な分野での大学との相互間の協力・連携が期待されています。そのため、地域福祉の推進にあたっては、大学と緊密な連携により、学校施設の地域開放による地域活動拠点としての活用や、福祉サービスの研究開発など、地域福祉の様々な分野において大学と連携した取り組みを進めていきます。

[公園など]

○蛇ヶ谷公園や桃田運動公園、岱明中央公園、浮田池周辺などの公園などについては、人と人、人や自然との交流の場として、また、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場としてさらなる機能の集積・充実を図るとともに、災害時における広域避難場所としても位置づけ、計画的な整備を図ります。



[松原海水浴場]

○有明海に面した松原海岸にある松原海水浴場は、白浜と松林が美しい市内外から人が集う県北地域唯一の海水浴場であることから、レクリエーションによる交流機能の維持・向上を図ります。また、その豊かな自然を活かし、既存施設の有効活用や周辺の他の観光資源との一体的な環境整備に努めます。

2-3 交通体系に関する方針

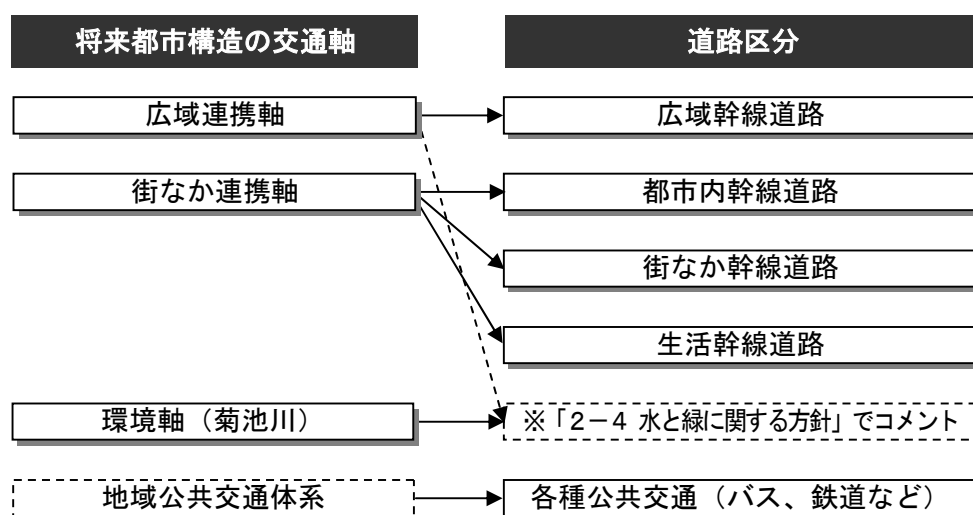
2-3-1 交通体系の基本方針

平成 23 年 3 月に九州新幹線が全線開業し、県北の交通拠点としての機能がさらに充実しました。市外ではありますが、九州縦貫自動車道と合わせると 2 つの高速交通体系において広域的圏域との連携機能が強化されたことから、今後は、これらの交通拠点と広域圏、都市・地域圏との連携機能を強化し、地域産業の活性化や市域内外との交流促進に向けた交通体系の構築を図ります。

また、市民の交通利便性の向上を目指して、主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、市域の一体的な発展を図るため、市域内のどこからでも中心市街地まで 15 分以内で到達できる「15 分構想」を推進します。

中心拠点には、観光振興の核となる玉名温泉街や高瀬商店街などがあり、観光交流や生活交流によってにぎわいを創出すべき地区であることから、歩行者・自転車交通の安全かつ快適な環境形成など、人にやさしい交通環境整備に努めるとともに、景観性や回遊性の充実に努めます。

さらには、超高齢社会の到来や地球環境保全の観点から、環境負荷の少ない、人にやさしい公共交通機能の充実に努めます。



2-3-2 交通施設などの整備方針

(1) 広域的な交流・連携に向けた道路整備－広域幹線道路

○新幹線開業前に暫定2車線で開通した国道208号玉名バイパスについては、市域や行政圏といった都市圏を越えた広域的圏域における機能連携、社会的・文化的交流の促進に向け、今後、交通量を考慮しながら4車線化に向けた完全整備を促進していきます。



国道208号玉名バイパス

○有明海沿岸道路(Ⅱ期)の熊本市～大牟田市間については、継続して候補路線から計画路線への指定を要望します。中でも、大牟田～長洲間については、工事の早期着工を要望します。

(2) 地域間の交流・連携に向けた道路整備－都市内幹線道路

○新市としての市域の一体的な発展のために、市域内交通のネットワークを整備し、市域内交通の利便性と定時性の確保に努めます。

○中心市街地と周辺地域を結ぶ都市内幹線道路の整備による放射状道路ネットワークを構築します。なお、都市内幹線道路に位置づける都市計画道路の整備については、国道208号玉名バイパス開通後の交通環境の変化を踏まえ、計画的、効率的に実施します。

○平成26年12月(予定)の新庁舎移転に伴う都市環境の変化に対応した周辺道路のアクセス性の向上を目指します。また、新玉名駅から新庁舎、現玉名市役所周辺、さらには市南部方面を貫く道路ネットワークの構築を図るため、県との協働による県道玉名立花線などの早期整備について検討します。

○JR鹿児島本線より南部方面からの中心市街地への交通アクセス機能の向上に資する国道501号と国道208号を一直線で繋ぐ都市計画道路岱明玉名線については、平成30年度全線供用開始を目標に整備を推進します。

○都市の外環状の形成に資する南廻りバイパス(仮称)については、関係機関や地域住民意向などを踏まえ、必要性を考慮しながら検討します。

○市内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完する路線の整備を促進していきます。

(3) 都市拠点形成に向けた道路整備－街なか幹線道路

○中心拠点に位置づける玉名温泉街や新庁舎周辺、高瀬商店街に至るエリアをはじめ、本市の市街地ゾーンについては、市街地内の主要都市施設への連絡機能の強化、市街地内への通過交通の流入抑制、エリア内の回遊性の充実を図るため、現在進めている都市計画道路の整備を促進するとともに、新規の道路整備や、現道における安全な歩行空間や円滑な走行空間の確保を図ります。

○国道 208 号と国道 208 号玉名バイパスを繋ぐ都市計画道路玉名駅平嶋線については、県の境川改修計画と調整を図りながら整備に向けて検討します。

○新玉名駅や新幹線の利用者増加を図るため、新玉名駅から県道玉名八女線にアクセスする県道（仮称：東西道路）については、早急に県道玉名八女線まで接続できるように県との連携を強化し、整備を促進していきます。

表 都市計画道路の整備状況（H25.3.31現在）

	都市施設名称	計画延長 (km)	幅員 (m)	整備状況 (km)			整備率※ (%)
				改良済	概成済	未整備	
1	3.4.1 築地中線	0.50	20	0.00	0.00	0.50	0.0%
2	3.4.2 築地大倉線	4.37	16	2.86	1.51	0.00	100.0%
3	3.4.3 玉名駅立願寺線	2.17	16	2.17	0.00	0.00	100.0%
4	3.4.4 寺畑山田線	1.05	16	0.00	0.00	1.05	0.0%
5	3.5.5 前田東線	0.20	12	0.00	0.00	0.20	0.0%
6	3.5.6 後田横町線	0.96	12	0.00	0.00	0.96	0.0%
7	3.5.7 立願寺南岩原線	1.29	12	0.54	0.00	0.75	41.9%
8	3.5.8 玉名駅平嶋線	1.96	12	0.95	0.00	1.01	48.5%
9	3.5.9 玉名駅下町線	1.27	12	0.86	0.00	0.41	67.7%
10	3.4.10 築地立願寺線	2.39	16	2.39	0.00	0.00	100.0%
11	3.4.11 立願寺横町線	1.33	16	1.33	0.00	0.00	100.0%
12	3.5.12 亀甲中線	0.42	12	0.42	0.00	0.00	100.0%
13	3.4.13 高瀬大橋中線	2.52	16	1.41	0.00	1.11	56.0%
14	3.2.14 長洲玉名線	6.24	30	0.00	6.24	0.00	100.0%
15	3.3.15 玉名バイパス線	8.47	25	0.00	8.47	0.00	100.0%
16	3.4.17 大野下駅鍋線	1.59	20	0.00	0.00	1.59	0.0%
17	3.4.19 長洲岱明線	3.82	16	0.00	0.00	3.82	0.0%
18	3.4.7 沖洲金山線	3.95	12	0.00	0.00	3.95	0.0%
19	3.3.16 岱明玉名線	3.75	22	2.65	0.00	1.10	70.7%
20	3.4.20 下河原尾崎線	0.33	16	0.33	0.00	0.00	100.0%
合計		48.58	—	15.91	16.22	16.45	66.1%

出典：玉名市資料。整備率は、既成済み延長も含めて算出。

図 都市計画道路整備状況（H25.3.31 現在）※再掲 出典：玉名市資料



（４）人にやさしい生活道路網の整備－生活幹線道路など

○通学路など市民生活に最も密着し市域内の交通ネットワークを担う生活道路網は、少子・超高齢社会の到来や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車などを利用しやすい環境を整備するために、舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備を図り、市民の利便性の向上と安全の確保に努めます。

○玉名温泉街や高瀬商店街では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、多くの人が利用する主要な公共施設や各種集客施設周辺を中心に、道路幅の確保や歩道のバリアフリー化、電線類の地中化などによって、高齢者・障がい者などすべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めます。

（５）安全性・信頼性の高い道路網の構築－道路施設の維持管理

○老朽化した道路に対し計画的な改修を進めるとともに、道路橋については長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。

○街路樹については、都市緑化と財政の健全化の両立を図りながら、適正な維持管理に努めます。

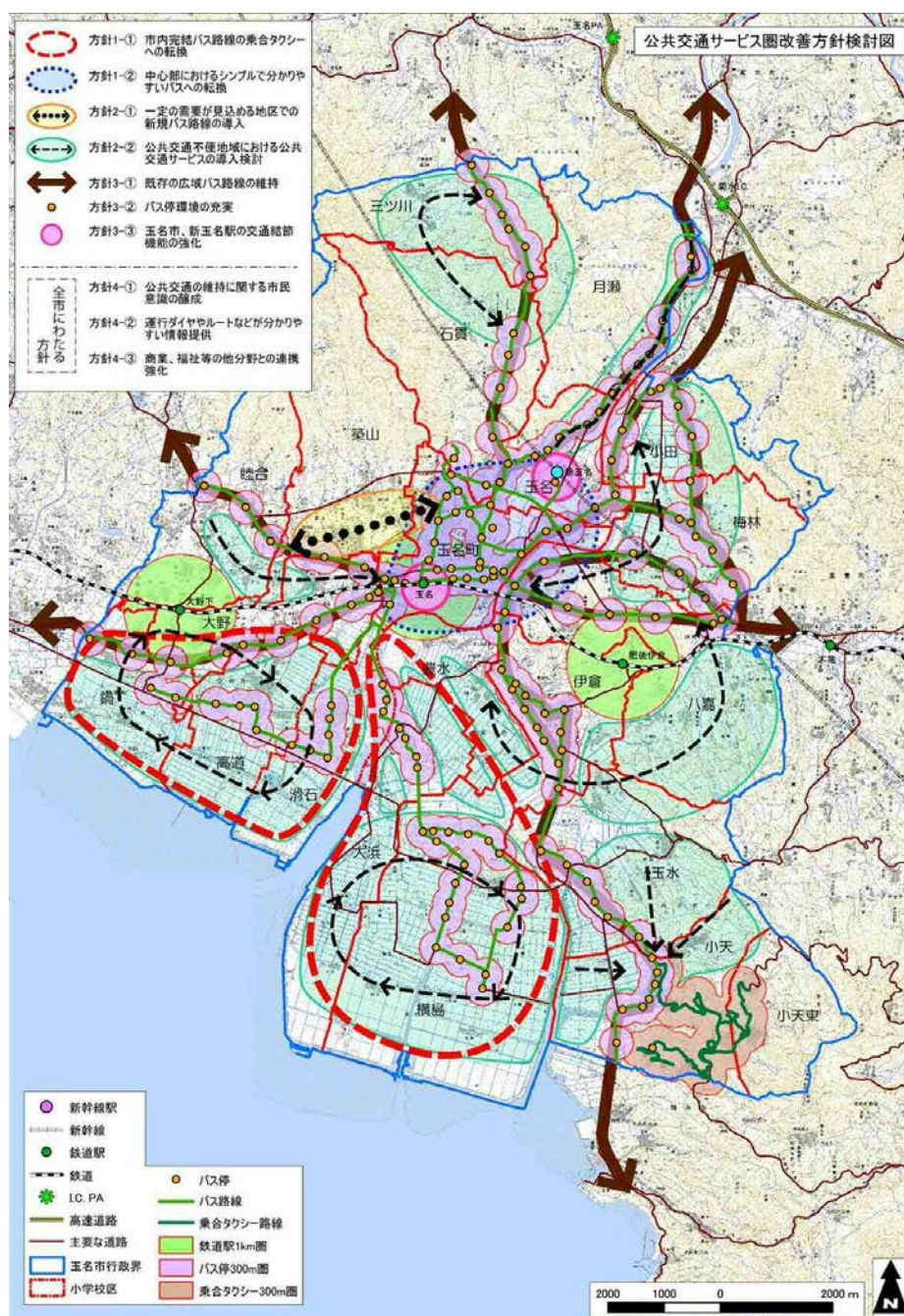
（６）利便性の高い生活の足の確保－各種公共交通（バス、鉄道、乗合タクシーなど）

○本市では、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、市民、交通事業者、行政など地域公共交通の関係者で構成する「玉名市地域公共交通会議」を経て策定した「玉名市地域公共交通総合連携計画」に基づき、旧1市3町に分散、重複、または偏在する都市機能に対し、市内のどこに暮らしていても都市サービスが享受できる「生活水準の平準化」に向け、公共交通網の整備を図るとともに、各種モビリティ・マネジメント※施策を実施し、通院や買い物、通学・通勤などにおいて、過度なマイカー利用から公共交通機関へのシフトに取り組みます。

○地域公共交通の柱となる路線バスについては、市の中心部と周辺市町を結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持、車両・施設のバリアフリー化などによって利用促進を図るとともに、ＪＲや他の交通機関との乗り継ぎ利便性の向上に努めます。

○郊外の集落など需要不足によって路線バスなどの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域においては、地域の実情に即したきめ細かな運行が可能となる公共交通が必要であり、コミュニティバス※や利用者のデマンド（要望）に応じて運行している乗合タクシーなど、高齢化が進む地域性や地域住民のニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通を検討します。

図 公共交通サービス圏改善方針検討図



出典：玉名市地域公共交通総合連携計画

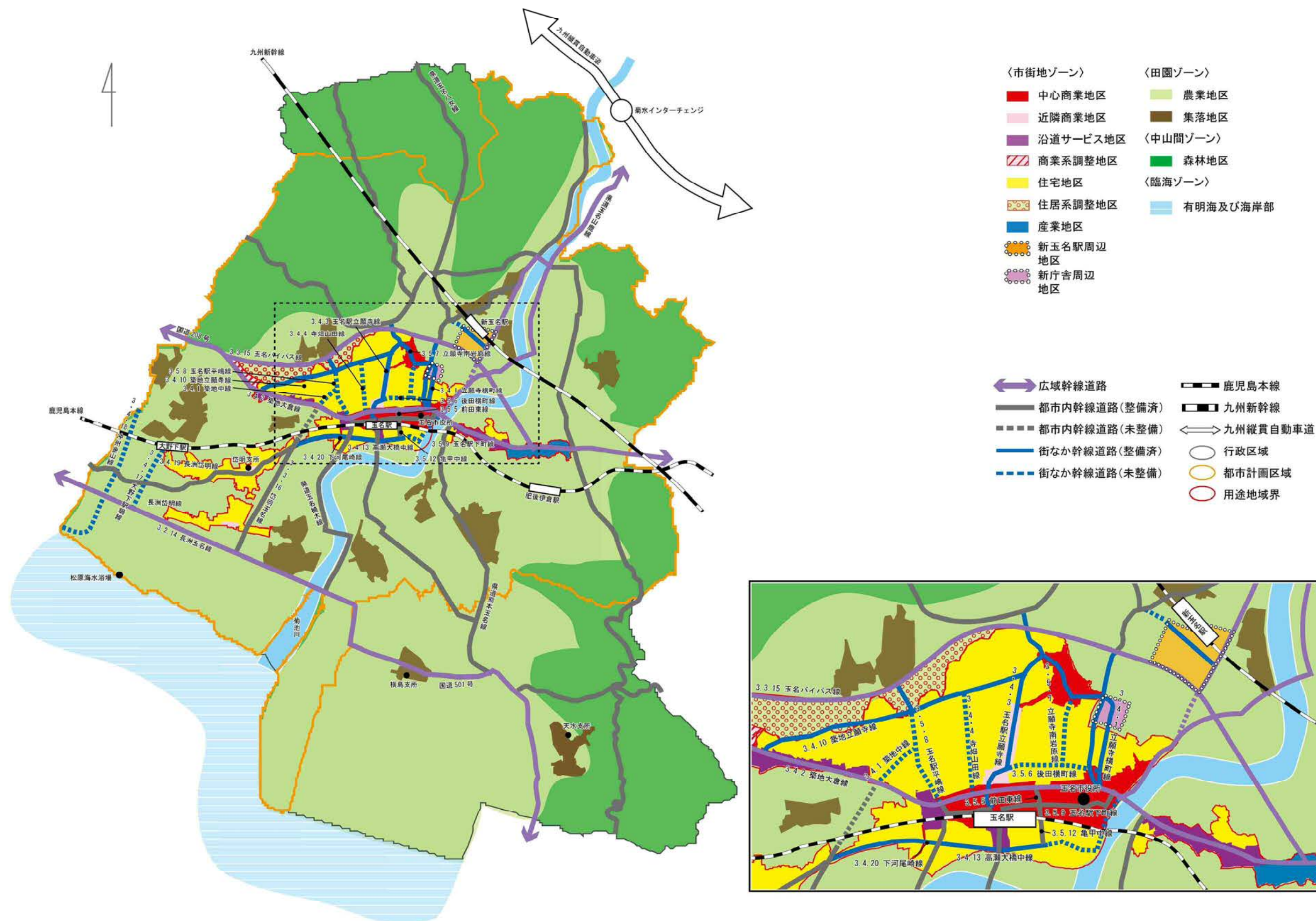
モビリティ・マネジメント

人々の意識や慣習といった社会的・心理的要素に配慮しつつ、“一人ひとりの移動”が社会にも個人にもより望ましい方向へと自発的に変化するように促す手法の総称のこと。多くの場合は、公共交通利用や徒歩二輪の利用を誘導するための情報提供を行うことで、自動車から公共交通利用などへ自発的な転換促進を図るために用いられる。

コミュニティバス

高齢者、身障者などにも利用しやすい公共交通として、低運賃、短いバス停間隔、小回りの効く小型車両、わかりやすいダイヤなどを特徴とする地域密着型のバスシステム。

図 道路・交通施設配置構想図



2-4 水と緑に関する方針

2-4-1 水と緑の基本方針

公園や緑地、河川などの水際空間などは、市民生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、余暇活動やレクリエーション活動などの市民への憩いの空間や災害時における避難場所、地域住民のコミュニティ形成の場を提供するなど、様々な機能・役割を担っています。

このように、多岐にわたり、重要な機能・役割を担う公園・緑地の整備推進と適正配置、緑のネットワークの構築に努めるとともに、潤いある空間づくりを目指した「花の都 玉名」づくりを進めます。

また、本市の大きな魅力である河川・海辺などの水辺環境を活用し、水と緑が豊かなまちづくりを展開します。

2-4-2 水と緑の整備方針

(1) 公園・緑地の整備改善

○公園・緑地は、市民生活に安らぎや潤いをもたらす都市環境の向上に資する大切な施設であることから、今後とも現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施します。

○交流拠点として位置づける「蛇ヶ谷公園」、「桃田運動公園」、「岱明中央公園」、「浮田池周辺」については、人と人、人や自然との交流の場として、また、市民の憩いの場、スポーツやレクリエーション及びコミュニティ活動などの場として、さらなる機能の集積・充実を図ります。

○密集市街地においては、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペースの配置に向けて、有効な手段である都市計画決定も視野に入れた検討を、関係機関や地域住民意向などを踏まえながら行います。

○「玉名市地域防災計画」において広域避難所として位置づけている都市公園など（「桃田運動公園」、「蛇ヶ谷公園」、「岱明中央公園グラウンド」、「横島グラウンド」、「天水グラウンド」）については、防災機能や避難所機能など災害時の活動拠点として必要な災害応急対策施設の整備を図ります。

○公園利用者の安全を確保するとともに、利用促進を図るため、老朽化した公園施設は再整備を図ります。また、超高齢化が進む中、公園を活用した健康推進施設の充実を図り、長寿社会に対応した公園づくりを目指します。

○農地についても、市街地近郊の緑地空間と位置づけ、営農環境の向上に併せて、農地の保全・活用を図ります。



岱明中央公園



街区公園

○山間部の集落地などについても、地域コミュニティ活動の場の確保及び防災への対応（避難施設と連携した公園・広場などの確保）を考慮して、適宜、広場などを整備します。

その際、森林との一体的活用などを考慮して配置します。

○市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。特に、河川緑地については河川行政と連携しながら、ハゼ並木などの保全や花と香りの空間形成による河川美化など自然環境の向上及び活用を図ることにより、より一層の魅力化を目指します。

（２）公園の維持管理・運営

○花と緑があふれるまちづくりを目指すため、小・中学校や各種団体による「花の都 玉名」を目標に拠点づくりを支援・推進するとともに、これを継承していく人材の育成を支援します。



各種団体による活動

○既存の公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した施設・設備の改修を進め、事故の未然防止に努めるとともに、時代に対応した機能更新に努めます。

○地域の身近な公園・緑地や広場などについては、それぞれの地域のニーズにあった利用を促進するため、地域住民が参画して公園の再整備を進めるとともに、市民ボランティアや地域活動による定期的な清掃活動など、市民の協力による地域に密着した公園を目指した維持管理活動を促進します。

（３）河川改修と環境保全

○菊池川やその他の県が管理する主要な河川では、流域に応じた計画規模を目標として整備を推進します。特に高瀬地区の菊池川一帯は、「高瀬地区かわまちづくり計画」に基づき、河川管理者と地域との協働により、河川区域内の一括管理（占用）による親水空間やレクリエーション空間の創出を図ります。



菊池川の河川空間

○境川の県管理区間については、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化するとともに、市管理区間も下流とのバランスを考慮しながら計画的な整備を推進します。また、河川改修にあたっては、より良い河川環境の向上を図るため、県や市、地域住民が一体となって進めている「様々な暮らしのある里川づくり」を推進します。

○唐人川、尾田川については、唐人川、尾田川改修及び流域整備事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化します。

○市内を流れる河川は、市民にとっての貴重な自然空間でもあることから、生態系に配慮し、併せて美しい自然景観の保全・創出を目的とした「多自然型の川づくり」を進めていきます。

- 本市が加盟する「菊池川流域同盟」において制定した、全国で初めてとなる流域市町村で統一した条例「河川を美しくする条例」に基づき、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信するとともに、市民の水質浄化意識の向上に努めていきます。
- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川
の環境保全を推進します。

2-5 供給処理施設に関する方針

2-5-1 供給処理施設の基本方針

市街地・集落における安全かつ快適な生活環境の実現に向けて、安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、供給施設の計画的な整備と効率化を推進します。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した処理施設の計画的な整備を推進します。

2-5-2 供給処理施設の整備方針

(1) 下水道

- 本市の下水道事業は、「公共下水道事業」、「農業集落排水事業」及び「浄化槽整備事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全のためにも下水道事業の推進を図ります。
- 「公共下水道整備計画」に掲げる目標達成を図るため、計画区域内の認可拡張を実施し、早期完了を目指します。
- 未整備地区については、最適な手法により整備を推進します。
- 九州新幹線新玉名駅周辺の污水整備計画は、「新玉名駅周辺地域等整備基本計画」を踏まえ、今後の開発状況に添った適正な下水道事業を引き続き推進します。
- 集中豪雨による浸水を未然に防止するため、雨水管路などの整備を検討していきます。また、立願寺地区の雨水対策は、都市計画道路の完成とともに雨水幹線が整備され、繁根木川の改修も同時期に実施されたことで、浸水地区内の排水機能が高まり改善がみられるため、今後の整備手法については慎重に検証し対応します。
- 個人設置型浄化槽の設置に対する補助金の交付や、市町村設置型浄化槽の整備について、今後も積極的に推進し、このような取り組みを進めていくことで、「水のきれいな都 玉名」の実現を目指します。
- 横島地区、天水地区の「農業集落排水事業」は、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場などの改修を実施し、機能の維持・強化を図ります。

(2) 上水道

- 市民に対し安全で良質の水を安定的に供給するため、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に推進するとともに、運転管理や維持管理体制の効率化を目指します。
- 災害時にも対応できる安全で安定した供給システムを確立するため、配水池やポンプ室などの基幹構造物や管路の耐震補強や更新を進めるとともに、災害時の応急給水拠点を整備するための「拠点設置計画」などの策定に努めます。
- 「簡易水道事業」は、創設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進み、配水管の更新時期も迎えていることから、「簡易水道事業統合計画書」に基づき施設や配水管の更新を推進します。

2-6 安全・安心のまちづくりに関する方針

2-6-1 安全・安心のまちづくりの基本方針

近年発生した大地震、水害、高潮災害などにより、全国的に地域防災や危機管理に対する意識が高まっている中、市民の生命、財産を守り、災害に強い都市形成を図るため、本市の地域性を踏まえた上で、各種災害に対する防災機能の強化、災害発生への人的対応力の強化など、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる「安心安全都市 玉名」の実現に努めます。

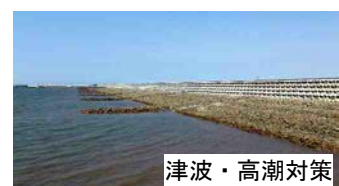
また、今後も地球温暖化などによる台風の大型化、集中豪雨の多発、海面上昇などにより、防災施設の能力を超える洪水や高潮などが発生する恐れがあります。そこで、災害による被害をできるだけ最小限にとどめるため、平常時から防災戦略を立て、小中学校における防災教育や地域の防災意識の向上、自主防災組織の充実、防災情報の伝達・提供、避難体制の強化などを中心とした「減災」に向けた対策に取り組むなど、行政と市民、事業者などが一体となった災害に強いまちづくりの取り組みを計画的に推進します。

さらには、人口減少や少子・超高齢社会の到来によって一人暮らしのお年寄り世帯が増加し、過疎地や限界集落が発生する今後を踏まえ、犯罪や事故から市民を守り、また、生活インフラの維持に努め、安心して生活・都市活動を営むことができる社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

2-6-2 安全・安心のまちづくりの整備方針

(1) 各種災害に対する防災基盤の強化

- 自然災害と、それらが誘発する建物倒壊や火災などの都市災害は、完全に防ぐことは困難であり、被害拡大の阻止や災害規模の軽減に取り組む必要があります。そこで、被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市施設整備を推進します。
- 多くの人々が訪れる市街地では、市民だけでなく観光客の避難も想定した防災対策が必要であり、大規模地震の発生に備え、建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進するとともに、避難路や避難場所、延焼遮断帯となる道路、公園などの整備、避難所や医療機関などへの緊急輸送道路（通行機能）の確保を推進します。
- 水害の多発地帯においては、市民の生命や財産の安全性を確保するとともに、水田などへの浸水被害の防止に努めるため、河川改修の推進や無秩序な市街化の抑制に努めます。
- 津波・高潮対策には、ハード対策（防護施設の整備など）とソフト対策（災害発生の事前、直前、直後、事後の情報提供、あるいは避難場所などの整備、被害軽減のための仕組みや設備の整備など）があり、これらの連携による対策の実施を図ります。



○山間部などにおいては、土砂災害警戒区域もしくは急傾斜地崩壊危険区域が部分的に指定されていることから、今後も引き続き原因地对策の実施や警戒避難体制の整備に努めます。

○学校施設は、地域住民の緊急避難場所としての役割を担っていることから、老朽化した校舎などの改修や改築について年次計画に基づき整備を図っていきます。

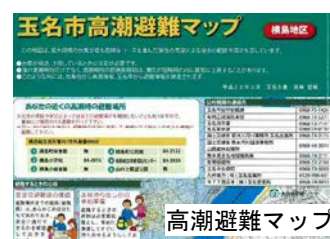
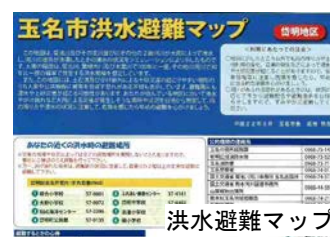
（２）災害発生への人的対応力の強化

○危機管理意識の啓発は、市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化し、市民の防災意識の高揚を図ります。

○災害時における自主的な防災活動が重要であることから、自主防災組織のさらなる充実に努めるとともに、防災訓練などに市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。

○平時からの防災意識の高揚を図るため、防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップ※などによる情報提供・防災知識の普及など、平常時から被害の未然防止や減災などの災害予防対策に取り組みます。

○本市は観光を地域の主要産業として位置づけていることから、観光客など玉名市の地形（地図）情報に詳しくない来訪者でも迅速な危険回避行動をとることができるよう、ピクトグラム※（絵文字、絵単語、サイン）を用いた情報案内板の設置など、誰もがわかりやすい情報提示に配慮します。



（３）防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取り組み

○安全で安心な生活を営むことができるよう、行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。

○関係団体と連携し、市街地や集落の住宅街における死角や学校周辺をはじめとする危険箇所、防犯・防災上、危険性の高い空家などについて把握するとともに、対策が必要な場所については、行政区などの管理団体に防犯灯設置の補助制度の活用を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

ハザードマップ

洪水や津波、火山噴火など災害発生時に、地域住民が安全に避難できるよう被害の予想区域や程度、避難場所などを示した地図。自治体が作製し、避難勧告を出す際の重要な指針となる。

ピクトグラム

不特定多数の人々に対して情報を伝える為に、見やすくわかりやすくデザインされた図記号のこと。方向を示す矢印や男女を表す人の形、電話を表す図形などがあり、交通施設や観光施設などの公共的な場に広く利用される。

（４）交通安全の取り組み

○市街地内や集落内の生活道路においては、車輛速度や通過交通の流入を抑制するとともに、交通量の多い幹線道路や通学路については、歩道を設置するなどして歩行者と車を分離し、安全な歩行空間と円滑な自動車走行空間の確保に努めます。

○交通事故の危険性が高い場所については、警察署と連携して集中的な事故防止対策を実施するほか、高齢者や観光客などの歩行者が多い温泉街や商店街、住宅密集地においては、車輛速度を抑制する道路構造の工夫と通過交通を発生させない交通規制の手法を組み合わせるなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していきます。



（５）生活インフラ維持への取り組み

○人口減少と少子・超高齢社会の到来により、進行が想定される中山間地域を中心とした過疎化と、身近に利用できる商店の減少といった社会情勢の変化に対応し、高齢者が地域から孤立したり、地域の日常生活に過度な負担がかかったりすることがないように、コミュニティの維持に努めるとともに、地域の実情に即したきめ細かな運行が可能な公共交通（コミュニティバス、乗合タクシーなど）の導入検討を行います。

2-7 景観形成に関する方針

2-7-1 景観形成の基本方針

本市は、北部は県立自然公園に指定されている小岱山、東部は金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳、南部は有明海に囲まれ、「やま」から「うみ」をつなぎ、本市中心部を菊池川が流れており、その流域には田園風景が広がる緑豊かな自然的景観が展開されています。

また、玉名温泉街における特有の都市景観や、高瀬商店街に代表される歴史的景観、そして、本市の新たな玄関口であり、鉄道デザイン国際コンペティション※を受賞した「九州新幹線新玉名駅」の特徴的な建物が立地する空間が点在しています。

これら本市の特徴的な景観は、豊かな生活の背景となっているほか、観光地として多くの来訪者をもてなす重要な役割を担っています。

そこで、これら景観要素との調和を図り、市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力ある街並み景観形成に向けて、市民意識の高揚と景観行政団体への移行なども視野に入れた「美しい景観都市 玉名」の実現を目指します。

2-7-2 景観形成の整備方針

(1) 来訪者を迎えるもてなし景観の形成（景観形成）

- 新玉名駅及びその周辺部は、全国各地からの来訪者を迎える県北地域を代表する新たな玄関口であり、都市の顔となることから、デザイン性の高い駅舎、周辺の田園風景、山並みなどの美しい自然環境との調和を図りつつ、もてなしの空間整備と、シンボル性の高い景観づくりを推進します。
- 大規模建築物は、施設自体が周辺の景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、新規の立地にあたっては、それぞれの地域の景観に配慮するよう、一定のルールに基づいた立地を促進します。
- 自然や歴史など地域の風情を感じることができ、観光客や市民にとってやすらぎと潤いをもたらす景観を形成するため、行政とまちづくり団体の連携による豊かな景観形成に向けた取り組みを支援します。
- 街路景観の向上を図るため、建物や商業施設の形態、色彩、看板などについて、景観形成基準の設定も視野に入れ、調和のとれた統一感のある美しい街並み景観の形成を推進するとともに、さらなる修景整備や安全性の向上を図るべき路線については、併せて電線類の地中化を促進します。

鉄道デザイン国際コンペティション

正式名称はブルネル賞（Brunel Award）。鉄道関連では唯一となる国際デザインコンペティションである。

○平成 19 年に発足した「高瀬まちづくり協議会」による建物の増改築の基準などを定めた「高瀬地区景観形成住民協定」の締結により、高瀬地区では町屋改修などに取り組み、江戸・明治期の古民家が集まる街並み保存に向けた活動を展開しており、こうした地域の景観は地域で守り育てるという市民意識の高揚に努めます。



（２）本市を象徴するふるさと景観の保全（景観保全）

○本市には、長い歴史の中で先人たちが築き、育まれてきた数多くの歴史的景観資源や小岱山や有明海をはじめ本市を貫く菊池川、また江戸時代からの干拓工事によって築かれた広大な農地など、豊かで美しい自然的景観資源を多数有していることから、これらの魅力ある資源と調和・融合した風格ある都市景観の保全に努めるとともに、市民が愛着や誇りをもって住み続けられるよう質の高いふるさと景観づくりを推進します

○本市を象徴するふるさと景観を眺めることができる視点場を設定し、その眺望を保全すべき範囲における建築形態・意匠を制限し、開発行為を規制・誘導するなど、玉名らしさを印象づける景観の保全・創出に取り組みます。

○本市のふるさと景観として、景観を阻害する建築物の規制や、地域や民間が参画し官民が協働で進める景観づくりに取り組みます。

（３）市民が一体となった景観形成に向けた取り組みの推進

○暮らしの快適性と美しさが調和するまちづくりを目指し、自然、歴史、文化や人々の暮らしを踏まえた景観保全と優れた景観形成を図るとともに、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を高めるため、景観条例（仮称）の制定に努め、条例に基づく景観保全活動並びに景観形成活動を促進します。



写真 玉名市を象徴する景観

2-8 住環境形成に関する方針

2-8-1 住環境形成の基本方針

人口減少に歯止めをかけ、誰もが安心して生活できる住環境の形成に向けて、九州新幹線開業や本市の魅力を活かした定住促進に取り組むとともに、少子・超高齢社会に対応した高齢者から子どもまで多様な世代が居住し、安全で安心して生活・交流できる住環境づくりに努めます。

2-8-2 住環境形成の整備方針

(1) 定住化に向けた一体的施策の推進

○玉名市定住化基本構想（スマイル構想）により抽出された4つの定住ゾーン（石貫・三ツ川地区周辺、睦合地区周辺、八嘉・梅林地区周辺、小天地区周辺）については、官民の協力体制のもと、各ゾーンが持つ優位性を活かした定住促進施策の推進に努め、定住人口の増加を図り、「ずっと住みたい玉名」づくりを目指します。

(2) 良好な住宅地の形成

○無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導を図るとともに、居住環境の質的向上を図り、良好な住宅地の形成に努めます。

○安全で快適な住まいづくりや良好な住環境の形成に資するため、優良な民間企業の住宅開発の誘導に努めます。

○公営住宅の建設や老朽化が著しい既設公営住宅などの改修は、「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に沿って計画的に実施するほか、公営住宅周囲の環境面も併せて整備を行い住みよい住宅環境づくりに努めます。



○高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策の推進や、超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導など、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりを推進します。

○住宅地区内において、自然的土地利用が残存するエリアについては、本市の住宅地区としての計画的な市街化進展を誘導するため、都市施設（都市計画道路、上下水道など）整備を推進します。

○市街地や集落の住宅街における防犯・防災上、危険性の高い空家などについて把握するとともに、対策が必要な場所については、行政区などと連携し、所有者に対して建て替えや除去を働きかけるなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

（３）玉名らしい緑のアメニティ空間の創出

○市街地内や集落内に点在する境内地（社寺林）や、歴史的建造物の敷地の庭園（屋敷林）などがみられる地域の生活や文化に基づく樹木などは、市民が代々受け継ぎ、それぞれの記憶にとどまり続け「玉名のアイデンティティ※」となる緑であり、歴史的価値の高い地域共有の財産として、その保全に努めるとともに、地域の身近な自然要素として、観光や交流などのまちづくりに活用します。

（４）生活に連動した緑のネットワークづくり

○緑豊かな都市環境の創出に向け、住宅や業務施設などの敷地の緑化や、建物壁面の緑化などに対する土地・建物所有者の理解を得ながら、官民が一体となって都市緑化に取り組む仕組みをつくるとともに、公園や道路、河川などの公共施設の緑を充実させ、暮らしや生活行動に密着した緑のネットワークの形成を図ります。

（５）住みやすい自然と共存した都市環境の保全

○快適な市民生活を守るため、市民自らによるまちの清掃活動や美化運動などを推進するとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭の発生源となる施設・事業者への指導を徹底するなど、生活環境の悪化を未然に防止するなど、潤いのあるまちづくりに努めます。

（６）環境負荷の軽減による持続可能な社会の構築

○地球温暖化の抑制など地球環境の保全を考慮し、省資源・省エネルギー化など温室効果ガスの排出抑制や廃棄物の発生抑制に努めるとともに、市民や市内の事業者のごみの減量活動、3 R※の推進を促進するなど、環境負荷が少ない生活行動・都市活動によって、持続可能な社会の構築を図ります。

アイデンティティ

個性、独自性、主体性、同一性(一体性)。まちの個性・独自性のことをいう。

3 R

Reduce [リデュース＝廃棄物を出さない]、Reuse [リユース＝再使用する]、Recycle [リサイクル＝再資源化する] の略称。廃棄物をできるだけ出さず、使用済みの物を再使用や再利用にまわそうというもの。

2-9 自然環境保全に関する方針

2-9-1 自然環境保全の基本方針

本市では、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けていますが、近年、不法投棄などの廃棄物による環境汚染が自然界の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。



そこで、かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、治山・治水事業を進め、河川・海域の水質浄化を図るとともに、菊池川流域同盟と連携して、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信していきます。

また、近年、世界的に頻発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、今後も、家庭、地域、学校、企業、行政などで互いに連携してその対策に取り組むことが求められています。

そこで、市民一人ひとりの意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを市民全体の取り組みとして発展できるように、子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進するとともに、地球温暖化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全意識の向上に努めます。

2-9-2 自然環境保全の整備方針

(1) 山間部・丘陵地の保全・活用

- 本市の森林は、放置林が多く基幹的な林業が少ない状況にあり、1 ha 以上の規模による山砂採取などの林地開発が見受けられます。そこで、景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全に努めます。
- 小岱山に連なる丘陵地や金峰山系の山々は、貯水機能や生態系の維持などの公益的な役割を担っていることから、これら公益的機能の維持・向上を図ります。
- 関係機関と連携して山間部などにおける廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、本市の豊かな自然環境の保護に努めます。
- 生活形態・産業構造の変化、人口減少・超高齢社会の到来に伴い維持が困難となっている里山の環境保全に向け、一般市民や企業などが参加する維持・管理の取り組みを検討します。

(2) 河川の保全・活用

- 市民の水質浄化意識の向上を図るため、「菊池川流域同盟」の諸活動（水質調査、清掃事業、廃油石けんの普及・啓発、子どもへの環境学習を取り入れたイベントなど）を積極的に実施します。

- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川
の環境保全を推進します。
- 治水面では、ハザードマップなどを整備するほか、河川改修にあたっては、自然保護、
環境保護のための十分な配慮のもとに実施していきます。

（３）海辺の保全・活用

- 有明海に面した海岸線は、海の水質保全と海岸の美化及び
環境保全に努めるとともに、海沿いの遊歩道や休憩施設ど
を活用した自然に親しむ場の充実を図ります。また、海岸
線の保全・活用を図ります。



（４）新エネルギー※導入の推進

- 市民生活において排出される温室効果ガス抑制のために、市民一人ひとりが地球温暖化
防止の認識を深めるための啓発に努め、住宅用の太陽光発電システムの普及・啓発に努
めます。

（５）「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進

- 市民一人ひとりの環境保全意識の向上が快適な生活環境の確保につながることから、地
域や学校への環境学習の出前講座を実施するとともに、家庭などにおけるグリーン購入※
やりサイクル活動の推進を通じて環境保全意識の向上に努めます。
- 子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ
活動の大切さを体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習や
リサイクル活動、環境美化活動を推進します。
- 様々な公害に対する情報把握に努めるとともに、市民の不安を解消し、苦情などの処理
には迅速に対応します。
- 環境の保全や創造について基本理念を定めるとともに、市民一人ひとりの環境美化に対
する意識を高めるための環境基本条例（仮称）の制定に努め、条例に基づく環境活動を
推進します。
- 菊池川流域同盟による環境保全活動をインターネットなどメディアを通じ、全国へ情報
発信します。

新エネルギー

風力、太陽光、地熱、水力、バイオマスなど自然環境から得られる再生可能なエネルギー。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

2-10 市民参画に関する方針

2-10-1 市民参画の基本方針

これからのまちづくりには、従来の行政主導型の市民参加から、市民、NPO、事業者などが行政とともに協働の精神により、主体となってまちづくりを展開することが非常に重要であり、公共的サービスを担う「新しい公共」として、福祉、環境、まちづくりなど身近な分野の課題解決に取り組むことが求められています。

そこで、市民と行政との協働のまちづくりを進めるための環境や仕組みづくりに取り組むとともに、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティの維持・育成に努めます。

2-10-2 市民参画の整備方針

(1) 住民自治・地域コミュニティなどの充実のための活動

○各地域が持つ個性や魅力を最大限に発揮できるまちづくりを推進するため、市民参加や市民協働の推進に関する指針の制定を検討し、それらに基づき、協働のまちづくりを推進します。

○地域の声を行政に反映させるとともに、地域住民の主体的な参加により住民自治の充実を図るために、地域自治区を単位とした「地域協議会」による主体的な活動などを通じて協働のまちづくりを目指します。

○「新しい公共」を担うNPOやボランティア団体などの市民公益活動を応援するため、「市民活動情報サイト『たまりん』」の活用を促進するとともに、活動に対する助成金制度の創設や公共施設の空スペースを活用した市民活動センターの設置などの支援を検討します。

○協働のまちづくりのさらなる活動促進、地域コミュニティの醸成を図るため、地域住民や関係団体がともに活動する「校区コミュニティ協議会（仮称）」の設置について検討します。さらには、コミュニティづくりの拠点として既存施設の活用を促進します。



(2) 地域自治のための活動の展開

○高齢者や子どもたちを地域で支える環境を形成し、総合的な住みやすさを高めていくため、地域主体による自主的な防災・防犯活動の展開を支援します。

○地域の個性である伝統芸能は、地域の一体感を高め、高齢者から子どもまで幅広い世代の交流と助け合い・支え合いを醸成することから、地域社会を学ぶ教材としての活用を推進し、継承のための後継者育成に向けた仕組みを検討します。

- 本市の産業力の向上に併せて、地域の活性化を目的として、地元の農林水産物などを活用した6次産業を確立するために、生産から加工、販売までを実施する事業者を支援します。
- 農業に関する情報発信を積極的に実施し、農業経営に意欲を持つUターン・Iターンの転入者の新規就農を促進するとともに、多様な担い手の参入なども視野に入れ、地域との協働のもとに農業の受け皿づくりに努めます。
- 山間部においては、地域住民、ボランティアなどの活動による「森づくり活動」の展開を推進するため、生きものの多様性や人の利用などに配慮した草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育と活動に対する支援を行うとともに、新たな担い手の育成や観光への対応を図るため、森林の保全と活用を積極的に図ります。
- 漁業についても、特産品の開発・充実に併せて、地産地消や第6次産業の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

2-1-1 福祉のまちづくりに関する方針

2-11-1 福祉のまちづくりに関する基本方針

市民誰もが安心して住み続けられるまちをつくるためには、市民と行政が、また地域の中で市民同士が、お互いの立場・考え方を尊重し合い、支え合い・助け合いの気持ちをもって協力しながら取り組むことが大切です。

また、誰もが自らの能力を活かして、自立的に、安心して暮らし続けることができ、また、積極的に社会参加できる地域社会・地域空間の形成が今後求められます。

このような考え方から、「玉名市地域福祉計画（平成24年度策定）」における基本理念「みんなで進めよう！誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」に基づき、市民・行政が協働して、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、誰もが安心して、かつ快活に暮らし続けることのできる地域社会の実現に向けて、福祉のまちづくりを進めていきます。

2-11-2 福祉のまちづくりの整備方針

（1）九州看護福祉大学との連携

○九州看護福祉大学は、市内外から数多くの学生が集い交流する公設民営で設立された県北唯一の大学であるとともに、生涯学習や健康推進などの様々な情報の発信や地域との交流の拠点であることから、さらなる交流機能の維持・向上を図ります。 ※再掲



○本市は「大学を活かしたまちづくり」を市の基本施策の1つとして掲げており、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくりなど様々な分野での大学との相互間の協力・連携が期待されています。そのため、地域福祉の推進にあたっては、大学と緊密な連携により、学校施設の地域開放による地域活動拠点としての活用や、福祉サービスの研究開発など、地域福祉の様々な分野において大学と連携した取り組みを進めていきます。 ※再掲

（2）歩きやすいまちづくりの推進

○道路については、高齢者、障がい者などの歩行や車椅子、ベビーカーなどの利用に配慮した歩道幅員の確保、段差の解消、舗装面の凹凸や過度な傾斜の解消などを図ります。

○主に中心拠点（温泉街、商店街など）や交通拠点（鉄道駅）においては、バリアフリー化やベンチ、ポケットパーク（小広場）の整備など、様々な歩行者環境の向上を目指した施策を総合的に展開することを通じて「歩きやすいまちづくり」を推進します。

- こうした「歩きやすいみち」に沿って各種公共公益施設や交流施設を配置することで「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- 安心して子どもを育てられる環境を実現するため、保育所や幼稚園、小学校などへのアクセス道路の安全快適性の改善などを図ります。
- 生活道路を中心とした地域に密着した道路では、歩行者・自転車の安全を確保するため、警察署及び道路管理者が連携し、車輛速度の抑制や通過交通の抑制など、事故抑止対策を実施します。

（３）公共公益施設の整備・改善

- 公民館、図書館、地域コミュニティセンターなどの公共公益施設については、各種基準などに基づき、施設のバリアフリー化を継続するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。
- 民間の施設も含めて、不特定多数の人たちが利用する店舗などについてもユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため啓発を行っていきます。
- 市民が安心して暮らせるための地域医療体制の整備を目的として、平成25年11月に玉名市及び玉東町、玉名郡市医師会、公立玉名中央病院などで結成・発足された「玉名地域医療体制づくり推進本部」を中心として、今後、関係機関による協議会を設置し、玉名地域医療体制整備基本構想・計画策定や公立玉名中央病院の耐震化などについて検討していきます。

（４）市民のニーズに応じた住まいの確保

- 市民誰もが、それぞれの必要に応じた住宅を確保できるような住宅施策を推進します。
- 特に今後さらなる高齢化が進行することが予想されることから、高齢者が安心して暮らせる住宅の確保に向けた住宅施策を、福祉施策との連携により展開することを検討します。
- 子育てのしやすいまちづくりの一環として、公営住宅のユニバーサルデザイン化や空き室情報の広報などに取り組みます。

（５）地域福祉を担う人材・団体の活動促進

- 基本理念に掲げた「誰もが安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を進めるにあたり、基本となるのは、「地域のつながり」です。同じ地域に住む人同士が知り合い、支え合う意識を自然に育むことができるよう、地域でのあいさつ運動の推進や、交流の場・機会づくりを進めます。



河川清掃活動（繁根木川）

○市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、心のバリアフリーを進めます。

○地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉協力員、自治会などの地域福祉活動に関わる様々な団体の個々の活動を支援・促進し、地域で支え合う力の活性化を図ります。



（６）地域福祉ネットワークの構築と拠点確保

○本市には、地域福祉に関わる活動を行う様々な団体があり、地域福祉を推進するため、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりに取り組みます。

○地域のネットワークや個々の団体などの活動を推進するため、活動拠点の確保が必要であり、既存の公共施設（保健センター、福祉センターなど）はもとより、地域の公民館・集会所、学校施設などの様々な社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として活用できる仕組みづくりを進めます。

（７）地域ぐるみの防犯・防災対策とユニバーサルデザインの推進

○すべての市民が住み慣れたまちで安心して暮らすためには、障がいの有無や年齢などに関係なく、誰もが安全に活動できる環境づくりも重要な課題であることから、子どもや高齢者、障がい者などを虐待や犯罪、災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。

○誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、今後のまちづくりにおいては、すべての人にとってやさしい「ユニバーサルデザイン」の視点に基づいて、道路や施設などの生活環境の整備や、移動手段の確保に取り組みます。

第3章 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり

3-1 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり

本市の主要な機能・施設が集積する「中心拠点」においては、平成26年12月に新庁舎移転が予定されており、今後、新庁舎を中心点とした新たな人やモノ、情報の交流が発生し、さらには、行政サービス機能に関連した業種・業態の商業・業務施設の集積などが想定されます。

また、一方で、本市の課題である南北方向の交通アクセス性の向上を図るため、県道玉名立花線の整備に向けて、県との協議が進められており、この道路整備に伴う沿線における市街化の進展なども今後想定されます。

この「中心拠点」を取り巻くエリアについては、本市の玄関口である九州新幹線新玉名駅及びJR玉名駅を中心とした「交通拠点」や観光の中心地である玉名温泉街を含む「観光拠点」が隣接する形で形成されており、市民の生活を支える様々な都市機能が集積しており、長い歴史の中で文化・伝統を育みながら各種機能を培ってきた「街の顔」でもあります。

しかしながら、近年の車社会の進展やライフスタイルの変化に伴う大規模集客施設の郊外立地やロードサイド店の進出などにより、空洞化の進展やコミュニティの衰退が顕在化している状況となっております。

こうした状況を踏まえ、今後、「交通拠点」や「観光拠点」を含む「中心拠点」を取り巻くエリアにおいては、これら都市環境の変化に対応した計画的な都市づくりを目指します。

[中心商業地区]

○現玉名市役所を中心とした国道208号沿道やJR玉名駅周辺及び玉名温泉周辺の商業地域に指定されるエリアについては、計画的な都市空間形成に努め、日常的な生活圏を越えたより広範な地域を対象とした商業・業務・行政・文化などの質の高い高次都市機能の充実を図ります。また、これら高次都市機能に居住機能を加え、定住の促進及び多様な世代によるコミュニティ形成の促進により地域の活性化を図り、複合的な土地利用を展開します。

○既存の商店街については、商店街のにぎわい創出のため、安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観の形成を推進します。

[高瀬地区]

○古くから菊池川の水運を利用した港町、商人の町として発展してきた高瀬地区については、地域住民が生活しやすく、市民にとって魅力ある地区として再生するため、地域コミュニティの維持・活用や伝統・文化の維持・保全、歴史的町並みの保存・活用、安全性の確保に配慮しつつ、地域住民、関係者との協働によるまちづくりの推進に努めます。

[菊池川右岸]

○俵ころがし水際緑地から鶴の河原河川緑地までの菊池川右岸については、「高瀬地区かわまちづくり計画」として、河川管理者と地域との協働で、まちと水辺が融合した良好な空間形成を図ります。

[ＪＲ玉名駅周辺]

○ＪＲ玉名駅においては、少子・超高齢社会の到来や環境保全の必要性の高まりに配慮して、公共交通や自転車などを利用しやすい環境整備を、駅前広場などの都市施設整備と一体的に推進します。

[玉名温泉街]

○本市を代表する観光地である玉名温泉街については、観光入込客の増加に向けて、新玉名駅とのアクセス向上や来訪者が安全に安心して訪れることのできるまちづくりを目指します。

[現玉名市役所周辺]

○現玉名市役所周辺については、公共・公益施設や生活サービス施設などが集積する便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、引き続き、商業系用途地域による商業・業務・行政・文化などの高次都市機能の維持・向上を図ります。

○現玉名市役所移転後の跡地利用については、土地の有効活用を図り、活力あふれる豊かなまちづくりの形成に努めます。

[新庁舎周辺]

○新庁舎周辺においては、従来からの歴史博物館こころピア、玉名市民会館などが集積していることから、文化活動の拠点としての機能維持・向上と、庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化に向けた用途地域の指定などについて検討します。

[新庁舎周辺の農地]

○新庁舎周辺の農地については、土地利用の変化に対応した計画的なコントロールを検討します。

[新玉名駅周辺]

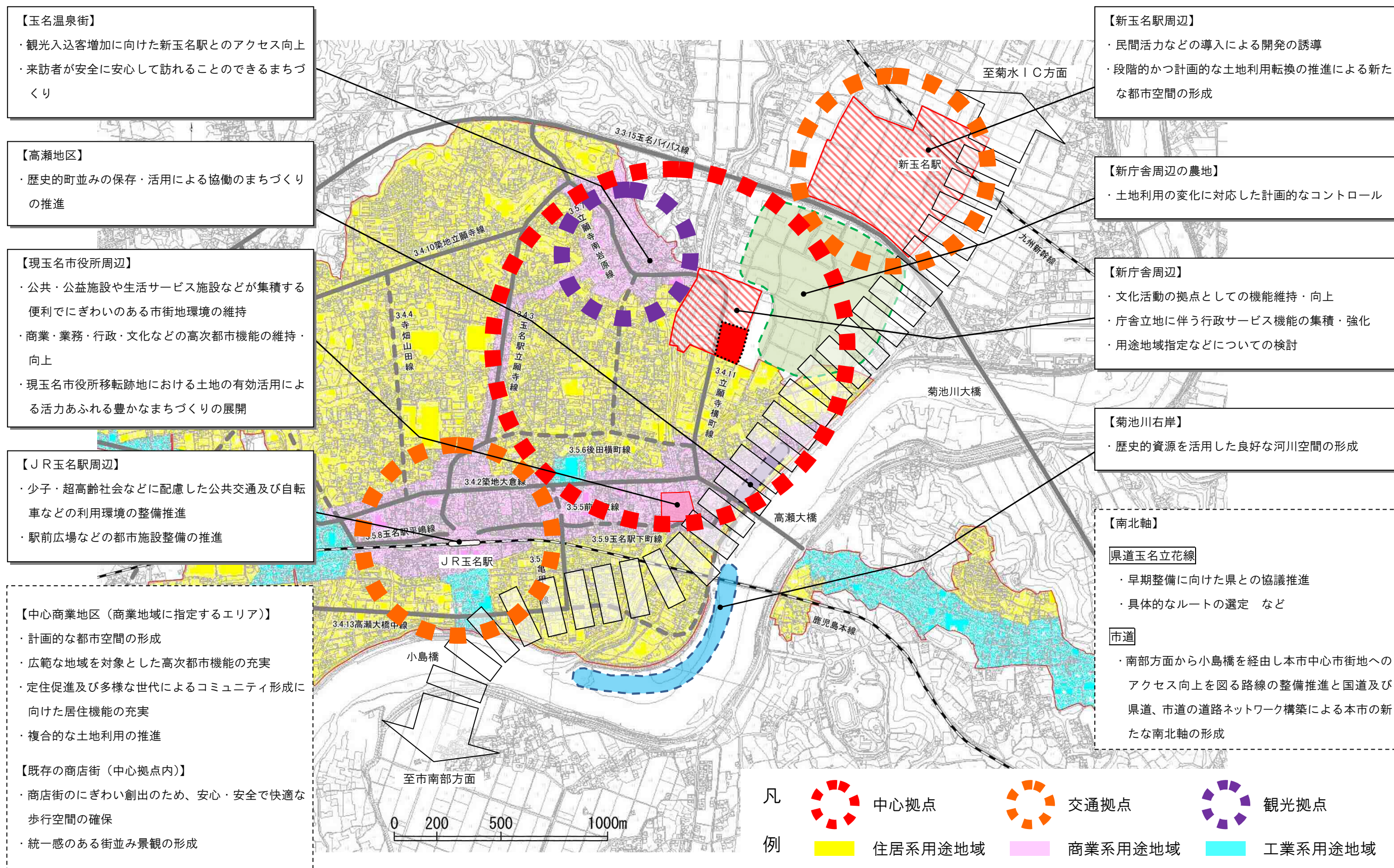
○新玉名駅周辺（新玉名駅周辺整備構想エリア 35.6ha）については、今後の都市的土地利用への転換を見据えて、初期段階として、エリア一帯の良好な環境を形成・保持するために、特定用途制限地域の指定による建築規制など、土地利用コントロール手法について検討します。

○将来的にはエリア内の開発状況や既成市街地との関連性などを踏まえながら、必要に応じて用途地域を指定するなど、段階的かつ計画的な土地利用の転換を推進し、県北の玄関口にふさわしい新たな都市空間の形成を目指します。

[南北軸]

○平成 26 年 12 月（予定）の新庁舎移転に伴う都市環境の変化に対応した周辺道路のアクセス性の向上を目指します。また、新玉名駅から新庁舎、現玉名市役所周辺、さらには市南部方面を貫く道路ネットワークの構築を図るため、県との協働による県道玉名立花線などの早期整備について検討します。

図 中心拠点を取り巻く今後のまちづくり



第Ⅲ編 地域別構想編

第1章 地域別構想

1-1 地域区分

1-1-1 地域区分

地域別構想は、本市を6つの「地域」に区分し、それぞれの地域のまちづくり方針を定めます。区分にあたっては、まちづくりのまとまりや地形地物、自然条件、土地利用、日常生活の交流条件などを考慮し、下記に示す区域に区分します。

図一地域区分図



地域名	対象小学校区	特徴（概略）
北部	月瀬 石貫 三ツ川	市北部に位置し、小岱山、そのふもとの農地など、 自然的土地利用が大半を占めるエリア である。この地域には、石貫ナギノ横穴群などの史跡が点在している。
中部	玉名町 築山 玉名	市中央部に位置し、 既成市街地及び市街地化が進んでいるエリア である。市役所をはじめとする官公庁・新庁舎予定地・新玉名駅・ＪＲ玉名駅・国道２０８号・国道２０８号バイパスなど、多くの公益施設が集積する。
西部	滑石 睦合 大野 高道 鍋	市西部に位置し、 岱明自治区を中心とした菊池川右岸のエリア 。田園地帯における農業、有明海沿岸における水産業が盛んである。ＪＲ大野下駅を有し、地域南部には国道５０１号が走る。
東部	伊倉 八嘉 小田 梅林	市東部に位置し、 地域中央部を走る国道２０８号を軸とした菊池川左岸のエリア 。田園地帯と森林地帯に大別され、桃田運動公園、伊倉商店街、ＪＲ肥後伊倉駅を有する。
南部	豊水 大浜 横島	市南部に位置し、 横島自治区を中心とした菊池川左岸のエリア 。干拓による田園地帯における施設園芸などが盛んである。地域中央を国道５０１号が走り、有明海にも面している。地域は 有明中学校区の構成地域 でもあり、つながりも深い。
南東部	玉水 小天 小天東	市南東部に位置し、 天水自治区で構成されるエリア 。金峰山系の緩やかな傾斜面を活用した果樹栽培が盛んな中山間地と田園地帯からなり、熊本市と隣接する。

1-1-2 地域別概況

(1) 各地域における現況データ

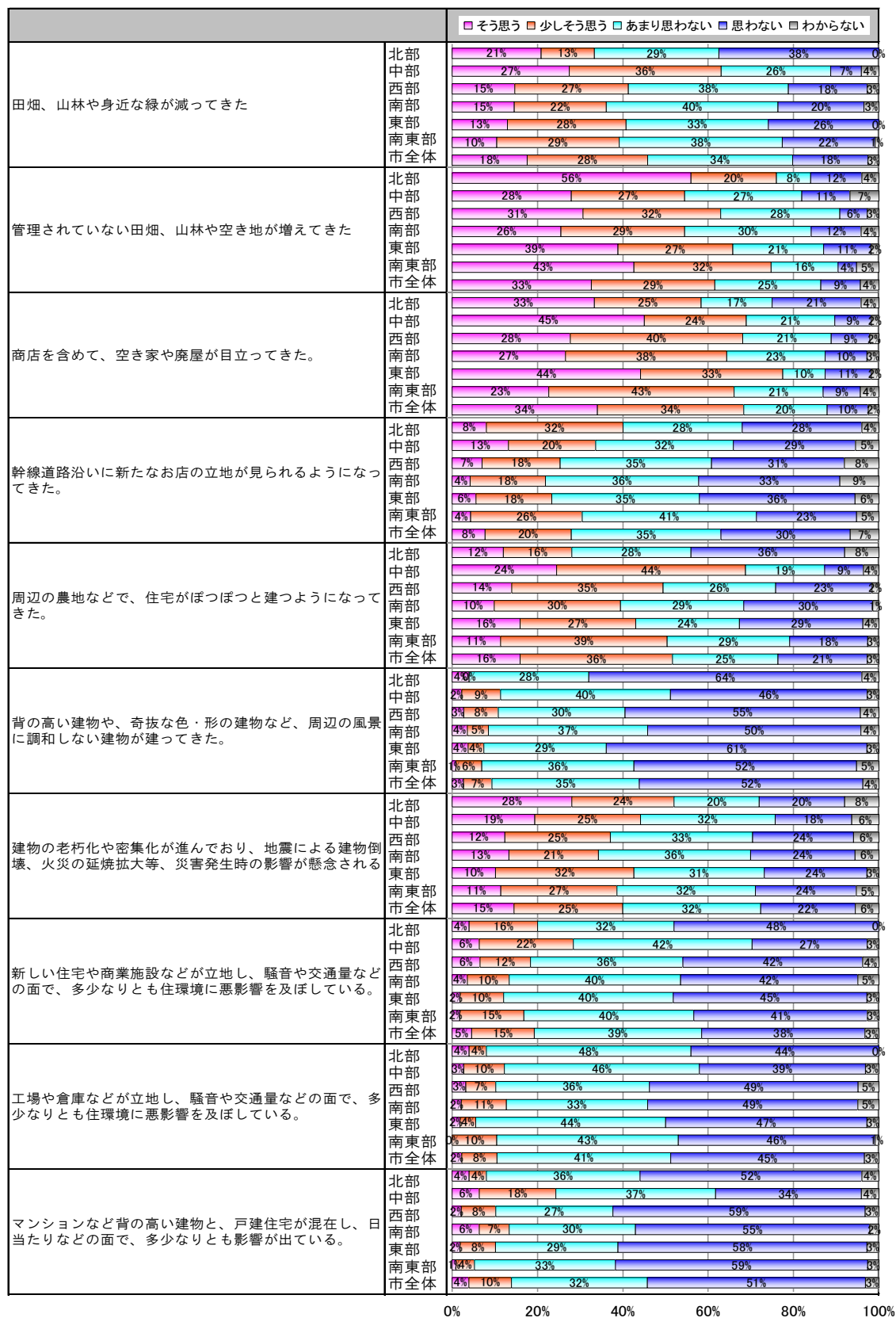
各地域における現状については以下の通りです。

表一地域別現況データ

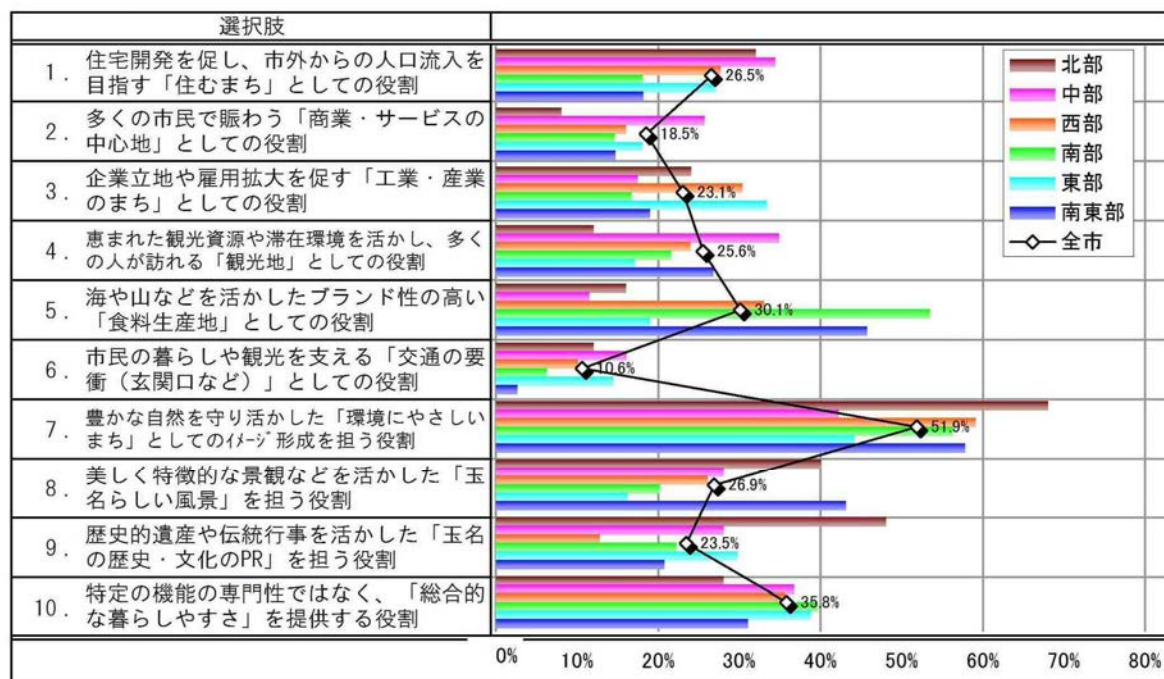
項 目		北部	中部	西部	東部	南部	南東部	市全体
地域構成 (対象小学校区)		月瀬 石貫 三ツ川	玉名町 築山 玉名	滑石 睦合 大野 高道 鍋	伊倉 八嘉 小田 梅林	豊水 大浜 横島	玉水 小天 小天東	—
人口 (人)	14歳以下	335	3,558	2,069	1,205	1,126	814	9,107
	65歳以上	798	5,259	5,163	3,241	2,875	1,986	19,322
	合 計	2,620	23,652	17,004	10,280	9,476	6,509	69,541
高齢化率(%)		30.5	22.4	30.4	31.5	30.3	30.5	27.9
世帯数(世帯)		845	9,575	5,798	3,415	2,809	1,902	24,344
面 積(ha)		2,433	2,017	2,856	2,923	2,860	2,164	15,253
人口密度 (人/ha)		1.1	11.7	6.0	3.5	3.3	3.0	4.6
産業 (%)	第1次産業	9.5	2.5	13.4	10.1	39.1	47.1	16.6
	第2次産業	31.0	25.7	32.0	31.4	21.1	14.4	26.4
	第3次産業	59.5	71.8	54.6	58.5	39.8	38.5	57.0
都市計画区域の 範囲		三ツ川地 区を除い たエリア	全エリア が都市計 画区域内	全エリア が都市計 画区域内	全エリア が都市計 画区域内	横島地区 を除いた エリア	全エリア が都市計 画区域外	—
都市計画区域 面積(ha)		1,581	2,020	2,860	2,927	1,167	0	10,555

※ 出典 H22国勢調査など

(2) 各地域における現状



(3) 各地域におけるまちづくりの基本的な考え方



（４）地域別まちづくりのテーマ・方針

本市の都市づくりの理念である「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」を達成するため、市域の６つの地域がそれぞれの地域特性を活かしつつ、役割を分担し、全体として調和のとれた発展を遂げるよう、各地域におけるまちづくりのテーマを設定します。

また、全体の都市づくりの方針である「交流、快適、安全、自立」の４つの基本方針を念頭に掲げ、各地域における基本方針別のまちづくり方針をそれぞれ設定します。

地域	各地域のまちづくりのテーマ・方針
北部	<u>やすらぎ・安心・つながりのある北部地域</u> ◆ 豊かな自然を守り活かした環境にやさしいまちづくり（交流） ◆ 豊かな自然環境に囲まれたやすらぎのあるまちづくり（快適） ◆ みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全） ◆ 歴史的資源や自然的資源の活用によるつながりのあるまちづくり（自立）
中部	<u>自然と調和する 便利で活気あふれる中部地域</u> ◆ 「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい交流活動の展開（交流） ◆ 本市中心部としてふさわしい都市機能の維持・向上と良好な市街地の形成による住み続けたいまちづくり（快適） ◆ 本市の中核を担う地域としての防災まちづくりの推進（安全） ◆ 地域固有の歴史・文化と福祉の要素を取り入れた、地域が元気になるまちづくり（自立）
西部	<u>地域資源に包まれ つながりが強い西部地域</u> ◆ 地域資源（祭り、海、山、並木）を見つめ直し、活用したまちづくり（交流） ◆ 豊かな地域資源に包まれた、潮風とみどり薫る暮らしやすいまちづくり（快適） ◆ みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全） ◆ 地域のまとまりが強く、地域みんなで元気になるまちづくり（自立）
東部	<u>自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域</u> ◆ 森の緑と川に囲まれた田園環境のうるおいが残る人が集うまちづくり（交流） ◆ 豊かな自然と歴史を身近に感じることができ暮らしやすいまちづくり（快適） ◆ みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全） ◆ 誰もが安心して生活できる地域のつながりを大切にしたいまちづくり（自立）
南部	<u>自然と共生した 歴史・文化を感じる南部地域</u> ◆ 自然環境の保全と地域資源としての活用による豊かな自然と共生したまちづくり（交流） ◆ 豊かな田園風景に囲まれたゆとりと潤いのある住み続けたいまちづくり（快適） ◆ みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全） ◆ 歴史・文化が感じられる地域が元気になるまちづくり（自立）
南東部	<u>自然と文化に包まれ 交流といやしのある南東部地域</u> ◆ 地域資源を活用した地域住民、市民、来訪者による交流のまちづくり（交流） ◆ 豊かな自然と文化に包まれた、ゆとりと潤いのある住み続けたいまちづくり（快適） ◆ みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全） ◆ 誰もが安心して生活できる、地域みんなで元気になるまちづくり（自立）

1-2 地域別構想

1-2-1 北部地域 ※対象小学校区：月瀬、石貫、三ツ川

(1) 概況 ※ ○○については、本文下に写真を掲載

- 南関町、和水町と隣接する市北部に位置し、小岱山や菊池川、繁根本川などの自然的資源に恵まれたエリアである。
- 地域の大半を山林や田畑が占めており、谷あいを走る地域の主要な動線である県道玉名八女線沿道に主に集落が形成されている。
- 本地域には、熊本県や近隣2市10町（当時）の財政支援などにより誕生した公設民営の九州看護福祉大学が立地しており、本市との包括協定も締結され、今後、さらなる連携・協力が期待される。
- 地域北側の三ツ川地区を除き、都市計画区域が指定されているが、用途地域は未指定である。また、小岱山一帯は県立自然公園に指定されている。
- 平成22年の人口は2,620人、人口密度は1.1人/ha（市全体4.6人/ha）と6地域の中で最も低い地域である。また、高齢化率は31%と市全体（28%）に比べてやや高い状況にある。
- 第2次産業や第3次産業人口の割合が市全体よりもやや高い。
- 近年の市街化動向は、都市計画区域内での新築動向が都市計画区域外よりも活発であり、農業用倉庫、畜舎などが主な用途である。
- 地域内の小岱山麓には、古墳時代に造られた横穴墓が数多く所在する。その中でも、内部や入口に彩色や浮き彫り、線刻などの方法で文様が描かれた「石貫ナギノ横穴群」及び「石貫穴観音横穴」が著名であり、国の史跡に指定されている。その他にも、小岱山麓には古代から中世にかけて栄えたとされる「六反製鉄跡」や室町時代に菊池氏によって勧請された「廣福寺」をはじめ、寺社や山城など数多くの歴史的資源が点在している。



小岱山



菊池川



九州看護福祉大学



石貫ナギノ横穴群



六反製鉄跡

写真一 北部地域の地域資源

（２）本地域における主要課題

○豊かな自然環境の保全・活用（「交流」に関する課題）

…小岱山に連なる丘陵地をはじめとした自然的要素を市民の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

○豊かな自然環境に囲まれた居住地としての快適性の維持（「快適」に関する課題）

※快適な住環境の維持（「快適」に関する課題）

…県道玉名八女線沿道の集落においては、豊かな自然環境に囲まれた、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

○安全で安心できる暮らしの実現（「安全」に関する課題）

…繁根木川流域における浸水被害、小岱山に連なる丘陵地における土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

○地域資源の活用による地域コミュニティの維持・向上（「自立」に関する課題）

…地域内に点在する数多くの歴史的資源を後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。また、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

（３）基本的な考え方・テーマ

北部地域のまちづくりのテーマ

やすらぎ・安心・つながりのある北部地域

（４）地域まちづくりの方針と主要な施策

※ ○○は市民ワークショップ意見反映箇所

※ 【重点施策】は市民ワークショップ及び庁内ワーキングにおける重点施策に位置づけられた施策・取り組み

①豊かな自然を守り活かした環境にやさしいまちづくり

○かけがえのない豊かな自然を市民・地域の財産として後世に残します。

➤不法投棄の監視徹底【重点施策】

➤小岱山に連なる丘陵地における公益的機能（貯水機能、景観保全、生態系維持など）の維持・向上

➤里山環境の保全に向けた維持・管理の取り組み検討

➤営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援の実施

○地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進を図ります。

- 本市の環境軸である菊池川や、繁根木川におけるウォーキングコースなどの整備
- 小岱山登山ルートの再整備並びに誘導サイン・案内サインなどの設置

②豊かな自然環境に囲まれたやすらぎのあるまちづくり

○豊かな自然環境との共生による住環境づくりを展開します。

- 空家・空地の解消及び活用に向けた取り組みの実施【重点施策】
- 情報通信環境（インターネットなど）の改善（三ツ川地区・石貫地区）【重点施策】
- 住環境の整備・改善（個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備）

○適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和を図ります。

- 既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地の誘導

③みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり

○自然災害から地域住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進に努めます。

- 繁根木川などにおける河川改修の推進
- 土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進

④歴史的資源や自然的資源の活用によるつながりのあるまちづくり

○日常の豊かな暮らしを実現するため、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持を図ります。

- 地域農産物などを活かした地域住民と来訪者との交流の場・機会づくりの推進【重点施策】
- 地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援実施

○地域に根付いた伝統文化を後世に継承するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティ活動の継続を支援します。

- 公民館・集会所、学校施設などの既存施設を活用した活動拠点の形成【重点施策】

○九州看護福祉大学と地域の連携による地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

- 九州看護福祉大学の学校施設活用などによる地域活動の充実・強化
- 地域まちづくり団体と学生との協働活動の実施並びに大学における市民講座の開催などによる地域と大学との連携によるまちづくりの推進

図一 北部地域まちづくり方針図

やすらぎ・安心・つながりのある北部地域

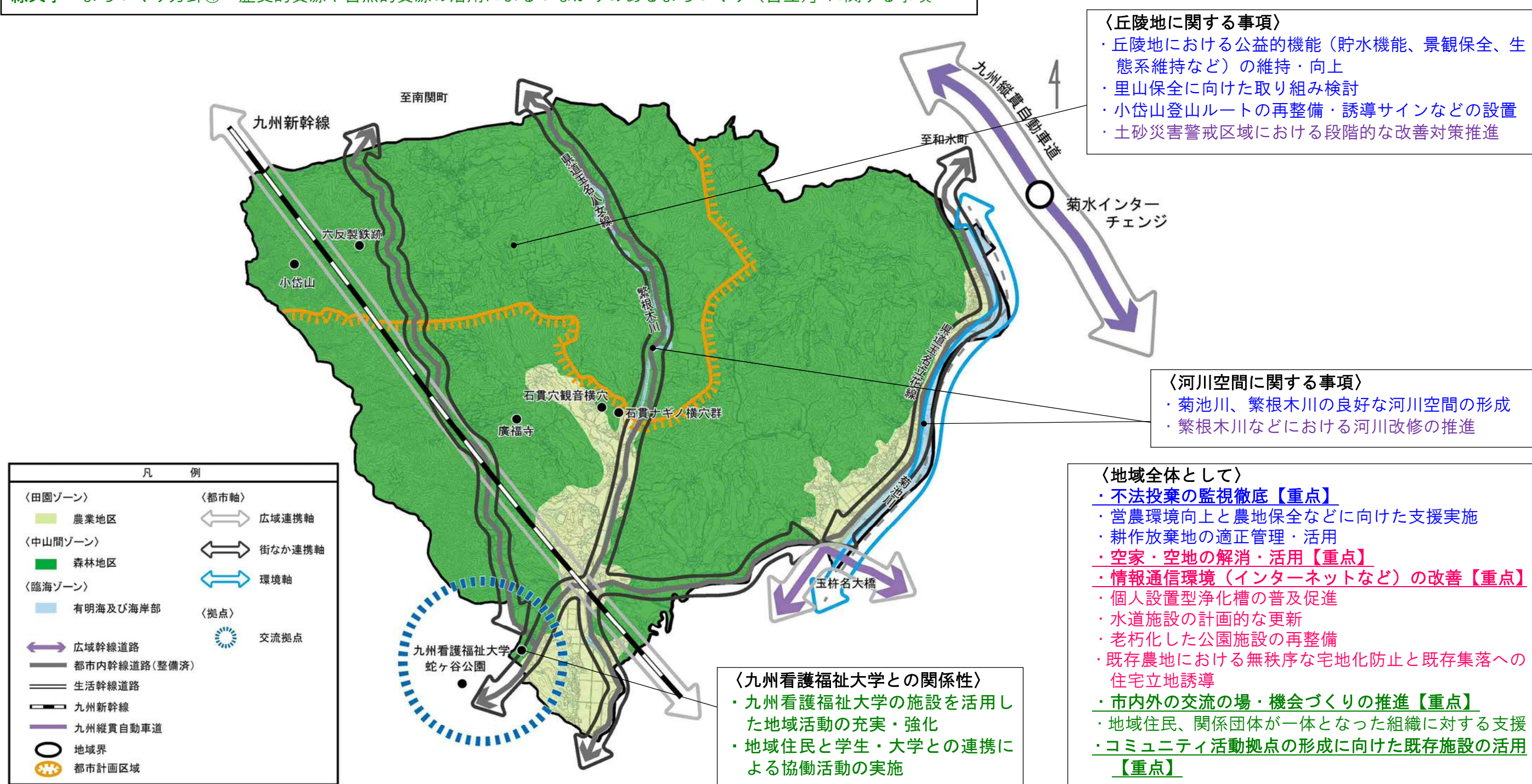
《凡 例》

青文字：まちづくり方針①「豊かな自然を守り活かした環境にやさしいまちづくり（交流）」に関する事項

赤文字：まちづくり方針②「豊かな自然環境に囲まれたやすらぎのあるまちづくり（快適）」に関する事項

紫文字：まちづくり方針③「みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全）」に関する事項

緑文字：まちづくり方針④「歴史的資源や自然的資源の活用によるつながりのあるまちづくり（自立）」に関する事項



1-2-2 中部地域 ※対象小学校区：玉名町、築山、玉名

(1) 概況 ※ ○○については、本文下及び次頁に写真を掲載

- 市中央部に位置し、地域北側を除いた地区全般において、市街化が進んでいるエリアである。地域の主要な幹線道路としては、国道 208 号と国道 208 号玉名バイパスが横断している。また、市役所をはじめとする官公庁施設、玉名中央病院などの医療・福祉施設、観光拠点である玉名温泉、交流拠点である蛇ヶ谷公園、交通拠点である新玉名駅及びＪＲ玉名駅、商業・業務施設、教育施設など、本市の主要な都市機能が集積している。
- 近年では、九州新幹線の全線開業に伴う新玉名駅周辺整備や、新庁舎移転に伴う新たな市街地整備などが計画・実施されている。
- 地域の全てが都市計画区域であり、中心拠点の市街地に用途地域が指定されている。
- 平成 22 年の人口は 23,652 人、人口密度は 11.7 人/ha（市全体 4.6 人/ha）と 6 地域区域の中で最も多い地域である。また、高齢化率は 22%（市全体 28%）と 6 地域の中で最も低い状況にある。
- 第 3 次産業人口の割合は 72%と 6 地域の中で最も高い状況にある。
- 近年の市街化動向は、用途地域内において住宅・商業系、用途地域外では住宅系の新築動向が多く見られる。
- 地域内には、本市の観光拠点である「玉名温泉」を有し、多くの旅館や温泉施設がある。また、温泉街の中心にある「立願寺しらさぎの足湯」では、無料で足湯が楽しめ、また、夜にはライトアップされ幻想的な雰囲気が感じられる空間となっている。
- 地域内の菊池川沿岸にある国の登録記念物である「ハゼ並木」は、秋に美しく紅葉し市民に親しまれている。また、北部地域と隣接する玉名地区では、大坊古墳、永安寺東・西古墳が装飾古墳として代表的であり、国の史跡に指定されている。高瀬地区は、古くから菊池川の水運を利用した港町、商人の町として発展しており、南北朝時代は菊池氏、戦国時代は大友氏などの勢力下で海外貿易の拠点としても重要な地点であった。江戸時代には、藩の五カ町（熊本、八代、川尻、高瀬、高橋）にも数えられ、肥後北部の拠点として成長した。今日にも昔からある商店が立ち並び、歴史の重みが感じられる町並みを形成している。
- 北部地域に立地し、本市と包括協定を締結している「九州看護福祉大学」は、本地域との結びつきが非常に深くとともに、地域に開かれた交流拠点の一つとして、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくりなど様々な分野でのさらなる相互協力・連携が期待されている。



玉名温泉



蛇ヶ谷公園



新玉名駅



ハゼ並木



高瀬地区



国道 208 号玉名バイパス

写真一 中部地域の地域資源

（２）本地域における課題

○交流拠点都市の中心部としての拠点性向上（「交流」に関する課題）

…「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部として、また、本市の中心拠点として、多くの来訪者・来街者を受け止める受け皿づくりや、本市全体での交流促進を図るためのソフト・ハード対応を図る必要があります。

○利便性の高い快適な市街地環境の形成（「快適」に関する課題）

…本地域の市街地は、公共・公益サービス、商業・業務サービス、情報発信などの各種機能の維持・集積を図る中心拠点として、さらには、本市における計画的な住宅市街地形成を重点的に進める地区として、さらなる市街地の整備・改善に努める必要があります。

○本市の中核を担う市街地としての防災性向上（「安全」に関する課題）

…大規模災害を想定し、防災拠点の機能を併せ持つ本市の中核を担う地域として、防災機能の向上に努めるとともに、中心拠点～市内各所間のアクセス確保、に努める必要があります。また、地域内の繁根木川流域における浸水被害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

○地域資源の活用による地域コミュニティの維持・向上（「自立」に関する課題）

…地域住民と関係団体による連携や、市民と行政との連携により、地域コミュニティを維持する必要があります。

（３）基本的な考え方・テーマ

中部地域のまちづくりのテーマ

自然と調和する 便利で活気あふれる中部地域

(4) 地域まちづくりの方針と主要な施策

※ ○○は市民ワークショップ意見反映箇所

※ **【重点施策】**は市民ワークショップ及び庁内ワーキングにおける重点施策に位置づけられた施策・取り組み

①「県北地域の発展を主導する交流拠点都市」の中心部としてふさわしい交流活動の展開

- | | |
|--|--|
| <p>○かけがえのない豊かな自然を市民・地域の財産として後世に残します。</p> <p>○本市の交流拠点として、市民の健康推進や地域コミュニティの活性化に寄与するよう施設の充実を図ります。</p> <p>○本市の主要な機能・施設が集積する地域として、市民・来訪者による活発な交流活動の場づくりに努めます。</p> <p>○本市の観光拠点として、来訪者・観光客との交流の場づくりに努めます。</p> | <p>➤小岱山に連なる丘陵地における公益的機能（貯水機能、景観保全、生態系維持など）の維持・向上</p> <p>➤不法投棄の監視徹底</p> <p>➤蛇ヶ谷公園の計画的な整備・改善【重点施策】</p> <p>➤現玉名市役所周辺における利便性の高いにぎわいのある市街地の形成【重点施策】</p> <p>➤「新玉名駅周辺地域等整備基本計画」に基づく各種機能の立地誘導【重点施策】</p> <p>➤本市の環境軸である菊池川や、繁根木川における河川空間とまち空間の融合が図られた良好な空間形成及びイベント会場としての活用【重点施策】</p> <p>➤JR玉名駅周辺におけるユニバーサルデザインに配慮した交通結節機能の向上【重点施策】</p> <p>➤境川の計画的な整備推進及びより良い河川環境の向上</p> <p>➤大規模空閑地における土地の有効活用</p> <p>➤新庁舎周辺における歴史博物館こころピア、玉名市民会館などの文化施設の機能維持の検討</p> <p>➤庁舎立地に伴う行政サービス機能の集積・強化</p> <p>➤既存商店街における快適な歩行空間の確保や統一感のある街並み景観形成に対する支援実施</p> <p>➤玉名温泉街の集客増加に向けた各種取り組みの実施【重点施策】</p> <p>➤各種団体が連携した集客事業の展開（観光・温泉マップの統合及び拡充など）</p> |
|--|--|

②本市中心部としてふさわしい都市機能の維持・向上と良好な市街地の形成による住み続けたいまちづくり

- | | |
|---|--|
| <p>○適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和を図ります。</p> | <p>➤無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導並びに居住環境の質的向上</p> <p>➤営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援の実施</p> |
|---|--|

○誰もがいきいきと生活できる快適な住環境づくりに努めます。

- 県道玉名立花線整備に向けた県との協働による検討の実施
- 「玉名市公営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の建設や老朽化が著しい既設公営住宅などの改修
- 国道 208 号高瀬大橋交差点における渋滞解消対策の検討
- 住環境の整備・改善（公共下水道の整備推進、雨水管路の整備推進、個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備）
- 空家・空地の解消及び活用に向けた取り組みの実施

○誰もが安心・快活に暮らし続けることができる福祉のまちづくりを進めます。

- **福祉施策との連携による誰もが安心して暮らせる住宅施策の展開【重点施策】**

③本市の中核を担う地域としての防災まちづくりの推進

○本市の中核を担う地域として、「安心安全都市 玉名」の実現に向けた防災まちづくりの推進に努めます。

- 高齢者や観光客などの歩行者が多い地域などにおける「人」の視点に立った交通安全対策の推進
- 大規模地震の発生に備えた建築物の耐震化、耐火・不燃化並びに老朽密集市街地の環境改善の促進
- 避難所や医療機関などへの緊急輸送道路（通行機能）確保の推進

④地域固有の歴史・文化と福祉の要素を取り入れた、地域が元気になるまちづくり

○日常の豊かな暮らしを実現するため、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持を図ります。

- 地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援実施

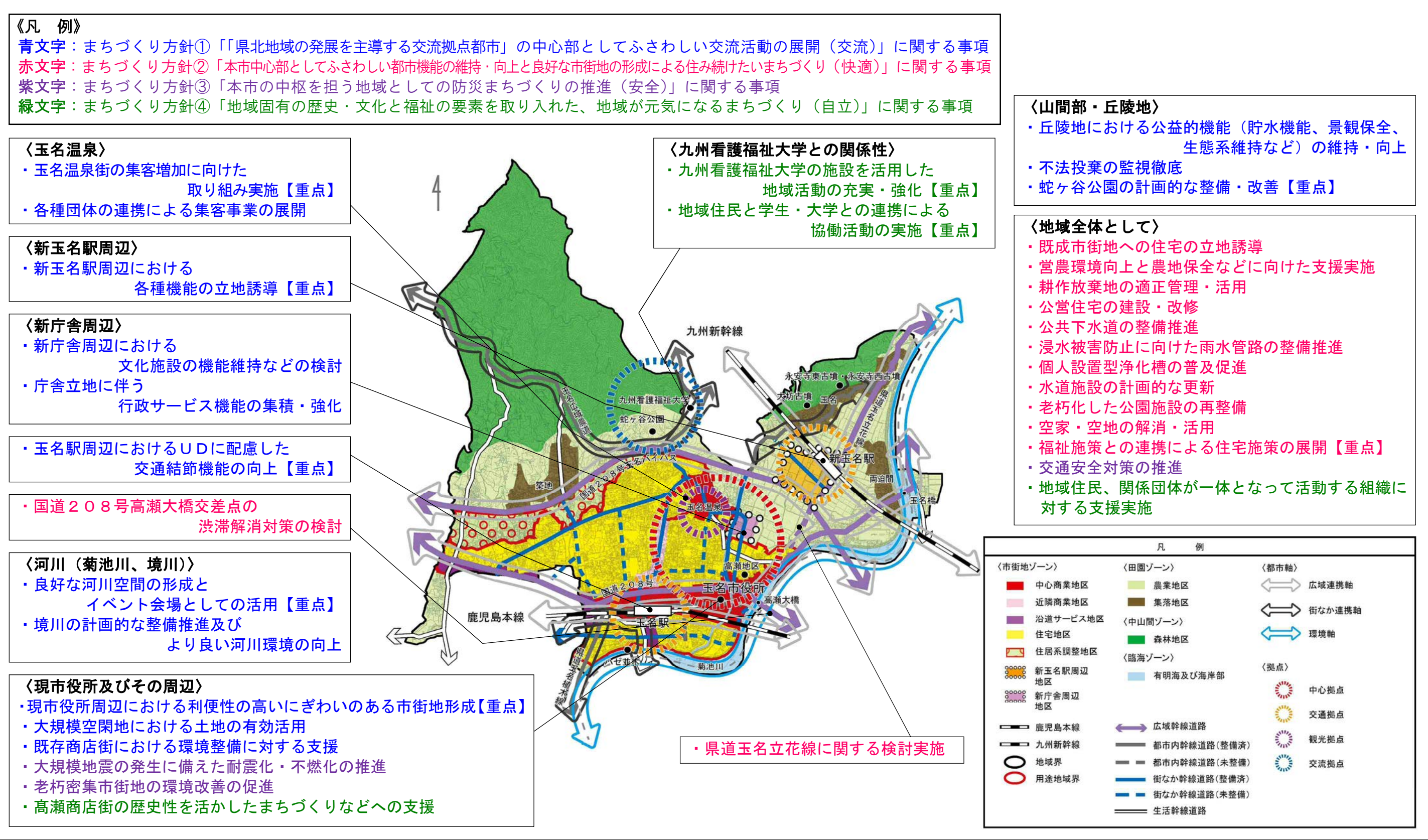
○地域に根付いた伝統文化を後世に継承するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティ活動の継続を支援します。

- 高瀬商店街における地域の伝統、まつり、コミュニティなどの特性を取り入れた空間の形成や集客事業の展開及び情報発信に対する支援の実施

○九州看護福祉大学と地域の連携による地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

- **九州看護福祉大学の学校施設活用などによる地域活動の充実・強化【重点施策】**
- 地域まちづくり団体と学生との協働活動の実施並びに大学における市民講座の開催などによる地域と大学との連携によるまちづくりの推進【重点施策】

図一 中部地域まちづくり方針図 **自然と調和する 便利で活気あふれる中部地域**



1-2-3 西部地域 ※対象小学校区：滑石、睦合、大野、高道、鍋

(1) 概況 ※ ○○については、本文下に写真を掲載

- 市西部の荒尾市、長洲町との隣接部、有明海沿岸部に位置し、岱明自治区を中心とした菊池川右岸のエリアである。岱明支所を中心に、地域の主要な動線である国道 501 号沿道及び県道長洲岱明線沿道に市街地が形成されているが、地域の大半は田畑などの田園地帯が広がる自然に恵まれた地域である。
- 地域の中央部を東西方向に走る J R 鹿児島本線には、J R 大野下駅が立地しており、人が集まる地域コミュニティの場としても活用されている。
- 地域南側の有明海沿岸部には、交流拠点である松原海水浴場を有している。
- 平成 22 年の人口は 17,004 人、人口密度は 6.0 人/ha と市全体 (4.6 人/ha) に比べてやや高い状況にある。また、高齢化率は 30% と市全体 (28%) に比べてやや高い状況にある。
- 第 2 次産業人口の割合は 32% と 6 地域の中で最も高く、また、田園地帯における農業、有明海沿岸部における水産業といった第 1 次産業も盛んな地域である。
- 地域の全てが都市計画区域であり、生活拠点の市街地に用途地域が指定されている。
- 用途地域内とその周辺に都市計画道路が配置されている。国道 501 号と国道 208 号を直線的に結ぶ都市計画道路岱明玉名線については、平成 30 年度の供用開始を目指し、整備を進めている。都市公園は用途地域外に多い。上水道については、地域のほぼ全域で普及している。下水道などについては、睦合地区、大野地区、鍋地区、高道地区で公共下水道による整備が進められており、滑石地区は計画区域外のため、個人設置型浄化槽による整備が進められている。
- 近年の市街化動向は、用途地域外の方が用途地域内に比べて活発であり、住宅・商業系の新築動向が多く見られる。
- 地域内には、国登録記念物である菊池川のハゼ並木や国指定天然記念物の「大野下の大ソテツ」、加藤清正公の土木遺構である「行末塘」、農業用水確保のために整備された「浮田池」、開田宮崎八幡宮、滑石諏訪神社といった寺社や菊池川河口部における「晒の港」など、数多くの地域資源が点在している。



岱明支所



J R 大野下駅



松原海水浴場



都市計画道路岱明玉名線



浮田池

写真一 西部地域の地域資源

(2) 本地域における課題

○地域資源の活用による新たなにぎわいの創出（「交流」に関する課題）

…地域内に点在する数々の歴史的資源や豊かな自然環境などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

○市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持（「快適」に関する課題）

…岱明支所を中心とした市街地においては、本市西部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

○安全で安心できる暮らしの実現（「安全」に関する課題）

…境川流域における浸水被害や有明海沿岸部の高潮被害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

○伝統文化の継承による地域コミュニティの維持・向上（「自立」に関する課題）

…神事や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

(3) 基本的な考え方・テーマ

西部地域のまちづくりのテーマ

地域資源に包まれ つながりが強い西部地域

(4) 地域まちづくりの方針と主要な施策

※ ○○は市民ワークショップ意見反映箇所

※ 【重点施策】は市民ワークショップ及び庁内ワーキングにおける重点施策に位置づけられた施策・取り組み

①地域資源(祭り、海、山、並木)を見つめ直し、活用したまちづくり

○かけがえのない豊かな自然を市民・地域の財産として後世に残します。

- 小岱山に連なる丘陵地における公益的機能（貯水機能、景観保全、生態系維持など）の維持・向上
- 営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援の実施
- 不法投棄の監視徹底

○本市の交流拠点として、市民の健康推進や地域コミュニティの活性化に寄与するよう施設の充実を図ります。

○地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進を図ります。

➤ 松原海水浴場における交流拠点としての機能維持並びに利用増進に向けた整備などの検討【重点施策】

➤ 岱明中央公園グラウンドの機能の充実
➤ 浮田池周辺における交流拠点としての利用促進に向けた検討の実施

➤ 有明海の水質保全と海岸線の保全・活用に向けた環境勉強会などの開催【重点施策】

➤ 地元農水産物などを活用した生産から加工、販売までを実施する事業者に対する支援実施
➤ 地域主体による地域資源マップ（施設、イベントなど）の作成や各種観光施設（開田ほたるの里、日嶽、松原海岸など）の改善、イベントバスの運行、誘導サイン・案内サインの設置などによる交流促進活動の支援

②豊かな地域資源に包まれた、潮風とみどり薫る暮らしやすいまちづくり

○誰もがいきいきと生活できる快適な住環境づくりに努めます。

○適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和を図ります。

○誰もが安心・快活に暮らし続けることができる福祉のまちづくりを進めます。

➤ 本地域と本市中心市街地（国道208号）へのアクセス路線である都市計画道路岱明玉名線の整備推進【重点施策】

➤ 住環境の整備・改善（「公共下水道の整備推進、個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備」）
➤ 国道208号玉名バイパスの流入箇所における渋滞解消対策の検討
➤ 有明海沿岸道路（Ⅱ期、熊本市～大牟田市間）の候補路線から計画路線への格上げを要望する活動の継続実施
➤ 空家・空地の解消及び活用に向けた取り組みの実施
➤ 「花の都 玉名」づくりを活かした国道501号の沿道景観整備の検討

➤ 既存農地における無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導

➤ 路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通（コミュニティバス・乗合タクシーなど）の導入検討・展開【重点施策】

③みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり

- 自然災害から地域住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進に努めます。
- 滑石地区などの住宅密集地における生活道路の整備を視野に入れた交通安全対策の推進【重点施策】
- 生活道路における事故抑止対策の実施【重点施策】
- ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策の推進
- 岱明中央公園グラウンドにおける広域避難場所としての機能充実
- 地域住民が参加しやすい工夫を凝らした防災訓練の実施

④地域のまとまりが強く、地域みんなで元気になるまちづくり

- 日常の豊かな暮らしを実現するため、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持を図ります。
- 地域主体による伝統行事や自主活動（滑石地区ふれあいデー、地区対抗スポーツイベントなど）の開催に対する支援
- 地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援実施
- 地域ネットワーク及び個々の団体などの活動促進に向けた公民館・集会所、学校施設などの既存施設を活用した活動拠点の形成

《凡 例》

赤文字：まちづくり方針②「豊かな地域資源に包まれた、潮風とみどり薫る暮らしやすいまちづくり（快適）」に関する事項

紫文字：まちづくり方針③「みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全）」に関する事項

緑文字：まちづくり方針④「地域のまとまりが強く、地域みんなで元気になるまちづくり（自立）」に関する事項

〈地域全体として〉

・ 営農環境向上と農地保全・活用に向けた支援実施

- ・耕作放棄地の適正管理・活用
- ・地元農水産物の活用に対する支援実施
- ・イベントバス運行や誘導サイン設置などの
交流促進活動への支援

- ・ 公共下水道の整備推進
- ・ 個人設置型浄化槽の普及促進
- ・ 水道施設の計画的な更新
- ・ 老朽化した公園施設の再整備
- ・ 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の延伸整備の要望
- ・ 空家・空地の解消・活用
- ・ 既成市街地への住宅の立地誘導
- ・ 地域密着型の公共交通の

導入検討・展開【重点】

- ・滑石地区における交通安全対策の推進【重点】
- ・生活道路での事故抑止対策の実施【重点】
- ・ハード・ソフト一体となった

津波・高潮対策の推進

- ・地域住民が参加しやすい防災訓練の実施

- ・地域主体の伝統行事や

自主活動開催に対する支援

- ・地域住民、関係団体が一体となって活動する組織に対する支援実施

・コミュニティ活動拠点の形成に向けた既存施設の活用

- ・浮田池周辺の利用促進に向けた検討

- ・ 国道 208 号玉名バイパス流入箇所における
渋滞解消対策の検討

- ・ 岱明中央公園グラウンドの機能の充実

・都市計画道路岱明玉名線の整備推進【重点】

- ・松原海水浴場の利用増進に向けた整備の検討【重点】

- ・有明海の水質保全と海岸線の保全・活用に向けた勉強会開催【重点】

- ・「花の都 玉名」づくりを活かした
国道 501 号の沿道景観整備の検討

凡 例		
〈市街地ゾーン〉  近隣商業地区  商業系調整地区  住宅地区  住居系調整地区 〈臨海ゾーン〉  有明海及び海岸部	〈田園ゾーン〉  農業地区  集落地区 〈中山間ゾーン〉  森林地区	〈都市軸〉  広域連携軸  街なか連携軸  環境軸 〈拠点〉  地域拠点  交流拠点
 鹿児島本線  地域界  用途地域界	 広域幹線道路  都市内幹線道路(整備済)  都市内幹線道路(未整備)  街なか幹線道路(整備済)  街なか幹線道路(未整備)  生活幹線道路	

- ・丘陵地における公益的機能（貯水機能、景観保全、生態系維持など）の維持・向上
- ・不法投棄の監視徹底などによる自然環境の保護



1-2-4 東部地域 ※対象小学校区：伊倉、八嘉、小田、梅林

(1) 概況 ※ ○○については、本文下に写真を掲載

- 玉東町、和水町と隣接する市東部に位置し、菊池川をはじめ地域を構成する山々や田畑を中心とした農地などの自然的資源に恵まれたエリアである。
- 本地域の主要な動線である国道 208 号沿道や県道熊本玉名線沿道に市街地や集落が形成され、中央部を東西方向に走る J R 鹿児島本線にはJ R 肥後伊倉駅が立地する。
- 地域の全てが都市計画区域であり、地域中央を通る国道 208 号線沿道の市街地に用途地域が指定されている。
- 地域内に都市計画道路は配置されていない。都市公園は、交流拠点である桃田運動公園（総合公園）が整備されている。上水道については、山間部を除き、ほぼ地域全般において整備されているが、下水道などについては、計画区域外であるため、個人設置型浄化槽による整備が進められている。
- 平成 22 年の人口は 10,280 人、人口密度は 3.5 人/ha と市全体（4.6 人/ha）に比べてやや低い状況にある。また、高齢化率は 32%（市全体 28%）と 6 地域の中で最も高い地域である。
- 第 2 次産業や第 3 次産業人口の割合が市全体よりもやや高い。
- 近年の市街化動向は、用途地域外の方が用途地域内に比べて活発であり、住宅系の新築動向が多く見られる。
- 地域内には、梅林天満宮が所在し、江戸時代に建築された本殿・拝殿・楼門・鳥居が国の登録文化財となっている。伊倉地区は、中世において、高瀬地区とともに海外貿易港として発展し、伊倉北・南八幡宮といった寺社や、数多くの歴史的資源が点在している。



菊池川



J R 肥後伊倉駅



桃田運動公園



梅林天満宮



伊倉地区（伊倉ふれあい仁○加館）

写真一 東部地域の地域資源

（２）本地域における課題

○地域資源の継承と新たなにぎわいの創出（「交流」に関する課題）

…地域内に点在する数々の歴史的資源などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

○市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持（「快適」に関する課題）

…国道 208 号沿道や県道熊本玉名線沿道の市街地においては、地域住民の生活利便サービス機能の維持・向上を図るとともに、既存集落においては、空地・空家（廃屋）の増加や人口減少・高齢化に対応した、落ち着いたある快適な住環境を維持する必要があります。

○安全で安心できる暮らしの実現（「安全」に関する課題）

…木葉川流域における浸水被害、木葉山に連なる丘陵地における土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

○伝統文化の継承による地域コミュニティの維持・向上（「自立」に関する課題）

…地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

（３）基本的な考え方・テーマ

東部地域のまちづくりのテーマ

自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域

（４）地域まちづくりの方針と主要な施策

※ ○○は市民ワークショップ意見反映箇所

※ 【重点施策】は市民ワークショップ及び庁内ワーキングにおける重点施策に位置づけられた施策・取り組み

①森の緑と川に囲まれた田園環境のうろおいが残る人が集うまちづくり

○かけがえのない豊かな自然を市民・地域の財産として後世に残します。

○本市の交流拠点として、市民の健康推進や地域コミュニティの活性化に寄与するよう施設の充実を図ります。

➤ 営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援の実施【重点施策】

➤ 丘陵地における公益的機能（貯水機能、景観保全、生態系維持など）の維持・向上
➤ 不法投棄の監視徹底

➤ 桃田運動公園の利便性の向上及び機能の充実

○地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進を図ります。

➤ 地域主体による地域資源（梅林天満宮、伊倉南北両八幡宮、伊倉仁○加館など）をめぐりコースの設定・紹介、農家民泊・農業体験の企画・運営並びに各種イベントの開催などといった地域資源の活用による交流促進活動に対する支援【重点施策】

➤ 本市の環境軸である菊池川における地域の景観、歴史、文化などを活かした河川空間とまち空間の融合による良好な河川空間の形成（遊歩道、ウォーキングコースの設定）

➤ 集落内に点在する歴史的建造物（梅林天満宮、伊倉南北両八幡宮など）や伊倉仁○加・神楽をはじめとした伝統芸能などの保全・継承並びに観光・交流資源としての活用

②豊かな自然と歴史を身近に感じることができる暮らしやすいまちづくり

○誰もがいきいきと生活できる快適な住環境づくりに努めます。

➤ 国道 208 号高瀬大橋交差点における渋滞解消対策の検討

➤ 住環境の整備・改善（個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備）

➤ 空家・空地の解消及び活用に向けた取り組みの実施

➤ 山間部の集落地などにおける広場などの整備

○適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和を図ります。

➤ 無秩序な宅地化の防止と既成市街地への住宅立地の誘導

○誰もが安心・快活に暮らし続けることができる福祉のまちづくりを進めます。

➤ 超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に向けた賃貸住宅の立地誘導【重点施策】

➤ 高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策の推進【重点施策】

③みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり

○自然災害から地域住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進に努めます。

➤ 土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進

➤ 桃田運動公園における広域避難場所としての機能充実

➤ 通学路などの生活道路における事故抑止対策の実施

④誰もが安心して生活できる地域のつながりを大切にしまちづくり

- 日常の豊かな暮らしを実現するため、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持を図ります。
- 将来の地域を担う若手後継者の組織化に向けた取り組みの実施【重点施策】
- 地域住民や関係団体が一体となって活動する組織に対する支援実施
- 地域に根付いた伝統文化を後世に継承するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティ活動の継続を支援します。
- 地域主体による伝統行事や自主活動（花いっぱい運動、里山づくり、ビオトープづくりなど）の開催を支援【重点施策】
- 既存商店街における商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成並びににぎわい再生・創出に向けたイベント開催（夜市の企画・運営など）支援の実施

図一 東部地域まちづくり方針図

自然と歴史を感じ 安心して生活ができる東部地域

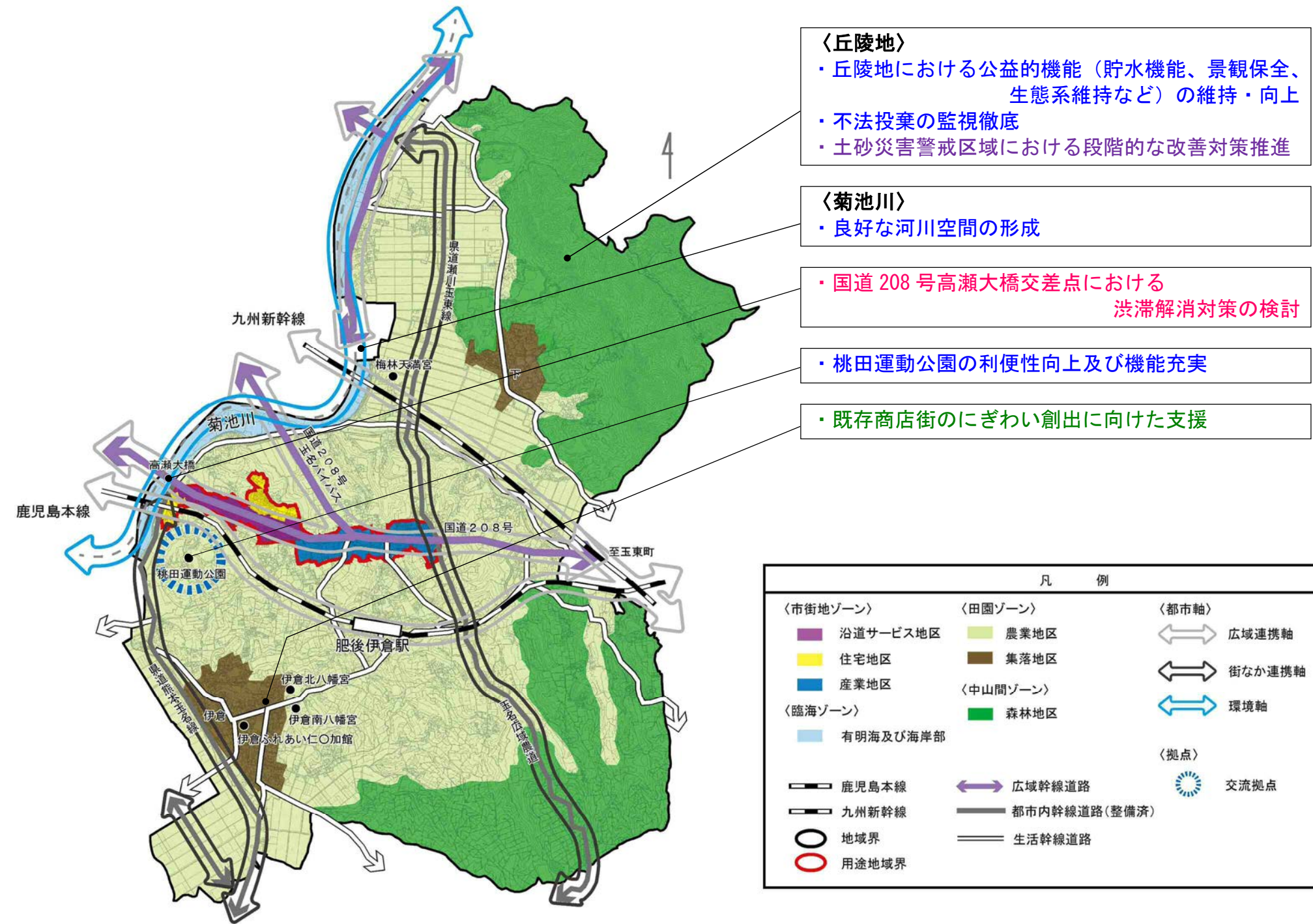
《凡 例》

青文字：まちづくり方針①「森の緑と川に囲まれた田園環境のうおいが残る人が集うまちづくり（交流）」に関する事項

赤文字：まちづくり方針②「豊かな自然と歴史を身近に感じることができる暮らしやすいまちづくり（快適）」に関する事項

紫文字：まちづくり方針③「みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全）」に関する事項

緑文字：まちづくり方針④「誰もが安心して生活できる地域のつながりを大切にしたまちづくり（自立）」に関する事項



〈地域全体として〉

・営農環境向上と農地保全などに向けた
支援実施【重点】

・耕作放棄地の適正管理・活用
・地域資源の活用による交流促進活動に対する
支援実施【重点】

・集落内に点在する歴史的建造物や伝統芸能などの
保存・継承並びに観光資源としての活用

・個人設置型浄化槽の普及促進
・水道施設の計画的な更新
・老朽化した公園施設の再整備
・空家・空地の解消・活用
・山間部の集落地における広場などの整備
・既成市街地への住宅の立地誘導
・超高齢社会への対応や子育て世帯への支援に
向けた賃貸住宅の立地誘導【重点】

・バリアフリー対策の推進【重点】
・通学路などの生活道路での事故抑止対策の実施
・将来の地域を担う若手後継者の組織化【重点】
・地域住民、関係団体が一体となって
活動する組織に対する支援実施

・地域主体の伝統行事や
自主活動開催に対する支援【重点】

1-2-5 南部地域 ※対象小学校区：豊水、大浜、横島

(1) 概況 ※ 〇〇については、本文下に写真を掲載

- 市南部の有明海沿岸部に位置し、横島自治区を中心とした菊池川左岸のエリアである。横島支所を中心に、地域の主要な動線である国道 501 号沿道に市街地が形成されているが、地域の大半は干拓による田園地帯が広がり、自然に恵まれた地域である。
- 有明中学校区により構成された地域であり、地域内の人のつながりが深い地域でもある。
- 平成 22 年の人口は 9,476 人、人口密度は 3.3 人/ha と、市全体（4.6 人/ha）に比べてやや低い状況にある。また、高齢化率は 30%と市全体（28%）に比べてやや高い状況にある。
- 第 1 次産業人口の割合が 6 地域の中で 2 番目に高く、本地域に広がる広大な田園地帯では、イチゴやトマト、ミニトマトなどの施設園芸や稲作などが大変盛んである。
- 地域内の横島地区を除くエリアについては、都市計画区域に指定されているが、用途地域は未指定である。
- 地域内に都市計画道路は配置されておらず、都市緑地は 1 箇所（松原河川緑地）整備されている。上水道については、都市計画区域内（豊水地区、大浜地区）及び横島地区の一部（昭栄地区）が整備されている。下水道などについては、横島地区のみ農業集落排水事業により整備されており、豊水地区、大浜地区は個人設置型浄化槽による整備が進められている。
- 近年の市街化動向は、都市計画区域外（横島地区）での新築動向が、都市計画区域内（大浜町・豊水地区）よりも活発である。
- 地域内には、干拓関係の遺産として、加藤清正公の土木遺構である「石塘・石塘樋門」や、国指定重要文化財の「旧玉名干拓施設」が所在する。また、大浜町には江戸時代以降高瀬の外港として船運業が栄えた趣のある「廻船問屋街」や太平洋戦争中に建設された「大浜飛行場及び関連施設跡」など、数多くの歴史的資源が点在している。



横島支所



干拓による田園地帯



石塘・石塘樋門



旧玉名干拓施設



廻船問屋街

写真一 南部地域の地域資源

（２）本地域における課題

○豊かな自然環境や数々の歴史的資源の保全・活用（「交流」に関する課題）

…干拓による田園地帯や有明海、菊池川などの豊かな自然環境や、イチゴやトマト、アサリや海苔などの農水産物、地域内に点在する数々の歴史的資源などを地域の財産として後世に継承するとともに、新たなにぎわいを創出する地域資源としてさらなる活用を図る必要があります。

○市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持（「快適」に関する課題）

…横島支所を中心とした市街地においては、本市南部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着きのある快適な住環境を維持する必要があります。

○安全で安心できる暮らしの実現（「安全」に関する課題）

…ゲリラ豪雨や台風を起因とした菊池川、唐人川の河川氾濫や有明海沿岸部の高潮被害、横島山の土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

○地域資源の活用による地域コミュニティの維持・向上（「自立」に関する課題）

…神楽や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するとともに、日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

（３）基本的な考え方・テーマ

南部地域のまちづくりのテーマ

自然と共生した 歴史・文化を感じる南部地域

（４）地域まちづくりの方針と主要な施策

※ ○○は市民ワークショップ意見反映箇所

※ 【重点施策】は市民ワークショップ及び庁内ワーキングにおける重点施策に位置づけられた施策・取り組み

①自然環境の保全と地域資源としての活用による豊かな自然と共生したまちづくり

○かけがえのない豊かな自然を市民・地域の財産として後世に残します。

- 有明海の水質保全と海岸線の保全・活用
- 営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援の実施
- 不法投棄の監視徹底
- 豊かな自然景観の保護・保全に向けた景観勉強会の開催

○地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進を図ります。

- 地域主体による地域資源マップ（歴史・観光マップ、イベントなど）の作成や誘導サイン・案内サインの設置、集客イベントの企画・運営（菊池川でのリバーウォーキング、旧玉名干拓施設を活用したPRイベントなど）の支援【重点施策】
- 地域住民や民間企業が参画し、官民一体が協働で進める景観づくりの推進【重点施策】
- イチゴ・トマト・ミニトマト及びアサリや海苔などの地域を代表する農水産物などを活かした観光産業の振興

②豊かな田園風景に囲まれたゆとりと潤いのある住み続けたいまちづくり

○誰もがいきいきと生活できる快適な住環境づくりに努めます。

- 本地域より本市中心市街地（JR玉名駅方面）への交通アクセス機能の向上【重点施策】
- 交通渋滞箇所（国道208号高瀬大橋交差点等）の渋滞解消対策の検討【重点施策】
- 菊池川堤防工事における空地の公園化の推進（大浜町）【重点施策】
- 横島グラウンド及びその周辺における機能の集積・充実
- 有明海沿岸道路（Ⅱ期、熊本市～大牟田市間）の候補路線から計画路線への格上げを要望する活動の継続実施
- 住環境の整備・改善（農業集落排水の普及促進、個人設置型浄化槽設置に対する補助金の交付、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備）
- 空家・空地の解消及び活用に向けた取り組みの実施

○適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和を図ります。

- 既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地の誘導

○誰もが安心・快活に暮らし続けることができる福祉のまちづくりを進めます。

- 路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通（乗合タクシーなど）の導入検討・展開

③みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり

○自然災害から、地域住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進に努めます。

- ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策の推進
- 土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進
- 横島グラウンドにおける広域避難場所としての機能充実

④歴史・文化が感じられる地域が元気になるまちづくり

- 日常の豊かな暮らしを実現するため、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持を図ります。
 - 神楽や祭りなどの地域に根付いた伝統文化を後世に継承するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティ活動の継続を支援します。
- 地域住民や関係団体がともに活動する「校区コミュニティ協議会（仮称）」の設置検討
 - 地域主体による伝統行事（祭り、神楽など）並びに自主活動（地域の民話発掘・紹介、花いっぱい運動など）の保存に対する支援の実施【重点施策】
 - 既存の商店街における商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成並びににぎわい再生・創出に向けた取り組みに対する支援の実施

図一南部地域まちづくり方針図

自然と共生した 歴史・文化を感じる南部地域

《凡 例》

- 青文字：まちづくり方針①「自然環境の保全と地域資源としての活用による豊かな自然と共生したまちづくり（交流）」に関する事項
 赤文字：まちづくり方針②「豊かな田園風景に囲まれたゆとりと潤いのある住み続けたいまちづくり（快適）」に関する事項
 紫文字：まちづくり方針③「みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり（安全）」に関する事項
 緑文字：まちづくり方針④「歴史・文化が感じられる地域が元気になるまちづくり（自立）」に関する事項



- ・土砂災害警戒区域における段階的な改善対策推進
- ・横島グラウンド及びその周辺における機能の集積・充実
- ・有明海の水質保全と海岸線の保全・活用

〈地域全体として〉

- ・営農環境向上と農地保全・活用に向けた支援実施
- ・耕作放棄地の適正管理・活用
- ・不法投棄の監視徹底
- ・豊かな自然環境保護や景観形成に関する勉強会開催
- ・地域資源マップの作成・誘導サインの設置・集客イベントの支援【重点】
- ・地域住民・民間企業の参画による景観づくりの推進【重点】
- ・地元農水産物を活用した観光産業の振興
- ・本市中心市街地（ＪＲ玉名駅方面）への交通アクセス機能の向上【重点】
- ・交通渋滞箇所（国道 208 号高瀬大橋交差点等）の渋滞解消対策の検討【重点】
- ・菊池川堤防工事における空地の公園化【重点】
- ・有明海沿岸道路（Ⅱ期）の延伸整備の要望
- ・農業集落排水の普及促進
- ・個人設置型浄化槽の普及促進
- ・水道施設の計画的な更新
- ・老朽化した公園施設の再整備
- ・空家・空地の解消・活用

凡 例	
〈田園ゾーン〉	〈都市軸〉
農業地区	広域連携軸
集落地区	街なか連携軸
〈臨海ゾーン〉	環境軸
有明海及び海岸部	
広域幹線道路	〈拠点〉
都市内幹線道路（整備済）	地域拠点
生活幹線道路	
地域界	
都市計画区域	

- ・既存集落への住宅の立地誘導
- ・地域密着型の公共交通の導入検討・展開
- ・ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策の推進
- ・「校区コミュニティ協議会（仮称）」の設置検討
- ・地域福祉活動の担い手及び団体の育成・支援
- ・地域主体の伝統行事や自主活動開催に対する支援【重点】
- ・既存商店街活動の維持・継続に向けた後継者育成及びにぎわい創出に向けた支援

1-2-6 南東部地域 ※対象小学校区:玉水、小天、小天東

(1) 概況 ※ 〇〇については、本文下に写真を掲載

- 熊本市、玉東町と隣接する市南東部に位置し、天水自治区により構成される、金峰山系の熊ノ岳・三ノ岳の緩やかな傾斜面を活用した果樹栽培が盛んな中山間地と田園地帯からなる自然的資源に恵まれたエリアである。
- 天水中学校区により構成された地域であり、地域内の人のつながりが深い地域でもある。
- 天水支所を中心に、県道熊本玉名線沿道に市街地が形成されており、その他主要な動線として、国道 501 号が地区を南北方向に配置されている。
- 本地域は都市計画区域外であり、地域南東部の丘陵地は県立自然公園に指定されている。
- 平成 22 年の人口は 6,509 人、人口密度は 3.0 人/ha と市全体 (4.6 人/ha) に比べてやや低い状況にある。また、高齢化率も 31% と市全体 (28%) に比べて高い状況にある。
- 第 1 次産業人口の割合が 6 地域の中で最も高く、本地域に広がる田園地帯では、イチゴ・トマト・ミニトマトの施設園芸や稲作、また、有明海を望む天水地区の丘陵地では、全国でもトップクラスの生産量を誇るみかんの産地である。
- 近年の市街化動向は、住居系の新築動向が活発である。
- 地域内に都市計画道路、都市緑地は配置されていない。上水道などについては、地域内の一部が簡易水道により整備されている。下水道などについては、地域内の一部(玉水地区の一部)が農業集落排水事業により整備されており、その他の地区は市町村設置型浄化槽による整備が進められている。
- 地域内には、夏目漱石の小説「草枕」の舞台となった「前田家別邸」をはじめ、「草枕温泉てんすい」、「草枕交流館」などの交流施設や風光明媚な有明海を見渡せる「実山展望公園」、また、平成の名水百選にも選ばれる「尾田の丸池」や俳優「笠 智衆」の生家など、地域の歴史と豊かな自然を感じることができる地域資源が数多く点在している。



天水支所



前田家別邸



草枕温泉てんすい



実山展望公園



尾田の丸池

写真一 南東部地域の地域資源

（２）本地域における課題

○豊かな観光資源の保全・活用による交流促進（「交流」に関する課題）

…本市の観光拠点として位置づけられる小天温泉をはじめ、地域内に点在する数々の歴史的資源、観光資源などのさらなる活用を図るため、多くの来訪者・来街者を受け止める受け皿づくりや、交流促進を図るためのソフト・ハード対応を図る必要があります。

○市街地としての利便性と居住地としての快適性の維持（「快適」に関する課題）

…天水支所を中心とした市街地においては、本市南部の地域拠点としての各種市民サービス機能の維持・改善や本市中心部への交通アクセス性の向上を図るとともに、既存集落においては、落ち着きのある快適な住環境を維持する必要があります。

○安全で安心できる暮らしの実現（「安全」に関する課題）

…住宅地や水田地帯の浸水被害や金峰山系の急傾斜地における土砂災害などといった自然災害や、火災、交通事故、犯罪などによる被害を抑制・軽減するため、地域住民と行政が一体となり、安全性の確保に努める必要があります。

○地域資源の活用による地域コミュニティの維持・向上（「自立」に関する課題）

…日常の豊かな暮らしを実現するため、地域住民と行政が一体となり、地域コミュニティを維持する必要があります。

（３）基本的な考え方・テーマ

— 南東部地域のまちづくりのテーマ —

自然と文化に包まれ 交流といやしのある南東部地域

（４）地域まちづくりの方針と主要な施策

※ ○○は市民ワークショップ意見反映箇所

※ 【重点施策】は市民ワークショップ及び庁内ワーキングにおける重点施策に位置づけられた施策・取り組み

①地域資源を活用した地域住民、市民、来訪者による交流のまちづくり

○かけがえのない豊かな自然を市民・地域の財産として後世に残します。

- 営農環境の向上と農地の保全・活用、耕作放棄地の適正管理並びに利活用に向けた支援の実施【重点施策】
- 金峰山系の山間部における公益的機能（貯水機能、景観保全、生態系維持など）の維持・向上
- 不法投棄の監視徹底
- E M（有用微生物群）などの使用による環境浄化活動の支援

○本市の観光拠点として、来訪者・観光客との交流の場づくりに努めます。

○地域住民主体による地域資源を活用した来訪者との交流促進を図ります。

➤ 地域の自然や豊富な農産物などを活用した体験・交流イベントの開催【重点施策】

➤ 小田温泉周辺における魅力的な観光空間の形成

➤ 地域を担う中核農家の育成支援【重点施策】

➤ 地元農産物などを活用した生産から加工、販売までを実施する事業者に対する支援並びに郷○市における集客向上策の実施支援

➤ 地域主体による地域資源マップ（歴史・観光マップ、イベントなど）の作成や誘導サイン・案内サインの設置、集客イベント（小説「草枕」、夏目漱石を活用したイベントなど）の企画・運営に対する支援

➤ 「尾田の丸池」の名水や地域内で採れる薬草などを活用した地域おこし活動に対する支援の実施

➤ 官民が協働で進める良好な景観形成に向けた取り組み（眺望ポイントの整備・改善（休憩施設など）、PRの実施、景観にちなんだイベント開催など）に対する支援の検討

②豊かな自然と文化に包まれた、ゆとりと潤いのある住み続けたいまちづくり

○誰もがいきいきと生活できる快適な住環境づくりに努めます。

➤ 本地域より本市中心市街地（JR玉名駅方面）への交通アクセス機能の向上

➤ 交通渋滞箇所（国道208号高瀬大橋交差点等）の渋滞解消対策の検討

➤ 熊本市からのアクセス強化に向けた県道1号線の道路改良の推進

➤ 天水グラウンドの機能の充実

➤ 有明海沿岸道路（Ⅱ期、熊本市～大牟田市間）の候補路線から計画路線への格上げを要望する活動の継続実施

➤ 住環境の整備・改善（農業集落排水の普及促進、市町村設置型浄化槽の普及促進、水道施設の計画的な更新、老朽化した公園施設の再整備）

➤ 空家・空地の解消及び活用に向けた取り組みの実施

○適切な土地利用の誘導による居住環境と営農環境の調和を図ります。

➤ 既存農地における無秩序な宅地化の防止並びに既存集落への住宅立地の誘導

○誰もが安心・快活に暮らし続けることができる福祉のまちづくりを進めます。

➤ 福祉施策との連携による誰もが安心して暮らせる住宅施策の展開

➤ 路線バスの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域における地域密着型の公共交通（乗合タクシーなど）の導入検討・展開

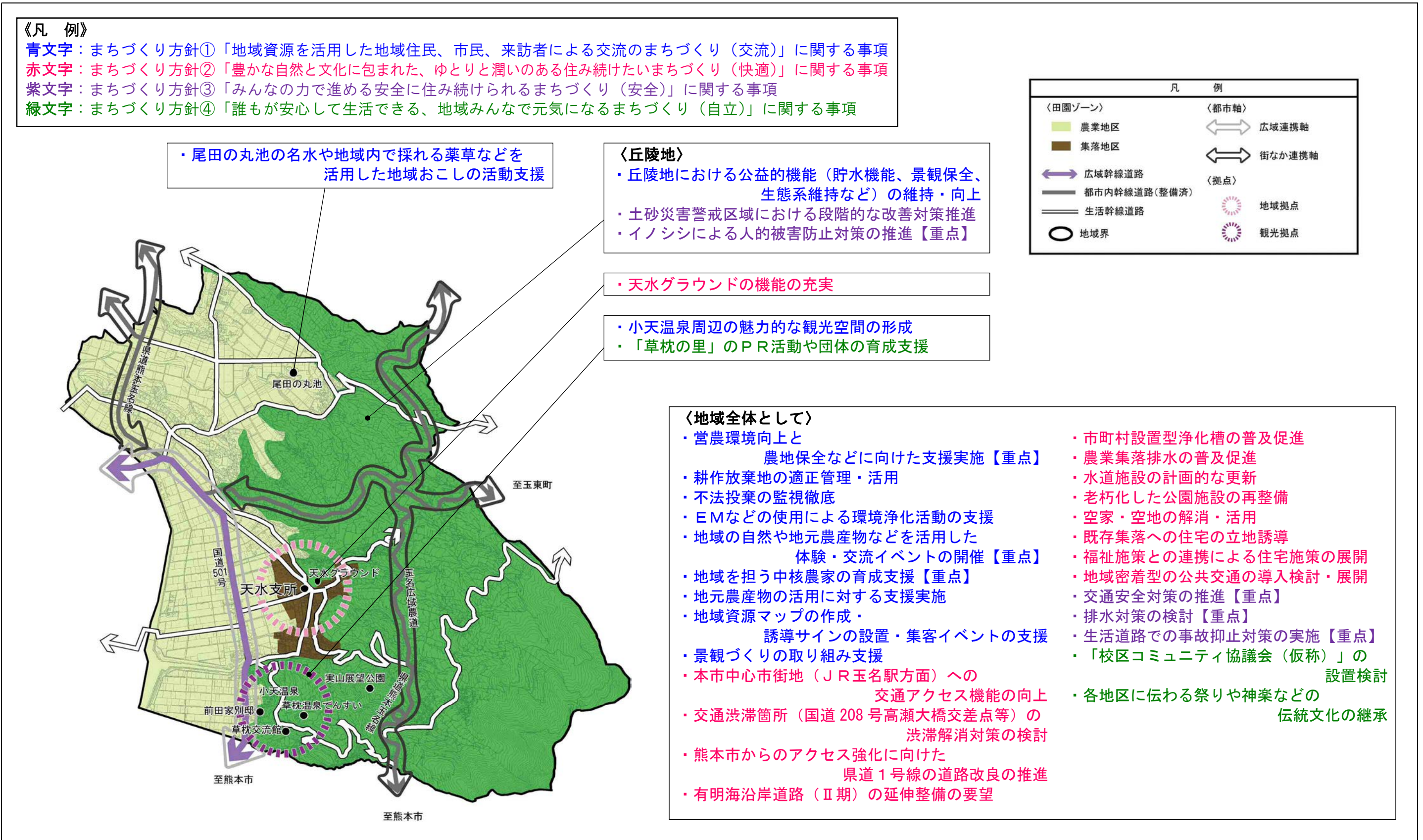
③みんなの力で進める安全に住み続けられるまちづくり

- 自然災害から地域住民の生命、財産を守る防災まちづくりの推進に努めます。
- 高齢者や観光客などの歩行者が多い地域などにおける「人」の視点に立った交通安全対策の推進【重点施策】
- 平坦部から唐人川に挟まれた地区における排水対策の検討【重点施策】
- イノシシによる人的被害防止対策の推進【重点施策】
- 生活道路における事故抑止対策の実施【重点施策】
- 土砂災害警戒区域における段階的な改善対策の推進
- 天水グラウンドにおける広域避難場所としての機能充実

④誰もが安心して生活できる、地域みんなで元気になるまちづくり

- 日常の豊かな暮らしを実現するため、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持を図ります。
- 地域住民や関係団体がともに活動する「校区コミュニティ協議会（仮称）」の設置検討
- 地域に根付いた伝統文化を後世に継承するため、連帯感や郷土愛に支えられた元気な地域コミュニティ活動の継続を支援します。
- 小天天子宮の「火の神祭り」をはじめ、各地区に伝わる祭りや神楽などの伝統文化の継承
- 「草枕の里」のPR活動や団体の育成支援

図一南東部地域まちづくり方針図 **自然と文化に包まれ 交流といやしのある南東部地域**



第Ⅳ編 計画の実現に向けて

第1章 実現化方策

1-1 取り組みの基本的な考え

本計画を基本として、各分野における各種計画などとの調整を図りながら、都市づくりにおける各実施事業の展開を図ります。

また、本計画を推進するため、他の関係機関との連携強化を進め、推進体制の充実を図ります。

1-1-1 都市計画マスタープランの運用

「土地利用」「都市施設」「市街地整備」をはじめ、都市計画に関わる個別計画を総合的・一体的に進めるための指針として、本計画を運用します。

- 地域地区の指定、都市計画区域の導入など、土地利用や建築物などの適正な規制・誘導などに関わる事項の決定または変更にあたっては、本計画の方針に沿って進めます。
- 道路・交通、公園などの分野別の計画づくり、都市施設に関する都市計画の決定または変更、都市施設の整備など、具体的な施策の実施においても、本計画の方針に沿って進めます。
- 土地利用の誘導策と都市施設の計画や事業を一体的に進めることで、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。
- 玉名らしい景観の形成、みどり豊かな住環境の確保、市街地を囲む海や山の自然環境の保全、また、中心市街地の活性化や九州新幹線新玉名駅周辺整備、新庁舎周辺整備など、各分野の計画との連携により、効率的かつ効果的な都市づくりを進めます。

1-1-2 都市づくりの推進体制の充実

本計画に示す都市づくりを効率的かつ効果的に進めていくため、それぞれの計画や施策の段階において、緊密な連携を確保しながら計画を推進します。

(1) 国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化

- 国、県などが進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを推進します。
- 分野別方針などに位置づける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、企画、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを推進します。

- 特に、玉名市は広域的にも交通の要衝としての役割を担います。その達成に向けて国や県、近隣市町との連携を強化します。

（２）協働のまちづくりを支援する体制づくり

- 地域に根ざしたまちづくりを実現していくため、ＮＰＯなどのまちづくり団体、地域コミュニティ団体や町内会などのまちづくり組織と連携して施策を進めます。
- 市民、事業者など及び市が共通の目的意識を持って、互いに連携しながらまちづくりに取り組むことができる体制づくりを推進します。

（３）庁内推進体制の構築と人材育成

- 都市づくりの一体性を確保し、各種事業の実効性を高めるため、庁内プロジェクトチーム（ワーキンググループ）の設置など、横断的な検討組織づくりを進めます。
- 研修や地域での実践的なまちづくり活動を通して市職員の専門性を高めるなど、人材育成にも努めます。

1-2 協働のまちづくりの推進

本計画の実現のためには、まちづくりの主体となる市民や事業者などとの連携・協働によりまちづくりを進めることが重要です。

このため、協働のまちづくりに向けた環境を整えることが必要であり、市民や事業者などが参加しやすい機会を設けるとともに、自主的にまちづくりに取り組んでいる団体への支援の充実を図ります。

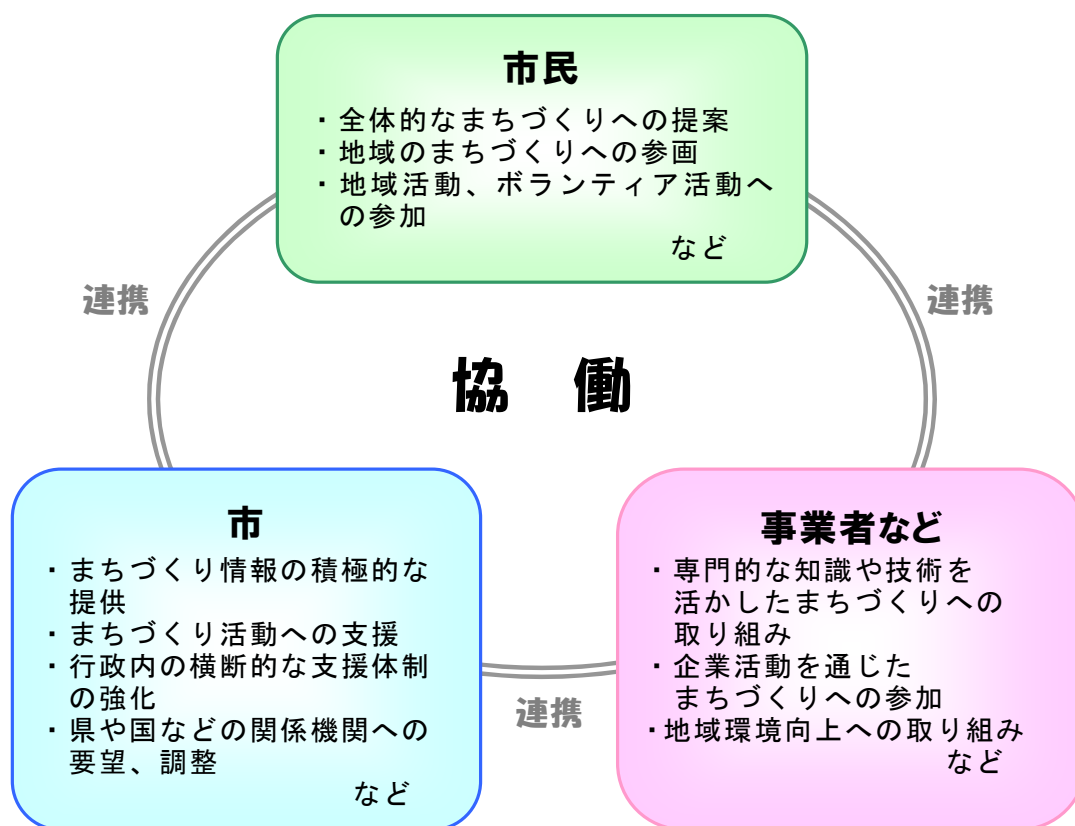
本計画における「協働のまちづくり」とは



以下に掲げる協働のまちづくりの概念に基づき本計画を進めます。

- それぞれの主体性・自発性のもとに取り組めます。
- お互いの立場や特性を認め、知恵や力を出し合います。
- 共通する目的の実現に向けて協力します。

【協働のまちづくりの体制のイメージ】



1-2-1 協働のまちづくりの進め方

まちづくりの主役である市民・事業者などが参加し、市民と市が一体となってまちづくりを進めることができる取り組みを行います。

- 本計画に基づき実施される個別分野の計画策定や都市計画の決定・変更など、具体的な施策の展開にあたっては、公聴会や説明会、アンケート調査、ワークショップ、パブリックコメントなどの実施により、市民参加の機会を充実し、市民ニーズを踏まえ取り組みます。
- 市民、事業者の関心や意欲を高めるため、話し合いの場の提供と、まちづくりアドバイザーなどの派遣制度を活用します。
- NPOをはじめとしたまちづくり団体、地域コミュニティ団体、町内会などのまちづくり団体からの積極的な提案は、まちづくりを進める上で大切な役割を果たします。そのため、このような活動が広がり、市民主体の活力あるまちづくりにつながるよう、各種助成・奨励制度を活用します。
- 地域の美化活動、にぎわいの創出に向けたイベントの開催など、これまで行われてきた市民活動を活かし、地域の特性に応じたまちづくりへの展開を図ります。また、これら団体の連携強化に向けた体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

1-2-2 各種制度などの活用

市民と事業者などが主体となった計画の検討・実践手法として、次のような制度があります。これらの制度の活用により協働のまちづくりを推進します。

- 地域住民が主体的なまちづくりを進めるため、市に対し都市計画の決定や変更の提案を行うことができる「都市計画提案制度」を活用します。
- 比較的小規模な地区を単位として、道路・公園の配置や建物の用途、高さ、敷地などに関する事項をきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める「地区計画制度」を活用します。
- 玉名らしい都市景観の創出、みどり豊かな住環境の形成など、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、「景観協定」、「建築協定」、「緑化協定」などの制度の活用を図ります。

1-3 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、実施過程について適正に管理し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

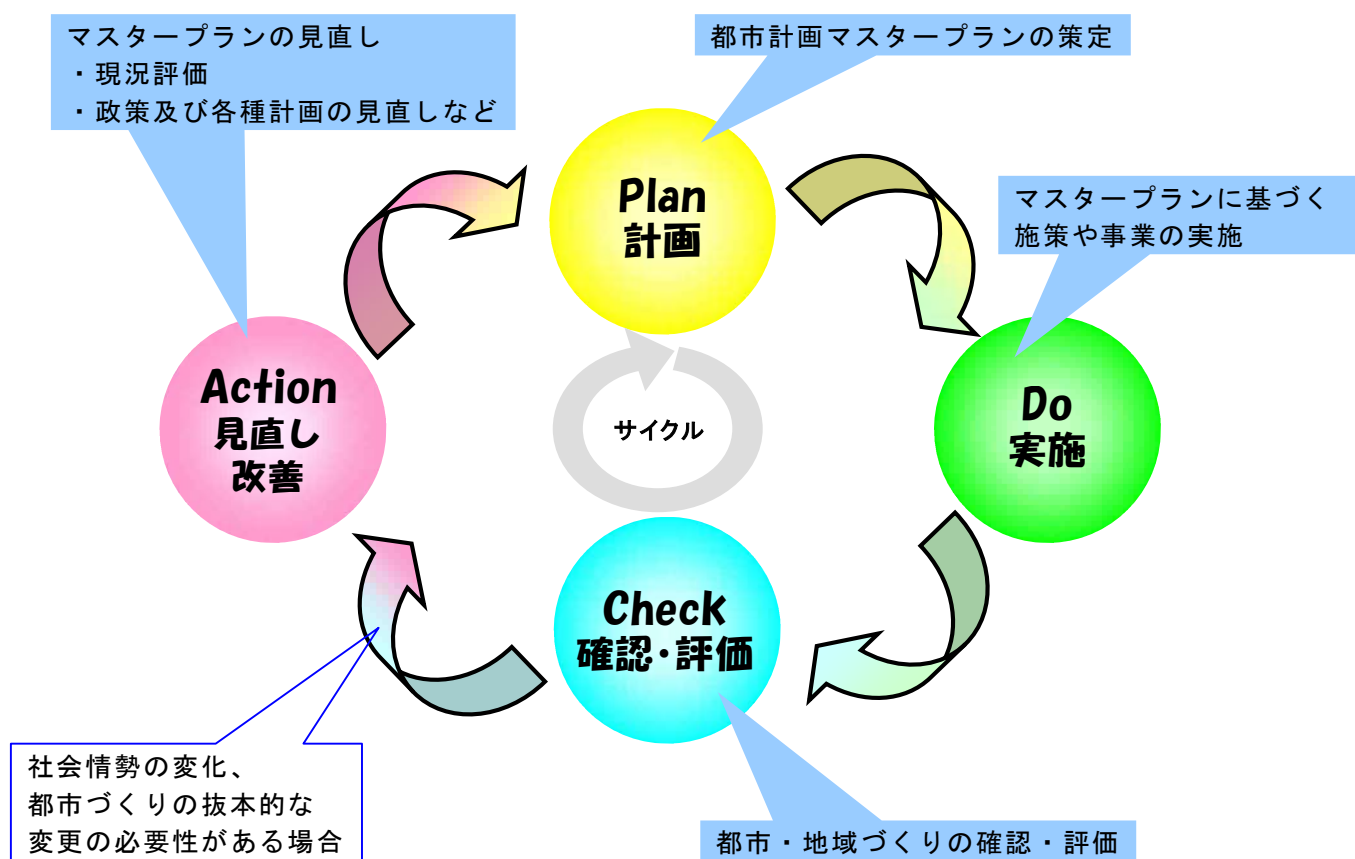
進行管理にあたっては、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（確認・評価）、A c t i o n（見直し・改善）のP D C Aサイクルを導入し、計画の着実な実現を目指します。

1-3-1 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本市の今後のまちづくりは、本計画の方針に基づき、各種制度や事業を活用して推進しますが、まちづくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直し、改善を行うなど、計画の適正な管理を行います。

- 都市計画基礎調査、各種統計調査の結果や市民アンケート調査などにより、都市・地域づくりの進行状況の確認・評価を行います。
- 市民・事業者など・市の協働によるまちづくりについても、本計画に照らし合わせて評価を行うなど、市民による評価の基準や仕組みづくりの充実を図ります。
- 確認・評価に併せて、策定後、都市をとりまく社会情勢の変化を踏まえて、本計画の方針や各種施策の妥当性を判断し、総合計画などとの整合を図りながら、必要に応じて計画を見直します。
- 計画の見直しにあたっては、広く市民に情報提供することはもとより、専門的な知識や客観的な意見・提案を受ける場として協議会などを設置します。

【都市計画マスタープラン進行管理のイメージ】



参考資料

1. 玉名市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

平成24年3月29日
告示第26号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「マスタープラン」という。)の策定について、住民の意見を反映させるため、玉名市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
 - (2) マスタープランの内容の検討に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、マスタープランの策定に係る重要事項の検討に関すること。
- (平25告示115・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 建設経済委員長(玉名市議会委員会条例(平成17年条例第189号)第2条第2号の建設経済委員会の委員長をいう。)
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者
- (平25告示115・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランの策定の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、前条各号の区分に従い後任者を市長が委嘱する。
- 3 前条第1号及び第3号に掲げる委員については、その所属機関の役職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成25年12月27日告示第115号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、平成25年11月18日から適する。

2. 計画策定の経過

期 日	項 目
平成 2 4 年 2 月 ~ 3 月	市民アンケート調査実施 (無作為抽出による市民2, 0 0 0名を対象)
平成 2 4 年 5 月 2 5 日	玉名市都市計画マスタープラン策定委員会委員の任命
平成 2 4 年 5 月 2 5 日	第 1 回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 2 4 年 8 月 2 9 日	第 2 回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日	第 1 回市民ワークショップ開催 (各地域における「魅力・課題マップ」の作成)
平成 2 5 年 1 月 2 1 日	第 3 回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 2 5 年 2 月 1 日 ~ 平成 2 5 年 3 月 4 日	パブリック・コメントの実施 (玉名市都市計画マスタープラン全体構想(案)に係る意見公募)
平成 2 5 年 2 月 8 日	第 2 回市民ワークショップ開催 (各地域における「アイデアマップ」の作成、まちづくりのテーマ設定)
平成 2 5 年 2 月 2 2 日	玉名市都市計画審議会開催 (玉名市都市計画マスタープラン全体構想(案)に係る中間報告)
平成 2 5 年 3 月 2 1 日	第 3 回市民ワークショップ開催 (各地域における「アイデアマップ」の完成、まちづくりの進め方協議)
平成 2 5 年 8 月 6 日	第 4 回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 2 5 年 8 月 2 7 日	玉名地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成 2 5 年 8 月 2 8 日	横島地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日	天水地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日	岱明地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成 2 5 年 1 2 月 2 日	第 5 回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成 2 6 年 1 月 8 日 ~ 平成 2 6 年 2 月 7 日	パブリック・コメントの実施 (玉名市都市計画マスタープラン(案)に係る意見公募)
平成 2 6 年 2 月 1 3 日	玉名市都市計画マスタープラン策定委員会より市長へ「玉名市都市計画マスタープラン(案)」の報告
平成 2 6 年 2 月 1 4 日	玉名市都市計画マスタープラン(案)について、市長より玉名市都市計画審議会へ諮問
平成 2 6 年 2 月 2 7 日	玉名市都市計画審議会開催 (玉名市都市計画マスタープラン(案)の決定・承認)
平成 2 6 年 3 月 1 1 日	玉名市都市計画マスタープラン(案)について、玉名市都市計画審議会より市長へ答申
平成 2 6 年 3 月	玉名市都市計画マスタープランの策定

3. 諮問・答申

●諮問

玉市都第 170 号
平成 26 年 2 月 14 日

玉名市都市計画審議会 様

玉名市長 高 嵯 哲 哉

玉名市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、玉名市都市計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

●答申

玉市都審第 1 号
平成 26 年 3 月 11 日

玉名市長 高 嵯 哲 哉 様

玉名市都市計画審議会
会長 西 島 衛 治

玉名市都市計画マスタープランについて（答申）

平成 26 年 2 月 14 日付け玉市都第 170 号で諮問のありました「玉名市都市計画マスタープラン」の件について、当審議会（平成 26 年 2 月 27 日開催）で慎重に審議を重ねた結果、玉名市の都市計画に関する基本的な方針として適切なものであると認めますので、ここに答申します。

なお、本方針の推進にあたっては、今後の社会経済情勢の変化などに十分に留意し、適切に対応するとともに、適正な進行管理に努めることを望みます。

4. 玉名市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

区 分	役 職	所 属 等
学識経験者	委員長	九州看護福祉大学 社会福祉学科 教授
学識経験者	副委員長	崇城大学 建築学科 准教授
学識経験者	委員	九州看護福祉大学 看護学科 教授
学識経験者	〃	熊本県建築士会あらたま支部代表
学識経験者	〃	玉名市農業委員会会長
玉名市議会	〃	玉名市議会建設経済委員長
市長が認める者	〃	玉名商工会議所会頭
市長が認める者	〃	玉名市商工会会長
市長が認める者	〃	玉名市社会福祉協議会事務局長
市長が認める者	〃	玉名市区長会協議会会長
市長が認める者	〃	男女共同参画社会づくり地域リーダー
市長が認める者	〃	J A たまな女性部横島支部長
関係行政機関	〃	玉名警察署交通課長
関係行政機関	〃	有明広域行政事務組合消防本部 玉名消防署長
関係行政機関	〃	熊本県県北広域本部玉名地域振興局長